

学位請求論文

情報通信分野における国家モデルに基づいた
情報化政策に関する研究

- ガバメントの限界とガバナンスの可能性 -

慶應義塾大学大学院
政策・メディア研究科
後期博士課程

土屋 大洋

目次

序章	情報通信分野における国家像 - 研究の意義と概要 -	1
第1章	情報国家モデル - 分析枠組 -	8
第2章	ガバメント型情報国家 - 19世紀英国と電信ネットワーク -	27
第3章	ガバナンス型情報国家 - 20世紀米国とインターネット -	47
第4章	ガバナンス型情報国家をめぐる問題（1） - 米国の通信品位法に見る政府の役割 -	76
第5章	ガバナンス型情報国家をめぐる問題（2） - プライバシー問題に見る政府規制のあり方 -	110
第6章	ガバナンス型情報国家をめぐる問題（3） - 暗号規制問題に見る安全保障と情報技術 - ...	139
第7章	政府情報化へ向けた施策（1） - 行政ホームページ調査 -	158
第8章	政府情報化へ向けた施策（2） - 米国電子情報自由法（EFOIA）に見るインターネット時代の情報公開法 -	186
第9章	国際情報通信秩序の再構築 - WTOにおける米国の影響力 -	211
終章	結論	241
注	248
参考文献	269
索引	298
謝辞	316

細目次

序章 情報通信分野における国家像 - 研究の意義と概要 -	1
第1章 情報国家モデル - 分析枠組 -	8
第1節 情報通信の戦略性と情報文明論の再解釈	9
第2節 情報国家の三つのモデル	16
第2章 ガバメント型情報国家 - 19世紀英国と電信ネットワーク -	27
第1節 大英帝国の盛衰と電信	28
第2節 電信の発明と電信ネットワークの国際的拡張	30
第1項 電信の発明と海底ケーブル	30
第2項 海底ケーブルの拡張と国際電信会議	31
第3項 無線電信の発明	39
第4項 戦争と無線電信	40
第3節 電信ネットワークの管理と活用	41
第1項 四つの層の協定	41
第2項 大英帝国のエージェント - ケーブル・アンド・ワイアレスとロイター通信 -	43
第4節 ガバメント型情報国家としての19世紀英国	45
第3章 ガバナンス型情報国家 - 20世紀米国とインターネット -	47
第1節 情報国家としての米国	48
第2節 電信から電話へ	49
第3節 冷戦とARPANET、インターネット	51
第4節 政治経済的戦略概念としてのインターネット	62
第1項 クリントン政権の成立	62
第2項 インターネットの偏在と米国の存在感	64
第3項 インターネット・エコノミーの拡大	67
第4項 ガバナンス型政治の効用	71
第5節 ガバナンス型情報国家としての米国	72
第4章 ガバナンス型情報国家をめぐる問題（1） - 米国の通信品位法に見る政府の役割 -	76
第1節 情報技術が生み出す新しい問題	77
第2節 議会公聴会	78
第1項 通信品位法の政策過程における公聴会	78
第2項 1995年7月24日の上院公聴会	79
第3項 1995年7月26日の下院公聴会	84
第3節 二つの価値観をめぐる議論	88
第1項 議員たちの議論とその後の投票行動	88
第2項 パネルの証言者たちの議論	90
第3項 議論の焦点	92
第4節 通信品位法をめぐるアクター	93
第1項 米国政治におけるロビーイング	93
第2項 通信品位法反対派	94
第1目 CDT	94
第2目 EFF	94
第3項 通信品位法賛成派	95
第1目 キリスト教徒同盟	95
第2目 FRC	96
第3目 Enough is Enough	96

第5節 通信品位法反対運動の展開.....	97
第1項 通信品位法の成立.....	97
第2項 通信品位法反対運動の開始.....	99
第3項 通信品位法一時差し止めとブルー・リボン・キャンペーン.....	100
第4項 フィラデルフィア連邦地裁決定.....	103
第5項 連邦最高裁判決.....	104
第6節 CDA IIとスクール・フィルタリング.....	105
第7節 サイバースペースと合意形成.....	107
第5章 ガバナンス型情報国家をめぐる問題（2） - プライバシー問題に見る政府規制のあり方 -	110
第1節 「情報スヌーパーハイウェイ」の到来？.....	111
第2節 プライバシーとデータ保護をめぐる欧米の動向.....	112
第1項 プライバシーとデータ保護.....	112
第2項 OECDとEU.....	115
第3項 欧州各国の動向.....	118
第4項 欧州規制に対する米国の対応とアプローチ.....	120
第5項 米国におけるプライバシー保護の問題.....	123
第6項 P3PとTRUSTe.....	130
第7項 個人データ保護と表現の自由.....	131
第3節 日本におけるデータ保護の現状と課題.....	133
第1項 ガイドラインの並立.....	133
第2項 包括的データ保護法への動き.....	137
第4節 エレクトロニック・プライバシーの課題.....	137
第6章 ガバナンス型情報国家をめぐる問題（3） - 暗号規制問題に見る安全保障と情報技術 -	139
第1節 兵器としての暗号.....	140
第2節 三つの兵器管理枠組と暗号管理.....	141
第3節 公開鍵暗号の発明と電子商取引.....	143
第1項 公開鍵暗号の発明.....	143
第2項 暗号と電子商取引.....	145
第4節 暗号管理体制の模索.....	148
第1項 米国の暗号政策.....	148
第2項 国際的な暗号管理体制の模索と日本の対応.....	151
第3項 暗号規制に対する反対.....	153
第5節 暗号管理体制の模索.....	155
第7章 政府情報化へ向けた施策（1） - 行政ホームページ調査 -	158
第1節 行政情報化の三段階.....	159
第2節 日本の行政情報化とインターネット.....	161
第3節 日米両国の行政ホームページの数量的動向.....	164
第4節 行政ホームページの内容.....	172
第1項 調査項目.....	172
第2項 1997年6月の日本の中央省庁のホームページ.....	174
第3項 1998年5月の日本の中央省庁のホームページ.....	176
第4項 1998年5月の米国の連邦各省のホームページ.....	180
第5節 行政ホームページの課題.....	181
第8章 政府情報化へ向けた施策（2） - 米国電子情報自由法（EFOIA）に見るインターネット時代の情報公開法 -	186
第1節 マルチメディア時代の情報公開法.....	187
第2節 1966年情報自由法（FOIA）.....	188
第1項 FOIAの成立.....	188
第2項 FOIAの内容.....	189

第3節 1996年電子情報自由法改正（EFOIA）	191
第1項 成立の背景	191
第2項 改正の要点	193
第4節 連邦政府機関のウェブページに見る電子情報自由法の利用例	195
第1項 FBI	195
第2項 CDC	200
第3項 FDA	204
第5節 情報公開とエンパワーメント	207
第9章 国際情報通信秩序の再構築 - WTOにおける米国の影響力 -	211
第1節 国際情報通信秩序における米国	212
第2節 国際電気通信レジームの変容	212
第3節 情報通信をめぐる多国間交渉	215
第1項 国際情報通信のガバナンス	215
第2項 国際情報通信交渉の枠組	218
第4節 基本電気通信サービス交渉合意	220
第1項 サービス貿易協定（GATS）と基本電気通信交渉	220
第2項 交渉の過程	221
第3項 自由化と再編	231
第5節 WTOにおける情報技術協定（ITA）の成立	232
第1項 日米半導体摩擦と情報技術市場の拡大	232
第2項 合意のプロセス	233
第6節 国際情報通信のガバナンスをめぐる課題 - 電子商取引 -	239
終章 結論	241
注	248
参考文献	269
索引	298
謝辞	316

図表目次

図 1 - 1	ハードパワーとソフトパワーの正のフィードバック	14
表 1 - 1	政府なきガバナンス	19
図 1 - 2	情報国家の三つのモデル	20
図 1 - 3	国際社会とサイバースペース	22
表 2 - 1	英国の主要電信協定（カッコ内の数字は協定が結ばれた年）	32
図 2 - 1	大北電信社の電信ネットワーク（1907年）	33
図 2 - 2	英国の電信ネットワーク	35
表 2 - 2	主要国際会議の加盟国・企業	37
表 2 - 3	世界の電信線の所有割合（1892年 - 1908年）	38
図 2 - 3	ケーブル・アンド・ワイアレス社の派生図	43
図 3 - 1	英国と米国における電信から電話への移行	50
表 3 - 1	インターネットの歴史	53
図 3 - 2	インターネットのホスト数の推移（推計）	65
図 3 - 3	ドメイン別のホスト数（推計）	66
図 3 - 4	IDC社によるインターネット市場規模の予測	68
表 4 - 1	議員の公聴会における態度と投票行動	89
表 4 - 2	パネル証言者15人の規制に対する態度	91
図 4 - 1	1996年通信法の立法過程	98
表 4 - 3	ホームページを黒くするキャンペーンに参加した組織	100
図 4 - 2	通信品位法の訴訟の動き	101
図 4 - 3	ブルー・リボン運動のロゴマーク	102
図 5 - 1	プライバシーとデータ保護	113
表 5 - 1	各国のデータ保護法制定の動き	119
図 5 - 2	U.S. Consumer Gatewayのホームページ	128
図 5 - 3	オンライン・プライバシー・アライアンスのホームページ	129
図 5 - 4	TRUSTeのシール	131
図 7 - 1	国の行政機関における周辺機器を含む買収（換算）額が1千万円以上のコンピュータの設置台数の推移（1970年度～1997年度）	160
表 7 - 1	日本の中央省庁レベルの主な情報化施策	162
表 7 - 2	主要省庁のホームページ開設時期	164
表 7 - 3	日米政府関連WWWホームページの増加	166
図 7 - 2	日米両国政府のホームページ数の推移	166
図 7 - 3	日本の省庁別ホームページ数の推移	167
図 7 - 4	米国の省庁別ホームページ数の推移	168
表 7 - 4	軍関係をのぞいたホームページ数	169
図 7 - 5	軍関係以外のホームページ数の推移	169
表 7 - 5	ホワイトハウスにおける情報の厚みの例	170
表 7 - 6	首相官邸における情報の厚みの例	171
表 7 - 7	日本政府のホームページの内容（1997年6月）	175
表 7 - 8	日本の政府ホームページの内容（1998年5月）	177
図 7 - 6	総合案内クリアリング・システム	178
表 7 - 9	米国の連邦省庁のホームページの内容（1998年5月）	181
図 7 - 7	ホワイトハウスのホームページ移動メッセージ（ホワイトハウスから財務省へ）	183
表 8 - 1	各国の情報公開制度における電子媒体の扱い	192

表 8 - 2	米国主要省庁のEFOIA関連ウェブページ	195
図 8 - 1	FBIのホームページ	197
図 8 - 2	マリリン・モンローに関する公開文書の一部.....	198
表 8 - 3	FBIのサイトで見られる記録のリスト	199
図 8 - 3	FOIA請求に対するCDCの内部書式.....	202
図 8 - 4	FDAのFOIA関連ウェブページ.....	205
表 8 - 4	FDAのFOIA請求処理料金	206
表 9 - 1	情報通信のグローバル・ガバナンスの枠組	216
図 9 - 1	国際情報通信のガバナンス	218
表 9 - 2	基本電気通信サービス交渉の交渉期間区分と争点	222
表 9 - 3	主要国の自由化約束の概要	230
表 9 - 4	自由化約束表提出国一覧	230
表 9 - 5	ITAをめぐる各国の主張.....	236
表 9 - 6	情報技術協定の要旨	238

序章 情報通信分野における国家像 - 研究の意義と概要 -

序章 情報通信分野における国家像 - 研究の意義と概要 -

本論文のテーマは、情報通信分野における国家の役割の分析である。つまり、情報から見た場合にどのような国家像が考えられるか、そこから見えてくる問題とは何か、そしてどのような政策が求められているのかを論じることである。情報通信の世界はめまぐるしく変化している。例えば半導体チップの性能は18カ月毎に4倍になるという「ムーアの法則（インテル社のゴードン・ムーアが導き出した経験則）」が知られている。そうした変化の早さに国家という制度・枠組はついていけないかに見える。そのために最先端の情報通信技術でつなぎ合わされたグローバル経済・市場には、国家が不要であるという議論もある。しかし、依然として政策や規制の単位は国家であり、国家は主権を放棄していない。従って、変化が著しい情報通信分野においてこそ再び国家に注目する必要がある。

現代社会が情報化の度合いを進めていることには異論がない。しかし、その情報化の中身は多様である。家庭や職場にコンピューターを導入することをもって情報化とする考え方がある一方で、活字メディアや放送メディアがデジタル化されることを情報化という場合もある。本来、我々の世界は情報であふれている。我々の存在自体が情報であり、無意識のうちに大量の情報を発信すると同時に受けとっている。そういう意味では情報で満たされた社会に我々は生きている。そこであえて情報化という時には「情報が電子化（デジタル化）され、蓄積され、加工され、伝達され、共有される」度合いが高まっているということが背景にあるのだろう。

社会の情報化と同時に、政治もまた情報化している。政治を様々な価値や資源の分配に関する意思決定・合意形成のプロセスだと考えるとすると、そのための手段は、暴力や搾取から説得や誘導に移ってきていると指摘されている。政治は情報を使ったアクター間のゲームになりつつある。冷戦が終わって、大量破壊兵器による大量殺戮の可能性が下がってきた現在、情報としての政治の役割はますます大きくなっている。米国の大統領選挙で顕著なように、テレビや新聞などのマス・メディアを通じた政治は従来から威力を発揮してきた。さらに現代では情報はデジタル化され、インターネットなどの新しいメディアの中で語られるようになっていく。

社会における政治的な営み・行為の結果として人類は国家という制度・枠組を作り上げてきた。政治において情報が重要な役割を果たし、政治的な制度として国家

が重要なものだとするならば、「国家と情報」という問題も重要性を増しているだろう。近代的な国民国家（nation-state）の成立を1648年のウェストファリア条約に求めるならば、国家は人類史上まだ新しい制度である。しかし、政治制度としての国家は現代において不可欠なものとなっている。情報通信技術の発達による経済のグローバル化に伴って、国家の役割の低下が指摘されているが、しかし、情報を収集し、蓄積し、分析し、活用するためのシステムとして、国家はその役割を失っていない。例えば、議員代議制というシステムは、国民の意見という情報を集約し、議論し、国家としての意思決定・合意形成をするためのものであり、これが失われていいと考えることはできない。

しかし、国家という意思決定・合意形成システムが情報を扱うやり方は一つではない。それは国家制度、国家形態として現れてくる。民主制度は情報を底辺から集約するシステムだが、権威主義体制は情報の流通を制限するシステムであるといえるだろう。こうした情報に対する国家の態度に相違があることを踏まえて、本論文では、情報から見た場合の国家のモデルを特に「情報国家（information state）」と呼ぶことにする。

なぜこうした国家と情報という視点が重要なのであろうか。第一に、政治学あるいは国際政治学において、情報の問題が必ずしも十分に論じられてきていないということがある。情報を扱った枠組としては、国際コミュニケーション論（情報通信あるいはコミュニケーションがコミュニティ形成の重要な要因の一つと考える）や国際レジーム論（放送や通信を規制する国際電気通信連合 [ITU] を中心とした電気通信レジームにおける国際協力を考える）、政策過程分析（サイバネティックス・アプローチを応用した政策過程モデルを構築したり、組織内における情報伝達の問題を考える）、ゲーム論（不完全情報の問題がアクターの選好を大きく左右すると考える）などで論じられてきた。しかし、例えばインターネットのような通信と放送の両方の要素を兼ね備えたメディアがグローバルに展開していることを分析する枠組はいまだ議論の最中である。

第二に、現実の問題として、政治経済における情報通信の役割が今後大きくなると予測される。短期的に見ても、1990年代の日本経済はバブルの後遺症に悩まされ続けたのに対し、米国は80年代の不調から一転して、情報技術（IT: Information Technology）を使って活力ある経済を取り戻している。より長期的に考えれば、国益と情報という問題もある。明治維新まで話をさかのぼれば、明治新政府は「欧米の技術や考え方という情報」を積極的に取り入れ、国家を転換させるのに成功した。情報を国益に結びつけることができたのである。しかし、国際社会においてその存在を認知されるにつれて、外部・内部の情報を適切に処理できなくなってしまう

たように思われる。太平洋戦争を見ても、暗号解読という情報戦で完全に負けていたことに最後まで気がつかなかった。それに対し、英国と米国は情報を国益に関わる戦術、戦略へ活用することに長けていた。ドイツや日本の暗号解読をはじめ様々な形で情報を吸い上げ、さらに、自分たちがそうした活動によって利益を得ていることを相手に悟らせなかった。現代において情報の意義はさらに高まってきており、情報を国益と結びつける技術の重要性はさらに高まってきている。米国はそうした情報の戦略性にいち早く気づき、投資を強めている。米国は現代における一つの情報国家のモデルとなっているといえるだろう。

本論文では、まず情報あるいは情報通信から見た場合の国家像、つまり、国家の多様な形態、性質の中で、情報と国家という点について絞ってみた場合に抽出される一つのモデルとして「情報国家 (information state)」という考えを提示する。情報国家には三つのタイプがあると考え。つまり、独占型情報国家、ガバメント型情報国家、ガバナンス型情報国家である。この三つのタイプは、情報独占と情報共有のどちらを重視するかによって位置づけられる。つまり国家の内外あるいは政府と国民との間で情報が共有されるか、あるいは一部の人々の間で独占されてしまうかによって、国家の情報に対する態度を区別するのである。

そして、この情報国家モデルを使って、主として米国を事例にとりあげて分析をする。米国は世界で最も競争力のある情報通信産業を有し、世界の情報の流れを左右することができる立場にあり、現代の情報通信大国である。インターネット発祥の地でもある米国を抜きにして現代における情報と国家の問題を語ることはできない。情報通信分野におけるいくつかのトピックをとりあげ、ケーススタディを行い、歴史的な考察と国際比較を織り込みながら、多角的に情報通信大国としての米国の姿をとらえていくことにしたい。

こうした研究はまだ始まったばかりである。1960年代後半以降、トフラーやベルらによって情報社会論、情報文明論が展開されてきたが、国際政治的な政策問題としては十分に論じられてきたとはいえない。つまり、情報「社会」論や情報「産業」論、情報「文明」論、「地域」情報化論はあっても、情報「国家」論や情報「国際政治」論はまだ確立されていない。あるいはサイバースペースにおける新しい民主主義、新しい権利・義務についても論じられているがそれは未だ理念の段階にとどまっている。

次世代の中心産業と目される情報通信産業の動向は先進国のみならず、途上国の政策担当者も注目している。しかし、それを分析するための枠組は定まっていない。本論文は、米国を中心として情報あるいは情報通信と国家との間の関係を分析して行くが、最終的には、日本を念頭に置いた情報通信政策を考えていくことにしたい。

それによって、日本の国益の確保のみならず、国際関係の安定とグローバルな経済の発展への礎の一つとなることを期待している。

本論文は10章で構成されている。

第1章では、情報通信は国家にとってどういう意味を持っているのかを考える枠組として、情報国家モデルを示す。ここでは、意思決定・合意形成システムとしての「ガバメント」システム、「ガバナンス」システムという点から情報国家を考える。ここでいうガバメント・システムとは、「拘束力、強制力をもつ法制度による権利、義務に基づき、組織の正統性と一貫性を維持しながら行われる意思決定・合意形成システム」であり、ガバナンス・システムとは、「主体性、自発性および公益性に基づき、関与する行為者が目的意識を強くもって行う意思決定・合意形成システム」である。その上で、独占型、ガバメント型、ガバナンス型という三つの情報国家のモデルを示す。ここで提起される仮説は、米国は「ガバメント型」から「ガバナンス型」の情報国家へと移行しつつも、意思決定・合意形成に伴うコストを増大させているというものである。

第2章では、19世紀後半からの英国の電信ネットワーク構築と利用について分析する。電信が発明された1840年代前半、英国は、ビクトリア女王の下で覇権体制の絶頂期を迎えていた。米英でほぼ同時に発明された電信は、米国では国内通信のためのネットワークとして成長したが、英国では世界に広がる植民地と英国を結ぶネットワークとして発達した。英国は海底ケーブルを作り、世界中の情報をコントロールすることによって政治経済的な効用を高めたのである。そしてこの英国は「ガバメント型情報国家」であったことを指摘する。

第3章では、こうした英国と情報通信ネットワーク（電信）という構図が、そのまま20世紀の米国とインターネットという構図にも当てはまることを示す。しかし、似ているところがある一方で、全く異なる点もある。ここでは米国を「ガバナンス型情報国家」として捉えることにする。

これらの議論を受けて、第4章から第6章では、ガバナンス型情報国家をめぐる問題をケーススタディとして分析する。第4章では、米国の通信品位法についてのケーススタディを行う。通信品位法とはインターネットにおけるポルノなどの有害情報法を規制しようとした法律である。ここでは、通信品位法が成立する前に開かれた議会公聴会での議論をフォローし、通信品位法問題が米国社会の二つの大きな価値観の対立であったことを示す。そして議会成立後の反対運動は、インターネットを駆使したものであり、最高裁での違憲判決を勝ち取るまでのネットワーク圧力団体の活動を追う。

第5章では、情報通信ネットワーク社会におけるプライバシーについて論じる。

デジタル技術の普及はプライバシー問題も増幅させている。情報スーパーハイウェイは情報「スヌーパー（盗み見）ハイウェイ」へと豹変する可能性があり、これに対する米欧の対応の違いが重要になっている。

第6章では、新しい暗号政策の模索について分析する。暗号はプライバシー問題への一つの解答であるが、しかし、政府から見れば、国家秩序の維持という点で厄介な問題でもある。各国政府は暗号技術を軍事技術の枠組で規制しようとしているが、市民の反対がそれを不可能にさせた過程を追うことで、そこに政府と市民との間のパワー・バランスの変化を読みとる。

通信品位法、プライバシー、暗号という三つのケーススタディでは、ガバナンス型情報国家の問題点について扱うが、第7章と第8章では情報技術が政府に与えるインパクトについて論じる。第7章では、1996年から毎年行っている日米の行政ホームページに関する調査結果に基づき、両国の政府情報化について検討する。米国政府のホームページがすでに飽和状態に近づいているのに対し、日本は数量的にも内容的にも途上段階にある。こうした行政の情報化は、行政にとっても市民にとっても情報共有のためのコストの削減をもたらすものである。

第8章は、そうした政府情報化の最先端の取り組みとして米国の電子情報自由法（EFOIA）の成立と利用について分析する。FBI（Federal Bureau of Investigation：連邦捜査局）のホームページが典型的なように、米国連邦政府はインターネット技術を大幅に取り入れた情報公開制度を構築している。

第9章では、再び国際関係に目を転じ、WTO（世界貿易機関）における二つの交渉を通じた21世紀の国際情報通信秩序の再構築を分析する。一つ目の交渉は、一般サービス貿易交渉における基本電気通信サービス交渉である。二つ目の交渉はコンピューターや半導体などの情報機器の関税撤廃に関する情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）の交渉である。この二つの交渉においては自由化に向けた多国間の努力が行われたが、そこではガバナンス的な交渉形態が見られる一方で、米国の意向に沿った国際情報通信秩序が形成されようとしていることを示す。

最後に、終章では、国家と情報の関係について結論づけると共に、そこから日本の情報通信政策への提言を引き出す。情報通信ネットワークは、ソフトパワーとして国力を増進させる側面を持っている。19世紀英国や20世紀米国は、その関係をよく理解している情報通信大国である。しかし、情報通信技術の大衆化は、国家の中において、政府と市民との間のパワー・バランスを変えようとしている。その結果、英国が電信ネットワークをコントロールできたほどに、米国はインターネットをコントロールできない可能性が高い。つまり、米国は「ガバメント型」から「ガバナ

ンス型」の情報国家へと変容しつつも、意思決定・合意形成に伴うコストを増大させている。情報通信への傾注は国家にとって必ずしもいいことばかりではない、国民から見れば政府から情報を引き出すことによってエンパワーされる側面があるものの、国家全体の意思決定・合意形成コストは増大する傾向にある。つまり独占型からガバメント型、ガバナンス型への流れは必ずしも発展系ではない。おそらく最も安定しているのはガバメント型である。しかし、ガバメント型の意思決定・合意形成システムが機能不全を起こしているときには、ガバナンス型のシステムを取り入れることが有効な対策となり、米国が政治経済的戦略概念としてインターネットをはじめとする情報通信ネットワークを取り入れているのはそのためだといえるだろう。こうした分析から、日本を念頭に置いた情報通信政策を考えるとすれば、第一に、透明性の追求、第二に、多様性の受容、第三に戦略性の追求となる。つまり、日本は三つの情報モデルの型で言えば、いまだ独占型情報国家の要素を残したガバメント型である。しかし、そのガバメント型の意思決定・合意形成システムは硬直化しており、うまく機能していない。それを解消するために米国のようなガバナンス的システムを取り入れる必要がある。しかし、ガバナンス型を追求しようとしている米国には意思決定・合意形成コストの増大という課題が出てきていることから、極端なガバナンス型の追求は必要ないと言えるだろう。

第1章 情報国家モデル - 分析枠組 -

第1章 情報国家モデル - 分析枠組 -

第1節 情報通信の戦略性と情報文明論の再解釈

1970年代以降、米国経済は弱まり始めたといわれる。第二次世界大戦後、圧倒的であった米国の国力は、欧州の復興やアジア諸国の台頭によって侵食されているといわれたのである。1980年代半ばには、日本や欧州との間で経済摩擦が生じ、米国経済疲弊の兆候と受け止められた。ところが、1990年代半ばになると形勢は逆転し、米国経済は一人勝ちの様相を見せた。

「国力」という概念は漠然としたものであり、客観的な指標は見つけにくい。しかし、国力の中身をもう少し、区別してみるができる。それによって、情報が国力にどう関係するのかを議論する糸口がつかめるだろう。以下では、ハードパワーとソフトパワーの議論から情報と国家の関係を考えていくことにしたい。

1989年に出版されたポール・ケネディ (Paul Kennedy) の『大国の興亡』は、なぜ大国が興り、衰退するのかという議論を投げかけ、80年代の経済不況にあえぐ米国に大きな影響を与えた。歴史的に見て大国はオーバーストレッチングによって衰退しており、米国もまたその道をたどりつつあると示唆したからである¹。

このケネディの議論に対し、カーター政権、クリントン政権で政府高官をつとめたハーヴァード大学のジョセフ・S・ナイ (Joseph S. Nye) は『不滅の大国アメリカ (Bound to Lead)』の中で、米国は衰退していないと反論した。つまり、「50年代以来の相対的な地位低下の大半は、第二次大戦に伴う一時的な効果が失せて、単に通常の状態に戻ったのにすぎない」というのである²。そして、米国にはソフトパワー (soft power) があると反駁した。ソフトパワーとは、「強制よりもむしろ魅力によって国際問題における望ましい結果を得る能力 (the ability to achieve desired outcomes in international affairs through attraction rather than coercion)」と定義されている。ソフトパワーは、望ましい行動を生む規範や制度に従うよう他者を説得する、あるいはそれに合意するようにさせることによって機能するという。軍事力や経済力といった古典的なパワー (ハードパワー) の他にもリーダーシップの源泉となるパワーがあるというのである。そして米国が持つ魅力とは民主主義と自由市場であるという。この二つを掲げる限り米国は世界のリーダーたり得るというのだ³。

このナイの考え方は、公文俊平がいうところの「ゴア・ドクトリン」に非常に近

い。ゴア・ドクトリンとは、1994年3月21日にブエノスアイレスで行われた国際電気通信連合（ITU）の世界開発会議でゴア副大統領が行った演説で表明したものである。ドクトリンは二つあり、第一に「世界情報基盤（GII: Global Information Infrastructure）は、国民経済と国際経済の両者にとって経済成長の鍵となる」というものである。第二のドクトリンは、「GIIは、民主主義建設の鍵となる」というものである⁴。つまり、ナイと同じく、情報が民主主義と経済の鍵であり、それによって米国はリーダーシップを維持していくといているのである。

こうしたナイやゴア副大統領の議論を見ると、米国は情報と国益とを結びつける戦略を明確にしつつあるということがいえるだろう。ゴア副大統領は先のブエノスアイレスの演説の中で明白に述べている。「21世紀に繁栄を手にする国家、それは幅広い情報サービスへのアクセスを市民に提供できるような電気通信政策と著作権法を備える国家です。知的財産の保護を決しておろそかにしてはなりません。」そしてさらに、「GIIが世界中の大多数の人々に届かなければ、その本来の能力は発揮されません」と世界各国に訴えたのである⁵。

石黒憲一は、歴史的に見てこうした米国による情報通信の戦略的利用はケネディ大統領の理想からの後退であると指摘する。ケネディ大統領は国連総会での演説を通じて世界平和と人類の相互理解への理想的立場を表明した。そしてそれに基づいて国際人工衛星機構としてのインテルサットが設立された。本来ゴア副大統領の理想もこれに近いものであったのに、米国企業の利潤追求がそれを变质させ、「そこには世界平和の理想も、人類の相互理解の必要性への深い認識も、何もない」という⁶。そして米国の戦略性を認識した上で、日本もまた戦略を練らなければならないと訴えている。

つまり、インターネットというグローバルな情報通信ネットワークの普及は、国家の新しいパワー・リソースとして注目されるようになってきたのである。そして、インターネットを作った米国が最もこの分野で利益を得るのではないかということが議論の焦点となっている。

本論文は、このような議論を押し進めるために「情報国家（information state）」をモデル化することによって、情報あるいは情報通信と国家の問題を考えようとしている。しかし、その前に、情報の問題を最も正面からとりあげてきた情報社会論、情報文明論の枠組について改めて検討する必要があるだろう。そうすることによって、パワーの問題と情報の問題をより一層明確に結びつけられるからである。

情報社会論、情報文明論の嚆矢となったのは梅棹忠夫である。1963年の「情報産業論」という論文で「情報産業」という言葉を作った梅棹は、情報を「人間と人間

とのあいだで伝達されるいっさいの記号の系列を意味する」と定義した⁷。しかし、梅棹は1988年の論文でこの情報の定義を改めた。つまり「情報というものは、コミュニケーションとは区別」されなければならないのに、先の定義では人間と人間との間の伝達について限定している。情報には送り手も受け手もなく、「情報はあまねく存在する。世界そのものが情報である」とした。つまり世の中には人間の行動上の利益をもたらす情報も存在する。例えば、軍事情報やビジネス情報である。しかし、中には「そのような利益を、ほとんど、あるいは全くもたらさないような情報も存在」し、情報を「つねにプラグマティックな意味を持つもの、とかがえるのはまちがい」であるというのである⁸。この考え方に立てば、人間は存在そのものが情報であり、無意識的に常に情報を発信すると同時に情報を受信していることになる。

梅棹はこうした情報の定義を使って、情報の文明論を展開した。「情報産業論」は実は産業論よりも文明論としての色彩が強い。「情報産業論」から引用しよう。

人類の産業の展開史は、農業の時代、工業の時代、精神産業の時代という三段階をへてすすんだものとみることができる。現在は、第二段階の工業の時代にあつて、いまなお世界の工業化は進行中であるが、すでに一部には第三段階の精神産業の時代のきざしがみえつつある、そういう時代なのである。⁹

梅棹はこの三つの段階をさらに生物学のアナロジーでとらえ直し、有機体としての人間の機能の段階的発展になぞらえた。つまり、それぞれの段階は、内胚葉産業の時代、中胚葉産業の時代、外胚葉産業の時代というのである。内胚葉とは消化器官系であり、農業に対応する。中胚葉は筋肉である。そして外胚葉とは脳神経系である。

こうした梅棹の議論はその目新しさと、大胆な比喩のために曲解されることもあったが、その議論の大筋は、その後登場した情報文明論を先取りするものであるという評価が定着するようになった。例えば、梅棹とほぼ同じ頃（1962年）にマハループ（Fritz Machlup）が「知識産業論」を打ち出した¹⁰。また1980年にはトフラー（Alvin Toffler）がベストセラーとなる『第三の波』を発表し、農業革命、産業革命に続く第三の波としての「情報革命」という視点を提起した¹¹。ベル（Daniel Bell）もまた『脱工業時代』を論じている¹²。第一期クリントン政権で労働長官を勤めたライシュ（Robert Reich）は、著書『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ』において、情報を操作することによって高収益をあげる「シンボリック・アナリスト（Symbolic Analyst）」が重要な役割を果たすことになり、教育を通じてこれを養

成していかななくてはならないと論じている。

こうした情報文明あるいは知識社会の到来を予見する議論は現代においてはほぼ定着しつつある。そして、こうした議論を受け継ぎながら独自の文明論を展開したのが公文俊平の情報文明論である。公文は「"近代文明"を、それ以前の"宗教文明"および、それに続くと思われる"知識文明"には含まれた文明」と解釈する。そして、近代文明は、軍事化、産業化、情報化の三つの局面を経ながら発展するとし、今日の社会変化とは、(1)産業化の第三段階への転換、(2)近代化の第三局面への転換、(3)新しい文明への転換、であるという¹³。

さらに公文は、三つの社会ゲームという考え方を提示する。つまり、脅迫/強制力を目標とする「威のゲーム」、取引/搾取力を目標とする「富のゲーム」、説得/誘導力を目標とする「智のゲーム」である。この三つのゲームは「互いに重複し相互作用する時期をもちつつも、基本的には独立かつ継起的に出現してきた」という¹⁴。そして近代化の第三局面である情報文明では「智のゲーム」が広く普及するという¹⁵。

こうした公文の議論を、先述のナイのハードパワーとソフトパワーという視点から捉えなおしてみると、「威のゲームの脅迫/強制力」と「富のゲームの取引/搾取力」とは明らかにハードパワーである。そして、「智のゲーム説得/誘導力」とはソフトパワーに他ならない。公文がいうとおり、威のゲームから、富のゲーム、智のゲームへと徐々に文明の社会ゲームが移っていくとするなら、ナイの主張は正しいことになるだろう。

しかし、ナイのソフトパワー論に突きつけられたもっとも厳しい疑問は、ソフトパワーはハードパワーに裏打ちされて初めて成立するのではないかというものであった。つまり、軍事力や経済力というハードパワーのベースがあって初めてソフトパワーは意味をなすのではないかというのである。果たしてソフトパワーだけで大国は成立するのであろうか。歴史的に見れば世界の大国は、文化や文明によって統治することはあったとしても、勢力拡大のためのハードパワーの行使なくして大国となった国はない。

そうすると、ここで一つの論点が明らかになる。つまり、ハードパワーとソフトパワーの関係は相互規定的なものなのか、それとも独立したものなのかという点である。この点を検討するために、今一度、梅棹の議論に戻ろう。梅棹は先に引用した文明の三段階説に続けて、第一次産業(農業・漁業・鉱業)、第二次産業(製造業)、第三次産業(サービス業)という三つの分類と文明の三段階説は一致しないという立場を明確にしている。つまり、産業が第一産業から第三次産業へ移行することが文明の三段階の移行ではないという。

この三段階説は、一見さきにものべた第一次、第二次、第三次という、産業の三分類に対応するようにもみえるが、そうではない。第三次産業に属する商業や運輸業やサービス業のかなりの部分は、じつは第二段階の工業の時代の生産物たる、大量の商品を処理するための、付带的、補助的な産業にすぎないのであって、情報産業のような精神産業とは原理的にことなるものである。¹⁶

梅棹によれば、第三次産業であるサービス業だけが情報産業ではなく、第一次産業にも第二次産業にも情報産業的な側面はあると指摘する。例えば、繊維産業を見てみると、繊維産業が扱っているのは素材としての繊維の製造だけではなく、洋服のデザインを売るという側面もある。つまりデザインという情報を売るのである。この指摘は1960年代ばかりではなく、現在でもより一層重要さを増している。例えば農業製品としての米を考えてみても、本来はその味と値段だけで消費者は購入するかどうかを決めると考えられがちであるが、必ずしもそうではない。新潟の魚沼産がいいという情報が共有され、ブランド化されれば、情報が米の商品価値に重要な役割を果たしているといえるだろう。工業製品でも同様である。機能上ほとんど差のないスポーツ用品でも、人気のあるスポーツ選手が使っているとなると人気も上がり値段も上がる。

また、情報や体系化された知識、斬新なアイデアが第一次産業や第二次産業の生産性や競争力を上げることも十分にあり得る。農産物の品種改良には情報の蓄積が欠かせない。魚群探知機の発達は勘と経験だけに頼る漁法を変える。人工衛星を使った地質調査も行われている。同じように、適切な情報に基づく経営手法や情報機器の導入によって製造業の生産性は改善されるだろう。

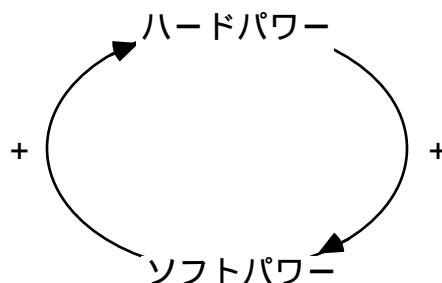
つまり、情報の利用は産業の分類を問わず産業競争力、ひいてはハードパワーとしての経済力を高める役割を果たすのである。

では、ハードパワーとしての軍事力に情報は役に立つのだろうか。戦争が軍事力の行使だけではなく情報をめぐる争いであることから、その関係の密接さは明白である。でなければ各国の諜報機関が必要悪とされながら存在し続けていることを説明できない。第二次世界大戦におけるヨーロッパ戦線あるいは太平洋戦争において、米英が協力して日独の暗号解読に成功していたことが連合軍の勝利に大きく貢献したことは周知の事実である¹⁷。英語でいう情報には「インフォメーション (information)」と「インテリジェンス (intelligence)」があるが、両方を合わせた意味で情報は重要であろう。そうすると、ソフトパワーはハードパワーを増幅させる効果があると考えられるだろう。

では逆にハードパワーがソフトパワーを増幅させるということはあるのだろうか。まず、軍事的な要請がソフトパワーを増大させるということが考えられるだろう。つまり、国際的な軍事プレゼンスを確保するために外交交渉のスキルが上達し、調査研究が盛んに行われ、国威の発揚という点から文化や芸術、教育への投資が行われることが考えられる。例えば、軍事技術が民生技術へ転用されることをスピン・オフ（spin-off）ということがある。半導体技術が米国で発達したのはミサイル搭載用に国防総省が大量に発注したことが重要であった。ミサイル用の半導体の研究開発が情報通信産業の孵化器の役割を果たしたといえよう。また、経済的な投資ということからいえば、ハードパワーとしての経済力が高い国ほど、そうしたソフトパワー増進のための措置（研究開発、教育など）への投資の余裕も大きいといえるだろう。

従って、ハードパワーとソフトパワーの間には正のフィードバックがあると考えられる。ハードパワーとソフトパワーは相互規定的なものである。このフィードバックが機能し続ける限り、その国の相対的な国力は増進し続けることになるだろう。しかし何らかの要因でそのフィードバックにマイナスのブレーキがかかり、フィードバックは失速することになる。これが大国の衰退の要因ではないだろうか。このマイナスのブレーキが内生的なものか外生的なものかは重要な論点である。ケネディは大国のオーバーストレッチがマイナス要因であるといっている。大英帝国の衰退を論じた中西輝政は財政状況の悪化が重要であったと見ている¹⁸。つまり両者とも軍事力や経済力というハードパワーの弱まりが原因であると考えている。

図 1 - 1 ハードパワーとソフトパワーの正のフィードバック



このフィードバック・ループを弱める要因には当然のことながら四つ考えられる。つまり、ハードパワーが弱まる、ソフトパワーが弱まる、ハードパワーがソフトパワーを増幅させるリンクが弱まる（あるいはなくなる）、ソフトパワーがハードパワーを増幅させるリンクが弱まる（あるいはなくなる）、という四つである。この

四つのうちどれが（あるいはどの組み合わせが）国力の衰退の要因かは、それぞれのケースを検討するほかにはないが、逆にいえば、国力の増進にはこのフィードバックループの存在を意識することが重要になるだろう。詳細な分析なしに論じることは避けるべきだが、ソ連や中国などの共産主義体制の行き詰まりには、宗教や自由な研究というソフトパワーを軽視し、ハードパワーの増進にのみ偏重したところに一つの要因があるのではないだろうか。

ところで、梅棹や公文の文明論は、情報文明への趨勢的な移行を予見している。しかし、国際経済にコンドラチェフ・サイクルのような長期サイクルが見られるように、国際政治の歴史にもサイクルといえるようなパターンの繰り返しが見られる。歴史の流れの中で、サイクル的な要素と趨勢的な要素とどちらを重視すべきなのだろうか。というのは、どちらの立場をとるかによって、現在の米国に対する評価が変わってくるからである。

国際政治におけるサイクル性を指摘したのが覇権サイクル論である。ギルピン（Robert Gilpin）は『世界政治における戦争と変化（War and Change in World Politics）』において覇権国の登場には覇権戦争が必要であると、そのサイクル性を指摘した¹⁹。モデルスキー（George Modelski）は覇権国の成立には地政学でいうところのシーパワー（sea power）が重要性であることを指摘した上で、国際政治システムのサイクル性を示唆している²⁰。

技術と国際政治というところに特に焦点を当てて薬師寺泰蔵はテクノヘゲモニー（techno-hegemony）論を展開した²¹。それによれば覇権成立の条件とは非対称性とフォロアーの存在の二つであるという。この二つの条件を兼ね備えた国家が技術的に突出し、ヘゲモン（覇権国）となると考える。国家には分裂症的なところがあり、共通性と突出性の二つの面を合わせ持っている。つまり、他国と同じであろうとする力と差別化を図ろうとするベクトルがある。技術のエミュレーション（模倣+ ）に成功した国は突出性を追求することによって台頭するのに対し、その他の国々はその国に追いつこうとし（共通性の追求）、新たなエミュレーションを行うのである。こうした薬師寺の議論は国際政治の中のあるパターンの繰り返し、サイクル性を示唆するものである。

国際政治理論からいえばこのサイクルか趨勢かという議論はリアリズムとリベラリズムの論争として表出しているといえるかもしれない。リアリストたちは国際政治の本質はホッブズが指摘するような「万人の万人による闘争」であり、国家がパワーを模索する限り、覇権国台頭と衰退のパターンが繰り返されると考える。それに対しリベラリズム（「制度主義」あるいは「理想主義」などと呼ばれることもある²²）の論者は、確かに国際政治にはそうした弱肉強食の側面を持っているとして

も、趨勢的には国際協力の動きは前進しうると考えている。

サイクルか趨勢的発展かという問題は、排他的ではなく、どちらか一方を選択しようとする試みは間違いであるという指摘もあるだろう。確かに、より短いスパンで見ればサイクル的な動きがあるが、より長いスパンで見れば趨勢的な発展が見られるとする見解は妥当なものである。

しかし、どちらの立場を取るか、あるいはどちらを重視するかによって現在の米国の強さについての評価が大きく分かれてしまう。現在の米国についての評価は様々である。ベトナム戦争以降、心理的な勢いを失った米国は弱さを見せ始めた。レーガン政権の成立によって再び強い米国を志向するも、ブッシュ政権の80年代後半にはレーガン政権の経済政策（レーガノミクス）の負の遺産である双子の赤字が膨張し、世界一の債務国へと転じた。この状況を見て米国の内外で米国の衰退を論じる論調がわき起こった。日本をはじめとするアジア諸国の経済発展は米国衰退論を裏付けるかに見えた。しかし、ドイツ統合によって欧州の核となるドイツ経済が停滞し、日本もバブル経済から一転して長期の不況に入った。そして1997年のアジア通貨危機に続いて経済危機が起きた。他方、（必ずしもクリントン政権の政策の結果だけとはいえないが）クリントン政権になって米国経済は回復の兆しを見せ、90年代後半には一人がちといえる様相を呈している。米国経済好調の核心はニューエコノミー誕生であるとする意見もでてきた。つまり、技術革新によって米国には不況がなくなり、着実な生産性の上昇が見られるというのである。

世界の他の国々の経済が相対的に停滞している中で、資金が米国に集まり、好況を維持していることは確かである。情報技術（IT: Information Technology）を重視する人たちにとってはそれはまさに米国の世紀の再来に相違なく、米国を中心とする情報文明の到来といえるかもしれない。しかし、サイクルを重視する立場からすれば、米国の現在の繁栄は長期にわたるものではなく、脆弱性を残していると思われる。

こうした情報と国家を考える分析枠組として、以下では情報国家という考え方を提示し、情報国家の三つのタイプについて検討してみよう。

第2節 情報国家の三つのモデル

ドイチュ（Karl W. Deutsch）らは国際統合への前段階としての「安全（保障）共同体（Security Community）」という概念を打ち出した²³。安全共同体とは、

国家と国家の間で戦争が起こらないと人々が考えるような共同体であり、ドイツからは、大西洋を挟んだ欧米諸国をケーススタディとしてとりあげた。ドイツらの研究によれば安全共同体には二つのタイプがある。つまり、「合成型安全共同体 (amalgamated security community)」と「多元型安全共同体 (plural security community)」である。前者は、政治的な意思決定をも単一の主体が行う形の統合であり、後者は意思決定単位に多元性を残すものの、戦争がないと人々が考えるような共同体である。そして、特に合成型安全共同体を作るのに不可欠な要因として、(1) 価値と期待、(2) 能力とコミュニケーション・プロセス、(3) 人の移動可能性、(4) 多様性と取引のバランス、(5) 行動の相互予測性、を挙げている²⁴。国家と国家を結ぶコミュニケーションの重要性をドイツらは指摘したのである。

さらにドイツは、サイバネティクス (cybernetics : 生物、機械などの系における制御と通信の問題を取り扱う総合的な学問分野) の考え方を政治学に取り入れ、情報と政治の問題に取り組んだ。ドイツは、1960年代前半に盛んになり始めた情報論や生物学に興味を持ち、電気回路の中を情報が通るさまや、人体の中で細胞が情報を伝える様子のアナロジーとして社会における情報の伝わりを考えた。そして、「フィードバック (feedback)」がコミュニケーションのプロセスにおいて重要であることを指摘したのである。つまり政治プロセスとは情報の発信、受信、そしてフィードバックのプロセスとして捉えられる。このプロセスをいかにコントロールするかが政治の行方を左右すると考えたのである。

こうした観点に立てば、情報をいかにコントロールするかという点で国家間に差異があると考えすることは不自然なことではない。つまり、情報国家のタイプを区分することができると考えられる。

国家は制度として情報を集める権限を持っている。例えば徴税が分かりやすい。国家機関の中で徴税を担当するのが行政だが、納税が国民の義務であるが故に行政は国民の資産・収入に関する情報を集める。そして、その中から一定額を徴収する。国家の税収は国民に資産・収入に関する情報をいかに正確に集めるかにかかってくる。そのために不正な税金逃れには罰則を科する。

行政に限らず、立法も司法も国民の情報に基づき様々な意思決定・合意形成を行う。そのために集められる情報をどのように扱うかで、政府あるいは国家の形態が異なってくる。分かりやすいのは独裁体制下にある国家である。独裁体制においては為政者と国民との間に情報の非対称性があるのが普通である。政府は情報を集めはするが、それを国民に公開することはなく、為政者にとって都合の良いように情報を操作するだろう。実際に何が起きているかについて正確に国民が知ることはで

きない。他方で、国民に主権があることを憲法などに明記する民主主義体制では原則的には政府が集める情報は国民のものであると考えられ、支障がない限りは政府の持つ情報は公開され、国民にフィードバックされる。そしてその情報に基づいてさらに選挙などを通じて国民の意思が政府機構へとフィードバックされるという情報のサイクルができていく。

独裁体制と民主主義体制という比較を行ったが、ここでは政府が情報を扱うやり方には、大きく分けて三つのタイプがあると考え、それぞれのタイプに基づく情報国家のモデルを考えてみよう。

第一のモデルは「独占型情報国家」である。これは独裁者や政府高官など一部の人間にしか情報が共有されないタイプである。独裁体制、権威主義体制をとる国々に見られる。独占型情報国家では政府による情報収集は行われるものの、それが国民に対しフィードバックされることはなく、時に情報操作という形で誤ったフィードバックが行われる。また情報収集機能自体に問題がある場合もあり、政府すら正確な情報を把握できない場合がある。意思決定・合意形成には一部のエリートだけが参画し、国民の大多数は関わるできない。対外的にも内部の情報を発信することは少なく、逆に外部のメディアによる情報収集に制限を設ける。

第二のモデルは「ガバメント型情報国家」である。ここには多くの民主主義国家が含まれ、最も一般的なタイプである。ガバメント型情報国家の多くは民主主義体制をとるために、選挙や情報メディアの報道を通じて国民と政府の間で情報のフィードバックが行われており、また一定の条件を満たさない情報については国民に公開されることが制度的・慣習的に求められる。政府が情報メディアを有することもあるが、民間の情報・報道メディアが発達しており、言論の多様性が保障されている。対外的にも情報操作は行われず、国際的な情報のフローは制限されない。

そして第三のモデルは「ガバナンス型情報国家」である。ガバナンス型情報国家は特殊な民主主義体制と考えることができる。そこでは意思決定・合意形成のための情報が広く流通しているため、多様なアクターが意思決定・合意形成に参加する。そしてそこでの合意形成は必ずしも制度や手続きとして保障された形式にだけ従うものではない。つまり、政府内部での決定・合意が全てではなく、なるべく政府が関与しない形での自律的な決定・合意が奨励される。対外的にも対内的にも情報の自由な流通が行われ、情報の共有が積極的な価値として認められる。

まず、「ガバメント」と「ガバナンス」という言葉について説明を要するであろう。ローズノー (James N. Rosenau) とツェンペル (Ernst-Otto Czempiel) らは、編著した本のタイトルを『政府なきガバナンス - 世界政治における秩序と変化 - (Governance without Government: Order and Change in World

Politics)』とした²⁵。これは世界政府の存在しない国際社会においても何らかの行動様式が形成されており、それは「国際レジーム (international regime)」と呼ばれるものとも異なるのではないかという問題意識から生まれたタイトルである。

ガバメントとガバナンスを本論文では「意思決定・合意形成システム」として考えている。システムとは「一定の相互作用を持つ要素の集合」である。ガバメント・システムは政府という制度・機構を中心にして行われる意思決定・合意形成システムであり、情報の共有に事実上の制限がおかれている。それに対し、ガバナンス・システムでは情報の共有が積極的に行われる結果、情報の非対称性、不完全性といった問題が克服され、多様なアクターが意思決定・合意形成に参加することになる²⁶。つまり、ガバメント・システムとは、「拘束力、強制力をもつ法制度による権利、義務に基づき、組織の正統性と一貫性を維持しながら行われる意思決定・合意形成システム」であり、ガバナンス・システムとは、「主体性、自発性および公益性に基づき、関与する行為者が目的意識を強くもって行う意思決定・合意形成システム」である。

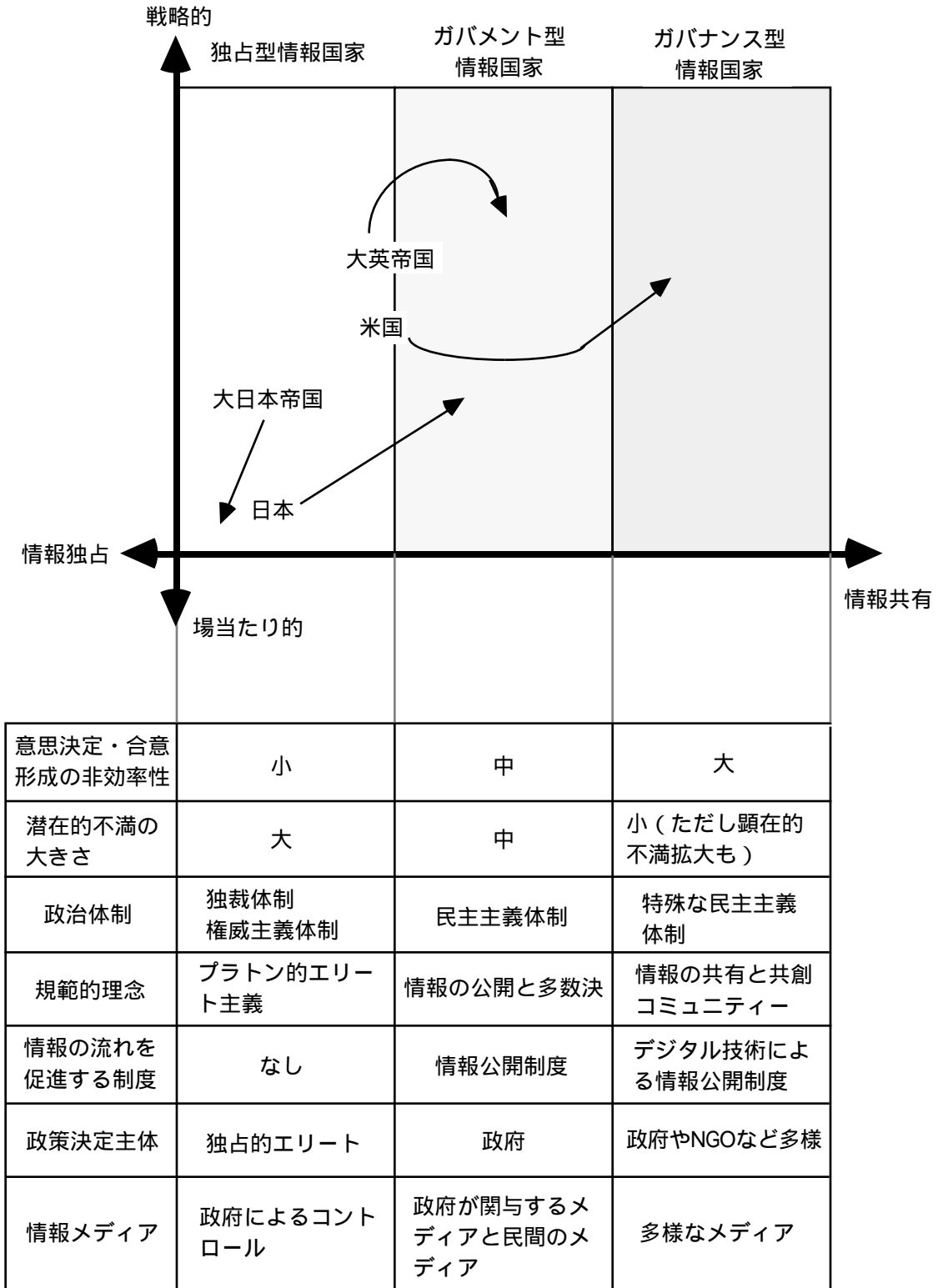
ガバメントとガバナンスをそれぞれがある状態とない状態を考えると表1-1のように考えられるだろう²⁷。つまり、ガバメントもガバナンスもある状態が普通の国家である。ガバメントはないがガバナンスはある状態の例が国際社会である。世界政府はないが何らかの秩序は存在するからである。しかし、ガバメントは名目上あるもののガバナンスがないのが内戦国の状態であろう。最後に、ガバメントもガバナンスも無い状態はアナーキーであろう。このように、ガバメントとガバナンスは別々のものとして考えられる。

表 1 - 1 政府なきガバナンス

		ガバナンス	
		あり	なし
ガバメント	あり	普通の国家	内戦国
	なし	国際社会	アナーキー

情報国家の三つのモデルを整理したのが図1-2である。

図 1 - 2 情報国家の三つのモデル



「ガバナンス (governance)」は古くて新しい概念であり、今もって論者によって定義に幅のある言葉である。しかし、冷戦終結以後、特に1990年代半ば以降の新しい国際秩序の規範的理念、分析概念として注目を浴びている。ガバナンスが注目されるのは、それと対にして語られる「ガバメント・システム」の限界が露呈されているからである。ガバメントの限界とはつまり国家のあり方の限界である。1648年のウエストファリア体制以後確立したかに見える国民国家 (nation-state) を単位とする国際システムは、その継続を問われているのである。

ガバナンス・システムの最も分かりやすい例は、インターネットに関する合意形成のあり方である。インターネットはもともと研究者間の学術ネットワークとして出発したため、明確な意思決定・合意形成の機構を持っていなかった。そのため重要な変更・決定は「RFC: Request For Comment」という形で公開され、その問題に関心を持つ人々のみが自由に議論に参加し、投票や議決によらない緩やかな形で行われている。

ガバメント・システムの限界とガバナンスの可能性が指し示すのは、「開かれた国家」の姿である。現在の国際関係を論じるにあたって国家の外側だけを見ているだけでは十分ではない。ビリヤードのような同質かつ固い殻を持った国家像で世界を語ることはできなくなっている。つまり、近代国民国家の三要素は、領土、国民、主権であった（あるいは政府を加える場合もある²⁸）。近代以前の国家の領土の境界（国境）ははっきりしたものではなかった。城壁が内と外との境界だった。しかし国境と領土が定められ、領土内の住民を国民とし、統治者や国民に主権を付与し、統治機構としての政府を作ることによって、固い殻を持つ国家と国際関係のイメージができあがったのだ。

しかし、このイメージには1970年代以降疑問が突きつけられるようになってきた。例えば国際交渉を見れば明瞭である。草野厚は日米オレンジ交渉の分析を通じて「相互浸透モデル」を提示した²⁹。つまり、オレンジの輸入拡大をめぐる日本国内にも輸入拡大推進派と反対派があった。反対派とは既得権益の受益者である。日本に既得権益の受益者がいたように米国のオレンジ輸出業者にも既得権益を持っている事業者がいた。固定化された輸入枠組の中で高めの値段設定によって利益になる商売をしていたのである。こうして日米双方に推進派と反対派がいたことによって国境を越えた利害に基づいてアクターが結びつくことになったのである³⁰。

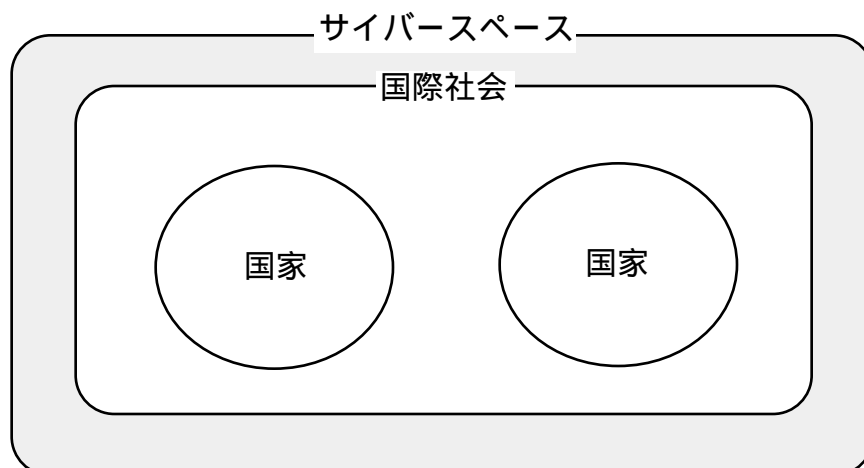
マスメディアや情報通信ネットワークの発達によって、こうした相互浸透は加速しつつある。返還前の80年代後半に香港で人気を博した衛星テレビ、スターTVは、衛星であるが故に、大陸中国を含む香港の近接地域で視聴された。規制の緩い香港の番組内容に対して中国は露骨な不快感を示した。

国家の内部を見ても、ガバメントというシステムはその理想とする通りに機能しているのかという疑問が常に存在する。民主主義体制を採用する国においても、選挙という信任システムによって社会契約というフィクションが暗黙のうちに正当化されている。実質的には世界中のほとんどの人がそこに生まれでたという理由だけでその国に帰属することになる。そして、アンダーソン (Benedict Anderson) のいう「想像の共同体」としての国家は、国民の頭の中にその存在を焼き付けていくことになる。しかし、マスメディアや情報通信ネットワークの発達は国境の内外を問わず大量の情報のやりとりを生み出し、人々の固定観念を徐々に崩しつつある。世界には違う体制の下で違う生活を送る人々がいる。われわれの生活は今の体制と政府の下で十分なものなのかという疑問が生じてくる。例えば米国政府による日本政府の政策への要望は時に内政干渉の響きを持ち、反発を呼ぶ一方で、では米国では何が行われているのか、日本とはどこが違うのかという比較の視点を常に呼び覚ますだろう。

ガバナンス型情報国家について、その対外的特徴と国内的特徴という点からもう少し詳しく検討してみよう。ここで重要なヒントとなるのは、「サイバースペース (cyberspace)」の成立である。

インターネットをはじめとするコンピューター・ネットワークは「サイバースペース」を作り出した。つまり、コンピューターの記憶装置 (メモリー) を介した仮想的な空間、共同体である。サイバースペースという言葉をもとにしたウィリアム・ギブソン (William Gibson) の未来小説『ニューロマンサー』は人々のアイデアを刺激し、サイバースペースという言葉は一人歩きし始めた。

図 1 - 3 国際社会とサイバースペース



このサイバースペースは、人類がリアル・ワールドにおける自らの束縛を最小限にし、グローバルに相互作用することを可能にする初めての共同体となりつつある。国家が「想像の共同体」であり、さらに国家を単位とする国際社会もまた想像上のものであるとするならば、図1-3に示されているように、国際社会を越えたものとして考えることができるであろう（サイバースペースは時空を越えた別次元のものであるとする考え方もある）。しかし、サイバースペースに参加している人々の多くはリアル・ワールドのアイデンティティを背負ったまま活動していることも事実である。例えば会社が提供する電子メール・サービスによってサイバースペースに参加する人々は自らのアイデンティティを大幅に偽ることは困難であるとともに、容認されることでもない。そういう意味では、サイバースペースはリアル・ワールドとやはり大きな接点をもっているものである。そうしたリアル・ワールドの枠を越えた活動の余地も大いにあることから、図1-3のような捉え方をすることにもそれなりの理由があるといえよう。

そして、こうしたサイバースペースの秩序・運営システムを語る際に使われるのがガバナンスである。サイバースペースは政府のない国際社会をもさらに飛び越えたところである。そこでの意思決定・合意形成のシステムとしてガバナンスが用いられている。領土も国民も主権もはっきりしないサイバースペースではガバメント・システムが機能し得ないからである。

ここで注意しなくてはならないのは、サイバースペースは国際社会の枠組からはみ出しているが、はみ出したところだけがサイバースペースなのではなく、サイバースペースはリアル・ワールド全体に重なっているということである。従って、サイバースペースの問題はサイバースペースだけの問題ではなく、現実の国家の内外でも問題を生み出している。

ガバナンス型情報国家は、国際社会をも越えるサイバースペースの存在故に、そのガバナンス的な意思決定・合意形成システムを対外的にも波及させる効果を持ち始める。ローズノーらが考えたように、国際社会では政府が無くとも一定の秩序が存在している。つまりそれがグローバル・ガバナンスであり、そこでは情報通信が重要な役割を果たしている。例えば、冷戦時代の核をめぐる米ソの対立は、ゲーム論によって説明されることがあった。囚人のジレンマのようなゲームでは、相手の選好がわからないという不完全情報の存在が鍵であった。相手が確実に何を選択するかがわかればこちらもより大きな利得を獲得できるのである。しかし、そうではないが故に最悪の事態に備えなくてはならない。ガバナンス・システムでは情報の共有が積極的な価値として認められる。ガバナンス・システムは国家の固い殻を突

き破る情報のフローを引き起こすのである。

また、ガバナンス・システムは国家の内部での意思決定・合意形成にも影響を与えずにはおかない。政府が政策決定を行う上で重要な役割を果たす情報にはおそらく三つの種類がある。つまり、(1) 時程(スケジューリング)に関する情報、(2) 構図(マッピング)に関する情報、(3) 出来事(イベント、ファクト)に関する情報である。例えば、国会においてある重要な法案に関する審議が行われている場合、国会の会期はいつまでであるという情報(時程)、誰が法案に賛成し、反対しているかという情報(構図)、そして、法案審議過程において起こる様々な突発事項、例えば、議事妨害や大事件の発生や政党の分裂などの情報(出来事)、について把握しているかどうかは法案成立を左右することになるだろう。こうした政策情報は、独占型情報国家はもちろん、ガバメント型情報国家でも従来はわかりにくいものであった。つまりこのような情報はインサイダー情報であり、全ての人が容易にアクセスできる情報ではないことが多かった。

しかし、情報通信ネットワークの発達は、情報の配布コストを下げることによって、より低コストで短時間のうちに政策情報を配布することを可能にした。そのため圧力団体や利益集団が政策情報を広範に流通させ、市民の行動を促すということを始めた。また、政府の側からも国民の要望に応じて、情報技術を使った情報の提供・公開を行うようになる。それによって、従来政府と国民との間に生じていた情報に関する問題に変化が見られるようになってきた。

政府と国民との間の情報に関する問題とは、(1) 非対称性、(2) 不完全性、(3) 変容性であった。「非対称性」とは政府が膨大な情報を保持している一方で、国民はそうした情報へアクセスすることができず、限定的な情報しか持ちえないことである。「不完全性」とはゲーム論で顕著なように、相手が何を考えているのかわからないという問題である。これは政府が国民を理解していない場合と、国民が政府を理解していない場合とがあるだろう。「変容性」とは、事実が変化したのにも関わらず情報が迅速にアップデートされないが故に政府と国民の間に認識のラグが生じてしまうことである。

こうした問題の解決を従来はマスメディアが担ってきた。マスメディアは政治プロセスにまつわる問題を発掘、発見し、それを提起し、政府と国民の意思を媒介する役割を果たしてきた。ところが、マスメディアはそれ自体が第四の権力ともなり、必ずしも「誠実な代理人」とはなりえない。また、マスメディアがとりあげる問題は最大公約数的に重要なものとなりがちであり、少数者の意見を取り込むには限界があった。

インターネットのような情報通信メディアの登場によって、マスメディアがとり

あげにくい情報を取りあげることが可能になり、マスメディアというフィルターを介さない情報が流通するようになってきた。そこには情報の質や信憑性という新たな問題も生じてきているが、国民の側に情報へのアクセスを容易にする点で評価できる部分が多い。情報へのアクセスの変化はつまり、パワー・バランスの変化をも引き起こす。

このような政府から国民へのパワーの移転を「エンパワーメント (empowerment)」という。エンパワーメントを辞書で引くと、「権限を与えること。権限委譲」とされている。しかし、その意味は広がりをもち始めている。エンパワーメントの概念は、主として三つの分野での論議に使われている。

第一に、経営学におけるエンパワーメントである。ここでのエンパワーメントはもっとも辞書に近い意味で用いられ、広瀬によれば、エンパワーメントとは「権限委譲を伴う職務の拡大」である。これはフレキシブルな組織形態と密接な関係がある。つまり、業務プロセスの効率化を図るために、組織の各構成員への権限委譲を行うのである³¹。

第二に、ジェンダー論におけるエンパワーメントがある。村松によれば、1980年代を通じて女性学、フェミニズムは、ジェンダー (gender) 論へと変化してきたという。生物学的な性としての女性ではなく、社会的・文化的に作り上げられてきた「ジェンダー」に注目するようになってきたのである。ここでのエンパワーメントは、女性が力をつけることであり、「草の根の女たちが”力をつけて”連帯して行動することによって、自分たちで自分たちの状態・地位を変えていこうとする、きわめて行動的で自立的な考え方」である³²。

第三に、エンパワーメントは開発政策の中でも注目されている。ジェンダー論とも密接な関係にある開発論では、「『持続可能性』をもった問題解決のためには、物的にニーズを満たしていことよりも、人々やコミュニティの「エンパワーメント」 (empowerment) を重視すべきと考えられるようになってきている」という。高柳によれば、エンパワーメントとは、「地域住民が自らの開発/発展について必要と考える行為について自分たちで決定・実施できる能力を向上させ、さらに社会的に発言力・交渉力をもち高めること」であるという³³。

つまり、エンパワーメントは、辞書的な「権限委譲」から拡大し、その結果としての「力の増大」までも含めた概念として用いられている。情報通信技術の発達は政府と市民との間のパワー・バランスの変化を引き起こしている。新しい情報通信技術の発達は、社会のあり方も連続的に変えていっているのである。これが「情報革命」と呼ばれるゆえんであろう。

そして、情報通信ネットワークでつながれたオープンな社会では、「関係」が重

要さを増してくる。一つの国家の中に、政府、企業、市民というアクターを考えるとすれば、それぞれがつながると、二国間では15本、三ヶ国間では36本の関係線ができる。アクター間のレベルを超えたオープンな関係が生まれる。つまり、ガバメント・システムからガバナンス・システムへの転換は、「構造の時代」から「関係の時代」つまり「ネットワークの時代」への変化であると考えられる。

本論文の仮説は、以下のようなものである。情報の重要性に対する理解が急速に深まりつつある。その中心に位置するのが米国である。しかし、世界各国の情報に対するアプローチには差異がある。情報から国家を見たときのモデルとして、独占型、ガバメント型、ガバナンス型の三つが考えられるとするならば、米国はガバメント型からガバナンス型へ移行しつつある。ただし、情報革命は長期にわたる社会的・政治的転換であり、現在情報化を強めつつある米国も意思決定・合意形成のコストが増大しているという点で課題を抱えている。

以下の章では、情報国家のモデルのうち、ガバメント型とガバナンス型に注目して見ていく。第2章では、ガバメント型情報国家として、19世紀の国際的な情報通信秩序を電信ネットワークによって構築した大英帝国を分析する。大英帝国はグローバルな情報通信ネットワークを電信によって構築したが、そのコントロールのあり方はきわめてガバメント的なものであった。続いて第3章では、ガバナンス型情報国家として先陣を走る米国の台頭を分析する。米国もガバメント的な要素を持ちながらも、インターネットを中心とする新たな情報通信ネットワークの発展によってガバナンス的な要素を取り入れ始めている。19世紀の大英帝国と20世紀の米国は、グローバルな情報通信ネットワークを構築した点では非常に似ているが、そのアプローチでは対照的な様相を示している。

第2章 ガバメント型情報国家

- 19世紀英国と電信ネットワーク -

第2章 ガバメント型情報国家 - 19世紀英国と電信ネットワーク -

第1節 大英帝国の盛衰と電信

大英帝国は19世紀半ばから電信ネットワークを植民地を中心に展開し、19世紀末にはグローバルな情報通信ネットワークを作り上げた。情報国家としての大英帝国は広く電信を普及させることによって情報のフローを増大させ、それを戦略的に用いることができた。しかし、電信はあくまで法律や条約によって政府のコントロール下にあった。こうした点から19世紀の大英帝国は「ガバメント型情報国家」であったといえるだろう。本章では、ガバメント型情報国家としての19世紀大英帝国の姿を浮き彫りにしていく。

17世紀後半、英国では王政復古、名誉革命を経て立憲君主制が確立され、海外植民地活動が活発となる。18世紀初めにハノーバー朝が成立すると産業革命が起こり、19世紀には自由主義の時代にはいる。そしてビクトリア朝において大英帝国は最盛期を迎え、対外的には帝国主義的政策を実行する。ビクトリア女王の64年にわたる治世は英国王中最長であり、大英帝国の最盛期であった。このビクトリア朝に電信は発明されている。

大英帝国の興隆は、15世紀以降培われていった英国の海運力と海軍力の強さによるところが大きい。15世紀に大航海時代が始まり、ヨーロッパ人の航海範囲は一気に広がった。ヨーロッパ人はアジアと新大陸の富を求めて大海を渡り始めたのである。やがて、スペイン、ポルトガル、英国、フランス、オランダといった国々が世界を植民地に分割していき、16世紀から18世紀の間、各国はそれぞれ競いながら海上権の支配を求める。そしてその中から一つ飛び抜けたのが英国であり、19世紀の半ばになって世界の海上支配を確立した。

英国の海運・海軍が世界をリードし始めた時期を、ある一点に絞ることは難しい。遠くは16世紀チューダー朝のヘンリー7世による海軍の増強と、それに続くエリザベス1世の時代のスペイン無敵艦隊撃破、あるいは19世紀に入ってからのパリ条約などを指摘することができる。最も直接的には、19世紀半ばの鉄製蒸気船の導入をもって英国海運の指導的地位は確立したと見ることができる。

19世紀英国の造船業は世界でかなりのシェアを持っていた。19世紀後半以降の海

運をリードする鉄製蒸気船はいち早く英国で採用され、この鉄製蒸気船の力によって、英国は海運ネットワークを築き上げる。つまりモノや人が海を越えて運ばれるようになったのである。

他の国に先駆けて英国が鉄製蒸気船を採用した理由は三つある。第一に、英国内で木材供給が枯渇し始めていたこと、第二に、ライバルの米国の帆船が優秀であり、性能の面でも英国帆船を圧迫してきたこと、第三に、造船業の構造転換である。帆船の時代の造船業は、産業と呼べるほど分化が進んだものではなく、徒弟制度の下で船大工が作っていた。この船大工たちは水より重い鉄で船を造ることを認めなかった。それによって、船大工ではない新たな職業集団が造船を手がけるようになったのである。

国際経済的な視点から見たとき、英国の覇権体制の特徴は自由貿易に見いだされる。自由貿易体制に基づく通商レジームを英国が確立できた背景には、他国よりも安くモノを運べるという能力があった。

こうした海運力をバックアップしたのが海軍力であった。初期の海軍が通商貿易、在外国民の財貨・権益の保護を使命として誕生したことは定説になっている。紀元前1400年から紀元前500年頃までのフェニキア、その後紀元前300年頃までのギリシア、紀元前300年から紀元前200年頃までのカルタゴ、紀元前200年から紀元後300年までのローマといったように、古代に栄えた文化は皆、強い海軍をもっており、通商権益を守るために海軍は活躍したことが知られている。

海軍の重要性は、大航海時代以後、ヨーロッパ諸国が植民地を求めて、世界へ散らばっていったときも変わらない。英国はまず最初にスペイン、そしてオランダ、フランスというように時々の海運大国と海上覇権を争った。そして、最終的に勝利を収め、英国の海運ネットワークを守り続けた。英国海軍の活躍は英国の通商権益の確保と非常に強く結びついていたのである。

海運・海軍力で世界を支配し、ビクトリア朝で最盛期を迎えた大英帝国も、ほころびを見せ始める。米国をはじめとする他の国の相対的な勃興もあり、また広大な植民地支配のコストもかさんできたからだ。大洋を越えた植民地統治は簡単なことではない。植民地の現状をロンドンが把握し、その指令を伝えるという作業は時間を要するものであり、対応の遅れは手遅れになるということも考えられた。そのため必要とされたのが、電信技術だったのである。

時間的な関係から見れば、19世紀半ばに発明された電信が、18世紀以降の大英帝国の台頭に力を貸したのだということはいえない。電信のネットワークは大英帝国の最盛期に作られ始め、第一次世界大戦、第二次世界大戦までの衰退期に発展したのである。

しかし、電信ネットワークの利用は、衰退期の大英帝国の軍事、経済を下支えするものであった。第二次世界大戦後も英国は、英連邦という緩やかな統治システムを維持し、世界恐慌を乗り切った。香港やシンガポールのように英国流の政治・経済システムが成功を収めた例もある。英国の衰退は、確かに衰退であり、米国に指導的な地位を譲ることになるとしても、帝国システムの急激な解体にはつながらないソフト・ランディングであったといえることができる。その過程において電信ネットワークは重要な役割を果たした。電信ネットワークは大英帝国の海運ネットワークと見事に一致するネットワークであった。19世紀に早くも、英国は一種の情報国家化を進めることによって、その繁栄の遺産を最大限残すことに成功したのである³⁴。現代の金融取引はまさに情報取引に違いないが、ロンドンがいまだ世界の金融センターの一つとなっていることが、それを物語っている。

第2節 電信の発明と電信ネットワークの国際的拡張

第1項 電信の発明と海底ケーブル

電信ネットワーク以前に、最初のグローバルな情報通信ネットワークとして英国が確立したのは、海外郵便事業であった。英国は他国に先駆けて郵便物の運送を請負に出すことを決定し、これによって、英国の外航海運業は永続的に自立することになった。そして遞送補助金による郵便事業のテコ入れは、蒸気船の運航費と営業収入とのギャップを埋める上で非常に重要だったのである³⁵。

蒸気船による郵便ネットワークがつくられる前は、郵便はいつ着くかわからない不確かなものであった。世界各地は空間的・時間的に孤立していた。しかし、1837年の東洋航路におけるP&O社（Peninsular and Oriental Steam Navigation Company）を皮切りに、英国及び北米郵便遞送特許汽船会社（British and North American Royal Mail Steam Packet Company；現在のキューナード汽船会社）、南米太平洋航路の太平洋蒸気船会社、西インド諸島のロイヤル・メールなどが、国家と郵便輸送契約を結び定期便を始めることによって、郵便事業の確実性が増加させた。例えば、英国及び北米郵便遞送特許汽船会社は、1150トンの4隻の姉妹船で、2週間に1回の定期便を米国大陸との間に始めた。

しかし、より注目すべきは、英国が今から100年以上も前に世界に張り巡らした

海底ケーブルである。電信ケーブルによる情報通信コストの低減と時間の短縮化は、英国が植民地との情報を交換するにあたって重要な役割を果たした。

最も早く実用に耐える電信が発明されたのは1816年頃である³⁶。その後、1830年代にあらためて電信ブームが到来し、各地で実験が始まり、英国で1837年6月、ウィリアム・F・クーク (William Fothergill Cooke) とチャールズ・ウィートストーン (Charles Wheatstone) による電信特許が認められた。ロンドンに最初の公共電信が導入されたのは1843年春である。1840年代半ばには米国、フランス、ドイツ、オーストリアでも電信線が引かれた。

電信は、人々の懐疑の目にもかかわらず、英国内で急速に普及した。しかし、電信は海を越えて送信することが出来なかったため、英国とヨーロッパ大陸の間の通信は、依然として船舶による文書の手渡しに頼っていた。

1851年、英仏海峡に海底ケーブルが敷設されることによって、この問題への解決が示される。海底ケーブルにとっての最大の問題は、海中における絶縁性であったが、ガッタパーチャと呼ばれる素材を使用することで絶縁性が確保された。このドーバー海峡の海底ケーブルが、大英帝国の政策への電信利用の第一歩であった。ここから電信ネットワークの拡張は、第一にインドと極東、第二に新大陸、第三にアフリカ大陸を目指して行われることになる。

しかしながら、大西洋横断海底ケーブルの敷設は失敗の連続で、1858年に始まった敷設作業は8年後の1866年によようやく完成した。次の目標はインドだった。すでに1860年に地上線によって英印間は結ばれていたが、それに遅れること10年でジブラルタル海峡から地中海に入り、マルタ島を經由してスエズ運河を過ぎ、紅海からインド洋に抜け、ボンベイに達する海底ケーブルが引かれたのである。

その間、1853から56年にわたりクリミア半島を主戦場としてロシアと英・仏・オーストリア・トルコ・プロイセン・サルデニャとの間に起きたクリミア戦争では、現地の司令部まで電信が引かれ、その威力を発揮した。

特に大英帝国が最優先としたのがインドとの電信線の確保である。ロンドンとインドの間の通信は、1860年には確保されたが、それが直結するようになるのは1865年になってからである。

第2項 海底ケーブルの拡張と国際電信会議

電信は国家のコントロール下にあるネットワークであり、その拡大には国際協定

や条約が結ばれた。やがて電信に関する包括的な国際的取り決めの必要性が、認識されるようになってきた。大英帝国はこれまで、ペルシアやトルコなどインドへの道の途上にある国々と二国間協定を結んできたが、マルチな枠組での規制が必要となってきたのである（表2-1参照）。

表 2 - 1 英国の主要電信協定（カッコ内の数字は協定が結ばれた年）

	協定参加国・企業
二国間協定	フランス（1851、1859、1879、1886、1888、1888、1899、1899、1900、1905、1910）、トルコ（1861）、ペルシア（1865、1868、1887、1892、1901）、オランダ（1870、1870、1880、1889、1898、1899、1905）、スペイン（1875、1880）、ドイツ（1877、1888、1905）、ベルギー（1878、1880、1880、1886、1889、1902、1915）、中国（1894、1905）、ルーマニア（1900）、デンマーク（1901）、ノルウェー（1902、1905、1910）、ウルグアイ（1902）、スウェーデン（1902）、メキシコ（1910）
多国間協定	ベルギー＝オランダ＝ドイツ（1880、1889）、スペイン＝フランス（1881）、ベルギー＝オランダ（1889）
政府 - 企業間協定	イギリス政府 - Submarine Telegraph Comany（1853）、デンマーク政府 - Submarine Telegraph Comany（1857）、イギリス政府 - Telegraph Construction and Maintenance Comany、Eastern Telegraph Company（1853）、イギリス政府 - Eastern and South African Telegraph Company（1893）、イギリス政府 / 喜望峰植民地政府 / ナタール政府 / British South Africa CompanyのそれぞれとEastern and South African Telegraph Company（1895）、イギリス政府 - Eastern African Telegraph Company（1895）、中国政府 - Great Northern Telegraph Company of Copenhagen - Eastern Extension, Austrarlia, and China Telegraph Company（1896）、イギリス政府 - Eastern Extension, Austrarlia, and China Telegraph Company（1901）、イギリス政府 - 喜望峰植民地政府 - ナタール政府 - British South Africa Company - Eastern and South African Telegraph Company（1901）、中国政府 - Great Northern Telegraph Company of Copenhagen - Eastern Extension, Austrarlia, and China Telegraph Company（1913）
The Libralian's Department of the Foreign Office of the United Kingdom, British and Foregin State Papers, London: Her Majesty's Stationery Office.より作成。	

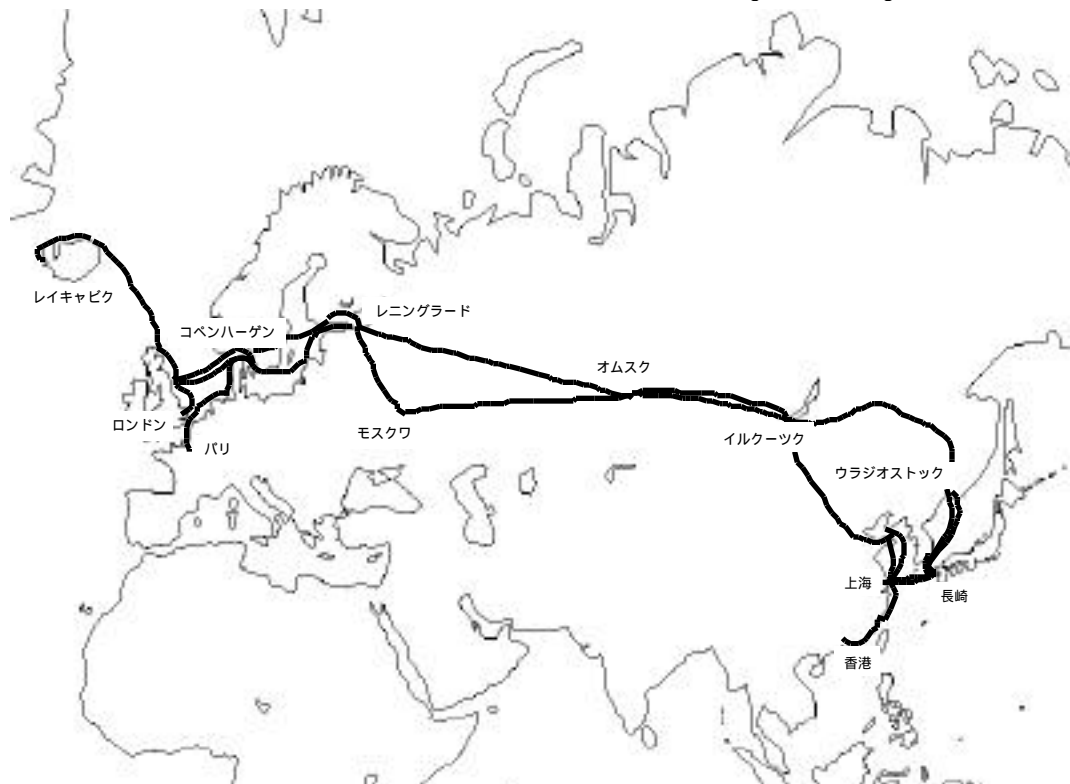
そこで、電信ネットワークの管理のために、ヨーロッパを中心とする20カ国が参加する国際電信連合が、1865年5月17日成立した。20カ国とは、フランス、オーストリア、バーデン、バイエルン、ベルギー、デンマーク、スペイン、ギリシャ、ハンブルグ、イタリア、ネーデルランド、ポルトガル、プロイセン、ロシア、ザクセン、スウェーデン、ノルウェー、スイス、トルコ、ヴルテンブルグである。1865年の電信連合での国際協定は最初のものであるため、暫定的な内容に過ぎない。英国

は実はこの第一回国際会議に参加していない。しかし、三年後のウィーンで開かれた第二回国際電信会議には参加している。

1866年7月13日、度重なる失敗の末、ようやく大西洋横断海底ケーブルが完成した。また同年9月には、英国からドイツ北海沖に浮かぶノルダーナイ島への海底ケーブルも接続され、大英帝国は新大陸、旧大陸へのネットワークをさらに拡張した。大英帝国とインドとの間の陸線を経由しない、直通海底電信ケーブルは翌1869年に開通し、翌1870年には一般業務を開始した。

1871年にはデンマークの大北電信社（Great Northern Telegraph Company）がシベリア横断線と接続する、香港 - 上海 - 長崎 - ウラジオストックを結ぶ海底ケーブルを完成させ、日本にも海底ケーブルが接続された。また、英国系の電信会社もインドからシンガポール、ポートダーウィン間の海底ケーブルを敷設し、電信はヨーロッパから東回りで太平洋まで達することになった。英国が海をつないでヨーロッパからアジアへつないだのに対し、デンマークはシベリアを突っ切ってヨーロッパからアジアへつないだのである（図2-1）³⁷。

図 2 - 1 大北電信社の電信ネットワーク（1907年）

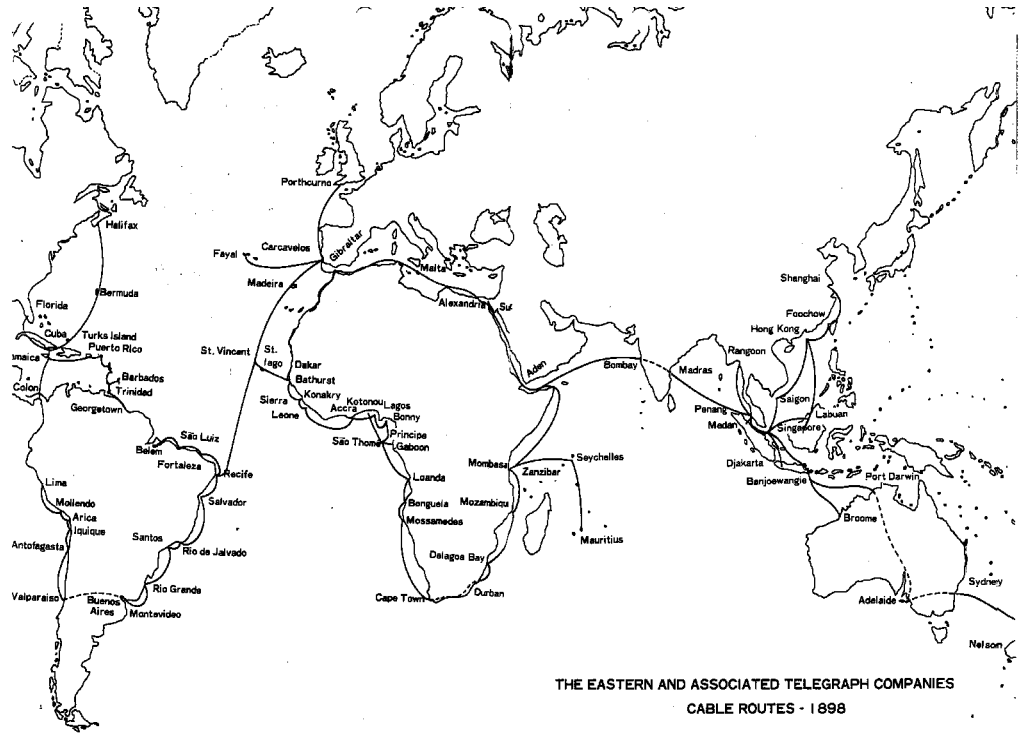


注：『大北電信株式会社百年略史』24-25ページを基に作成。

英国系の電信ネットワークの拡張はその帝国の版図と一致したものであり、その意図に合ったものにすることが重要であった。そこで、無駄な競争を回避するために1872年にインドルートの四つの会社が合併してイースタン・テレグラフ・カンパニー（Eastern Telegraph Company）ができた。この会社は大英帝国政府がバックアップし、シンガポール、香港、オーストラリア、ニュージーランドへの電信線を手中に収めた。その他、アフリカや南米へと電信ネットワークは拡張されていった。

こうして、大英帝国の電信ネットワークは、英国を中心に、西へ東へ広がっていったが、いまだ電信ネットワークがつながっていなかったのが、地球の裏側、太平洋である。すでに1878年にカナダを横断する電信線が完成したため、大英帝国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドを、他国の領土を経由しないで電信で結ぶことが可能になった。このケーブルはオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、および大英帝国政府の合同所有となり、1902年12月8日にカナダ - ニュージーランド間に最初の太平洋ケーブルが引かれた。これによってまさに世界中に広がる電信ネットワークが完成した。今から90年以上前にすでに情報通信ネットワークは世界を覆っていたのである。図2-2を見てわかるように、英国の海底ケーブルは英国の植民地と英国をつなげるものであった。それはインド、カナダ、南アフリカ、シンガポール、中国、オーストラリア、ニュージーランドなどを結ぶグローバルなものとなった。

図 2 - 2 英国の電信ネットワーク



出所：『ケーブル・アンド・ワイアレス会社百年史』表紙見返し

こうした電信ネットワーク拡張の間、すでに触れたように1865年に第一回国際電信会議（20カ国）が開かれた。そして、1868年に第二回国際電信会議（23カ国）、1872年に第三回国際電信会議（21カ国）が行われていた。しかし、いずれも暫定的なものであり、包括的な枠組形成には力不足だった。そこで結ばれたのが、1875年7月10日の新電信協定と、22日に定められた規則であった。

これが国際電信ネットワークの第一の柱となった。ロシアのセント・ピーターズバーグで開かれた第四回国際電信会議には、当初、15カ国だけが参加した。つまり、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オランダ、ペルシア、ポルトガル、ロシア、スペイン、スウェーデン・ノルウェー、スイス、トルコであった³⁸。

ここでも大英帝国は最初は参加しなかった。大英帝国の参加が遅れた理由ははっきりしないが、年内の12月には参加している。こうした電信協定が大英帝国の電信支配に対する対抗という意味があったために敬遠したものと思われる。当初20カ国で締結された協定は次々と他の国、地域、そして電信会社を取り込んでいった（表2-2）。

1880年代になると電信ケーブル、海底電信ケーブルは世界中に広がっていた。海底ケーブルは、公海や他国領海内であっても、基本的には敷設した国の所有物となる。もちろんそれには関係国間の合意が必要である。いずれにしても大英帝国は世界の大半の電信線、海底電信線を保有しており、これが大英帝国の支配を支えた。表2-3は世界の電信線の所有の割合を示したものである。これを見ると1892年には約三分の二、1908年でも過半数を英国が保有していた。1892年においても1908年においても単独で対抗できる国がなかったばかりか、他の国全てが連合しても英国に対抗できなかったことになる。しかし、この16年間の増加分を見ると、米国が全増加分の23.6%を占め、対抗勢力の雄となってきたことがわかる。

表 2 - 2 主要国際会議の加盟国・企業

	原加盟国	途中加盟国 (かっこ内の数字は参加年)	途中加盟企業 (かっこ内の数字は参加年)
1875年 国際電信 会議	フランス、オーストリア、バーデン、バイエルン、ベルギー、デンマーク、スペイン、ギリシャ、ハンブルグ、イタリア、ネーデルラント、ポルトガル、プロイセン、ロシア、ザクセン、スウェーデン、ノルウェー、スイス、トルコ、ヴルテンブルグ	ルーマニア(1875)、イギリス(1875)、ルクセンブルグ(1876)、エジプト(1877)、ブラジル(1877)、日本(1879)、ブルガリア(1881)、モンテネグロ(1881)、ナタール(1881)、喜望峰(1881)、シャム(1883)、ボスニア(1883)、仏領コーチシナ(1884)、ニュー・サウス・ウェールズ(1885)、チュニス(1885)、タスマニア(1885)、仏領セネガル(1885)、アルゼンチン(1888)、キューバ(1890)、ポルトリコ(1890)、フィリピン(1890)、ウエスタン・オーストラリア(1894)、英領東アフリカ(1901)、ウガンダ(1901)、オーストラリア連邦(1902)、マダカスカル(1903)、トランヴァール・アンド・オレンジ・リバー・コロニー(1904)、ボリビア(1906)、チリ(1908)、伊領エリトリア(1908)	Compagnie Française du Télégraphe de Paris à New York (1880), West India and Panamá Telegraph Company (1883), Commercial Cable Company (1885), Eastern Telegraph Company (1889), Société des Télégraphes Sous-Marines (1889), Indo-European Telegraph Company (1890), South American Cable Company (1893), Halifax and Bermudas Cable Company (1895), German Atlantic Telegraph Company (1900), Eastern Extension (Australia and China) Telegraph Company (1903), German Netherland Telegraph Company (1905), the East European Telegraph Company (1905)
1906年 国際無線 電信会議	大英帝国、ドイツ、米 国、アルゼンチン、 オーストリア、ハンガ リー、ベルギー、ブラ ジル、ブルガリア、チ リ、デンマーク、スペ イン、フランス、ギリ シャ、イタリア、日 本、メキシコ、モナ コ、ノルウェー、オラ ンダ、ベルシア、ポル トガル、ルーマニア、 ロシア、スウェーデ ン、トルコ、ウルグアイ	ドイツ保護領(1908)、トルコ(1909)、ザンジバル(1913)、ニューカレドニア(1915)、トンガ(1915)、ペルー(1915)、ボリビア(1915)	

The Libralian's Department of the Foreign Office of the United Kingdom, British and Foreign State Papers, London: Her Majesty's Stationery Office. より作成。

表 2 - 3 世界の電信線の所有割合（1892年 - 1908年）

	1892		1908		増加分	
	km	%	km	%	km	%
英国	163,619	66.3	265,971	56.2	102,352	45.2
米国	38,986	15.8	92,434	19.5	53,448	23.6
フランス	21,859	8.9	44,543	9.4	22,684	10.0
デンマーク	13,201	5.3	17,768	3.8	4,567	2.0
ドイツと オランダ	4,583	1.9	33,984	7.2	29,401	13.0
その他	4,628	1.9	18,408	3.9	13,780	6.1
合計	246,876	100.0	473,108	100.0	226,232	100.0

Daniel R. Headrick, The Invisible Weapon: Telecommunications and International Politics 1851-1945 (New York: Oxford University Press, 1991), p. 94.

1875年の国際電信協定は国際電信一般のルールを設定したものだだったが、1880年代以降は電信ネットワークの拡大に伴い、海底ケーブルの重要性が高まった。海底ケーブル敷設の初期には、漁師が、新種の海藻と間違えて切断し、引き上げてしまうことがあったり、故意に通信妨害のため切断されることが相次いだ。そのため1875年協定を補完する形で、1884年3月14日、パリで「国際海底ケーブル保護協定」が結ばれた。

こうして有線電信ネットワークの枠組ができつつある一方で、二つの新しい技術が、電信に競合する形で登場してきた。電話と無線電信である。電話は電信と同じくエジソンをはじめ多くの人が開発に取り組んでいたが、最初の特許は1876年のアレクサンダー・G・ベルが米国で取得し、翌年AT&Tの前身となるベル電話会社が設立された。国際電話業務に関する規定は1885年第六回国際電信会議において定められた。しかし、電信が電話に取って代わられる前に、無線電信が通信手段として重要な役割を果たすようになり、電話の本格的な普及は、二つの大戦を経てからになった。

第3項 無線電信の発明

ハインリッヒ・ヘルツ (Heinrich Herz) が1887年に実験で示した電磁波に刺激されて、イタリアのグリエルモ・マルコーニ (Guglielmo Marconi) は無線電信を思いついた。マルコーニはイタリアの郵便・電信局 (Posts and Telegraphs Office) にそのアイデアを持ちかけたが、興味を示してもらえなかった。そこでマルコーニは電信先進国である英国にわたり、1896年に無線電信の特許を取得した³⁹。

無線電信が登場する以前は、郵便より速い通信手段としては、有線電信しかなかった。無線電信は、有線電信に競合するものとは当初考えられなかった。長波による無線は高価であり、高出力の送信機を必要としたため、価格競争によって料金の低下した有線電信には、かなわなかったからである。

しかし、短波無線が採用され、安価で信頼性の高い通信が可能になると、無線電信は、有線電信の有力な競争相手となっていった。1897年にマルコーニはワイアレス・テレグラフ・アンド・シグナル・カンパニーを設立し、1899年には英仏海峡間の無線電信横断に成功した。1900年には社名をマルコーニ・ワイアレス・テレグラフ・カンパニーに変更。翌年には大西洋横断無線電信の実験に成功した。

無線が普及した背景には、船舶の安全確保への強いニーズがあった。当時、ロイズ保険組合による船舶保険が、大英帝国の海運事業にとって重要な役割を果たしていた。そのロイズもまた、電信によっていち早く船舶情報を獲得し、事業に役立っていたが、さらに、無線電信によって航海中の船舶と通信できることのメリットは大きかった。後に、1912年4月、北大西洋で海難事故を起こしたタイタニック号事件では、無線によってかけつけた他の船舶が、乗客の一部を救助することができた。

このような急速な無線の普及に対処するために、1903年、ベルリンで国際無線電信予備会議が開かれ、大英帝国、オーストリア - ハンガリー、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ロシア、米国の8カ国が参加した。

電信特許が取得された1837年以来、1865年に最初の国際電信会議が開かれるまで、28年かかったが、マルコーニの1896年の無線電信特許から1906年の国際無線電信会議が開かれるまでには、10年しかかからなかった。このような経緯で開かれた国際無線電信会議は国際電信ネットワークの第二の柱となった。

1906年11月3日、ベルリンで開かれた国際無線電信会議に参加した国は、大英帝国、ドイツ、米国、アルゼンチン、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、デンマーク、スペイン、フランス、ギリシャ、イタリア、

日本、メキシコ、モナコ、ノルウェー、オランダ、ペルシア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、トルコ、ウルグアイの27カ国であった⁴⁰。この会議では、国際無線電信連合を創設し、国際無線電信仮協定と付属規則を取り決め、SOS信号を国際的に共通のものとして採択した。

1906年の会議を受けてマルコーニは、無線通信による初の国際商用回線をアイルランドのクリフデン（Clifden）とカナダのグレース・ベイ（Glace Bay）間に開設した。1910年にマルコーニは大英帝国全体を無線でつなぐ計画を持った。これに応じて、大英帝国政府は帝国無線電信委員会を設立し、1913年に郵電省が帝国無線通信システムの建設に着手した。そして、1927年までに、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、インドを覆う形で、ポスト・オフィス・ビーム・ワイアレス（Post Office Beam Wireless）サービスが確立し、これは「帝国チェーン（Imperial Chain）」と呼ばれた。

その後、短波無線の実用化によって、有線電信と無線電信は、完全な競合状態になった。しかし、大英帝国政府は、両者を競合させておくことは、資源の無駄になると考えた。それぞれのシステムは、短所と長所を持っており、補完的な関係にあるべきだと考えたのである。例えば、無線は天候状態に左右されるが、有線電信も、切断には脆弱であり、受送信設備がある場所でしか利用できない。そこで、1928年に「帝国無線・ケーブル会議（Imperial Wireless and Cable Conference）」が開かれ、無線と有線の両サービスを一つの会社で行うこととし、「インペリアル・アンド・インターナショナル・コミュニケーションズ（Imperial and International Communications）」を設立した。この会社が、後にケーブル・アンド・ワイアレス社となる⁴¹。

第4項 戦争と無線電信

1906年国際無線電信協定は、国家の利害関係を保護するには必ずしも十分ではなかった。例えば、1906年の国際無線電信協定後から第一次世界大戦の勃発までの間、各国は自国領海内での無線電信の使用を禁止する規制を相次いで打ち出した。大英帝国政府は、1908年2月29日、「1904年無線電信法（Wireless Telegraphy Act）」を公海上の英国船にも適用することを決め⁴²、1908年には英国領海内における外国船にも適用することにした⁴³。続いてドイツも、領海内における外国船の無線電信の使用を規制する。その後も香港が、1909年、1910年と続けて商船に対

する規制を打ち出し、さらに英領ガイアナ（1910年）、トルコ（1912年）も規制を行った。1912年7月、第二回国際無線電信会議が開かれたが、有効な策を打ち出せなかった。1914年までに各国が次々と無線に対する規制を行い、国際情勢が悪化する中、1914年7月28日、オーストリアがセルビアに宣戦布告、第一次世界大戦が勃発し、国際的な電信・無線電信ネットワークは、危機にさらされることになった。

大英帝国は、8月4日のドイツ宣戦布告を前にして、8月1日、無線電信を政府の管理下に置くことを決めた⁴⁴。続いて各国も無線使用を規制・禁止していった。1914年中には、フランス、米国、スウェーデン、トルコ、コロンビア、パナマ、グアテマラ、アルゼンチンなどが、無線使用の制限・禁止を通知した。これによって、1837年のークとウィートストーンの電信特許以来、70年以上かけて建設されてきた有線・無線の電信ネットワークは、第一次世界大戦によって、大きな試練を受けることになった。

大英帝国の対ドイツ通牒の期限切れを受けて1914年8月15日午前0時、英独間の電信線は遮断された。さらに、大戦勃発後、数時間でドイツの5本の電信線は切断されたといわれている⁴⁵。それに対しドイツはイースタン・テレグラフ・カンパニーの主要な太平洋線、インド洋線を攻撃することによって報復した。また、戦争が始まると、イースタン・テレグラフ・カンパニーのロンドンのオフィスは大英帝国政府に接収された。コード化されたメッセージの送信は禁じられ、英文あるいは仏文の平文による送信のみが許された。

第一次世界大戦中の電信について、「イギリスのケーブル網はニュース、指令その他連合国の重要電報の通信に休みなく活動した。その建設に50年を要した大英帝国の海外電信網は連合国の終局の勝利をもたらした一要因であった」といわれている⁴⁶。第一次世界大戦が終わったとき、大英帝国は世界の人口と陸地の4分の1を占めており、イースタン・テレグラフ・カンパニーによって作られた電信ネットワークは、大英帝国の神経システム（nerve system）となっていた。

第3節 電信ネットワークの管理と活用

第1項 四つの層の協定

電信の発明以来そのネットワークがどのように拡張されてきたかをこれまで見てきた。では、そのネットワークは、いかにして国際的に管理され、活用されてきた

のだろうか。そこでも主導的な役割を担ったのが英国であった。

電信ネットワークは、四つの層からなる協定によって管理されていた。最上位には国際電信会議で決められた包括的国際ルールがあり、その下には二国間あるいは三カ国間での限定的な国家間協定がある。そして第三の層には政府と企業間の協定がある。電信会社が海底ケーブルを接続するには政府からの許可が必要であり、数多くの協定が結ばれた。そして第四に各企業間の協定がある。電信会社は一家だけで世界をカバーすることができなかつたため、各会社間の相互接続ルールが上層の国際協定に違わない範囲で結ばれ、通信線が確保された。

四つの層の最上層の国際ルールとして、1875年の国際電信協定、1906年の国際無線電信協定が大きな役割を果たした。1875年の国際電信協定はヨーロッパを中心とする15カ国のみが参加していたが、20世紀初めまでにアジア、オセアニア、南米、アフリカから多くの国が参加してまさに国際的な組織となった（表2）⁴⁷。

また、英仏海峡に最初の海底ケーブルを敷設するための、1851年の英仏協定を皮切りに、大英帝国は、第一次世界大戦まで、自国を中心とする数々の国際協定を結んだ。大英帝国外務省の『ステート・ペーパーズ（State Papers）』で確認できる限り、1915年までに14カ国、合計46回の二国間協定を結び、三ないし四カ国との間の多国間協定は四つを数える（表1）。

大英帝国の二国間協定の相手として多いのは、地理的に近接しているフランス、オランダ、ベルギーであった。大英帝国はヨーロッパ大陸との間の海底ケーブルとして、ドイツ、オランダ、フランス、スペインの間にも回線を持っていた。その中で距離的には、フランスとオランダが近い。しかし、当時のヨーロッパの現実主義的な政治環境においては、一国の回線に頼ることができず、複数の回線を持つことは大英帝国にとって重要だった。また、この理由から、ケーブルに頼らずにすむ無線電信が発達した。

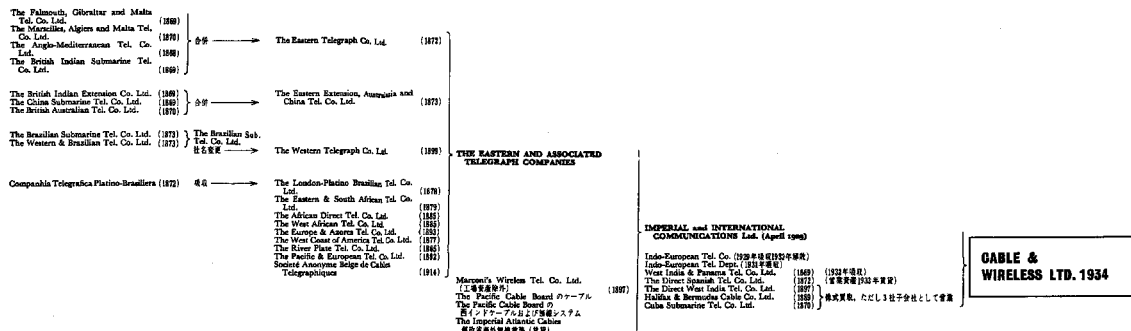
表2-2にも示されているとおり、電信会社は国際電信協定にもアクターとして参加しており、大きな影響力を持った。国別に世界の電信線を見たとき、3分の2から4分の1を占めていた大英帝国系の電信会社は、ほとんどが国営か半官半民の会社であり、大英帝国の政策に沿った企業活動を行っていたといえることができる。

第2項 大英帝国のエージェント - ケーブル・アンド・ワイアレスとロイター通信 -

各電信会社は各国の規制があり、また、膨大な建設費用のため、一社で世界を覆うネットワークを構築することが困難だった。そのため、国際協定や二国間・多国間協定に基づいて、各社間で提携関係を結び、相互接続を行った。その際には国家間協定で決まった電信料金 (tariff) に従って通信が行われた。

英国本国では電信会社は国営とされたが、海外の通信については半官半民の形でいくつかの会社が成立していた。その多くは英国系資本によって占められていたが、国際ケーブルの性格上、他国の資本が入っている会社もあった。しかし、英国系の国際電信会社は、やがて後のケーブル・アンド・ワイアレス社となるグループ企業へと集約されていく (図2-3)。

図 2 - 3 ケーブル・アンド・ワイアレス社の派生図



出所：『ケーブル・アンド・ワイアレス会社百年史』付表

ケーブル・アンド・ワイアレスという社名は、実際は、1934年から使われているため、第一次世界大戦の前には存在していない。しかし、後にケーブル・アンド・ワイアレス社として結集する多くの企業が、ジョン・ペンダー (John Pender) 以来、大英帝国の政策と密接な関係を保ってきた。

ペンダーはマンチェスターの裕福な繊維商人だった。ペンダーはアングロ・アメリカン電信会社を創設し、1865年から始まった大西洋横断海底ケーブルの資金を提供した。またインドへ向けての電信建設にも尽力し、いくつかの電信会社を作った。ペンダーらの努力によって1870年にインドへの新しい電信ルートが作られた。そして、1872年には合併によりイースタン・テレグラフ・カンパニーが設立された。

イースタン・テレグラフ・カンパニーは、ペンダーの指導の下で、次々とネット

ワークを拡張し、中国やオーストラリアにも電信を接続した。また、他の電信会社を次々と傘下に治め、イースタン・アンド・アソシエーティッド・テレグラフ・カンパニーという系列企業群を作った。

ケーブル・アンド・ワイアレスの一つのルーツは、こうした有線電信会社にあるが、もう一つのルーツはマルコーニの無線電信会社にあった。ペンダーが死去した年に、マルコーニはイタリアから英国に渡ってきている。マルコーニが提案した帝国無線電信ネットワークは、海底ケーブルと比べて3倍のスピード、50分の1のパワー、5パーセントのコストで帝国内の通信を可能にしたといわれている。

無線電信会社が有線電信会社の市場を奪った結果、大英帝国政府は1929年にイースタン電信会社とマルコーニ無線会社の合併を促し、インペリアル・アンド・インターナショナル・コミュニケーションズを成立させた。そしてこの会社が、1934年に名前を変え、ケーブル・アンド・ワイアレス社となる⁴⁸。

こうしたインフラ作りの他に、電信ネットワーク上を流れる情報コンテンツの面で、重要な役割を果たしたのが、ロイター通信（Reuters）である。ロイター通信は電信ネットワークの構築・運営に当たる会社ではなく、電信ネットワークを使ってニュースを配信した会社である⁴⁹。

ロイター通信を創設したユーリウス・ロイター（Jurius Reuters）は、ドイツ生まれで、パリのアバス通信でニュース通信について学び、パリやアーヘンでニュース事業を興した。その後、ヨーロッパ大陸での事業に限界を感じるとロンドンに渡り、1851年に開通したばかりの英仏海底ケーブルを使って、ヨーロッパ各地の株価情報を提供した。1858年からはニュースの配信を始め、米国のリンカーン大統領暗殺の報をいち早くヨーロッパへ伝えるなど成功を収めた。

1870年、ロイター通信は、フランスのアバス通信、ドイツのヴォルフ通信との間に市場分割をめぐる三社協定を結び、ニュース通信の世界で大きな影響力を持つようになった。さらに1893年には、米国のAP通信も含めた四社協定を結び、世界の市場分割をさらに固めた。

日本や米国は、永らくロイター帝国の植民地であったといわれている。それは、ロイターとの間の協定のために、国際的なニュースの受信・発信をロイターを通して行うことになっていたのである。従って、日米それぞれの通信社が、自国のニュースを発信する場合でも、ニュースを選択するのはロイター通信であり、特に日本などはヨーロッパ人に受けるような「エキゾチックな」ニュースばかりが取り上げられ、必ずしも正確とはいえないイメージが植え付けられる一つの原因となった。また、日米が外国から受け取るニュースもすべてロイター通信のフィルターを通したものに限定されており、さらに日本と米国間のニュース交換もロイターを

通さなければできないという状態だった。

このロイターによる日米のニュース通信支配が終わったのは1934年だった。この背景には第一次世界大戦を通じて米国が台頭し、米国内で、ロイターとの協定に縛られていたAP通信にかわってUP通信が力をつけたことがあった。

ロイター通信のライバルであったフランスのアバス通信、ドイツのヴォルフ通信が没落したのに対し、ロイター通信が現在まで存続しているのは、国家の御用通信社に成り下がらなかつたからだといわれている。政府の御用通信社は政府に都合のよい情報を発信する宣伝機関となってしまうのに対し、ロイター通信はあくまで大英帝国の役に立ちながらも、常に正確な情報の提供を行っていた。正確な情報の伝達は都合のよい情報よりもはるかに重要であり、それは大英帝国政府だけでなく大英帝国の商人たちにも重要だったからである。

ロイター通信は反政府的だったのではない。ドイツ出身のユーリウス・ロイター自身は、アメリカン・ドリームならぬイングリッシュ・ドリームをかなえさせてくれた大英帝国への貢献を常に念頭においており、ロシアの妨害にあいながらも、ペルシア銀行を設立するなど、1870年代前半から死去するまで、インドへ続く重要拠点であるペルシャとの提携に尽力した⁵⁰。

電信ネットワークを作り上げたケーブル・アンド・ワイアレス、それを使って情報を集め、配信したロイター、この両社以外にも多くの企業が自らの利益のため、ひいては大英帝国のために電信ネットワークを構築し、それを活用したのである。

第4節 ガバメント型情報国家としての19世紀英国

大英帝国は19世紀半ば以降、膨大な費用をかけてグローバルな電信のネットワークを構築した。そのネットワークは、大英帝国政府や植民地政府、あるいは外国政府をつなぐ帝国の神経系として機能するとともに、富裕な商人のためのビジネス情報を運ぶことで本格的な国際経済システムを作り上げた。電信ネットワークが作られる以前の1776年7月4日、米国の独立宣言がロンドンに伝わったのは48日後の8月21日であり、1805年10月21日のジブラルタル海峡北西のトラファルガー会戦の勝利がロンドンに伝わったのは11日後の11月2日であった。電信以前の世界はそれぞれの都市、国が孤立した世界だったのである。電信ネットワークによる情報の流れの加速化は、19世紀の情報革命というに値するものだった。

しかし、この電信ネットワークは大衆のための情報通信ネットワークではなかつた。

たことを確認しなければならない。もちろん、相応の料金を払えば庶民も使うことができたわけだが日常的な通信手段というわけではなかった。

電信を主として使ったのは政府であり、二つの世界大戦に突入するに至っては電信は戦争のための道具となった。電信の利用は軍事目的のものが最優先となり、情報は検閲され、暗号の解読が戦局を大きく左右することになった。大英帝国は民主主義的な体制をとる国家ではあったが、対外的には帝国主義をとり、情報のフローは政府の管轄下に置かれていたのである。その意味では大英帝国は、情報国家の二つ目のモデル、ガバメント型情報国家であったといえるだろう。

こうした政府主導の国際情報通信システムは第二次大戦後も冷戦の始まりによって基本的な構造は変わらない。戦前からあった国際電信連合は、1949年に国連の専門機関である国際電気通信連合（ITU: International Telecommunications Union）に生まれ変わった。ITUでの国際的な合意形成は基本的に国家代表である主管庁同士の交渉であり、国家主導のものであった。

こうした国家主導のガバメント型のレジームが崩れるのは、冷戦構造の解体と1990年代のインターネットの台頭まで待たなくてはならなかった。

第3章 ガバナンス型情報国家

- 20世紀米国とインターネット -

第3章 ガバナンス型情報国家 - 20世紀米国とインターネット -

第1節 情報国家としての米国

本章では、新しい情報国家のモデル、つまりガバナンス型情報国家としての米国に注目する。

前章で分析した19世紀の大英帝国は、政府による規制の行き届いた電信のネットワークをグローバルに構築し、それを自らの道具として利用した。英国は民主主義的体制をとりながらも、対外的には帝国主義をとり、植民地統治を行った。政府は情報をコントロールし、情報通信は必ずしも国民全ての技術ではなかった。それが一層著しさを増したのが二つの世界大戦であった。

大戦で疲弊した英国に変わって国際社会のリーダーになった米国は、英国に代わって自由貿易を唱道し、また民主主義を最善の政治体制として世界に求めた。米国は国内的に民主主義を徹底することで、政府に関する情報もより透明化するよう努力している。そしてそれをサポートするのが、インターネットをはじめとする新しい情報技術に基づいた情報通信ネットワークである。こうした米国の政治体制とインターネットの関係はインターネットがそれこそグローバル化を押し進めるのに伴って、世界にもその影響を拡大させている。例えば、情報国家の第一のモデルである「独占型情報国家」に該当すると考えられるような国々、中国やシンガポール、ベトナムといった国々にもインターネットはつながり、人々の需要を高めている。それによって独占型情報国家の政府は様々な手段で情報コンテンツの規制を試みようとしているが、完全にインターネットの影響から国民を隔離しておくことができなくなっている。

こうした影響は、欧州などの「ガバメント型情報国家」に対しても波及している。例えば、フランスは従来から英語文化の流入に神経をとがらせているが、インターネットによって、なし崩しになることを懸念している。またドイツでは、国内で規制されているナチスに関する情報が、米国やカナダのサーバーから発せられることに頭を悩ませている。

こうした米国の情報の影響力をどのように解釈すればいいのだろうか。

第2節 電信から電話へ

第二次世界大戦の惨劇の反省から生まれた国連憲章の第7章には「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」についての規定がある。その中の第41条では、軍事力行使の前段階の措置として「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」と規定している。

この国連憲章が作成された1945年当時は、いまだ電話は一般に普及しておらず、電信が国際通信で主力の時代であった。その後、通信技術は飛躍的に発展した。有線・無線の音声通話が可能になり、音声以外のデータ通信が可能になった。アナログ技術だけでなくデジタル技術による通信が可能になり、銅線から光ファイバーへの転換も進められている。無線通信は人工衛星を介した通信も可能にしている。また携帯電話も世界各国で普及し、低軌道衛星によって世界中で使える携帯電話サービスも始まろうとしている。インターネットは放送技術と通信技術を融合させ、デジタル情報技術の発達によって、情報通信産業（information and telecommunication industry）を作り出している。

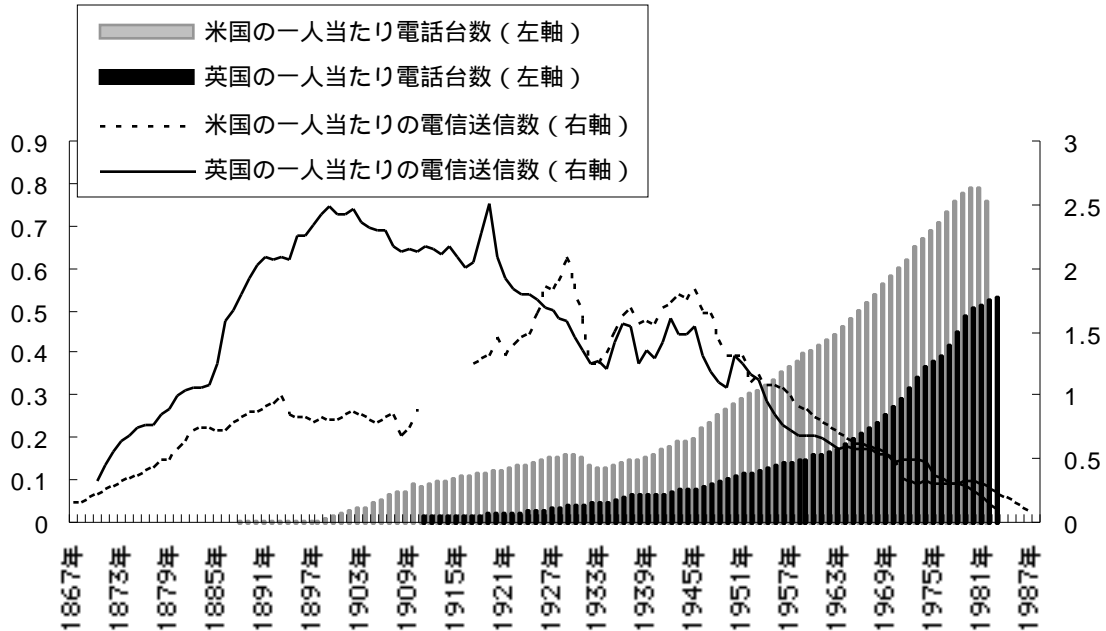
すでに1876年にベル（Graham Bell）によって発明されていた電話は電信のような急激な普及は見せなかった。そのひとつの理由はすでに電信にかなりの投資が行われ、インフラとして整備されていたからである。既存の電信事業者は彼らの事業を損なうあらゆる動きに反対したため、電話の普及は二つの大戦を経た後になった。

図3-1は英国と米国に関してそれぞれ電信と電話がどのように使われたかを経年変化で示したものである（電信は一人当たりの電信送信数、電話は一人当たりの設置台数）。これを見ると、米国は第一次大戦までに国内の電信整備をてこに英国の電信支配に急迫していた。しかし、新技術である電話の普及が明らかになると急速に電話にシフトし、英国を上回るペースで電話を普及させたことがわかる。他方、英国は、既存インフラとしての電信に固執し、電話の普及では遅れをとることになってしまった。ここで情報通信ネットワークのリーダーは英国から米国へと移ったということがいえるであろう。

米国では国営の電気通信事業者が存在しなかった。その他の国々では自然独占（natural monopoly）の理論の下に政府が電気通信事業の整備とサービス提供を行った。そのような国営独占電気通信事業者は郵便サービスと併せて行われることが多いためPTT（Post, Telegraph, and Telephone）事業者と呼ばれる。米国では郵便サービスと電気通信事業が区別され、郵便事業は公営事業であったが、電気通

信は民間企業にゆだねられた。

図 3 - 1 英国と米国における電信から電話への移行



出所：Mitchell, B. R., *International Historical Statistics, Europe 1750-1988, Third Edition* (Stockton Press, 1992). と Mitchell, B. R., *International Historical Statistics, Second Edition, The Americas 1750-1988, Third Edition* (Stockton Press, 1993) を基に作成。

しかし、そうした民間企業も実質的には独占に近い寡占事業であった。米国の電信事業で独占的な地位を占めたのはウエスタン・ユニオン (Western Union) 社である。WUは米国における電信の発明者モース (Morse : モールスともいう) の作った会社であり、モースの特許を武器に自らの事業を防衛した。つまり他の電信事業者が市場に参入するとモースの特許を理由に訴訟攻勢をかけ、結局はその会社を買収してしまうのである。こうしたやり方によってWUには全米にまたがる電信ネットワークを作り上げた。しかし、第一次大戦前の米国は孤立主義的な傾向を見せており、そのネットワークを海外にまで拡張しようとする野心はあまりなかった。

この米国の電信事業に挑戦したのが、ベルがつくったベル電話会社であった。ベル電話会社もまたWUからの執拗な攻撃にさらされたが、政府の仲裁によってそれをかわし、またWUと同じく訴訟と買収・合併によって独占的地位を築き上げていく。

その後、ベル電話会社は名前を「AT&T (American Telephone and Telegraph)」に変え、司法省との独禁法訴訟を抱えながらも電話事業においてほぼ独占的な地位を保つ。しかし、1984年に司法省との間に修正同意審決 (MFJ: Modified Final Judgement) を結ぶことによって、長距離会社と複数の地方電話会社に分割された。地方電話会社は地域独占を保持し、長距離市場にはMCI社やスプリント社が参入した。この「MFJ体制」が1996年の通信法改正 (規制緩和による相互参入を認める) まで続くのである。

こうした既存の電話システムとは全く異なるところからインターネットは出てきた。

第3節 冷戦とARPANET、インターネット

インターネットの原型はよく知られているように米国国防総省の高等研究計画局 (ARPA) が作ったARPANETである⁵¹。ARPAがARPANETを作った背景には二つの流れがある。第一に国防上の理由である。1957年10月4日、ソ連が世界初の人工衛星スプートニク (sputnik) を打ち上げた。これは「スプートニク・ショック」といわれるほど米国に衝撃を与えた。科学技術的にいえば米国よりソ連が進んでいるということであり、国防上はソ連が核兵器を米本土に撃ち込めるようになったということであった。そのため、核攻撃を想定したプラン作りが必要になった。アイゼンハワー政権は国防総省にARPAを作り、核攻撃後も使用可能な情報通信ネットワークとしてARPANETが作られたのである。

しかし、実際に開発に携わった研究者たちから見ればインターネットは、高価なコンピューターの共同利用のための工夫であった。コンピューターが使われた当初は、コンピューターとコンピューターの間でデータをよりとりするには人間の手を介さなくてはならなかった。また、高価な一つの大型コンピューターを数人で共有しなくてはならなかった。そこで共有している人たちの間でメッセージを交換するシステムとして電子メールが考えられ、離れたところから操作するリモート・アクセスができるようになった。

ARPANETが目的としたのは以下のような点である⁵²。

- 1) ネットワーク内の多くのコンピューターや接続が機能していなくても、ネットワーク自体は動作するようにすること
- 2) 様々なハードウェア構成のコンピューターから利用できるネットワークで

あること

- 3) ネットワークの機能していない部分を避けて、情報を自動的に再ルーティング（経路制御）できること
- 4) ARPANETは、ネットワークのネットワークであり、単なるコンピュータのネットワークではないこと

1991年の湾岸戦争においてもTCP/IPプロトコルを使ったインターネット型の情報通信ネットワークが米軍によって使用され、その効果が実証されたという。その結果、国防総省はTCP/IPは戦略兵器であるとして一般使用を禁止しようと考えたというが、インターネット・コミュニティ側が猛烈に反対したという経緯があった。

インターネットが技術的に優れているところは、そのルーズさ故の堅牢さである。例えば電話はそれぞれの電話がツリー状につなぎ合わされ、交換機がメッセージをつなぎ、回線の両端で人が話しをしている。この電話を技術的にアップグレードするにはシステム全体の技術仕様をアップデートしなくてはならない。しかし、インターネットでは、何百万台ものコンピュータがつながったりはずされたりしてもシステム全体は影響を受けない。ユーザーが勝手に自分のところだけシステムをアップグレードできる。そして、情報をバラバラの packets（packet：小包み）にして送るため、電話のように受け手が受話器に張り付いている必要はない。そして、インターネットは「ベスト・エフォート」しか保障しない⁵³。ベスト・エフォートとはできる限りのことというぐらいの意味である。インターネットはこのようにルーズであるが故にフレキシブルであり、様々な技術的発展の余地が残されているのである。

やがてARPANETは軍事目的以外の利用が多くなってきたため、1983年に国防総省はMILNETという軍事専用の情報通信ネットワークをつくる。その二年後、NSF（National Science Foundation）がARPANETをモデルとしてNSFNETを主に研究目的につくる。やがてARPANETはNSFNETに吸収された。

同じ頃、UsenetやBITNETという草の根ネットワークができ、またCompuServeやAmerica Onlineのような商用ネットワークも形成された。こうしたネットワークやNSFNETが相互に接続されるようになり、インターネットは大部分のネットワークが多少なりともそれぞれ関わりを持つネットワークの混合体となった⁵⁴。インターネットの歴史を示したのが表3-1である。

表 3 - 1 インターネットの歴史

年	出来事
1957年	ソ連が最初の人工衛星スプートニク打ち上げ。対抗して米国は軍事応用可能な科学技術におけるリードを確立するために国防総省内にARPAを設立。
1958年	
1959年	
1960年	
1961年	7月、MITのLeonard Kleinrockが「Information Flow in Large Communication Nets」発表（最初のパケット・スイッチング理論に関する論文）。
1962年	ランド研究所（RAND Corporation）のPaul Baranらが11のレポート（「On Distributed Communications Networks」など）を発表し、核戦争の際に通信機能が大幅に失われても生き残る分散型のネットワークを提唱。
1963年	
1964年	
1965年	ARPAが「cooperative network of time-sharing computers」に関する研究を支援。TX-2 at MIT Lincoln LabとQ-32 at System Development Corporation (Santa Monica, CA)が直接リンクされる（パケット・スイッチは無し）。
1966年	10月、MITのLawrence Robertsが最初のARPANET計画である「Towards a Cooperative Network of Time-Shared Computers」を打ち出す。
1967年	Lawrence Robertsがミシガン州アン・アーバー（Ann Arbor）で開かれたIPTO（Information Processing Techniques Office）の主任調査員会議でネットワークについて話す。Operating Principlesに関するACMのシンポジウムでパケット・スイッチング・ネットワークの計画が示される。Lawrence RobertsがARPANETの最初のデザインペーパーを発表。英国ミドルセックスのNational Physical

Laboratory (NPL)でD. W. DaviesによってNPL Data Networkが開発される。

-
- 1968年 英国のNPL (National Physical Laboratory) で最初のパケット・スイッチング・ノードが実装される。ARPAはパケット・スイッチング技術の実験としてARPANETに資金を出す。
-
- 1969年 最初のARPANETノードがカリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) でインストールされ、年末までに米国西部の異なる場所からの通信を行う⁵⁵。ARPAが契約を行ったのはマサチューセッツ州ケンブリッジのBBN (Bolt Beranek and Newman) 社。10月、最初のnode-to-nodeメッセージがUCLAとSRIの間で交わされる。最初のRFC「Host Software」がSteve Crockerによって出される。ミシガン州立大学とウェイン州立大学がx. 25に基づく学内ネットワークを作る。7月16日から24日、アポロ11号が月へ。Neil Armstrongが月面に立つ。
-
- 1970年 BBN社のRay Tomlinsonが二つのマシンの間で最初の電子メールを送る。後にイーサネットに使われる技術を用いて、ハワイ大学がパケット無線ネットワークであるALOHANETを実装する。ARPANETのホストがNetwork Control Protocol (NCP)を使い始める。
-
- 1971年 15のノード (23のホスト) が設置される : UCLA, SRI, UCSB, Univ of Utah, BBN, MIT, RAND, SDC, Harvard, Lincoln Lab, Stanford, UIU(C), CWRU, CMU, NASA/Ames。
-
- 1972年 3月、BBN社のRay Tomlinsonが基本的な電子メールメッセージソフトウェアを書く。7月、Lawrence Robertsがメッセージをリストし、選択的に読み、ファイルし、転送し、返信する最初のユーティリティを作る。10月、ワシントンDCで開かれたコンピューター・コミュニケーションに関する第一回国際会議でARPANETが最初の公開デモンストレーションを行う。NWG (InterNetworking Working Group) が組織される (議長はVinton Cerf)。Telnetの仕様が決められる (RFC 318)。
-
- 1973年 ARPANETへの最初の国際接続 : University College of London (英国) とRoyal Radar Establishment (ノルウェー)。ハーヴァード大学のRobert Metcalfeの博士論文がEthernetに関するアイデアを打ち出す。Robert Kahnがインターネットの問題を提起し、ARPAで研究プログラムを始める。3月にVinton Cerfがサンフランシスコのホテル・ロビーで封筒の裏にゲートウェーの設計をスケッチする。Cerfと

Kahnが英国のサセックス大学でのINWGで基本的なインターネットのアイデアを発表する。ファイル転送の仕様が決められる (RFC454)。Network Voice Protocol (NVP)の仕様が決められる (RFC 741)。

-
- 1974年 Vint CerfとRobert Kahnが最初のTCP/IPに関する論文「A Protocol for Packet Network Intercommunication」を公刊する。Robert MetcalfeとDavid BoggsがゼロックスPARC研究所で安価で柔軟なLANプロトコルであるイーサネットを発明する。BBN社が最初の公共パケット・データ・サービスであるTelenetを開始。
-
- 1975年 ARPAはARPANETの運営責任を国防通信局 (DCA: Defense Communications Agency) に渡す。TCPの最初のバージョンが書かれる。Steve HolmgrenがARPANETにUNIXを置く。
-
- 1976年 DCAがARPANETを実質的に運営する。CCITT (International Consultive Committee on Telephony and Telegraphy) がx. 25 (仮想回路を使うネットワーク・プロトコル) の最初のガイドラインを承認する。ARPANETでメーリング・リストが発明される。英国女王のエリザベス二世が電子メールを送る (1971年から78年まで異論があるが、1976年が最も有力)。
-
- 1977年 TCP/IPプロトコルのバージョン3の開発に伴って実験的なインターネットがスタートする。仮想回路を強調する初期のOSI (Open Systems Interconnection) がCCITTによって推奨される。x. 25がISO-OSIの基礎となる。ウィスコンシン州立大学のLarry LandweberがTHEORYNETを作り、コンピューター・サイエンスの研究者100人以上に電子メールを提供する (独自の電子メールシステムとTELENETを利用)。Mailの仕様が決められる (RFC 733)。Tymshare がTymnetを始める。7月、ARPANET/Packet Radio Net/SATNETの最初のデモンストレーション。
-
- 1978年 AT&Tのベル研究所でMike LeskによってUUCP (Unix-to-Unix CoPy) が発明される。
-
- 1979年 ARPANETのメーリング・リストをまねしてTom Truscott、Jim Ellis)、Steve BellovinによってUSENETが発明される。
-
- 1980年 ISO-OSIレファレンス・モデルが公開される。
-
- 1981年 Ira Fuchsが作ったBITNET (Because It's Time NETWORK) が9600bps (bit per second) の専用回線を使って世界中のIBMコン

コンピューター・センターにつながり始め、メールやその他のサービスをおこなう。CSNET (Computer Science NETwork) が、ARPANET にアクセスすることなく、コンピューター・サイエンス学部へのARPANETのようなサービスを提供する。レーガン政権が成立(1月)。フランス・テレコムがMinitel (Teletel) を導入。

1982年 4月、パリのEUUG会議でEUNET (European UNIX Network) が始まる。DCAとARPAがTCP/IPを設定。External Gateway Protocolの仕様が決められる (RFC 827)。

1983年 1月1日、ARPANETに接続する全てのホストとネットワークが、NCPプロトコルに代わってTCP/IPを使うように求められる。ARPANETが二つのネットワークに分かれる。一つは後にDDN (Defense Data Network) となるMILNET、もう一つはARPA Internetの研究バックボーンであるARPANETである。EARN (European Academic and Research Network) が作られる。ナショナル・スーパーコンピューター・センターをつなぐ目的でネットワークングを扱う部署をNSFが設置する。英国でSERCnetからJANETが作られる。村井純らによってJUNET (Japan UNIX Network) が作られる。ウィスコンシン大学でネーム・サーバーが開発される。Internet Activities Board (IABがICCBに代わって設置される)。

1984年 ドメイン・ネーム・システム (DNS) が導入される。ホスト数が1000を超える。JUNET (Japan Unix Network) がUUCPを使用。英国でJANET (Joint Academic Network) 作られる。William Gibsonの『ニューロマンサー (Neuromancer)』が出版される。

1985年 AT&Tの解体決定に伴い、高速データ・リンクのための基盤として光ファイバー・ケーブルの敷設を始める。NSFNETバックボーンと相互接続する目的で、最初の五つのナショナル・スーパーコンピューター・センターにNSFが資金を出す。Whole Earth 'Lectronic Link (WELL) が始まる。

1986年 CSNetやUUCP、後のBITNET、FidoNetのような非IPネットワークのホストにドメイン・アドレスを持つことを可能にするMX (Mail Exchanger) 記録をクレイグ・パトリッジ (Craig Partridge) が発明する。最初のNSFNETバックボーン (56Kbps) が実装される。Brian KantorとPhil LapskeyによってNNTP (Network News Transfer Protocol) が指定される。DFN (ドイツ研究ネットワーク) が作られる。CNRIが設立される。Internet Engineering Task Force (IETF) とInternet Research Task Force (IRTF) がIABの下に

設置される。最初のFreenet (Cleveland)が始まる。

-
- 1987年 UUCPとUSENETアクセスを売る最初の組織であるUUNETが始まる。Merit社にMCI社、IBM社と協力してNSFNETバックボーンを管理することをNSFが認める。最初のInterop会議が開催される。9月20日、CSNETプロトコルを使って中国とドイツの間で電子メールのリンクが設置される。1000番目のRFC「Request For Comments reference guide」が出される。ホスト数が10000を超える。
-
- 1988年 NSFNETのT1 (1.544Mbps)バックボーンが始動。米国NBS (National Bureau of Standards)がGOSIP (Government OSI Profile)を公開する。モリス・ワーム事件に対処するためDARPAがCERT (Computer Emergency Response Team)を組織する。
-
- 1989年 ARPANETが閉鎖される。CSNETがBITNETと合併し、CREN (Corporation for Research and Education Networking)となる。欧州におけるIPネットワークの調整機関としてRIPE (Reseaux IP Europeens)が設立される。ブッシュ政権が成立。米ソ首脳がマルタで会談。ベルリンの壁が崩壊。ホスト数が10万を超える。
-
- 1990年 STD (Software Tool & Die)社の一部門であるサ・ワールド (The World)が最初の公衆ダイヤルアップ・インターネット・サービス・プロバイダーとなったが、NSFNETの使い方を定めたNSFのAUP (Acceptable Use Policy)によってインターネットのおよそ半分しかアクセスが認められなかった (1992年8月、ザ・ワールドはインターネット全体への最初のダイヤル・アップ・アクセス権をNSFから取得する)。メリット社、MCI社、IBM社によってANS (Advanced Network and Services, Inc.)社が設立される。NSFNETのT3 (45Mbps)バックボーンが実装される。McGill大学のAlan EmtageとPeter Deutschによってアノニマス (匿名)FTPアーカイブのインデクス・ソフトが発明される。Thinking Machine社その他の協力を得てBrewster KahleがWAIS (Wide Area Information Services)を発明する。湾岸危機勃発。Mitch KaporがElectronic Frontier Foundation (EFF)設立。
-
- 1991年 OSIを使うことに対する政府からの圧力にも関わらず、欧州でインターネットのホストが急激に増える。EUnetが商業化を決定 (1992年に法人化)。NIST (National Institute of Standards and Technology、かつてのNBS)がGOSIP第2版を公表。Altnet、PSINet、CERFnetの三つのネットワークがCommercial Internet Exchange (CIX)となり、政府が出資する媒介者なくして顧客の間で通信を始

める。米国でゴア上院議員が「1991年HPCA (High Performance Computing Act) 法」を提出し、議会在可決。これによってNREN (National Research and Education Network) への最初の出資が行われる。ミネソタ大学のPaul LindnerとMark P. McCahillがGopherを発明する。コロラド大学ボウルダー校のMike Schwartzがネット検索 (netfind) を発明し、それに言及したり、WAIS、Gopher、WWWを検索するための言葉として「リソース・ディレクトリー (resource directry)」という言葉を作る。ISOC (Internet Society) が組織される。Philip ZimmermanがPGP (Pretty Good Privacy) を発表。NSFNETバックボーンがT3 (44.736Mbps) にアップグレード。

1992年 x. 400 (メール) とx. 500 (ディレクトリ) サービスは残るものの、OSIは明らかに時代遅れになる。CERN (European Nuclear Research Center) のTim Berners-LeeらによってWWW (World Wide Web) が発明される。NSFNETのT3 (45Mbps) バックボーンの実装が完了。大陸間IPバックボーンとして欧州でEBONEが採用される。これは政府による支援や資金をもたない協調的なベンチャーとして行われる。大統領選挙でクリントン=ゴア候補が当選。ホスト数が100万を超える。Internet Society (ISOC) が組織される。IABがISOCの一部となる。日本の最初のISPであるInternet Initiative Japan (IJ) が設立される。

1993年 業界のコンソーシアムが音声とビデオを強調したNII (National Information Infrastructure) を提案する。ANSがCIXに参加。PSINetとAlterNetがT3バックボーンを採用。Delphiがインターネットに参加する最初の巨大システムとなる。IJ (Internet Initiative Japan) が日本で商業IPアクセスを始める (1994年に国際的な接続を得る)。クリントン政権が成立。DARPAが再びARPAになる。細川政権が成立、55年体制が崩壊。InterNICがNSFによって設立される。ホワイトハウスのホームページができる。米国で「US National Information Infrastructure Act」成立。

1994年 AOL (America Online) がインターネットに接続。MCIがIPサービスを提供。AOLがANSを買収。FIPSにおいてNISTがOSIを放棄する。米国議会が情報提供サービスを開始。ショッピング・モール開設。首相官邸がホームページ開設。RAREとEARNが合併してTrans-European Research and Education Network Association (TERENA) が作られる。

1995年 マイクロソフト社がウインドウズ95を発売。NSFが超高速バッ

クボーン・サービス (vBNS) を作り、新NSFNETが誕生。CompuServe, AmericaOnline, Prodigyなどがインターネット・サービスの提供を開始。8月9日、Netscapeが株式公開。ドメイン・ネーム登録が有料に。

1996年 電話会社がインターネット電話の禁止を議会に求める。米国の通信品位法 (Communications Decency Act) が成立、数カ月後に連邦地裁が差し止め、1997年に最高裁が違憲判決。MCI社がインターネット・バックボーンをアップデート。Internet Ad Hoc Committeeが七つのgeneric Top Level Domains (gTLD) : .firm, .store, .web, .arts, .rec, .info, .nomを追加する計画を発表。Netscape社とMicrosoft社のブラウザ戦争が本格化。世界各国でインターネット利用規制が行われる。

1997年 2000番目のRFC「Internet Official Protocol Standards」が出される。7月17日早朝、Network Solutions社のミスで.comと.netドメインが壊れ、使えなくなる。

1998年 マイクロソフト社がウィンドウズ98を発売。AOL社がネットスケープ社を買収。

Peter H. Salus, Casting the Net: From ARPANET to INTERNET and beyond... (Reading, Massachusetts: Addison-Wesley Publishing Company, 1995) ; Robert H'obbes' Zakon, "Hobbes' Internet Timeline v3.3, "<<http://www.isoc.org/guest/zakon/Internet/History/HIT.html>> (Access: November 29, 1998)などを基に作成。

ARPANETやNSFNETは、国防総省やNSFによる公金、つまり国民の税金を使っていた。そのために、インターネットを商業目的に利用することは認められていなかった。しかし、インターネットへのアクセスを求める企業は多く、実際にCIX (Commercial Internet Exchange) という企業グループが違法ながらもインターネットへのアクセスを提供し始めた。こうしたことが半ば公然化するに至り、商業アクセスを認める気運が高まった。NSFもまた公平な費用負担という条件の下での商業アクセスを認めるように方針転換した。

商業化を受け入れたインターネットを世に普及させたのは、その代名詞ともなったワールド・ワイド・ウェブ (World Wide Web) であった。これは特定の形式で書いてあるファイルをサーバーと呼ばれるコンピューターに入れ、インターネットにつないでおけば、世界中から勝手にその中身を読みに来ることができるという仕組みである。市内通話料金とわずかな使用料で (学校や企業ではほとんど無料で)

手軽に世界を旅している「感覚」は非常に魅力的なものであった。

インターネットはそれまでの電信や電話とは根本的に異なる情報通信ネットワークであり、実際に使ってみないと理解しづらい。石田晴久はインターネットの特徴として七点を上げている⁵⁵。

- 1) 主としてボランティアの技術者が草の根から育ててきた
- 2) いろいろな組織のネットワーク (LAN) が国内はもとより国際的にもつながっている
- 3) 非常にオープンな
- 4) 基本的に固定料金
- 5) 通信規約 (プロトコル) としてTCP/IPを使う
- 6) マルチメディア (音声、写真、ビデオを含む) 情報のやりとりが可能
- 7) IPアドレスによって中央組織がなくとも世界的につながる

そしてまた、「インターネットのガバナンス」という言葉が使われるように、インターネットはその管理方法もルーズである。電話のシステムを考えると、利用者は電話会社を通じてサービスを受け、電話会社は官庁 (日本なら郵政省) の監督を受け、主官庁は国際電気通信連合 (ITU) に代表を送り、技術標準やサービス協定が決められた。ガバメント・システム的な構造がしっかりあったわけである。

しかし、こうしたガバメント・システムの構造はインターネットにはない。まず、インターネットは、ネットワークのネットワークであり、末端のネットワークにはそれぞれ管理者がいる。パソコン通信会社や学校、企業などだ。それぞれのネットワークでルールを決めて運用している。しかし、ネットワークのネットワークであるインターネットを中央集権的に管理している組織はない。事実上の運営母体となっている団体としては、インターネット・ソサイエティー (ISOC: Internet Society) やインターネット・エンジニアリング・タスク・フォース (IETF: Internet Engineering Task Force)、インターネット・リサーチ・タスク・フォース (IRTF: Internet Research Task Force)、インターネット・アーキテクチャー・ボード (Internet Architecture Board)、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (W3C)、インターNICなどがある。これらの団体は法律や選挙によって権威づけられたものではなく、いわばボランティアによって成り立っている。

インターネットで何か議論し決定しなければ行けないことがあると、いちいち全員が世界中からどこかに集まって会議をするというわけにはいかない。なぜなら、彼らは国家代表ではなくボランティアでしかない。自腹を切って国際会議へしょっちゅう引っ張り出されるのはかなわない。さらに急激に変化するインターネットの世界では決定が間に合わない。つまりガバメント型の意思決定・合意形成は非現実

的なのである。第2章を振り返ってみて欲しい。国際的な電信の枠組を決めるために、英国が中心となった二国間、多国間の条約や協定が結ばれ、後には国際電気通信連合（ITU）で議論や交渉が行われていた。しかしそのようなことはインターネットではできなくなっているのだ。

ではインターネットに関する合意形成はどのように行われるのだろうか⁵⁶。まず何か問題提起することをインターネット・ドラフト（Internet Draft）という形式の文書で電子的に公開する。具体的には関係者のメーリング・リストなどに流す。関係者というのはそうした意思決定に参加することを電子メールなどで表明したボランティアであり、参加資格は特に限定されていない。このインターネット・ドラフトは期限が設定されており、期限が来ると消える。インターネット上で議論が行われ、さらに決定が必要だということになれば、RFC（Request for Comment）が出される。RFCは直訳すれば「コメントをください」という意味である。このRFCが毎年何百通と出される。このRFCの内容が実質的なインターネットの決定事項となる。誰が投票するわけでもなく、それを権威付けをするわけでもない。まして政府の出番はほとんどない。ほとんどというのは、特に重要な決定についてはあらかじめ米国政府をはじめとする関係者との打ち合わせが行われ、それがRFCに反映されることがあるからだ。

この決定のあり方が第1章で定義したガバナンス型の意思決定・合意形成のあり方が人々に意識されるようになったきっかけである。その特徴は第一に、利害を有する人、関心を持つ人が積極的にプロセスに関与する。第二に、参加者の境界は限定されておらず、上下関係もない。第三に、情報がオープンに提供される。こうしたガバナンス型の意思決定・合意形成では、国家色つまり政府の介入をできるだけ回避することが重要とされ、権利や義務、階層性といった要素とは離れたやり方が模索された。

こうしたガバナンス型の意思決定・合意形成は、国家色を出さないようにしていても、インターネットの出自ゆえに米国文化の影響が色濃く出ている。60年代末から70年代のカウンター・カルチャーの時代に青年期を過ごした人々がインターネット・コミュニティを支えており、当初のインターネットはアングラ的な雰囲気も合わせ持っていた。政府が軍事目的で作ったネットワークがこのように変化したことは大きな皮肉であったといえるだろう。

しかし、1990年代に入って、インターネットは人口に膾炙するものに大きく発展する一方で、ボランティアだけの論理では収まらなくなり、ビジネスの論理、政治の論理が大きく入り込んでくることになった。

第4節 政治経済的戦略概念としてのインターネット

第1項 クリントン政権 の成立

クリントン政権が成立していなければ、これまで見てきたインターネットの歴史は大きく変わっていたかもしれない。というのは、1990年代を迎えるまでインターネットはあくまでも研究者のネットワークであり、共和党が支配する首都ワシントンDCには関係のない世界だったからである。従来、ハイテク産業が集中するカリフォルニアのシリコンバレーで成功した裕福な経営者たちは共和党支持であった。しかし、1980年代後半に景気が悪くなり、シリコンバレーも日本や韓国の台頭に脅威を感じ始めていた。そこでシリコンバレーの経営者たちはワシントンでのロビーイングを開始した。しかし、ブッシュ政権のホワイトハウスはこれに大した関心を見せなかった。

そこで1992年の大統領選挙では、ゴアを副大統領に据えて、産業政策を志向するクリントン候補にシリコンバレーは乗り換えた。シリコンバレーのあるカリフォルニア州はレーガン大統領の地元の共和党の地盤であり、大統領選挙で最も多く選挙人団を出す州だが、これがクリントン候補支持に回ったのである。

1980年以降の流れを振り返ってみよう。

1980年の大統領選挙で現職の民主党カーターに対し、共和党レーガン候補は地滑り的な大勝利を引き起こした。レーガンは「強いアメリカ」を訴え、弱気とレッテルを貼られたカーター大統領を破った。レーガンに投票した民主党支持者（Democrats）は「レーガン・デモクラッツ（Reagan Democrats）」と呼ばれ、レーガンの保守回帰は「保守革命」と呼ばれた。それからレーガンの2期8年、ブッシュの一期4年の12年にわたり、ホワイトハウスは共和党が占めた。

1990年8月の湾岸危機は、1991年1月湾岸戦争へと発展した。1992年の大統領選挙を前にブッシュ大統領の支持率は急上昇し、民主党候補に勝ち目はないといわれた。情勢を見て民主党の有力候補とされたクオモ・ニューヨーク市長などが出馬を取りやめ、下馬評になかったクリントン・アーカンソー州知事が浮上したのである。

クリントンが泡沫候補から民主党候補となり、ついには大統領になるに当たって重要な役割を果たしたのがゴア副大統領候補であった。「ハイテク・セネター（high-tech senator）」とあだ名されたゴア上院議員は、「HPCC（High Per-

formance Computer and Communication) 法案」を可決させるなど、コンピュータや情報通信に強い上院議員であった⁵⁷。一般的には大統領候補はバランスをとるために対照的な人物を副大統領候補に選ぶ。しかしアーカンソー州出身のクリントン候補はあえて同じ南部出身のゴア(テネシー州出身)を副大統領候補に選んだ。ゴアの上院議員としての経験は、ワシントンの経験のないクリントンを助けることになる。そして、ゴアは従来の副大統領のイメージを乗り越え、実際の政策決定過程に直接関わる副大統領となった。このゴアの存在がクリントン政権を情報通信重視へと向かわせた大きな要因であった。クリントン - ゴア候補の公約を収めた『国民最優先 (putting people first)』には、情報通信に関する事項は独立して扱われてはならず、必ずしも主要な論点ではなかった。しかし、クリントン政権は成立後、次々と政策を打ち出す。

ゴア副大統領が情報スーパーハイウェイ構想を思いついたのは、父親のアルバート・ゴア・シニア (Albert Arnold Gore) 上院議員によるインター・ステート・ハイウェイの影響であるといわれている⁵⁸。インター・ステート・ハイウェイとは米国の高速道路である。各州をつなぐ高速道路を造ることによって連邦内の通商が促進され、米国の経済発展に寄与することになった。同じように、情報の高速道路を造り、経済発展を図ろうというのが情報スーパーハイウェイ構想の着想である。

クリントン政権は1992年11月の選挙で勝利し、1993年1月に正式に発足する。正式発足の前の1992年12月、クリントン候補が州知事を務めていたアーカンソー州のリトルロックで「国民経済サミット」が開かれた。

クリントン - ゴア陣営が勝利したことで、情報通信基盤建設が政府主導で行われるという目算がすでに現実のものとなり始めたが、ここで民間からのストップがかかった。つまり、ゴアは、政府主導で次世代の情報通信ネットワークを構築しようと考えていたが、アレンAT&T会長が、それは政府のやることではなく民間に任せべきだと訴えたのである⁵⁹。

クリントン政権成立直後の1993年2月、クリントン大統領とゴア副大統領はカリフォルニアのシリコン・バレーに飛び、シリコン・グラフィクス社 (SGI) でタウン・ミーティングを行った。これはクリントン候補当選に一役買ったシリコン・バレーに対して、ハイテク重視の姿勢を打ち出すパフォーマンスであった。

7カ月後の1993年9月15日、「NII (National Information Infrastructure) 行動アジェンダ」をクリントン政権は発表した。これは情報スーパーハイウェイ構想に連邦政府として正式に取り組むことを表明するものである。

しかし、実際にNIIが何を意味するのかははっきりしないところがあった。やがて政府主導の情報スーパーハイウェイ建設が不可能になるにつれ、クリントン政権

はインターネットが実質的に情報スーパーハイウェイであると表明するようになった。

その後、米国の関心は世界情報基盤（GII: Global Information Infrastructure）へと移る。つまり、政治経済的な戦略概念としてインターネットを位置づけ、米国のパワーのリソースとして情報通信技術の支援に乗り出したのである（第1章参照）⁶⁰。

クリントン政権は、情報通信に明るい世代がはじめて作った政権である。この世代は、70年代に若い時代を過ごし、それ以前の世代とは大きく価値観、考え方が異なっている。クリントンやゴアの世代は自信に満ちた米国の姿をほとんど覚えておらず、米国が大きく揺れ動き、深刻な人種問題を何とか克服しようとした時代に育っているのだ⁶¹。クリントン大統領が徴兵忌避疑惑をもたれ、マリファナを吸ったことを認め、数々のセックス・スキャンダルにまみれながらも大統領になり、再選を果たしたことは、経済が好調だという理由以上に、米国社会の価値観の転換を象徴しているのではないだろうか。

旧世代に属するブッシュを1992年の大統領選挙で破り、同じくドール（Robert Dole）を1996年の大統領選挙で破ったことによってこの流れは確実なものとなりつつある。1998年の中間選挙が終わった時点で2000年の大統領候補は、民主党がゴア副大統領、共和党がジョージ・ブッシュ・ジュニア（George Bush, Jr.）テキサス州知事である。世代は確実に変わりつつある。

では新しい世代が考える政治経済的戦略概念としてのインターネットとはどのようなものだろうか。

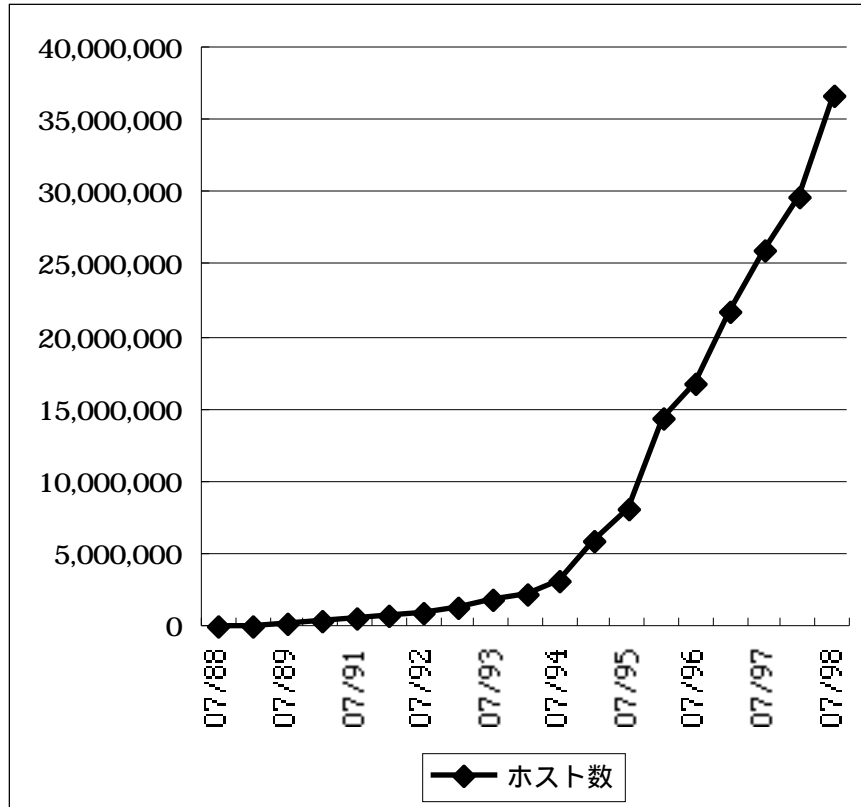
第2項 インターネットの偏在と米国の存在感

インターネットはグローバルなネットワークだといわれるが、均等にグローバルではない。ここでは地理的な偏在をドメイン・ネームから分析するとともに、インターネットでの米国の存在の大きさを指摘する。

ネットワーク・ウィザーズ（Network Wizardz）社は定期的にインターネットのホスト数を推計している。図3-2はインターネットのホスト数の推移を1988年7月から半年毎に10年分とったものである。1998年7月現在のインターネットのホスト数は約3674万に達する。これを見ると1995年以降急速に伸びていることがわかる。1995年にはマイクロソフト社のウィンドウズ95が発売され、パソコン・ユーザー

のすそ野が広がり、それに伴ってインターネット・ユーザーも拡大したのである。一般的に平均すると1ホストにつき10人のユーザーがいると換算されることが多い。それに従えば、1995年以前には5000万人以下だったインターネット・ユーザーは、1998年には3億5000万人以上と7倍以上になったことがわかる。

図 3 - 2 インターネットのホスト数の推移（推計）



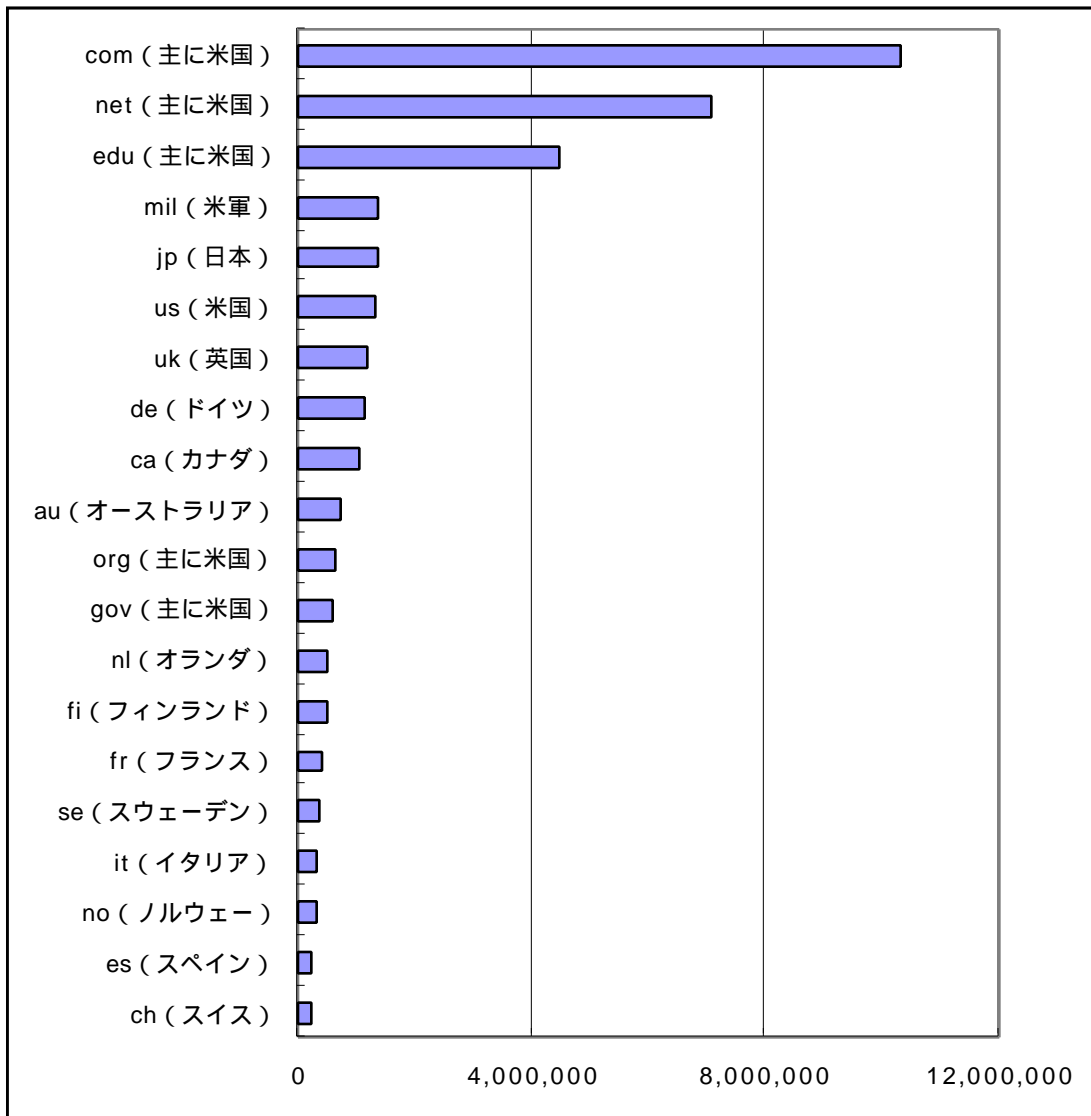
出所：Network Wizardz社<<http://www.nw.com/>>

しかし、インターネット・ユーザーの分布は非常に偏ったものになっている。1997年7月現在で世界の人口は58億5000万人と推計されているが⁶²、同時期のインターネット・ユーザーの数を先ほどと同じく推計するならば2億6000万人しかない。つまり世界人口の約4.4%しかインターネットにアクセスできていないのである。

実は、約3674万のうち約93%が上位20のドメイン、約14カ国によって占められているのである。「約」というのは米国のドメイン・ネームは一つではなく、また明確に区別されていないからである。米国はインターネット発祥の地ということもあり慣例的に他の国のような二文字の国別トップ・ドメイン・ネーム（日本なら

「.jp」) を使ってこなかった。最近では「.us」も使われるようになってきたが、多くは「.com (企業)」、「.net (商用)」、「.edu (教育)」、「.mil (軍)」、「.org (非営利組織)」、「.gov (政府)」などを使ってきた。ややこしいのは、「mil」を除いて米国以外の組織もドメインを取得可能なことである。つまり米国のドメイン総数は「.us」、「.com」、「.net」、「.edu」、「.mil」、「.org」、「.gov」を足したものから少し少ないことになる。いずれにせよ、図3-3を見れば明らかなように、インターネットにおける米国の存在は非常に大きいものであるといえる。

図 3 - 3 ドメイン別のホスト数 (推計)



出所：Network Wizardz社<<http://www.nw.com/>>

第3項 インターネット・エコノミーの拡大

インターネットが経済的に与える影響は大きいといわれている。しかし、数字としてそれを明らかにすることは容易ではない。ここではニューエコノミー論をとりあげてインターネットの経済的効用について検討してみる。

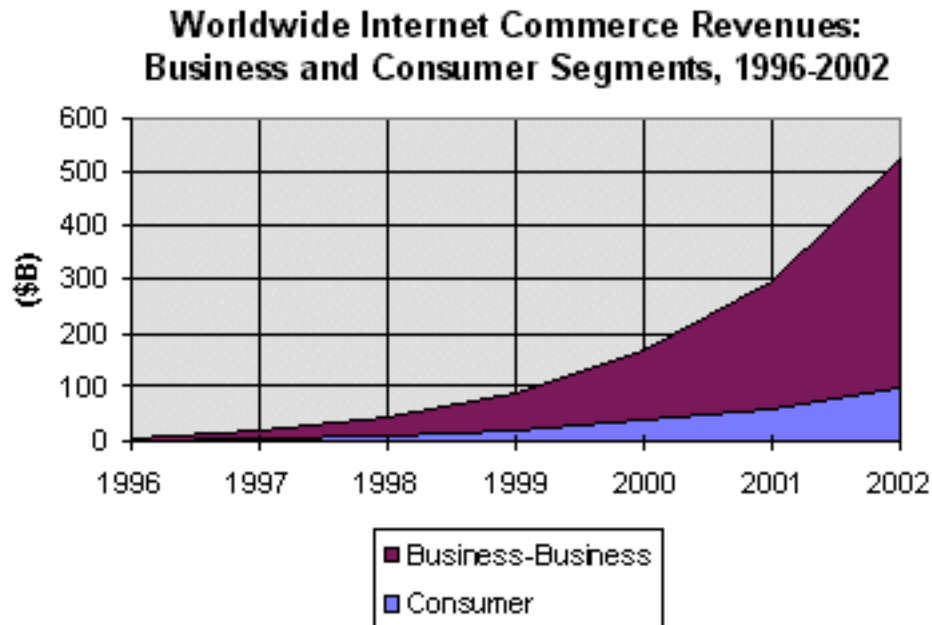
米国におけるニューエコノミー論とは、情報技術の革新による生産性の飛躍的上昇が雇用コストの上昇を抑制し、低インフレと高成長を可能にし、結果的に好況が景気循環を超越して持続するという議論である。議論のピークは97年8月頃であり、8月に米国の宅配業者であるUPSがストライキをしたあたりを境に批判論が出てくる。97年末には尻すぼみとなるが、98年頭には米政府が部分容認論を出した。

ニューエコノミー論がフィーバーを呼び起こしたのは、グリーンズパンFRB（Federal Reserve Board：連邦準備制度理事会）議長の発言が大きい。つまり、当時の経済状況は「従来の価値観や物差しでは計れない」、「百年に一度か二度の現象かもしれない」と議会の公聴会で発言したのである（ただし、後に否定的見解に転じる）。

しかし、米国経済の好調の要因は他にも考えられた。つまり、グローバルな競争の激化、フレキシブルな金融システム、柔軟な雇用調整、政府の規制緩和、アジア新興市場の台頭、低賃金の国際移民労働者の流入、海外の安い労働市場への生産現場移転、財政赤字削減、1980年代からの規制緩和効果、ドル高やアジアからの安い製品の流入効果、などである。つまり、情報通信がどれだけ米国の好景気に影響を与えたかを実証するのは難しいのである。

では、電子商取引に焦点を絞った場合、どれくらいの可能性を指摘できるのだろうか。米国の調査会社であるIDC（International Data Corp.）社の調査によれば<<http://www.idc.com>>、米国市場の動向は以下ようになる。まず、パソコン通信やインターネットなどのオンライン・サービスを利用している家庭の割合は1998年末までに23%に達する（1996年末時点で13%だったのが、現在は20%を超えた）。オンラインを利用している家庭のなかで、1日に1回以上アクセスしている世帯の割合は60%近くに上る（約1年前は35%）。つまり、現在、全家庭数の約14%が1日1回以上アクセスすることになる。さらに、オンライン利用世帯のおよそ80%はWWWへアクセスする契約を結んでいる（そのうち92%は仕事のために利用）。現在、全家庭数の約18%がWWWにアクセスしているのである。

図 3 - 4 IDC社によるインターネット市場規模の予測



<<http://www.idc.com/images/082598net.gif>>

別の調査の結果を見てみよう。クレジット・カード会社のビザ・インターナショナルが行った「一般消費者によるオンラインでの決済に関する成長予測」によれば、1998年の世界のインターネット上での決済は153億ドル（前年度の約2倍）であるという。1996年の世界のGross World Productは35兆8000億ドルであったから、概算として、98年のオンライン決済を96年のGWPで割ってみると、0.04%にしかならないことがわかる。ちなみに、米国GDPは7兆6100億ドル、日本はGDP2兆8500億ドル（CIA World Fact Book）である。インターネット上での決済は年間約67%の割合で成長し、2002年には1005億ドルになると予測されている。

マルチメディアコンテンツ振興協会が日本のマルチメディア市場の規模について調査を行っている（1997年1月～12月）。それによれば、1997年のマルチメディア市場規模は6兆8990億円である。そのうち、ハードウェア市場が前年比6.7%増の3兆5567億円、ソフトウェア市場が前年比8.2%増の1兆5297億円、サービス市場が前年比3.0%増の1兆8126億円となっている。そして、2000年のマルチメディア市場規模は11兆1179億円（1997年から61%増）になると予測されている。これも概算でしかないが、1996年の日本の国内GDPは507兆円なので、97年のマルチメディア市場を96年のGDPで割ってみると1.36%にしかならない。

つまり、インターネット市場はまだ小さすぎて、そのインパクトが測れず、経済モデルも成立していないのである。しかし、日本経済の実質成長率（95-96年）が

3.2%（名目2.8%）であることを考えれば、情報通信（マルチメディア）産業の貢献は大きいと考えることもできる。実際、全体におけるパイよりもその伸びに注目せよという意見もある。

昨今注目されているのはインターネットを介した電子商取引や電子マネーである。どちらもセキュリティやプライバシーの問題あるいは既存の法律との関係からなかなか軌道に乗らないでいるが、将来的には拡大すると見込まれている。現在の電子商取引の中身を見てみると、書籍や音楽CD、コンピューター・ソフトが中心になっており、既存のビジネスにとって変わるほどのインパクトは持っていない。しかし、参入コストの低さは魅力であり、新しい形態のビジネスが生まれるかもしれない。

インターネットは新しい広告メディアとしても注目されている。商業用のウェブページにはバナー（banner）広告といわれる広告が載せられていることが多くなってきた。これはたいてい横に細長い長方形で、この広告をクリックする（パソコンの画面上で選択する）と、その広告内容を詳しく見るができるようになる。ただし、こうしてユーザーがクリックして広告を見ることをクリック・スルー（click through）というが、クリック・スルー率は数パーセントにとどまっているといわれ、広告媒体としてはそれほど威力がないのではないかとみられている。

こうしたインターネットを介したビジネスが拡大するにつれ、懸念されているのが関税である。というのは、インターネットの中では国境は特に意識されないため、語学の問題がなければ、外国から商品を取り寄せるのも簡単になる。いわば個人輸入なのだが、これに従来通り関税がかかるとなればマーケットとしての成長を阻害するのではないかと、あるいはどこで誰が何を買ったのか把握すること自体も大変ではないかということが指摘されている。

インターネットをマーケットとして拡大させるためにクリントン大統領は、インターネットを介した商取引を無関税にしようと各国に呼びかけ、1999年までは暫定的に無関税とされている。

では、他の経済セクターとの連携はどうであろうか。インターネットが普及する前から、金融や空運ではコンピューター・ネットワークが利用されてきた。金融機関のオンライン・バンキング・システムは専用回線を使った閉鎖的ネットワークであり、開放性を特徴とするインターネットとは異なる。しかし、インターネットを介したオンライン・バンキングの試みも始まっており、インターネットだけで開業している銀行も米国にはある。また、証券取引も電信以来、情報通信ネットワークとは密接な関係にあり、現代の金融ハイテク商品もコンピューター・ネットワークが可能にしたものである。そして、インターネットのウェブページを使って証券取引を行うことも行われている。

航空業界でも、コンピューター予約システム（CRS: Computer Reservation System）と呼ばれるネットワークが座席予約のために使われてきた。これも閉鎖型ネットワークで、航空会社と旅行代理店をつなぐ形で使われてきた（代表的なものとしてアメリカン航空が作ったSABREがある）。このCRSも最近では一部インターネットと接続され、各航空会社のウェブページから個人で直接座席予約を行うこともできるようになってきている。

また製造業では、コンピューター・ネットワークを使って生産プロセスを効率化しようという試みが行われている。コンピューター・ロボットは早くから製造工場に導入され、業務改善に寄与してきたが、コンピューターがネットワークにつながることによって離れたところの間での共同作業がしやすくなっている。例えば、ボーイング社の新型航空機製造には日米の企業が太平洋を挟んでネットワークでつながれ、短時間で作業を成し遂げたという⁶³。製造業に限らずとも、イントラネットやエクストラネットも同じ発想である。

個人に目を向けて見れば、携帯電話や携帯端末を介してインターネットにアクセスし、迅速にビジネスを行うことも日常的になってきた。またSOHO（Small Office Home Office）やテレワークといわれる在宅勤務の試みも始まっている。

国際経済に目を転じれば、そこにもインターネットの影響がある。最も大きな二つの動きが世界貿易機関（WTO）で起きている（詳しくは第9章参照）。第一に、インターネットやコールバック・サービスなど新しい通信技術が登場してきたのに伴い、基本電気通信サービスの自由化交渉が行われ、1998年2月から多くの国々で通信自由化が行われた。これはGATT（General Agreement on Trade and Tariff）におけるモノの貿易の自由化に続く、サービス貿易自由化の試みの一つであり、WTOの中のGATS（General Agreement on Trade of Services）という枠組の下で交渉が行われた。これによって通信事業者間の再編と、各国の通信市場への相互参入が促進され、大きな変化が起きている。また第二に、半導体やコンピューターといった情報通信機器の貿易拡大が見込まれているが、この関税を撤廃しようという情報技術協定（ITA: Information Technology Agreement）が1996年12月のシンガポールにおけるWTO第一回閣僚会議で合意され、2000年の関税撤廃への動きが進んでいる。

インターネットの経済的効用をまとめてみると、まず第一に、情報通信業界そのものが大きく成長している。第二に、情報通信技術の発達によって多くの産業が効率改善の恩恵を受け、新しい市場が開拓されつつある。第三に、そうした新しい経済を支援すべく、国際的な通信の自由化、情報機器貿易の関税撤廃が行われた、ということになるだろう。

第4項 ガバナンス型政治の効用

インターネットの政治的効用とは何だろうか。ARPANETが研究用のNSFNETとなり、軍事用のMILNETと分かれたことによって、NSFNETを受け継いだインターネットでは軍事的色彩が薄れた。米国国防総省は、人工衛星などを取り込んだ独自の情報通信ネットワークを有しており、当初予定していたような核戦争後の通信としての役割をインターネットは期待されていない。

しかし、政府機関がインターネットを使わないということではなく、むしろ活用していく方向にあり、クリントン政権成立以後、ゴア副大統領のイニシアチブの下でその動きは活発化している。政府省庁にはコンピューターがどんどん導入され、インターネットに接続されている。職員は電子メール・アドレスを持ち、これまでのお役所仕事を改善しようとしている。これによって、郵便や電話を使わずに海外の公館とすばやく効率的に連絡を取ることも可能になる。米国のゴア副大統領は情報通信技術を活用した行政改革をナショナル・パフォーマンス・レビュー（NPR: National Performance Review）というプロジェクトを通じて行った。

他にも米国の政府省庁のほとんどがそのウェブページを持ち、国民に情報を提供すると同時に、議会では「1996年電子情報自由法改正（EFOIA）」が成立し、電子メールやウェブページを使った情報請求、情報公開を可能にしている（第8章参照）。市民と政府との関係を改善するためにインターネットが使われているのである。

こうしたインターネットの利用は、自国の外交的立場の改善という点でも意味がある。各国の外務省のウェブページは、外国からのアクセスを強く意識したものである。外交政策に関する情報の提供を行い、広く世界の世論に働きかける役割を果たす。米国のホワイトハウスのウェブページは、世界の人々にも開かれたものでもあり、米国が何をしようとしているかという情報を、これまでとは格段に低いコストで収集可能にしている。日本の外務省のウェブページも最初のページであるホームページは、日本語版のページではなく、英語版になった。それだけ外国を意識したものである。

こうしたインターネットの利用は各国政府だけの専売特許ではない。反政府団体やテロリストといった勢力も使うことができる。有名なのはネオ・ナチ勢力のウェブページで、ドイツでは規制されるため、規制の緩い北米にサーバーを置いている。インターネットに国境はないためドイツからのアクセスが相次ぐということになっている。インターネットの中の情報の価値判断はユーザーに任されているため、こ

うした情報が若い人々に訴える可能性がないとはいえない。

そして、国際政治的に何よりも意味があるのは、新しい国際協力の枠組の形成である。例えば、阪神淡路大震災についての情報が神戸から発信され続けたのは有名な例だが、地震のニュースは他のソースからも伝えられ、瞬く間に電子メールを通じて世界中に知らされたのである。関東大震災のニュースは福島県原町市の無線塔から米国に逐次伝えられ大きく評価されたが、インターネットが伝える情報の速さははるかに早く、その広がりも大きい。この情報の広がりがその後の災害援助にも大きく役立ったといえるだろう。

つまり、インターネットは、国境にとらわれない横断的な市民のつながりを可能にしている。環境問題や人権問題、開発問題などについて活発な議論が行われている。政府の意向にとらわれない非政府組織（NGO）や非営利団体（NPO）の活動を刺激する側面がインターネットにはあり、それが新しい国際協力の在り方を提起する可能性がある。

また、インターネットは当初研究者向けであったので、インターネットを使った研究者の共同作業も活発になりつつある。特定のテーマに関するメーリング・リストの活用や、ウェブページでの研究リソースの公開、電子メールによる共同研究などである。エピステミック・コミュニティ（Epistemic Community）といわれる専門家集団の活動が注目されるようになってきたが、こうした国際的に連携した研究者たちのメッセージもまた国際政治や国際社会に大きなインパクトを与えることになるかもしれない。

インターネットは政治的に三つの皮肉を見せている。第一に政府の軍事用ネットとして出発したのにボランティアによって運営されていること。第二に、米国はきわめて法律社会なのに、法律や制度に頼らないガバナンスを模索していること。第三に、政治色を避けようとしてきたのに、政治の道具としてきわめて有用であることである。そしてその政治的効用は身近なものからグローバルなものにまで広がりを見せているのである。

第5節 ガバナンス型情報国家としての米国

これまで、19世紀英国の電信、20世紀米国のインターネットを例に、情報通信大国がどのように情報通信ネットワークを活用しているかを見てきた。そこには非常によく似た構造があると同時に、いくつかの異なる点も見られる。ここではそれに

ついてまとめることにしよう。

まず、共通する点として、第一に、それぞれの政府が情報通信ネットワークの開発とそのグローバルな展開に重要な役割を果たしたことである。電信は米英でほぼ同時に発明された。米国の電信は国内通信用のネットワークとして発達したが、英国はすぐに海外との通信への応用を考え、海底ケーブルによってそれを可能にした。英国国内の電信は1868年に国有化されたが、国際電信ではいくつかのケーブル会社が設立され、政府がバックアップする形で事業が拡大された。そして、国策会社としてのイースタン・グループが主導的役割を果たした。同じように、米国では、政府の研究プロジェクトとしてARPANETが開発され、それが民間運営で見合うようになるまで政府の資金が使われた。クリントン政権成立以後は、情報スーパーハイウェイ構想、NII構想、GII構想、グローバルな電子商取引の枠組など次々と政府のイニシアチブが示された。

第二に、情報通信ネットワークの発達は、他の経済セクターを刺激し、効率化・活性化を促すと同時に、新しい市場を作り出した。電信は、鉄道や海運、金融の在り方を変化させ、国際的な市場を創出させた。インターネットもまた、空運、海運、金融、製造などの各部門に変革を引き起こし、電子商取引という新しい市場を作り出そうとしている。

第三に、グローバルな情報通信ネットワークは、国際協力に他の国々を巻き込んでいく。情報通信ネットワークがグローバルであるためには、各国の協力が必要になる。情報通信ネットワークがもたらすメリット故に、各国は協力しないよりも協力するオプションを選ぶ。その結果、電信では国際電信連合や国際無線電信連合を生み出し、国際情報通信レジームの基礎を作った。一方、インターネットはWTOを活用し、基本電気通信サービス自由化と情報機器関税の撤廃を可能にしている（第9章参照）。

しかし、こうしたアナロジーではとらえきれない相違点もまた浮き彫りになってくる。第一に、その所有のあり方が異なる。電信はここからここまでがどこの国のものであるかが、国家や企業による協定で明白であった。しかしインターネットでは、米国政府の資金が入らなくなった後は、あやふやになりつつある。インターネットに使われる回線の多くは各国の企業が提携して作り上げることが多く、企業自体も多国籍化を始めている。インターネットのネットワーク回線の所有権を論じるとはあまり意味がなくなっている。

これと関係することだが、第二に、ユーザーの裾野がインターネットでは大幅に広がっている。電信を主に使ったのは政府や企業家たちであった。それは利用料金が低いからでもあり、一般市民の中に強いニーズがなかったからでもある。しかし、

インターネットでは一般の市民こそが主たるユーザーである。インターネットの運営は実質上ボランティアによって行われているが、そうした人々もユーザーであり、彼らはインターネットの中での権利問題やガバナンスについて強い主張を持っている。

第三に、最も大きく異なる点は、それぞれの情報通信ネットワークがもたらす効用の力点の違いであろう。電信は、歴史的な流れの中で、戦争の道具として位置づけられることになった。そして、インターネットの当初の目的も軍事目的のものであった。しかし、商業化以後のインターネットは、今のところ戦争に不可欠のものというわけではない。その技術が軍事技術応用されていることもまた確かであるが、むしろインターネットは人々のためのものとなっていることが、二つの情報通信ネットワークの性格付けを最も変えている点であると思われる。

第2章と本章では、二つの情報通信大国について分析し、経済的な変数と政治的な変数からなる情報通信ネットワークの戦略性に注目してきた。そこから引き出される結論としては、二つの情報通信ネットワークは国家との関係において非常に似た構造にあるが、電信の効用は政治的な側面が強く、インターネットの効用は経済的な側面が強いということである。電信ネットワークには強い国家統制と国策会社、そして国家中心の国際的枠組があった。戦時には戦争の道具として使用された。しかし、インターネットは、徐々に国家のコントロールから離れ、企業と市民のコミュニケーションの場となり、道具となりつつある。確かにインターネットに対する強い政府規制を求める声もある。例えばポルノや反政府情報などの有害情報、プライバシー、セキュリティ、知的財産権や著作権、暗号通信などの分野で規制（つまり、独占的・ガバメント的アプローチ）が検討されている。しかし、そうした規制はできるだけ小さくすべきであるという考えがインターネットのユーザーの間では支配的であるように見える。

そうしたことからすると、英国が電信をコントロールしたほど、米国はインターネットをコントロールできないかもしれない。インターネット利用が拡大するにつれ、そこでの米国の影響力（支配力）を懸念する危惧する声も聞かれる。しかし、歴史的に見れば、情報通信ネットワークを強い政府の管理下に置くことは不可能になりつつあり、もしそうすればその発展のダイナミズムも失われてしまうかもしれない。

しかし、必ずしもガバメント型からガバナンス型への転換は良い点ばかりとはいえない。というのは、ガバナンス的な意思決定・合意形成は多様なアクターによる参加を促すことになるが、それゆえに決定や合意までに時間がかかり、非効率性が増すからである。それはしばしば合意自体をも困難にさせる。第4章から第6章では

そうしたケースを三つ見ていくことにしよう。

第4章 ガバナンス型情報国家を めぐる問題（1）

- 米国の通信品位法に見る政府の役割 -

第4章 ガバナンス型情報国家をめぐる問題(1) - 米国の通信品位法に見る政府の役割 -

第1節 情報技術が生み出す新しい問題

本章でとりあげるガバナンス型情報国家をめぐる問題の第一は、インターネットにおけるポルノの問題である。1996年2月に成立した米国の新通信法(Telecommunications Act of 1996)は、地域電話市場、長距離電話市場、ケーブルテレビ市場などの垣根を取り払い、市場競争を全面に打ち出そうとする意欲的な試みであった。実際には、市場の相互参入は予想されたほど進んでいない面もあるが、62年ぶりの通信法の大幅改正は大きな影響を及ぼした。

その新通信法の第 編として、テレビと通信の内容規制が盛り込まれた。これは通信法の一部であるが、通称して「通信品位法(Communications Decency Act)」と呼ばれることになった。テレビの内容規制はVチップと呼ばれるもので、あらかじめテレビに組み込んだ半導体チップが、設定に応じて暴力やポルノを内容とする番組を見られなくするというものである。

より大きな議論を引き起こしたのは、インターネットやパソコン通信を念頭に置いたコンピューター通信の内容規制であった。しかし、これに対して、猥褻な(obscene)なものはインターネット上であろうとなかろうと規制されるべきだが、「品位のない(indecent)」や「明白に不快な(patently offensive)」という言葉は何を意味するのか、こうした曖昧な基準によって規制が行われるならば、それは検閲となり、憲法修正第一条で保障された言論の自由が損なわれるのではないか、という議論が起きてきた。

市民団体は通信品位法に反対するキャンペーンを、インターネットを駆使して展開するとともに、訴訟を起こした。そして、三度にわたる連邦裁判所の裁判では通信品位法を違憲とする判決が下されたのである。

本章では、まず最初に通信品位法成立前に開かれた二つの米国議会公聴会の議論を分析することで、通信品位法の問題の本質はどこにあるのかを考察することにしたい。通信品位法が引き起こした問題は、単にインターネット上の有害情報をどうするかということではなく、米国的な二つの重要な価値観のうち、どちらを優先す

るかという問題である。反対派、賛成派は、それぞれどのような価値観に立脚して議論を展開しているか、そして彼らが求める結論と解決法とはどのようなものなのかについて見ていくことにしたい。そして、さらに議会で通信品位法が成立した後、連邦裁判所で違憲差し止め判決が出るまでの反対運動が果たした役割についても後半で分析する。

第2節 議会公聴会

第1項 通信品位法の政策過程における公聴会

通信品位法の政策過程には大きく分けて三つの段階がある。第一に、議会で成立するまでの立法過程、第二に、成立から最高裁での違憲判決までの司法過程、そして第三に、違憲判決以後である。それぞれを簡単に振り返ってみよう。

まず、1990年代半ば以降、インターネットの商業利用が始まったことによって、子供にとって有害と考えられる情報がインターネット上で増えてきた。インターネットが放送メディアと違うのは誰でも簡単に情報の発信者になれることであり、その結果、インターネットの情報は玉石混淆になった。インターネットは教育ツールとして有用である一方で、ポルノなどの不適切な情報に子供が接する可能性も出てきた。それはインターネットの情報の中のわずか数パーセントにすぎないとしても、コンピューターについては大人より子供の方が習得が早い。こうした危機感からエクソン(Jim Exon)上院議員(民主党、ネブラスカ州)が考え出したのが通信品位法であった。通信品位法は、「下品(indecent)」な情報を掲示、通信したものに2年以内の禁固あるいは25万ドルの罰金を科すというものである。通信品位法は、情報通信業界の規制緩和のための通信法改正案の修正として提出され、1996年2月に成立した。

しかし、成立前から問題とされていた通信品位法は、成立直後から強い反対運動を引き起こした。ジョン・P・バーロー(John P. Barlow)による「サイバースペース独立宣言」⁶⁴やEFF(Electronic Frontier Foundation)らによる「ブルー・リボン・キャンペーン」⁶⁵などである。そして、インターネットの検閲に反対する市民団体は連邦裁判所に裁判を起こした。フィラデルフィア連邦地裁と連邦最高裁は一年にわたる三度の判決によって通信品位法は言論の自由を損なうものであり違憲とし、ポルノはブロッキング・ソフトウェアなどによって技術的に解決可能である

とした。ただし、ここで違憲とされたのは「下品」あるいは「明白に不快な」な通信を違法とした条項だけであり、猥褻な（obscene）情報の通信を罰する規定は残されている。

こうして通信品位法の一部は無効とされたが、議会には依然として子供に有害と考えられるものを規制しようとする動きがあり、1998年8月現在、いわゆる「CDA II法案」や「スクール・フィルタリング法案」などが審議されている（後述）⁶⁶。

第2項 1995年7月24日の上院公聴会

インターネット上のポルノ（サイバーポルノ [cyberporn]）に焦点を当てて開かれた公聴会は1995年7月24日のものが最初である。この公聴会は「サイバーポルノと子供たち - 問題の範囲、技術の動向、議会行動の必要性 - 」と題されていた⁶⁷。

この公聴会は、上院の司法委員会によるもので、法案S. 892に関するものであった。S. 892は略して「コンピューター・ポルノから子供を守るための法案（Protection of Children from Computer Pornography Act of 1995）」と呼ばれているもので、通信品位法とほとんど同じ内容である。これはチャールズ・グラスレー（Charles E. Grassley）上院議員（共和党、アイオワ州）が提出した⁶⁸。法案は1995年6月7日に提出され、司法委員会に付託された。

公聴会は7月24日の午後2時過ぎに、議会の北東にある上院のダークセン（Dirksen）ビルで始まった。ハッチ委員長は欠席で、グラスレー議員が司会をした。また委員ではないがエクソン議員も加わった。エクソン議員は通信品位法の起草者である。

最初のオープニング・ステートメントでグラスレー議員は、米国は家族を育てるのに危険な国になってしまったと話し始める。インターネットは、これまで安全とされていた家の中にまで入り込み、子供たちを危険にさらしている。こうした問題の責任を親にだけ押しつけるわけにはいかない。従って、彼はS. 892を提出したのだという⁶⁹。

続いて発言したのは、通信品位法に反対するレイヒー（Patrick Leahy）議員（民主党、バーモント州）である。レイヒー議員はまず、6月14日に通信品位法（実際には、S. 652の修正1362）が上院を通過したことを批判する。レイヒー議員はインターネットの問題を議論している上院議員の多くがインターネットを使ったことが

なく、誇張された話に基づいて投票していると指摘する。確かにインターネットにおけるポルノは問題だが、法による措置は親の責任を奪うものであってはならない。すでにソフトウェアによる有害情報のブロックが可能である。子供を監視する道具を親に与える代わりに政府の規制に頼るならば、インターネットを窒息させてしまおうと訴えた⁷⁰。

フィンゴールド (Russell D. Feingold) 議員 (民主党、ウィスコンシン州) も通信品位法反対派である。彼はインタラクティブ・コンピューターが通信のあり方を大きく変えたが、同時に子供たちを守るという新しい挑戦が始まっており、インターネットとは何かという理解が必要であるという。上院を通過した法案は刑法を重複させ、米国の最も基本的な権利である言論の自由を阻害する。従って、基本的な問題点を再考し、理性を回復することが急務だという。彼の求める解決法は親をエンパワーすることであり、自由市場に基づいた解決の方が政府による規制より望ましいとしている⁷¹。

この後、証言者 (witness) が呼ばれ、パネルに移った。証言者は三人である⁷²。

第一の証言者のグラフ (Donnell Gruff) は14才の少女である。彼女はインターネットではなく、地元の「掲示板システム (BBS: Bulletin Board System)」を使ったことによって、そこで知り合った男に現実世界でもつきまとわれ、ポルノ画像をダウンロードさせられるという被害にあった。

第二の証言者は、二人の子供を持つ母親シャオ (Patricia W. Shao) である。彼女の13才の娘が、友人の家でAOL (アメリカ・オンライン) というパソコン通信にログインしたところ、ネットワーク上でのわいせつ行為に誘われ、好奇心から彼女たちはそれに応じたが、徐々にエスカレートするにつれ恐怖感を覚え、罪悪感を感じ、心に傷を受けることになったという。

第三の証言者は三人の子供の母親エリオット (Susan Tillman Elliot) で、彼女の二人の息子が教師の薦めでインターネットを使うようになった。しかし、そのうちに特殊な情報を扱う「プライベート・チャットルーム」に入り込んでしまい、電子メールを通じてポルノ画像を受け取ってしまった。そして友人たちの電子メールでやりとりするようになってしまったという。

三人の証言が終わった後、委員である上院議員たちとの間で質疑応答が行われた。まず司会のグラスレー議員がこうした問題に対して政府が対応をすべきかどうかを尋ねた。証言者たちは、政府の対応によってポルノの多くをなくすことになるだろうし、安心できるという。

それに対し、レイヒー議員は、こうした証言者たちの話しについてはこれまでも聞いたことがあるが、実はこうした行為は新しい法律を作るまでもなく、すでに施行されている法律でも違法なことでありと指摘する。レイヒー議員は、問題のAOLが、ブロッキング技術を導入することになったことを紹介した上で、こうした技術に興味があるかどうかを証言者に質問した。証言者は、そうした技術やサービスに安心する面もあるが、親の方がそうした技術についていけないという問題があり、また、親の責任を放棄するわけではないが、負担を軽減する措置をとって欲しいと答えた。

ファインゴールド議員は、いったい何をインターネットから取り除きたいのかを考えようと問題提起する。例えば雑誌『プレイボーイ』のサイトがあるがこうしたものも全部取り去りたいのか、品位のない(indecent)とは何なのかと尋ねた。これに対し、証言者の一人は、自分の子供がニューススタンドに行ってポルノ雑誌を買うことができないように、コンピューター産業にも同じような基準が欲しいのだと答えた。別の一人は、必要なのは狭い定義であり、ハードコア・ポルノを送信したもののインターネットで犠牲者を探し回る変質者に対するペナルティーであると答えた。

グラスレー議員は、親が責任の一端を担うことを奨励すべきだ。そして有用なブロッキング技術もある。ただし技術は必ずしも十分ではない。現行法は強化されるべきだが、第一の証言者の場合には問題解決には問題解決に至らなかったと総括した。

引き続き、第二パネルが開かれた。ここでも証言者は三人である⁷³。第一の証言者はオハイオ州のジャーナリスト、クリミンス(Barry F. Crimmins)である。彼はAOL(アメリカ・オンライン)で、チャイルド・ポルノが氾濫しているのを発見したが、AOLがそれに対して満足する対応をとっていないと糾弾した。

第二の証言者は、問題とされたAOLの政府担当者バーリントン(William W. Burrington)である。バーリントンは、新しい法律ができれば、問題ある情報をブロックしようという業界側のインセンティブは失われてしまうだろうという。そして、AOLが考える解決法は親によるコントロール(parental control)だが、すでにブロッキング・ソフトウェアを導入し、警察当局とも協力しているという。

第三の証言者は娯楽ソフトウェア諮問会議(Recreational Software Advisory Council)のディレクターのバルクマン(Stephen Balkman)で、この団体はビデオゲームの暴力性をレーティング(段階ごとにラベル付けする)している。彼は第三者によるレーティング・システムはウェブページなど静的なインターネットのコンテンツにも有効なやり方であるという。ただし、インタラクティブなチャットや

BBS(掲示板システム)には向かないとも指摘する。しかし、レーティングではなく、特定のチャット・グループなどへのアクセスをできなくするスクリーニング技術によって対応することはできるという。

三人の証言の後、質疑応答が行われた。司会のグラスレー議員がまず最初の証言者に議会の対応が必要かどうかを質した。これに対し、クリミンスは、チャイルド・ポルノに対しては明確にその必要性があると答え、それも今すぐに必要であるという。またレイヒー議員が現行法でも対応できるのではないかと質問すると、仮に現行法で対応できても「事実上のデクリミナイゼーション(違法扱いをやめること)」が行われているという。

レイヒー議員はこうした法律が施行された時に、インターネットにはどのような影響があるかをAOLのバーリントンに尋ねる。バーリントンは、インターネットを瞬く間に窒息させ、リスクを避けるために電子メールやチャットルームなどを閉鎖することになるだろう。問題の解決には、まず多くの関係者を呼び集め、問題について話し合うことであるという。そして、インターネットはグローバルなメディアであるということを再確認しなければならない。米国での規制が他の国でも通用するとは限らない。それならば親をエンパワーする方が効果的であるというのである。

デワイン(Mike DeWine)議員(共和党、オハイオ州)は子供がプライベート・ルームに入り込んでしまうことはあるのかと尋ねる。それに対しては、ペアレンタル・コントロール・ソフトウェアを適切に使えば安全だが、そうでなければ安全ではないという。

ファインゴールド委員はこの法案をどう解釈しているかとAOLのバーリントンに質問した。すると、ポルノを送信した人とサービスを提供するAOLだけが責任を負い、そうしたポルノを作成し、配布した人が処罰されないのはおかしいという。

ここで、委員ではないが特別に招かれていたエクソン議員は、業界が何かしらの対策を講じ始めたということを理解するとともに、公聴会の開催が有益であると評価した。

グラスレー議員は、第二パネルの締めくくりとして、彼自身は不満ながらも議論が行われていることは重要だとする。そして、公聴会の議論では「品位のない(indecent)」は曖昧だといわれていたが、そんなことはないと反論した。

次の第三パネルも三人の証言者で構成されていた⁷⁴。最初の証言者ジェブセンは「イナフ・イズ・イナフ(Enough is Enough)」という団体の代表である。イナフ・イズ・イナフは非営利の女性団体で、反ポルノのために活動している。彼女は、業界は必要などころには法的な処置をとるよう協力し、親に全ての責任を負わせな

いようにするべきだという。

二人の目の証言者はハート (Michael S. Hart) である。ハートは文学の名作などをインターネットで読めるようにしようという「プロジェクト・グーテンベルグ」の代表である。インターネットはもっとたくさんの人にもっとたくさんの本を提供できるメディアなのに、不当な規制をすれば情報富者と情報貧者の間の格差が広がってしまうと彼は指摘する。検討されている規制によって、著名な文学も検閲され、プロジェクトの達成が危ぶまれることになるとし、規制反対を表明した。

三人目の証言者はCDT (Center for Democracy and Technology) とインタラクティブ・ワーキング・グループを代表するバーマン (Jerry Bermann) である。彼は、インターネットの規制は冷却効果 (chilling effect) を引き起こす。使える技術がすでにあるのだから、新法の制定は侵害を最も小さくする措置 (least intrusive means) を求める裁判所の考え方にも反する。議会はもっと研究するべきだと厳しく批判した。

グラスレー議員はまずジェブセンに、議会の行動なくして技術だけで問題の解決が可能かどうかを尋ねた。それに対しジェブセンは、十分ではなく、必要などころには法律が必要だと答える。

次にグラスレー議員はCDTのバーマンに、技術は100%有用で議会の措置は必要ないということかと尋ねる。これに対しバーマンは、そうした技術は誰にでも使えるというものではないが、法律よりは有効だという。例えば、米国で規制措置をとってもポルノは海外へ移るだけで、海外のものまで米国政府が取り締まることはできず、そうした規制は間違った安心感を与えるだけだと指摘する。そして当局に何が品位のないものかの判断をまかせれば、文学も違法になってしまうという。

レイヒー議員は、自分の父は修正第一条が米国の多様性を保障し、その多様性が民主主義を保障していると考えていたと紹介する。そして今度はハートに対し、もし本をオンラインに載せることは品位のないことには当たらないとする法的な手だてがあればプロジェクトはやっていけるのかと質問する。ハートは、ある種の手段によればできるかもしれないが、彼らはボランティアでやっており、事実関係を争うための弁護士を雇う余裕はないと答える。

デワイン議員はバーマンに対して、法案が実際にどのように機能することになるのか説明して欲しいという。バーマンは、リスクをさけるためにインターネット上に子供用ネット (Kids Net) と大人用ネット (Adult Net) を作り、子供を閉め出すことになるだろうと予測する。ポルノは数パーセントに過ぎず、技術的な解決策もあるのだから、インターネットに対応するための時間を与えるべきだとバーマンは訴える。さらに、バーマンは、放送とインターネットは違い、裁判所は放送に対

する規定をそのまま使うことには同意しないだろうと述べ、グラスレー議員の法案は違憲であると断言する。

エクソン議員は、みんながこの問題について懸念し、違うアプローチについて話しているが、こうした懸念と無関係なインターネットなどあり得ない。我々は難しい問題に対処しようとしているが、その問題に責任があることも確かである。我々は建設的に協力すれば何かができる。国際的問題だからといって投げ出すわけには行かない。ブロッキング技術の発展も評価するが、懸念も残る。これは憲法に関する問題であり、裁判所で問題となりうるが、それを決めるのは裁判所である。ともかくも我々は前進しているということの評価したいと締めくくった。

最後に、グラスレー議員は、この問題は急ぐには重要すぎる問題であり、技術は完全ではない。議会の行動の余地は残されている。実際に悪い人間がいるのだから、自分の法案に正当性はあると総括した。

午後2時過ぎから始まった公聴会は、約3時間半後の午後5時半に幕を閉じた。

第3項 1995年7月26日の下院公聴会

上院の公聴会から二日後、1995年7月26日、下院でも同様の公聴会が開かれた。この公聴会のタイトルは「サイバーポルノ - インターネットの裏通りから子供たちを守る - 」と題されていた⁷⁵。この公聴会は、科学委員会 (Committee on Science) の二つの小委員会による合同公聴会である。科学委員会には四つの小委員会があるが、そのうちの基礎研究小委員会 (Subcommittee on Basic Research) と技術小委員会 (Subcommittee on Technology) の合同公聴会である⁷⁶。

公聴会は7月26日の午前9時半に議会の南側にある下院のレイバーン (Rayburn) ビルで始まった。司会は基礎研究小委員会委員長のシッフ (Steven H. Schiff) 議員 (共和党、ニューメキシコ州) で、彼は開会の挨拶に続けて、まず自分の考えを述べた。議会では通信法に関する議論が行われているが、インターネットの裏道、犯罪的要素にも注目が集まってきている。議会ではなく親が家族にとって何が大事かを定めるべきだと思う。この公聴会の目的は情報スーパーハイウエーの建設者、その監視者、そして法執行者たちから話しを聞き、どんな技術が使えるようになっているかを確認することであるという⁷⁷。

続いてモレラ (Constance A. Morella) 議員 (共和党、メリーランド州) が発言する。インターネットは教育や娯楽のゲートウェーとなったが、そこでのポルノは

最大の問題の一つである。子供が本屋では手に入れられないようなものがインターネットには出回っている。そこで、政府の新しい役割を決める前に、この公聴会では、ユーザーやオンライン・サービス・プロバイダーが情報の内容をコントロールできるようにするために、すでに民間で手に入る手段について議論することにするという⁷⁸。

次に、ゲレン(Pete Geren)議員(民主党、テキサス州)が発言した。インターネットの教育的価値は非常に大きい。しかし残念ながら子供たちには有害な情報もある。それに対して何ができるのか。インターネット上の下品なものを全て禁止するアプローチは修正第一条に違反すると同時にインターネットの国際性を考えれば不可能でもある。オープンで規制のないインターネットがその成長と発展には不可欠であり、規制は不必要である。基本的な問題は技術と現行の刑法がインターネットを使う子供たちを守るために十分な措置を提供しているかどうかであるという⁷⁹。

第一パネルには3人の証言者が出席した⁸⁰。最初の証言者は、インターネット・ソサイエティ(ISOC)のルトコウスキー(Anthony Rutkowski)である。ルトコウスキーはインターネットの初期からその発展に貢献してきた。彼は、オンライン・プロバイダー(日本でいうパソコン通信)やBBSプロバイダーはインターネットではなく、問題となっている有害情報の多くはインターネットにはない。インターネットは分散型で、民間によるものであり、半分は米国の外にある。そして政府規制は事実上不可能であるが、現行の法律の適用は可能である。ポルノに対しては現行の法律と技術によって解決可能であり、新しい法律はいらないという。

第二の証言者は、ブロッキング・ソフトウェアを作る、サーフウォッチ(SurfWatch)社の社長、デュヴァル(Ann Duvall)である。彼女は、子供にとっては不適切なものがインターネットにはある。それを除去するアイデアを彼女の夫がひらめき、サーフウォッチはそれを製品化した。サーフウォッチの製品は簡単であり親が管理できる有用なツールであるという。サーフウォッチがブロックするサイトの30%は海外にあり、国家レベルの解決は見込めない。政府の過剰な規制は民間のチャンスを危うくする可能性がある。業界はこの問題に対応してきており、親と教師の教育が必要であると述べた後、自社製品のデモンストレーションを行った。

第三の証言者は、オンライン・サービス・プロバイダー(いわゆるパソコン通信)であるコンピュサーブ(CompuServe)のヒートン(Steven Heaton)である。彼は、有害情報をコントロールするには、ユーザーのコンピューターでコントロールするのが最も有効である。そのためにコンピュサーブも努力を行い、捜査当局との協力も行っている。現行の法律はサイバースペースにも適用できる。我々は親が必

要とする道具を提供するよう努力をしており、親にとっても子供にとってもサイバースペースは安全で楽しい場所にすべきであるという。

引き続き質疑応答が行われた。まずモレラ議員は、上院のエクソン議員の法案⁸¹と、下院のコックス議員とワイデン議員による法案⁸²についてどう思うかと質問した。これに対し、コンピューサーブのヒートンは、オンライン・サービス・プロバイダーのプロディジー(Prodigy)社が関わった訴訟では、本来責任のないはずのコンテンツにも責任を負わされた。こうした訴訟の泥沼にはまらないためにも、コックス・ワイデン法案は前進であるという。デュヴァルもこの意見を支持する。ルトコウスキーもその意見を支持するが、問題はグローバルな問題に対する効率的な解決があるかどうかだとつけ加える。

次に、エウラス(Vernon L. Ehlers)議員(共和党、ミシガン州)が、サービス・プロバイダーに責任を持たせようとする法案には反対だと表明する。それは郵便局に郵便の内容に責任を持つてというのと同じであるという。しかしながら、郵便が郵便物の内容に一定の基準を設けているように、同じような基準をインターネットにも適用できると思うかと尋ねる。ヒートンはこれに対し、現行法の適用にはどんなメディアでも変わらないのではないかと答える。

ロフグレン(Zoe Lofgren)議員(民主党、カリフォルニア州)は、パネルの証言者がオープン・システムと修正第一条を支持するのを聞いて安心したという。そして、エクソン上院議員のアプローチは全面的に間違っていると指摘する。もし政府がこれに関わるようになれば、世界で最もエキサイティングなものを台無しにし、非効率的で、何十年も答えを待たなくてはいけなくなるという。

また、グラハム(Lindsey Graham)議員(共和党、サウスカロライナ州)は、ネットワークの有害情報を除去するスクリーニング・プロセスそのものに関わることはできないのかと質問する。これに対し、ヒートンは、法的問題があり、深入りするのは危険であり、その膨大さから実際にはできないという。

第二パネルの証言者は、法執行を担当する人たちで、最初の声明を用意する必要はないとされていたので、最初から質疑応答の形で始まった⁸³。一人目は、ニュージャージー州警察の警察官ゲラティー(Mike Geraghty)である。二人目は、連邦法執行訓練センター(Federal Law Enforcement Training Center)のマンソン(Kevin Manson)である。三人目は、フロリダ州の州検察補のホランダー(Lee Hollander)である。

まずゲラティーは、これまで20から25件の調査を行い、80人以上を容疑者として特定しているという。そしてサイバーポルノは変質者が情報をばらまく新しい方法であると指摘する。

それを受けてマンソンは、多くの人々にとって目先の変わった出来事であり、財務省管轄の連邦法執行訓練センターでは、法を順守しながら執行する方法をサイバークォップ(Cybercop)に教えているという。そして、問題に気づいた人々が簡単に捜査官と接触できるようにすることが課題であるという。

ホランダーは、フロリダ州警察のおとり捜査を例に取り、当局は積極的に取り組んでいると説明した。

マンソンは、証言者している三人もまたネットワークでつながれていることを説明した。マンソンが個人的に始めた捜査官のネットワークが発展し、500人の捜査官が情報を共有しているという。

ゲレン議員は、議会は何をすればいいのかと質問した。これに対し、マンソンは、インターネットをどう捉えるかが不明確だという。つまり、インターネットは出版なのか、通信キャリアなのか、放送なのかわからない。インターネットは民主主義や社会に革命を起こしており、注意深い対応が必要だが、猶予はならないと訴えた。ゲラティは、法廷に事件が持ち込まれると、その度にコンピューターやネットワークとは何かを説明しなくてはならない。法律は問題に適応できているものの、それを扱う人々が適応できていないと指摘した。

次に、バートン(Joe L. Barton)議員(共和党、テキサス州)が、議会で行われている法改正論議について言及し、第一パネルも第二パネルも新しい法律はいらぬとの見解のようだがその通りかどうか確認する。これに対し、ホランダーはその通りだという。マンソンも同意見だが、親が問題を処理できるようトレーニングが必要だという。

バートン議員はしかし、家族的価値を支持する法案に反対する投票をしては地元に戻るができない、新法がいらぬとすればどうすればいいのかと重ねて質問した。マンソンは、法執行部署と業界の協力を押し進めることだという。

バートン議員はさらに続けて、議会に提出されている法案のうちどれを支持するか尋ねた。三人の証言者はそれぞれの法案について詳しくないため答えられないとしたが、ホランダーは、エクソン修正には憲法の面からも実践の面からも疑問であるという。

モレラ議員は、親に何か忠告を与えるとすればどのようなものかと尋ねる。ホランダーは、子供が親に報告し、親が警察に届けるようにすることだという。そして、コンピューターを子供のベッドルームに置かず、リビングに置いて常に子供が何を見ているかをチェックできるようにするのが有効だという。つけ加えてマンソンが、親の監督が大事であり、いくつかの組織が出している情報にも耳を傾けるべきだと

いう。ゲラティは、インターネットやBBSを悪く見がちになってしまうが、そうしたものは自分で探さない限りは出くわさないともつけ加えた。

ゲレン議員が最後に、この日の公聴会で紹介されたような技術やサービスがあると知って驚いたと告白する。こういったことはメディアでも取り上げられておらず、国民がもっとこうしたことについて知る必要がある。議会は国民が問題を理解する前に自分たちにとって難しい投票をしようとしていると指摘した。

モレラ議員は、万能薬も簡単な解決法もない。親の監督と理解が重要であり、我々みんなの教育が必要であると締めくくった。

公聴会は約2時間かけて行われ、午前11時25分に解散となった。

第3節 二つの価値観をめぐる議論

第1項 議員たちの議論とその後の投票行動

これまで二つの公聴会の内容を見てきたが、それをまとめてみよう。表4-1は、二つの公聴会で発言した議員14人(上院議員6人、下院議員8人)についてまとめたものである。公聴会での態度について見てみると、明確に通信の内容規制を支持したのは実は二人しかいない。共和党のグラスレー上院議員と民主党のエクソン上院議員である。グラスレー上院議員は上院の公聴会で議論の対象となった法案の提出者であり、賛成するのは当然である。またエクソン上院議員は、通信品位法の起草者であり、これもまた当然である。規制に反対の立場を明確にしたのは、レイヒー上院議員、ファインゴールド上院議員、エウラース下院議員、ゲレン下院議員、ロフグレン下院議員の5人である。そのうち、エウラース下院議員以外は民主党である。

その他の7人(共和党5人、民主党2人)は態度を明確にしていない。彼らの多くは、技術的な問題についていっておらず、質疑応答では、インターネットとは何か、有害情報はどのように配布されているか、どのようにしたら規制できるかという点を中心に質問し、態度を決めかねていたことが分かる。

上院では通信品位法に関係する投票が二度行われている。つまり、エクソン議員による修正1362(つまり通信品位法)に関するものと、通信法全体(S. 652)に関するものである。修正1362については賛成83、反対16で可決した。法案S. 652については賛成81、反対17、棄権1で可決している。上院の公聴会に参加した6人の

議員たちの投票行動は二つの投票で全く同じである。通信法全体に対する投票では、通信品位法には反対だが通信法全般の改正には賛成(あるいは逆)の場合もあり、一概にはいえないが、結果的には同じになった。公聴会では態度のはっきりしなかったデワイン議員とサイモン議員は賛成に回った。これを党派別に見れば、エクソン議員を除き、民主党は反対、共和党は賛成になっている。ただし、本会議での投票では反対が少数であったことから、民主党の中にも賛成に回った議員はが多かったといえる。その背景には、通信法全体の成立が優先事項であり、通信品位法によって通信法全体の成立を妨げてはいけないという配慮があったのであろう。

表 4 - 1 議員の公聴会における態度と投票行動

	政党	公聴会における態度			修正1362			上院通信法案 (S. 652)			下院通信法案 (H.R. 1555)		
		賛成	反対	不明	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権	賛成	反対	棄権
Grassley	共和												
DeWein	共和												
Leahy	民主												
Feingold	民主												
Simon	民主												
Exon	民主												
Schiff	共和												
Morella	共和												
Ehlers	共和												
Gutknecht	共和												
Barton	共和												
Geren	民主												
Lofgren	民主												
Graham	民主												

GrassleyからFeingoldまでが上院議員。SchiffからGrahamまでが下院議員。投票行動については<<http://thomas.loc.gov/>>での検索結果による。

次に、下院議員について見てみよう。下院の公聴会の主旨は特定の法案の是非をめぐるものではなく、問題の現状と技術的対応の可能性を探るものであった。そのため、規制に対する賛成・反対の態度は必ずしもはっきりしない。3人が規制反対の態度を明確にしたが(共和党1人、民主党2人)、規制賛成を明確に訴えた議員はおらず、他の5人はどちらともいえない態度であった。

下院では直接通信品位法について問う投票は行われなかった。通信法全体に関する投票では全員が賛成に回った。公聴会で反対を表明した3人の議員も賛成に回っている。やはり下院でも通信法全体の成立が優先された結果であろう。

上院と下院について比較してみると、上院では具体的な審議対象の法案があったこともあり、賛成・反対が明確になった。欠席の委員長に代わって司会を担当したグラスレー議員が自らの法案の正当性を弁護すべく、やや誘導的な司会とコメントをした。彼の主張は、言論の自由というのは確かに大事だが、子供を犠牲にするのは許せず、断固とした議会の措置が必要だということであった。それに対し、反対派のレイヒー議員が検事だったこともあり、その経験をふまえた冷静な議論を展開した。

一方、下院公聴会の議論は専門家から意見を聞くというものであり、また積極的に規制支持を打ち出した議論がいなかったこともあり、比較的平穏だったといえる。

第2項 パネルの証言者たちの議論

次に、パネルについて振り返ってみよう。合計五つのパネル(上院3、下院2)での証言者は15人(男性10人、女性5人)であった。これを職業別に分けてみると、表4-2のようになる。

ユーザーには、上院の第一パネルで証言した3人と、同じく第二パネルのAOL会員クリミス、同じく第三パネルで証言したプロジェクト・グーテンベルグのハートが含まれる。第一パネルの三人は、自分自身や子供たちの体験を基に、子供たちをオンラインでも現実世界でも守るためには新しい法律が必要であると訴えた。クリミスもチャイルド・ポルノに対するAOLの対応は生温く、犯罪者の取り締まりには現行法で対応できるが、こうしたサービス・プロバイダーに責任を持たせる法律が必要であるという。

表 4 - 2 パネル証言者15人の規制に対する態度

	賛成	反対	不明	計
ユーザー	4	1	0	5
市民団体	1	1	0	2
業界	0	4	1	5
法執行官	0	3	0	3

数字は人数。

これに対し、電子テキストをボランティアによってインターネットで公開しよとするプロジェクト・グーテンベルグの活動にとっては、新しい規制は文学に対する検閲になりかねないとハートは訴えた。

最初の四人のユーザーはまさに子供たちを守るという価値観に強く基づいたものであり、ハートの議論はインターネットを自由なメディアとして発展させ、言論の自由が大切だとする考え方に基づいたもので、この議論の構図はまさに通信品位法問題で典型的なものであった。

こうしたユーザーの立場を組織的にバックアップするのが市民団体である。反ポルノを掲げるイナフ・イズ・イナフ(Enough is Enough)のジェプセンは、ポルノが女性も男性も堕落させることになり、子供にとっても有害以外の何者でもなく、規制が必要だとする。これに対し、インターネットの言論の自由を求めるCDTのバーマンは、インターネットの中にもポルノの問題に取り組んでいる人たちがたくさんおり、技術的に解決可能であると訴える。

業界の対応を見ると、ビデオのレーティング団体のバルカムの態度が不明確な他は、全て規制反対の立場をとっている。特にAOLのバーリントンは、規制が導入されればサービスを縮小せざるを得ないとして、強い懸念を示した。しかし、下院第二パネルの三人(ルトコウスキー、デュヴァル、ヒートン)はそれほど激しくない。彼らは不必要な法律はいらないとしながらも、政府の取り組みは問題の解決に貢献しようという評価をしている。

最後に、下院第二パネルの法執行官の三人(ゲラティー、マンソン、ホランダール)は、現行法で十分問題には対処できるという立場だった。ただし、捜査官も裁判官も新しい技術について理解し、訓練を受けることが不可欠であり、また、業界と捜査当局との間の協力も重要だとした。

第3項 議論の焦点

全体を通して、規制賛成派は、問題の緊急性を協調し、感情的に訴える場合があったのに対し、反対派はあくまで理性に訴えかけ、規制が不必要だと主張した。そこでの議論はおそらく三つの点に集約される。第一に、現行の法律で対処できるかどうかという点である。上院の公聴会で、グラスレー議員は非商業目的の通信についてカバーする法律がないと主張した。上院第二パネルのクリミスも事実上のデクリミナイゼーションが行われていると批判した。しかし、レイヒー議員は現行法で対応しうるとして、いくつかの事例を挙げて説明した。また下院第二パネルの法執行官たちも現行法で対処可能であるとした。しかし、ユーザーの側にも捜査する側にも技術に対する知識が不十分であるということも指摘された。

第二の論点は、仮に新しい法律を作ったとして、それが適用可能かということである。AOLのバーリントンは、有害情報を作った人やそれを配布した人を罰せず、サービス・プロバイダーを罰するのはおかしいと指摘した。エウラス下院議員も郵便局に郵便の内容に責任を持たせるような規制はおかしいと述べた。また、インターネットはグローバルなものであり、米国で規制しても海外のものまで規制はできず、意味がないという批判もあった。それに対し、確かに海外のものまで規制はできないが、米国内だけでも行うことが最初のステップとして重要であるとグラスレー上院議員やイナフ・イズ・イナフのジェプセンは主張した。

この二つの論点の背後にあるのが、第三の論点である。つまり、未成年者の保護と言論の自由という二つの価値観のうちどちらを優先するのかという優先順位の問題である。例えば上院第一パネルのエリオットは、修正第一条の表現の自由は確かに大事だが、12才の子供が必要とする自由ではないと述べている。これに対し下院第一パネルのルトコウスキーは過剰な政府規制は民間のチャンスを危うくする可能性があるとし、CDTのバーマンは当局に何が品位のないものかの判断をまかせれば文学も違法になりかねないと批判する。

しかし、規制反対派もポルノがいいといっているわけではなく、ポルノの大部分はすでにある技術で対応可能なのだから、規制は要らないというのである。つまり、両者とも相手の主張を全面的に否定はしていない。そこがこの問題の解決を困難にしているところである。結局のところ、多くの人がこうした公聴会で議論が行われることについては評価しているが、早急な措置をとるか、じっくり議論をするべきかというところでは合意が得られなかった。上院、下院、双方の公聴会の終わりには、さらにこうした公聴会が行われることを求める声が相次いだ。結局それは開かれずに通信品位法は成立した。

第4節 通信品位法をめぐるアクター

第1項 米国政治におけるロビーイング

周知の通り、米国の政治制度は特有なものであり、日本の制度とも大きく異なっている。その特徴の一つがロビーイング(lobbying)と呼ばれる圧力団体政治(pressure group politics)であろう。圧力団体の他にも「利益集団(interest group)」という言葉がある。利益集団は集合を念頭においたものであり、圧力団体は行動を念頭においたものとして、両者は機能的な差異を表しているにすぎないという考え方もある。しかし、同じ利益を共有しながらも行動を起こす者と起こさない者があることを考慮して圧力団体は利益集団より狭い概念であると考えられる⁸⁴。

圧力団体はどのような政治行動をとっているのだろうか。一般的な圧力団体の活動としては、世論や他の政治集団のモニタリング、情報収集と分析、組織化、要人への働きかけ、政治的コネクションの形成、政策決定過程への参加、宣伝活動、デモなどの集団的示威、などが考えられる⁸⁵。しかし、サイバースペースの圧力団体の圧力行動は、現実世界よりもサイバースペースの中で行われている。通信品位法反対キャンペーンは、「サイバースペース独立宣言」のような個人による意見表明や、ネットワーク圧力団体による情報の提供と支持の訴え、あるいはブルー・リボン・キャンペーンといわれる広範なネットワーク・ユーザーの運動を引き起こした⁸⁶。

このようなネットワークによる政治行動は、徐々にその威力を発揮しつつある。例えば、カリフォルニア州で政府情報のデータベースの公開を求める運動に対する支持が電子メールによって集められ、その結果、公開を求める市民たちの主張が認められている⁸⁷。ネットワーク上での政治はこれからますます注目されるようになっていくだろう⁸⁸。

では一体サイバースペースの圧力団体とは具体的にどのような人々なのだろうか。ACLU(American Civil Liberties Union)⁸⁹、CDT(Center for Democracy and Technology)⁹⁰、EFF(Electronic Frontier Foundation)⁹¹、EPIC(Electronic Privacy Information Center)⁹²、VTW(Voters Telecommunications Watch)⁹³、などが代表的である。これらの団体はいずれもインターネット上にWWW(ワールド・ワイド・ウェブ)ホームページを持ち、そこで様々な情報通信関連の問題に関する情報提供を行い、また意見表明を行っている。

第2項 通信品位法反対派

第1目 CDT

CDT (Center for Democracy and Technology) はワシントンDCに本部を置く非営利公益団体である。その使命はコンピューター技術や通信技術における憲法上の市民の自由や民主的な価値を促進する公共政策を研究し、主張することにあるという。CDTは、インターネットについて、世界中の誰もが政府その他に監視されることなく参加できる開放的で非中央集権的な通信メディアであると考えている。

CDTは、取り上げる 이슈ごとにワーキング・グループを組織し、官民の代表者を集め、情報の共有をはかっている。ワーキング・グループには、表現の自由に関する「インタラクティブ・ワーキング・グループ」、通信のプライバシーに関する「デジタル・プライバシー・アンド・セキュリティ・ワーキング・グループ」、インターネット・ユーザーのプライバシーに関する「インターネット・プライバシー・ワーキング・グループ」の三つがあるという。

CDTは他の財団や40を超える情報通信関連企業などから援助を受けている。その中には、アメリカ・オンライン (AOL) などの商用パソコン通信の他、ハードウェア、ソフトウェア会社、通信キャリアなどがあり、幅広く援助を受けている。CDTが通信品位法を批判する理由の中心は、通信品位法が曖昧な「下品 (indecent)」という基準に頼っているということである。

第2目 EFF

EFF (Electronic Frontier Foundation) は、サイバースペースでの個人の権利を擁護するために設立された市民団体で、本部をシリコンバレーのあるカリフォルニア州サンフランシスコにおいている⁹⁴。EFFをはじめとするサイバースペースの圧力団体は、サイバースペースのポルノを擁護しようとしているのではないという。彼らが危惧しているのは曖昧な「下品」という基準で検閲が行われ、それが拡大解釈されることによって当初の目標を超えて検閲が正当化され、憲法修正第一条で保障された言論の自由が侵害されるということである。後述するブルー・リボン・キャンペーンの趣意書の中で、三つの点で憲法修正第一条が侵害されているとEFFは指摘している。第一に連邦権限が違憲的に拡張されている点である。連邦通信委員会 (FCC) その他の機関が、なんら憲法に規定がないのに放送や一部の音声電話サービスのように規制を行うことは不適當であり、インターネットは新聞や書籍のよう

に修正第一条で保護されるべきだという。第二に、「下品 (indecency)」あるいは「明白に不快 (patently offensive)」という語が曖昧で拡大解釈の余地を残している点である。基準が定まらないことによって直接規制を受けなくても言論の冷却効果 (chilling effect) を引き起こしてしまいかねない。第三に、連邦最高裁の「最低規制手段 (Least Restrictive Means)」政策を間違っ用いている点である。インターネットにおけるポルノを自主的に制限するためにフィルタリング、レーティング、ラベリングなどの技術がすでに使用可能になっているにも関わらず通信品位法のような規制を導入するのは過剰な規制を導入することになるというのである⁹⁵。

第3項 通信品位法賛成派

第1目 キリスト教徒同盟

Pro-CDAと呼ばれる通信品位法賛成派の団体としては、Enough is Enough、The Salvation Army、National Political Congress of Black Women、The National Council of Catholic Women、Victims' Assistance Legal Organization、Childhelp USA、Legal Pad Enterprise、Focus on The Family、The National Coalition for The Protection of Children and Familiesといった名前が挙げられている。

中でも通信品位法を強力にバックアップしたのが、米国でもっとも強力な圧力団体といわれているキリスト教徒同盟 (Christian Coalition) である⁹⁶。キリスト教徒同盟は、福音主義者、ローマン・カトリック、ギリシャ正教徒、ユダヤ教徒の他にもアフリカ系米国人、ヒスパニックなど幅広いキリスト教系の草の根運動市民団体である。キリスト教徒同盟のモットーは家族重視 (pro-family) である。キリスト教徒同盟の代表はパット・ロバートソン (Pat Robertson) である。彼は1988年の大統領選にも出馬した。

キリスト教徒同盟の位置づけは、ニューライトと呼ばれるものであり、「共和党最大の利益団体」とまでいわれることがある。このキリスト教徒同盟が通信品位法を強く支持し、下院司法委員会委員長ヘンリー・ハイド (Henry Hyde、共和党、イリノイ州) と連携し、結局は失敗したものの、ネットワーク・サービス・プロバイダーにそのコンテンツに責任を持たせるという法案づくりを支援した⁹⁷。

家族の価値を主張するキリスト教徒同盟からすれば、インターネット上のポルノ

が未成年者にとって有害であり、それを排除するためにはそのコンテンツを実際に保有するプロバイダーが責任を持つべきだというのも当然であろう。しかし、それは直接的な検閲を意味するため、主張をやや後退させ、下品とされるコンテンツを公開したり、送信した者を罰するという規定を改正通信法に盛り込ませることに成功したのである。

第2目 FRC

FRC (Family Research Council) も通信品位法賛成の立場である。FRCは1983年に設立された非営利団体である。FRCの活動は主にワシントンDCで行われ、伝統的な家族の結合とそのよって立つユダヤ教・キリスト教的な価値体系を促進することがそのねらいであるという。代表のゲーリー・バウアー (Gary L. Bauer) はレーガン政権の最後の2年間、ホワイトハウスのスタッフを務めたこともある弁護士であり、ワシントンの事情通といえるだろう。

FRCが取り上げるテーマは家族的価値の追求の他、医療や幼児虐待、同性愛、海外移住者、ポルノ、福祉などである。FRCは建前上は党派的性格を持っていないというが、実際には共和党よりの政策を支持しているようである。その政策はキリスト教徒同盟のものと近く、インターネットでのポルノには断じて反対の立場であり、通信品位法を強く支持している。

第3目 Enough is Enough

「Enough is Enough」は1992年11月に設立された団体で、反ポルノに的を絞った団体である。代表のディー・ジェプセン (Dee Jepsen) はロジャー・ジェプセン元上院議員の妻で、レーガン政権で働いたこともあることから、この団体も共和党よりであるといっていいたいだろう⁹⁸。

この団体のビジョンは、有害な性商品にじゃまされることなく安心して子供を育て、生活できる環境を取り戻すことであり、その使命とは、違法なポルノの存在と入手可能性、そしてその危険について人々を教育することであるという。そして、そのために、(1)ポルノ商品を子供が手に入れられないようにする、(2)違法なポルノが市場で手に入らないようにする、(3)コミュニティの努力を奨励し、違法なポルノから身を守り、その犠牲者に対処することである⁹⁹。

Enough is Enoughもまた通信品位法の違憲判決に失望を表明した。サイバースペースのポルノを取り締まる法がない以上、両親は家庭での子供のインターネット

利用に常に目を配らなければならない、学校や図書館はフィルタリングソフトウェアを利用しなければならない。法的な措置が必要なのだとジェプセン代表は述べる。この判決は「後退ではあるが敗北ではない」と運動の必要性を強調した。

第5節 通信品位法反対運動の展開

第1項 通信品位法の成立

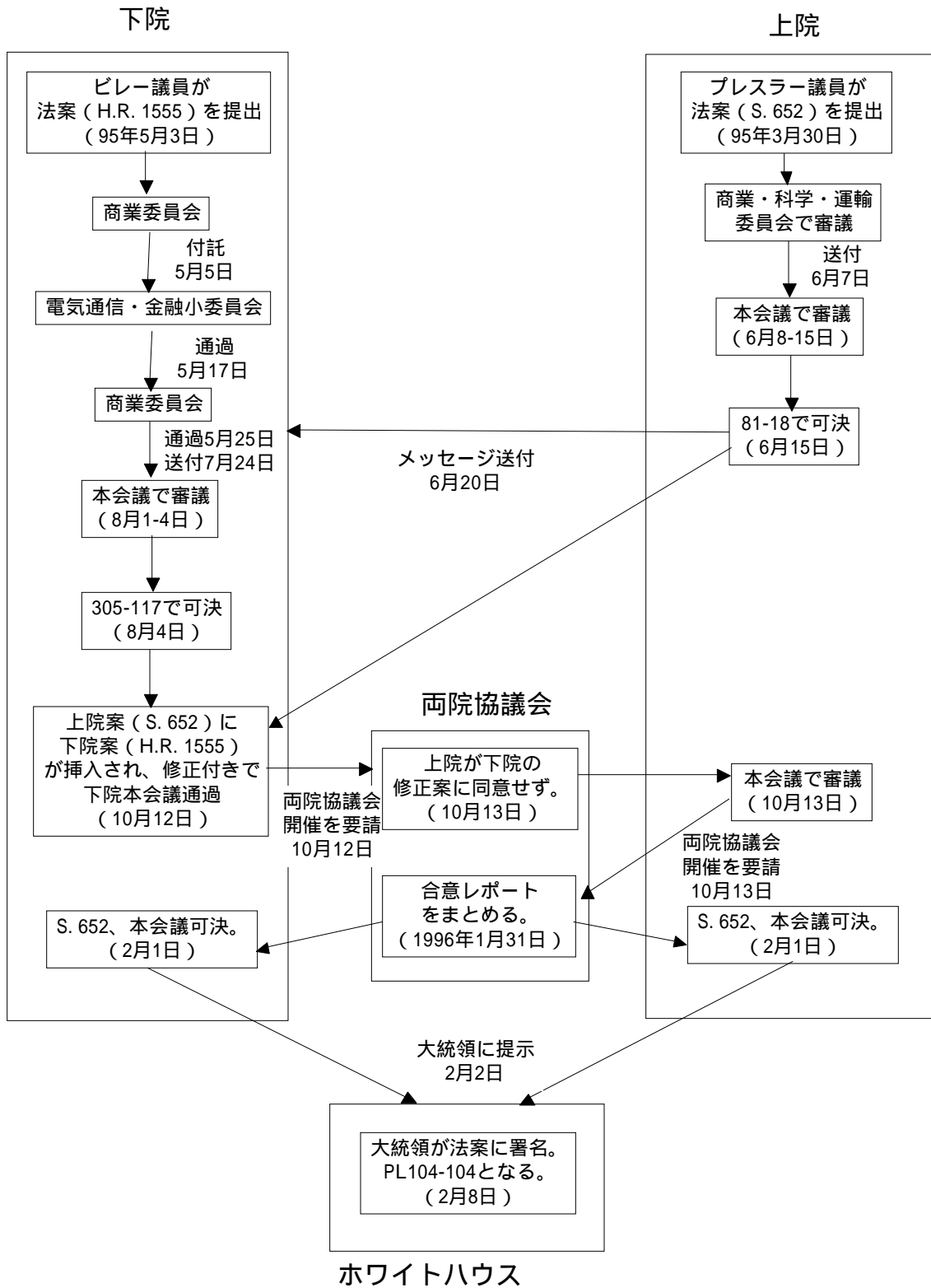
繰り返しになるが通信品位法とは、具体的には1996年通信法の中の第 編のことであり、「下品 (indecent)」な情報を掲示、通信したものに2年以内の禁固あるいは25万ドルの罰金を科すというものである。そして、その中の、「下品に関する条項 (Indecency Provision)」と呼ばれる223 (a) と、「明らかに不快なものに関する条項 (Patently Offensive Provision)」と呼ばれる223 (d) が問題となった¹⁰⁰。ただし、「猥褻 (obscene)」なものが違法であることは確認されている。

通信法の全面的な改正は、永年の懸案であったが、1994年の共和党大勝の中間選挙を経て、1995年からの第104議会で決着することになった。改正にあたっての主なトピックは、地域電話会社の長距離電話市場参入問題、ケーブル・テレビの料金規制問題、メディア寡占状態への危惧、司法省・連邦通信委員会の役割、Vチップと通信品位法に関する問題、の五つであった¹⁰¹。

Vチップと通信品位法に関する問題とは、メディアの内容の規制のことである。つまり、放送、通信上の暴力や性描写が若年層に与える影響を考慮し、規制を行うか、行うとすればどこまで行うかが難しい課題となったのである。その対処法としてテレビ放送にはVチップと呼ばれる半導体チップをテレビに搭載することで、両親が子供に有害と思われる番組を見られなくすることが検討され、インターネットなどの通信では通信品位法で内容規制を行おうとしたのである。

紆余曲折を経て、通信品位法を含む1996年通信法は、1996年2月8日、大統領署名によって成立した。第104議会での立法過程を図示したのが図4-1である。

図 4 - 1 1996年通信法の立法過程



第2項 通信品位法反対運動の開始

改正通信法に対する反対運動は法案の成立前から一年以上にわたって行われてきたが、特に法案が議会を通過し、クリントン大統領が法案に署名する直前になって、その反対運動は明白なものになってきた。まず、「違憲通信品位法阻止キャンペーン(Campaign to Stop the Unconstitutional Communications Decency Act)」が呼びかけられた。これを呼びかけたのはVTW(Voters Telecommunications Watch)である。VTWは通信品位法がインターネットの存在そのものを脅かしているとして、法案が議会を通過した2月1日の2日後である2月3日にこの運動を呼びかけるメッセージをインターネット上で配布した。

この運動は簡単にいうとクリントン大統領が法案に署名した直後の48時間、各自のWWWホームページの背景色を真っ黒にし、自分たちが通信品位法に反対していることを示そうというものである。クリントン大統領が署名したことを知るためのウェブページなどを示すとともにCNNのニュースに注意するよう求め、実際にWWWホームページの背景色を黒くする方法が示された。そしてこの運動には多くの賛同する団体・企業があることが表示された(表4-3)。この運動に実際にどれだけの人が参加したかを知ることは難しい。しかし、多くの人が賛同し、実行したことは確かで、日本でも自分のホームページを黒くした人たちがいた。この運動は48時間という時間限定の反対運動だったが、これはやがて後の「ブルー・リボン・キャンペーン」へと受け継がれていく。

また、改正通信法が制定されたその日に、EFFのジョン・ペリー・バーロー(John Perry Barlow)は「サイバースペース独立宣言(A Cyberspace Independence Declaration)」を出した。その中でバーローは、サイバースペースへの政府の干渉を激しい言葉で非難している。サイバースペースは独自の世界であり、自由というウイルスの蔓延を規制によって防ごうとしても結局は無駄に終わると宣言したのである¹⁰²。

表 4 - 3 ホームページを黒くするキャンペーンに参加した組織

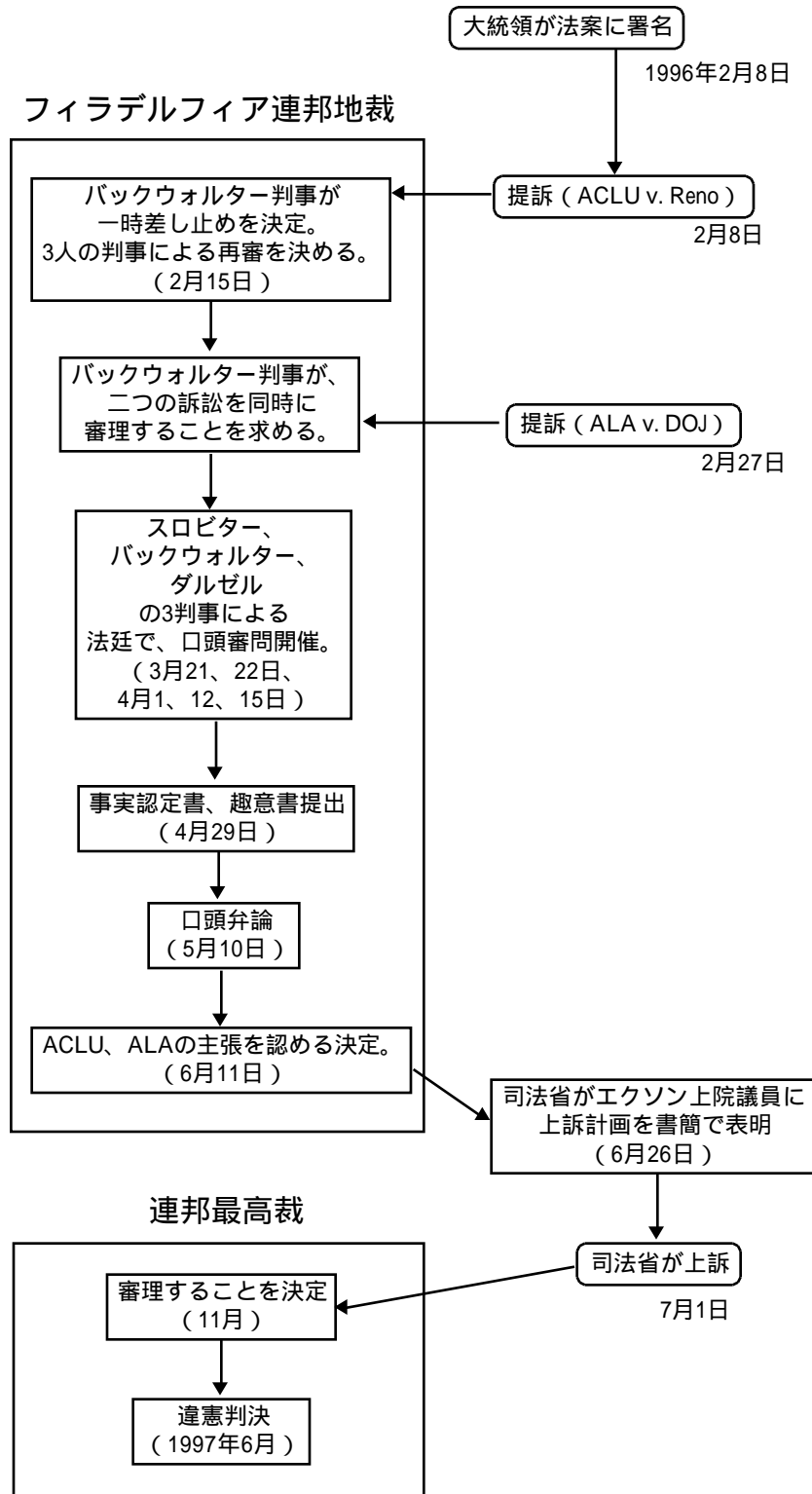
	公益団体	企業
団体名	<ul style="list-style-type: none"> ・ Voters Telecommunications Watch (VTW) ・ Center For Democracy And Technology (CDT) ・ Center for Public Representation (CPR) ・ Computer Professionals for Social Responsibility (CPSR) ・ Cyber-Rights Campaign ・ Electronic Frontier Foundation (EFF) and independent regional Electronic Frontier organizations ・ Electronic Privacy Information Center (EPIC) ・ Feminists for Free Expression ・ Internet Users Consortium (IUC) ・ The Libertarian Party (LP) ・ National Campaign for Freedom of Expression ・ National Coalition Against Censorship (NCAC) ・ National Writers Union (NWU) ・ People for the American Way (PFAW) ・ Hands! Off The Net Joint Artists' and Music Promotions Political Action Committee (JAMPAC) ・ National Gay and Lesbian Task Force (NGLTF) ・ Republican Liberty Caucus 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ECHO ・ Hotwired ・ Mindvox ・ Panix ・ Wired
資料 : Voters Telecommunications Watch (http://www.vtw.org/)		

第3項 通信品位法一時差し止めとブルー・リボン・キャンペーン

1996年2月8日、クリントン大統領が法案に署名したその日に、ACLUなどの規制反対団体は、フィラデルフィア連邦地裁に改正通信法の施行差し止めを求める訴訟を起こした。反対運動には他にも出版社、商業通信ネットワークなど57団体が加わった¹⁰³。以後の通信品位法をめぐる訴訟の動きを示したのが図4-2である。

その主張は、規制が検閲を容認し、サイバースペースでのインターネット・ユーザーの憲法修正第一条の権利を侵すものであるということである。書店や図書館で許されているものがなぜインターネットでは許されないのか。通信品位法は子どもを守るのではなく、大人を検閲することにつながり、その目標を超えて適用される危険性があるというのである。自由な通信メディアであるインターネットが米国でもっとも規制されるメディアとなってしまうという危惧がそこにはあった。

図 4 - 2 通信品位法の訴訟の動き

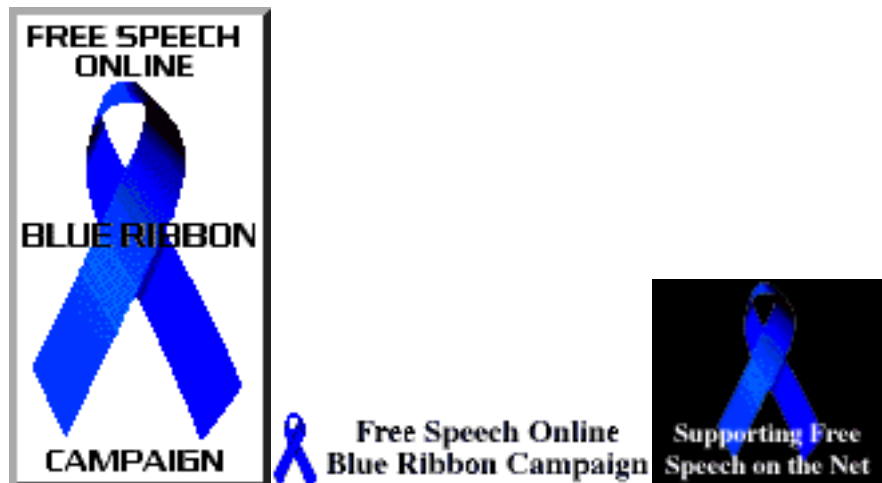


1996年2月15日、フィラデルフィア連邦地裁のロナルド・バックウォルター (Ronald L. Buckwalter) 判事は、改正通信法のうち、インターネットなどの電子メディア・ネットワーク上で「下品な」画像を流すことを禁じた規定、つまり通信品位法の効力を一時的に差し止める仮処分 (Temporary Restraining Order) を下した。理由は「下品」の定義が不十分であり、規制は憲法に抵触するというものであった。

この仮差し止めを受けて原告側の弁護士は、「法廷の決定は自由な言論のための部分的な勝利だが、しかし、インターネットでの表現はいまだ危機にある。これはインターネットの将来を決めるランドマーク・ケースとなるよう運命づけられている」との声明を発表した¹⁰⁴。

このような法的手段に訴えるだけでなく、サイバースペースの圧力団体はより一般的なキャンペーンを展開することになった。それがEFF (Electronic Frontier Foundation) が中心となった「ブルー・リボン・キャンペーン (Blue Ribbon Campaign)」である。これはサイバースペースへの介入・検閲に反対することをインターネットのWWWウェブページに張り付けられたブルー・リボンのシンボルによって表し、そのブルー・リボンをクリックすることでEFFの通信品位法反対に関するウェブページを参照できるというものである (図4-3)。この運動にはCDT、EPIC、ACLUなど主だった圧力団体が賛同した¹⁰⁵。

図 4 - 3 ブルー・リボン運動のロゴマーク



出所： <http://www.eff.org/blueribbon.html#graphics>
(1997年6月15日アクセス)

このブルー・リボン・キャンペーンは、実際にポルノを載せているウェブページに悪のりして使われていることもあるが、ポルノとは無縁のウェブページにも広く張り付けられている。また、先の「48時間ホームページ黒色化運動」をそのまま受け継いでホームページの背景色を黒にし、さらにブルー・リボンを張り付けている例も見られる。

ところで、これまで述べてきた訴訟は、一般的に「ACLU v. レノ」と呼ばれている。レノとはレノ(Reno)司法長官のことである。ここでもう一つの訴訟が起こされた。つまり1996年2月27日に米国図書館協会(American Library Association)を筆頭としてほぼ同じ内容の訴訟が起こされたのである。これは一般に「ALA v. 司法省」と呼ばれている。この原告団は、CIEC(Citizens Internet Empowerment Coalition)である。CIECとは、オンラインでの言論の自由獲得をめざして結成された連合で、CDTが中心となっており、40以上の企業・団体のグループである。このメンバーには出版業界や図書館などが多く含まれている¹⁰⁶。フィラデルフィア地裁のバックウォルター判事は二つの訴訟をまとめて同時に行うことにし、三人の判事による審理を開くことを求めた。

第4項 フィラデルフィア連邦地裁決定

2月の一時差し止めから4カ月後、1996年6月11日、フィラデルフィア連邦地裁の特別法廷は、原告であるACLUとALAの主張を認める判断を下した。コンピューター・ネットワークでの通信内容を政府が規制することは表現・言論の自由を認めた憲法修正第一条に違反することを認め、インターネットでの検閲を禁じることになった。地裁はインターネットを「世界を結ぶ無限の会話」の媒体とみなし、政府が個人的会話の内容に立ち入ることはできないと判断したのである¹⁰⁷。

決定のポイントは、三つある。第一に、インターネットは、少なくとも印刷メディアが享受してきた程度の自由な言論の保護を受けるに値する独自の通信メディアである。第二に、政府ではなく個々のユーザーや親が自分の子どもにとってどのデータがふさわしいかを定めるべきである。第三に、簡単で安価な、ユーザーに権限のある技術は、インターネット上の不適切なデータから未成年者のアクセスを制限するためにとっても有効かつ合憲的な方法である、というものである。

2月の仮決定はバックウォルター判事一人の判断によるものだったが、6月の決定は連邦高等判事一人を含む三人の判事が特別法廷を構成し、インターネット上での

表現の自由のあり方そのものについて全員一致で踏み込んだ判断を示したのである。

法案を支持するエクソン上院議員（民主党、ネブラスカ州）はすぐに声明を発表し、「我々はまだ法と法廷の国におり、今日の判事の決定に同意するものではないが、彼らの決定の権利を尊重する」とし、最高裁で最終的な決定がなされることを望むと述べた¹⁰⁸。また、通信品位法賛成派のFRC（Family Research Council）も声明を出し、決定はラディカルで傲慢であるとし、インターネットでのポルノを放置しておくのは、「遊び場に弾を込めた銃を置いておくようなものだ」と激しく非難した¹⁰⁹。

一方、通信品位法に反対していたファインゴールド上院議員（民主党、ワイオミング州）は、フィラデルフィア連邦地裁の決定を称賛する声明を出した。「これは自由な言論を支持するものだけではなく検閲の脅威から安全にこの新しくダイナミックな通信技術が発達することを見たいと思うものにとっても歓迎すべきニュースだ」と述べた¹¹⁰。

クリントン大統領の反応は、微妙なものである。なぜなら、法案に署名したときと同じく通信品位法の施行を望むという一方で、そうした有害なデータをブロックする技術の開発にも期待するというのである。ポルノをブロックする技術の使用を主張しているのは通信品位法反対派である。

第5項 連邦最高裁判決

フィラデルフィア連邦地裁の決定から2週間後の1996年6月26日、司法省はエクソン上院議員に書簡を出し、7月2日の控訴期限切れ前に上訴することを表明した。そして、7月1日、司法省は正式に上訴手続きをとった。その中で「教育あるいは情報の資源としてのインターネットの可能性の多くは浪費されるだろう。なぜなら（人々が）「明らかに不快（patently offensive）」で「性的に露骨な（sexually explicit）」資料に接することによって子どもを害することを望まないからである」と述べた¹¹¹。通信品位法は、立法の時点で当然違憲審査訴訟が起こされることを想定していたため、連邦地方裁判所で違憲とされた場合には、飛躍上訴できるようになっており（第561条（b））、最高裁は審理することを11月に決めた。

それから約半年の間、原告、被告双方の論告や口頭審問が開かれた。司法省は1月末に意見書を最高裁に提出し、ACLUも2月20日に意見書を提出した。この間に「Feminists for Free Expression」という女性団体も、通信品位法反対の側に加わ

り、話題を呼んだ。女性団体だからポルノに反対するというのは安直で、むしろ女性をめぐる問題(性教育、AIDS、乳ガン、レズビアン、レイプ、セクハラ)を論じることまでも通信品位法は禁止しかねない。こうした検閲は認められないという立場なのだ。

そして最高裁の判決が近づき、最高裁が通信品位法を違憲とするだろうという見通しが強まる中で、クリントン政権の中でも方針転換が検討されるようになった。つまり、法律による規制ではなく、民間の自主規制とレーティング(格付け)によって抑えていこうという方向である。

1997年6月26日、最高裁は、これまでの裁判所の決定を支持し、通信品位法は違憲であるとの判断を下した。つまり、「下品(indecent)」なコンテンツに関する条項は違憲であり、インターネット上での言論の自由は憲法の保護を受けるとされたのである。ポイントは三つで、(1)インターネットは修正第一条の高度な保護に値する独自のメディアである、(2)内容に基づく規制は違憲である、(3)ユーザー・エンパワーメント技術は内容規制よりもはるかに効率的でありはるかに制限的ではない、というものである。これを受けて通信品位法反対派たちは勝利宣言を出した¹¹²。

一方、通信品位法賛成派は、動揺を見せた。「この判決により、ポルノグラフィ提供者は容易にインターネット上で子供たちにアクセスできるようになる。しかし、これが子供たちを保護する方法についての最終決定ではないことをポルノグラフィ提供者に警告しておく」とFRCはコメントした¹¹³。

また、クリントン大統領は、7月1日の講演で、業界が未成年者を保護するための自主規制措置を講ずるべきだと述べた。そして、テレビのVチップと同じように、インターネットにもいわば「Iチップ」のようなものを導入することを示唆した。また、業界の対応を話し合うためのサミットの開催も発表した。

第6節 CDA IIとスクール・フィルタリング

クリントン大統領が呼びかけたサミットは、7月15日に開かれ、新しい法案の提出はないとしながらも業界側の自主規制を求める政権側に対し、ACLUなどの通信品位法反対派は慎重な姿勢を示した。このサミットには40ほどの団体が呼ばれ、その中には通信品位法の賛成・反対両派が含まれていた。その中で「Iチップ」についての説明があった。それはPICS(Platform for Internet Content Selection)と呼

ばれるプログラム・コードで、ネットスケープ社やマイクロソフト社がWWWブラウザユーザーに組み込んでいくよう検討しているとされた。また、ウェブページを作成する側が自主的なレーティングをすることも検討された¹¹⁴。

しかし、PICSに対しても批判が出た。つまり、PICSのようなフィルタリング・ソフトウェアは、実質的には政府の代わりにユーザーが行う検閲に他ならないというのである。PICSを使えばあらかじめ設定した特定のウェブページを見られなくなる。しかし本当にそれでいいのかというのである。自分とは違う意見、反対の意見に耳を傾けることも実は重要なことであるのに、そうした可能性を摘むことになってしまうのではないかというのがPICS反対論者の主張である¹¹⁵。

さらに、設定の仕方によっては、全く有害ではない情報まで自動的な検閲の結果、見られなくなってしまうのではないかという懸念も強く存在する。EPICはフィルタリング・ソフトウェアを組み込んだ検索エンジンと、組み込んでいない検索エンジンを実際にキーワード検索して比較した結果、有用である情報の99%がアクセスできなくなったとする調査報告を出している¹¹⁶。

1997年11月、ダン・コーツ(Dan Coats)上院議員(共和党、インディアナ州)が「CDAの息子(son of CDA)」あるいは「CDA II」と呼ばれる法案(S. 1482)を提出した。この法案も通信品位法と同じくインターネット上のポルノを制限しようとするものであるが、「商業ウェブページ」に焦点を当てている。つまり、(1)17歳以下の未成年に有害なポルノの商業配布のためにインターネットを使用することを禁止する、(2)未成年者へのポルノの商業配布のためにインターネットを使用する個人に対して民事と刑事の罰則を適用する、(3)ポルノ・マテリアルの業者が有効なクレジットカードあるいはデビット・カード、アダルト・アクセス・カード、個人識別番号などの提示を要求した場合は適用除外とする、というものである¹¹⁷。

また上院商業委員会の委員長であるジョン・マッケイン(John McCain)議員(共和党、アリゾナ州)が「インターネット・スクール・フィルタリング法」という法案(S. 1619)を提出した。これは「e-rate」と呼ばれる学校や図書館向けのインターネット接続割引制度を受けるためには、学校や図書館はフィルタリング・ソフトを使わなければいけないとするのである。

「CDA II」の法案共同提出者の一人がマッケインであり、「スクール・フィルタリング法案」の共同提出者がコーツである。両法案が提出されたのはマッケインが委員長を務める商業委員会であることから、この二つの法案は密接な関係を持っているといえる。

この二つの法案がネットワーク圧力団体を刺激した。6月12日、EFFは再度、ブ

ブルー・リボン・キャンペーンを始めることを宣言した。EFFによれば、CDA IIが定義する「商業 (commercial)」と「配布者 (distributor)」の定義が不明で、下手をすれば書店のAmazon.comや、ハリウッドの映画宣伝サイトもその範疇にはいってしまう。またスクール・フィルタリング法案は、何が未成年者にとって有害なのかを教育関係者や親が自ら考える機会を与えず、選択の余地をなくしてしまっていると批判する。こうした議会の試みをくじくために改めてブルー・リボン・キャンペーンを実施するというのである¹¹⁸。

6月19日、ACLUも報告書を発表し、スクール・フィルタリングを非難した。フィルタリング・ソフトウェアの使用は不適切かつ違憲であるという。こうしたソフトウェアは扱いにくく非効率的であり、教育現場の人々が考える機会を奪ってしまうとしている¹¹⁹。

二つの法案は1998年6月25日に修正なく同時に委員会を通過し、上院に報告された。ここでこの法案自体の流れは止まった。ところが、7月21日、この二つの法案の中身が、商務省・司法省・国務省関連の反対が予想されなかった歳出法案に追加される形で上院本会議で可決してしまったのである。これに対し、EFFはすぐその日の午後に声明を出し、他の上院議員も知らないところでこうした措置が行われ、大した議論もなく可決されたとして非難した。そして、他の上院議員へのファックスなどによる働きかけを求める情報をウェブページに掲載している¹²⁰。

法案は上院で通過しても、同様の法案が下院でも可決されない限り、成立しない。下院では6月24日、アーネスト・アイストウック (Ernest Istook) 下院議員 (共和党、オクラホマ州) が、労働省・厚生省・教育省関連の歳出法案への修正として下院の予算委員会へ提出した¹²¹。下院本会議で可決されていないため、1998年8月現在、これらの法案は成立していない。

第7節 サイバースペースと合意形成

本章では、通信品位法の背後にある問題とは何かという問題に対し、米国議会の二つの公聴会を分析するとともに、通信品位法成立後の反対運動の展開についてみてきた。通信品位法はあくまでより大きな通信法の修正として立法化された。その意味では、独立した法案ではなく、通信法に対する修正法案として提出し、一緒に採決させたというのは、規制賛成派としては上手な戦略であったといえる。当時は通信業界の規制緩和の方がより大きな問題であり、表だって反論しづらい通信品位

法の問題は、裁判所に託されたという感が否めない。その証拠に、通信品位法の条文の中には連邦地裁の一審判決に不服がある場合は飛躍上訴し、巡回(高等)裁判所をとばして最高裁で審議するようあらかじめ書き込まれていたのである。

通信品位法問題では米国だけでも大変な議論を呼んだが、しかし、インターネットはグローバルであるが故に、国際的に協調して規制を行うとなるともっと大変な作業となることが予想される。それには、十分かつ慎重な議論が必要であり、またその議論のためのメディアとしてもインターネットは重要なものとなっている。

新しい技術とメディアが生み出したサイバースペースにおける利害関係の調整においてサイバースペースの権利を擁護しようとする圧力団体の政治行動は確実に影響力を増しつつある。彼らのデモ行進は、街頭ではなくインターネットの中で繰り広げられた。ウェブページの背景色を黒にしたり、ブルー・リボンを掲げるという運動が、米国国内に限らず、各国のユーザーによっても実行されたことは、そのような圧力団体の連携が国際的なものであり、国境の意味を相対化するものであることを示している。

本章の冒頭で、通信品位法問題は二つの米国的伝統のぶつかりあいであると指摘した。実際に、未成年をポルノから守るための法律として通信品位法が成立し、言論の自由との兼ね合いからその合憲性をめぐって三度の裁判が開かれ、違憲であるとされた。しかし、それでもインターネットにおけるポルノを規制しようとする試みは終わらなかった。CDA IIとスクール・フィルタリング法案による試みがまた始まっている。果たしてこの二つの伝統は、サイバースペースの中では共存し得ないものなのだろうか。

CDT (Center for Democracy and Technology) は、「修正第一条の言論の自由の価値を損なうことなくオンラインの子供を保護する方法を見つけることは可能である」としている¹²²。そのためには様々な政府、親、学校、その他の組織の協力が欠かせないとして、1997年12月1日から3日まで、ゴア副大統領やレノ司法長官、リレー教育長官らも参加したサミットを引き合いに出している。つまり、ガバナンス的なアプローチが求められているのである。ここでは300組織を代表する650人の参加者が集まった。この席では、政府規制によらない方法が模索された¹²³。

通信品位法賛成派も反対派も、未成年にポルノはよくないし、言論の自由が損害されてもいけないという点では一致している。サイバースペースにおいて両立しないときにはどちらを優先するかで賛成、反対が別れ、裁判所の判決は反対派を支持したことになる。しかしそれは政府規制以外の方法でポルノを未成年から遠ざけて置くことが可能であると考えたからである。その一つ的手段として議会はソフトウェア使用の法制化を求めているのに対し、反対派はそれは親の責任に任せるべきだと

いう。そうするとこれは米国社会あるいは米国の家族がこれに対処する力があるのかどうかを問いかけているといえよう。

この通信品位法をめぐる議論は、いわばまだ「合意」ができていない。しかし、その合意のための議論は先駆的なものであつたらう。というのは、ウェブページや電子メールを利用した情報提供と行動の呼びかけは他の様々な分野での議論へと応用されつつあるが、それを最も早く、最も効果的に行つたのがこの通信品位法問題であつたらう。

実際には、通信品位法賛成派である団体（キリスト教同盟、FRC、Enough is Enoughなど）の圧力活動は必ずしもオンラインでは明らかにはならなかった。彼らの活動の基盤の多くは従来型のオフラインのものであり、まだそれで十分効果を上げているのであろう。しかし、新興勢力である通信品位法反対派は効率的な運動を展開するために、新しい技術を活用し、また通信品位法に利害を感じるその人々がオンラインの活動に重点を置いている人たちであつたことが、運動を成功させたといえるであろう。

この通信品位法で明らかになったことは、インターネットという新しい情報メディアが情報フローを増大させるに伴って、有害と考えられる情報もまた増大したということである。そして、この問題を解決するためにも膨大な情報がインターネットを通じて交わされ、議論された。そこには多様なアクターが参加し、独占型情報国家やガバメント型情報国家のように簡単には結論が出なかった（シンガポールや中国、ドイツなどでは現に規制が行われている）。こうした時間をかけた議論は、より満足度の高い結論につながるかもしれないが、意思決定・合意形成のコスト（非効率性）を上昇させている。その背景には様々な文化的な相違があることも確かだが、情報の扱いに由来する部分もまた大きいと考えられる。

第5章 ガバナンス型情報国家を めぐる問題（2）

- プライバシー問題に見る政府規制のあり方 -

第5章 ガバナンス型情報国家をめぐる問題(2) - プライバシー問題に見る政府規制のあり方

第1節 「情報スーパーハイウェイ」の到来?

「情報スーパーハイウェイ」という言葉はゴア副大統領が普及させた言葉だが、それは実は「情報スヌーパーハイウェイ (Information Snooperhighway)」になるのではないかと心配する声がある¹²⁴。「スヌープ (snoope)」とは「のぞきまわる」という意味である。

情報技術の発達は便利なコミュニケーションの手段を作り出す一方で、人知れず情報を集める技術をも可能にしている。盗聴、暗号(解読)といった問題が重要な政治的イシューとして登場してきている。電子的なデータの普及は、そのコピーと改ざんをも容易にしている。プライバシーに関わるセンシティブな情報も、簡単にコピー、収集、開示、流布、不正利用されるリスクが高まってきているのである。

この問題もまた、ガバナンス型情報国家が抱える大きな問題の一つである。その証拠に、こうした流れに歯止めをかけようとする欧州と米国との間の対立が顕在化している。従来から欧州各国は個人データの取り扱いに慎重な政策を採ってきたが、こうした問題の発生を背景に、電子データも積極的に包含する規制を打ち出した。こうした欧州諸国の政策に対し、米国は複雑な反応を示している。つまり、確かにそうした個人データは保護されるべきだが、過剰な保護規制はビジネス活動を阻害する。特にデータの海外移転禁止は、欧州における米国ビジネスを阻害するものであるとの意見が根強い。米国政府は、「グローバルな電子商取引のための枠組 (Framework for Global Electronic Commerce)」を発表したが、このドラフト作成作業のプロセスにおいて、プライバシーに関する条項を盛り込まないように、米国のビジネス界から強い圧力を受けている。

日本のデータ保護法制を見ると、政府保有のデータについては、1988年に成立、翌年施行された「個人データ保護法(行政機関の保有する電子計算機処理に係わる個人情報保護に関する法律)」によって、一応の保護がなされている。しかし、

民間部門における個人データの保護は業界ごとの自主規制やガイドラインによる保護にとどまっており、諸外国に比べて弱いといわれている。

1990年代半ば以降、インターネットの利用者が拡大し、商業化が進むにつれ、インターネット上のプライバシー保護、データ保護がますます重要な課題となってきた。例えば、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）が潜在的に抱えている問題がある。インターネット・サービス・プロバイダーはサービス利用者の個人情報と保有すると同時に、利用者が訪れたホームページに関する情報を自動的に収集することができる。もしインターネット・サービス・プロバイダーが、その情報を第三者に譲渡、売却することになれば、不必要なジャンク・メールが利用者のところへ舞い込むことになりかねない¹²⁵。

しかし、必ずしもデータ保護、プライバシー保護ばかりが主張されるべきでもない。インターネットの特徴の一つは、自由な情報のやりとりを認めるところにある。そこには国家による規制をできるだけ排除しようという思想が息づいている。一方では邪魔されることなく自由に情報スーパーハイウェイを使える個人の権利が保障されなくてはならないが、他方では個人データの利用には限度がなくてはならないというのが、インターネット時代のデータ保護のジレンマなのである。

第2節 プライバシーとデータ保護をめぐる欧米の動向

第1項 プライバシーとデータ保護

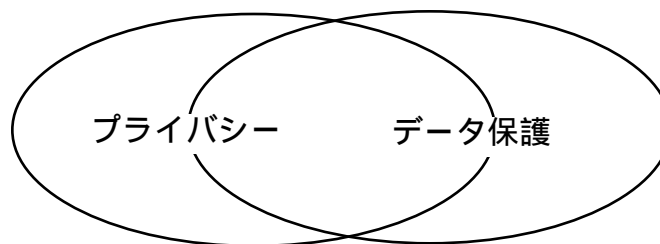
「プライバシー（privacy）」と「データ保護（data protection）」とはどう違うのだろうか。辞書によればプライバシーとは「侵入や公的な注目からの自由」である。データ保護はもともとドイツ語の「Datenschutz」から来たもので欧州の学術用語であった¹²⁶。しかし、プライバシーの概念は実際にはかなり広範な意味を持って使われている。有名人の生活が大衆に報道されることもプライバシーの侵害であるといわれ、個人の医療記録や財産記録が自分の知らないところで調べられることもプライバシーの侵害であるといわれ、日記や手帳を盗み見ることもプライバシーの侵害であるといわれる。こうして見るとプライバシーは「感情的、象徴的内容を持つ」¹²⁷ものであり、本人が知られたくないと思うことを知られないようにすることは全てプライバシーに含まれるとあって過言ではない。そうすると、本人が教え

た覚えのないのに住所や電話番号がどこかに登録され、ダイレクトメールや勧誘の電話がかかってくると、プライバシーが侵害されていると感じることになる。

学説ではプライバシーは、「一人で放っておいてもらう権利(right to be let alone)」であるとか「自己情報をコントロールする権利」であるといわれる。前者を「伝統的プライバシー権」といい、後者を「現代的プライバシー権」という¹²⁸。自己情報をコントロールするということは、不必要に自分の情報が拡散しないようにすることでもあり、また間違った自分の情報について訂正を求めることでもある。

これに対し、「個人情報の収集、保存、利用、伝達の規制を目的とした一連の政策についてのより正確な呼び方は、データ保護である」¹²⁹という。また、「個人情報保護制度は、プライバシー権の保護を含めて個人データの収集、管理、および開示についての規制を求める制度である」¹³⁰とされている。「情報」というのが「知らせやニュース」という内容面を意味する言葉であるのに対し、「データ」というのは形式面をいうものとされる。これに従えば、何らかの形で定型的に蓄積された情報としてのデータを保護するのがデータ保護であり、そのデータにはプライバシーに関わるものも含まれるということであろう(図5-1)。

図 5 - 1 プライバシーとデータ保護



そう考えると、プライバシーの中にもデータ化されていないものもあり(例えば自分の部屋の中で何をしているかということは盗聴や隠し撮りされていない限りでは、「データ化されていないプライバシー」であろう。逆に、データでありながら、プライバシーに属さないものもある。例えば、街頭にはたくさんの監視カメラなどが据え付けてあり、記録されているが、この内容までプライバシーに属すると主張する人はあまりいないであろう。そこで問題となるのは、プライバシーに属するものでデータ化されているものの保護ということになるだろう。

住所や電話番号といったものも他の人に知ってもらってこそ意味のある情報だが

らプライバシーには属さないとも考えられる。しかしそうした情報がデータベースに蓄積され、本人の望まない形で利用されるなら保護の対象となりうると考えるべきだろう。

こうした問題をインターネットの利用に関して考えてみると、問題はさらに広がってくる。というのは、インターネットの利用者は必ずしも実名を使わなければならないというわけではなく、他人への「なりすまし」は認められないとしても、多くの場合は匿名や別名が許されるということだからだ。電子メールアドレスは、会社などのものでない限り、好きなものが使えるし、電子メールを出したときについていく利用者名も変えることができる。性別や年齢を偽ることも可能だ。こうしたことは現実世界では許されにくいことだが、インターネットを作り出したサイバースペースではむしろ当然とされていることだ。こうした「ルーズさ」が逆にインターネットをおもしろいものにし、発達させてきたということもいえるだろう。

よって、例えば電子メールアドレスから、本人がいわない限り、実際の名前、住所、電話番号がわかってしまうのは都合が悪い。インターネット・サービス・プロバイダーはもちろんそれを把握しているが、通信の秘密確保や顧客保護のためにそれをむやみにあかすことはできないというのが常識であろう。

しかし、現実には多くのウェブページで電子メールアドレス以外にも、名前や住所、電話番号、性別、生年月日などを要求されることが多い。ましてオンラインショッピングをしようと思えば、クレジットカード番号を入力し送信しなければならない。サイバースペースの中だけで別人格として活動する分には匿名であっても支障がないが、オンラインショッピングなどで現実世界と結びついた活動を行うとすると、プライバシーに触れる情報が流れることになる。

そして、こうした情報の捕捉は、インターネットでは簡単なことであるといわれている。インターネットの技術的な特徴の一つは、目的の場所までどこを通るかかわからないということだが、そうすると悪意を持ってルーターと呼ばれる情報交換機を設置している人がいないとも限らない。そうした人たちは無数に流れる情報から運が良ければ、価値ある情報をすくい上げることも簡単であり、ねらいを付ければ効率的にそうした情報を集めることもできるだろう。また、ウェブページなどを開設している人たちは、利用者が自分の意思で残していく情報の他にも、利用者が無意識で残していくクッキー(cookie)と呼ばれる情報を集めることで、どのような利用者が利用しているかをつかむことができる。

例えば、ポルノ情報を載せているウェブページでは、青少年保護という名目のために、個人情報の入力を求めたりする場合がある。また、少額ながら利用料を徴収するという名目でクレジットカード番号を入力させることもある。もしその時に電

子メールアドレスを入力すると、その情報が悪用され、ポルノビデオを勧誘する電子メールが届いたり、カード情報に基づいて住所を調べられ、同様にダイレクトメールが届くということもあり得る。そしてたいていの場合はその個人情報の出所はわからないことが多く、迷惑することになる。

つまり、匿名を認めるインターネットの世界でもプライバシーやデータ保護といった問題はますます重要となりつつあるのだ。

第2項 OECDとEU

個人データ保護の問題が、国際レベルで認識されるようになったきっかけは、1980年9月23日に採択されたOECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(OECD勧告)」である¹³¹。このOECD勧告は、本文と勧告付属文書で構成されており、本文は1ページほどの短いものである。それによれば、「加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決意し」、加盟国に4点の勧告をしている。

1. 加盟国は、本勧告の主要部分である勧告付属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係わる原則を、その国内法の中で考慮すること
2. 加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去、又はそのような障害の創設を回避することに努めること
3. 加盟国は、勧告付属文書に掲げられているガイドラインの履行について協力すること
4. 加盟国は、このガイドラインを適用するために、特別の協議・協力の手続きについてできるだけすみやかに同意すること

より重要なのは最初の二点である。つまり、プライバシー保護法・個人データ保護法を国内法に組み込みこむと同時に、国際流通に障害を設けるな、ということである。このOECD勧告は、加盟国各国に一律に影響を与え、各国の法制化が進むことになる。

しかし、米欧間では、この勧告の解釈に微妙な違いがあった。つまり、欧州は、堅固な保護法の成立に力点を置き、米国は国際的な流通に注目したのである。

勧告の付属文書は、以下のようになっている。

- 第1部 総論
- 第2部 国内適用における基本原則
- 第3部 国際的適用における基本原則 - 自由な流通と合法的制限
- 第4部 国内実施
- 第5部 国際協力

この中で問題となるのは、第三部の国際的適用である。第三部は四つの条項に分かれている。その中で、「加盟国は単なる通過を含めた個人データの国際流通が阻害されず、安全であることを確保するために、あらゆる合理的かつ適当な手段を講ずべきである」(16条)とある。一方で、「加盟国は、自国と他の加盟国との間における個人データの国際流通を制限することを控えるべきであるが、後者が未だガイドラインを実質的に遵守していない場合、又はかかるデータの再移出がその国のプライバシー保護規制を免れようとする場合は、この限りでない」(17条)と書かれている。

米国は16条の国際流通を重視し、欧州は17条の保護規制の水準を重視した。欧州は、伝統的に消費者保護を政府の役割として考えてきた。しかし、米国は、第一に、政府の過度の介入を嫌う伝統があり、第二に、国際的なビジネスを展開する米国企業にとって国際流通が競争力に影響を及ぼすことがあって、国際流通を求めたのである。米欧の解釈の違いは、当初はそれほど表面化することはなかったが、後に見るように、1990年代に入って大きく問題化することになる。

欧州は、こうしたOECDでの検討の他に、独自の動きを見せる。1980年、欧州評議会が「個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約(欧州評議会条約)」を採択する¹³²。条約は前文と七つの章で構成されている。前文では次のように述べられた。

この条約の署名者である欧州評議会の加盟国は、

欧州評議会の目的が、特に法の支配の尊重並びに人権及び基本的自由の尊重を基礎として、加盟国間のより大きな統合を達成することであることを考慮し、

自動処理を受ける個人データの国境を越える流通の増大に鑑み、全ての個人の権利及び基本的自由の保護措置、特にプライバシーの尊重の権利を拡大することが望ましいことを考慮し、

同時に国境のいかんを問わない情報の自由に対する加盟国の誓約を再確認し、

プライバシーの尊重及び諸国民間の情報の自由な流通の基本的価値を調和させる必

要性を認識して、

次の通り協定した。(以下略)

また、本文は、以下の構成になっている。

- 第1章 総則
- 第2章 データ保護に関する基本原則
- 第3章 越境データ流通
- 第4章 相互援助
- 第5章 諮問委員会
- 第6章 改正
- 第7章 最終条項

欧州評議会条約は「条約」なので、OECD「勧告」とは違い、締約国はその内容を遵守する義務を負う。実際に、第10条には「制裁及び救済」が規定されている。具体的な措置は書かれていないが、各締約国は「データ保護に関する基本原則を実施するために国内法の規定に違反する行為に対する適当な制裁及び救済を措置する」とされた。

問題となる「データの国際流通」、条約の言葉では「越境データ流通」については、第3章で規定されている。それによれば、締約国は、プライバシー保護だけを理由として、他国へのデータ送付を禁止してはならないとされた。つまり、プライバシー保護の他に、何らかの理由なくしてはデータの移転を禁止できない。ただし、例外規定があり、国内法に規定がある場合と、相手国を通じて条約非締約国へ移転される場合には、禁止できるとした。

15年後の1995年10月、EU(欧州連合)は、「個人データ処理に関する欧州議会及び理事会の指令(EU指令)」を採択し、規制を強めた¹³³。EU指令の下で、欧州市民はバンドルされた権利を得ることになる。つまり、データへアクセスする権利、データの出所を知る権利、不正確なデータを修正させる権利、不法な処理の際には取り戻す(recourse)権利、ダイレクトマーケティングにデータを使用する許可を留保する権利である¹³⁴。

特に、国際流通、つまり「個人データの第三国への移転」については、第三国がEUと同程度の規制を設けていなければいけないことになったため、国際的な問題になった¹³⁵。例えば、欧州で米国のクレジット・カード会社が蓄積した顧客情報を、米国に持ち帰ることができないということもあり得る。

すでに実際に問題になっているのはアメリカン航空が運営する座席予約システムであるSABREである。航空会社や旅行代理店が使用する予約システムは一般にCRS(Computer Reservation System)と呼ばれる。SABREは1993年から独立企業になっているが、アメリカン航空の親会社であるAMRが82%の株を保有している。SABREは現在50以上の航空会社と4万以上の旅行代理店の予約を扱っているといわれており、中心となるシステムは米国オクラホマ州のタルサ(Tulsa)に置かれている¹³⁶。

問題はスウェーデン政府がアメリカン航空に対して、明確な同意がない場合は、フライト後にスウェーデン乗客の健康や医療に関するデータを全て削除するように求めたことによって生じた。アメリカン航空はアレルギーや喘息、食事制限、障害などに関する情報はある程度自動的に集められていたが、こうした情報は予約システムにおいてある米国には送信できないというわけである。これに対してアメリカン航空はスウェーデンの行政裁判所に提訴したが、二度敗訴し、行政最高裁まで持ち込まれているという¹³⁷。

第3項 欧州各国の動向

情報公開法の制定と同様、データ保護法においても欧州各国が制定に積極的な姿勢を示してきた。各国の動向を示したのが表5-1である¹³⁸。特にEU加盟国は、1995年のEU指令によって、採択した日から3年以内に国内法を整備することになっているため、1998年10月までに国内法の制定、改正を行った。

スウェーデンは、いち早くデータ保護法を採用した¹³⁹。第8章で見るとおり、スウェーデンの情報公開法制定は18世紀(1766年に「出版の自由に関する法律」制定、1949年新法)にまでさかのぼる。この情報公開法の例外規定として「公務秘密法(1937年制定、1980年新法)」が定められており、従来の紙文書はこれによってある程度、保護されていた。

しかし、1947年に個人識別番号が導入され、1967年からはコンピューター処理が開始、さらに1970年の国勢調査からデータ処理にコンピューターが導入されることになったため、1969年に法務省が「公文書の公表及び秘密保持に関する委員会」を設置する。この委員会が、1972年6月に「コンピューターとプライバシー」という報告書を出し、データ法起草へとつながった。そして1973年5月、「データ法(Data Act)」が公布された¹⁴⁰。1973年のデータ保護法はすでに時代遅れになっ

ているといわれ、EU指令に対応した改正法の検討のために、特別委員会を設置し、検討している¹⁴¹。

表 5 - 1 各国のデータ保護法制定の動き

年	動き
1973年	・スウェーデン「データ法」
1974年	・米国「プライバシー法」
1977年	・ドイツ「連邦データ保護法」
1978年	・フランス「データ処理、データファイル及び個人の諸自由に関する法律」
1980年	・OECD理事会「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（OECD勧告）」 ・欧州評議会「個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約（ヨーロッパ評議会条約）」
1982年	・カナダ「プライバシー法」
1984年	・英国「1984年データ保護法」制定
1988年	・オーストラリア「プライバシー法」
1990年	・ヨーロッパ共同体委員会「個人データの処理および移動に関する個人の保護」指令提案 ・ドイツ「連邦データ保護法」改正
1994年	・アメリカ情報基盤タスクフォース「個人情報の提供と利用に関する原則提案」 ・韓国「公共機関における個人情報保護に関する法律」
1995年	・「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する指令（EU指令）」採択 ・台湾「電子計算機処理に係わる個人情報の保護に関する法律」
1996年	・アメリカ「公正信用報告法」改正
1997年	・EU「ガイドライン」改正
1998年	・1995年のEU指令に基づくヨーロッパ各国の国内法整備期限。

以下の文献を基に作成。金融情報システムセンター調査企画部「個人データ保護の現状」金融情報システムセンター編『金融情報システム』第187号（1997年5月）28-41ページ、同「英国・ドイツの金融機関における個人データ保護」同『同』第189号（1997年7月）28-45ページ。

英国では、1984年に「データ保護法(Data Protection Act of 1984)」が制定された¹⁴²。このデータ保護法は官民両方の部門を対象としているため、「オムニバス方式」といわれる。法律の制定及び改正は内務省(Home Office)が担当し、同法に基づく登録・監督などはデータ保護登録官(Data Protection Registrar)が行う。

1995年10月のEU指令を受けて、英国はデータ保護法の改正を検討し始めた。まず内務省が1996年3月、「EU指令に関する協議書(CONSULTATION PAPER on the EC DATA Protection Directive (95/46/EC))と題する諮問書を公開した。これに対し、約300の関係団体からコメントが寄せられ、改正作業が進められている¹⁴³。

ドイツは、1977年に「連邦データ保護法」を制定した¹⁴⁴。そして、1983年の連邦憲法裁判所の国勢調査判決を契機として、連邦行政手続法、連邦憲法擁護法などとともに改定作業が行われ、1990年にこれを大幅に改定している。ドイツの法制も官民両方を対象としたオムニバス形式である。法律の制定及び改正については内務省、監督については、公的部門を連邦データ保護監察官、民間部門を各州の監督官庁が行うとされている。また、民間企業内には、独立した身分を保障された「データ保護受託者」の設置が決められている。1995年10月のEU指令に対しては、内務省で検討が進んでいる。1997年8月には「マルチメディア法(情報通信サービスの基本条件の規制に関する法律)」が施行され、この中で「テレサービスに際しての個人情報保護に関する法律」という新法が作られた¹⁴⁵。

フランスでは、すでに1789年のフランス人権宣言にあるとする考え方もあるが¹⁴⁶、最近では1978年に「情報処理、ファイル及び個人の諸自由に関する法律」を制定した。この法律はオムニバス形式のものである。また1996年4月に電気通信規制法が改正され、既存の法律では追求することができなかったインターネット・サービス・プロバイダーの責任等について対応が行われた¹⁴⁷。

第4項 欧州規制に対する米国の対応とアプローチ

規制を強める欧州に対して、米国はどのような立場をとっているのだろうか。米国には、政府が持つ個人情報についての保護法はあるが、民間部門についての保護法はない。このアプローチは、欧州のオムニバス方式に対して、「セグメント方式」と呼ばれている。

米国がセグメント方式をとり、民間分野におけるデータ保護を法制化しないのは、ひとつには、政府の役割を最低限に抑えようという米国の政治社会的伝統である。しかし、より積極的には、こうしたデータ保護規制が商業活動を阻害するという考え方があ

る。例えば、「サービス産業連合 (Coalition of Service Industries)」の代表であるロバート・ヴァスティーヌ (Robert Vastine) は以下のように述べている。情報技術の発達は国境を越えて財やサービスを移動させている。しかし、データ保護法はグローバルな貿易に対する重大な障害になりかねない。1980年のOECDガイドラインは、個人データ使用の原則を定め、国境を越えた情報の自由な流れの維持が重要である。しかし、1995年7月のEU指令は、OECDの合意を危機にさらすことになる。なぜなら、国境を越えたデータの移動に規制をすることで、ビジネスにマイナスの影響を与え、投資も阻害する。そして、EUは域内と域外との間に差を作ろうとしているのだと非難する。個人データ保護の扱いは、WTOやG7、OECDなどのマルチの場で決めるべきである¹⁴⁸。

こうした見方は、一つの見方でしかないが、常にビジネスを念頭に置く米国らしい視点である。これに対し、米国政府はどのような立場をとっているのだろうか。

1997年1月7日、「H.R. 98 : 1997年消費者インターネット・プライバシー保護法 (Consumer Internet Privacy Protection Act of 1997)」と題する法案が、ベント (Bruce J. Vento) 議員 (民主党 - ミネソタ州選出) によって、第105議会下院に提出された¹⁴⁹。この法案の目的は、双方向コンピューター・サービスの利用者に関する個人情報の利用を規制することである。具体的には、サービス事業者が、利用者の情報を第三者へ譲渡する場合、利用者の同意がなくてはならないとした。また、利用者が要求した場合、サービス事業者は情報を開示しなくてはならない。

ベント議員は、インターネット・サービス・プロバイダーは、サービス利用者が訪れたホームページの情報などを簡単に入手することができる。こうした情報が第三者の手に渡れば、ダイレクト・メールやジャンク・メールなどの対象になってしまう¹⁵⁰。それを防止するために、こうした合意を文書で得る必要があるというのである。

この法案は、1月7日、下院商業委員会に付託され、22日に、「電気通信・貿易・消費者保護小委員会」に付託された後、何も動きがない¹⁵¹。ベント議員自身、この法案が最終版であるとは考えておらず、最初の一步であると述べているため、成立の見込みはないといってい

いだろう¹⁵²。こうした議会の動きに対し、米国の行政府の側ではどのような動きがあるのだろうか。米国の行政府のインターネットに関する政策は、1997年7月1日にホワイト

ハウスが発表した「グローバルな電子商取引のための枠組」の中に見ることができる。この枠組は、電子商取引の成長を支援するための政府の役割に関する五つの原則(principles)と、国際的な調整を要する九つの分野における提言(recommendations)で構成されている¹⁵³。まず、五つの原則は以下のようになっている。

1. 民間部門が主導する
2. 政府は、電子商取引に関して過度の規制を避ける
3. 政府の介入が必要なところでは、その目的は、商取引のために、予想可能で、最低限の、一貫した、シンプルな法的環境を支援し、実施する
4. 政府は、インターネットのユニークな性質を認識する
5. インターネット上の電子商取引は、グローバルな基盤の上で促進される

要するに、出しゃばらないという意味の「ハンズ・オフ(Hands - Off)・アプローチ」、あるいは「ミニマム・アプローチ」になっている。

そして、以下の九つの分野について、それぞれ提言が述べられた。

1. 関税と課税
2. 電子決済システム
3. 電子商取引のための統一商業コード
4. 知的財産権保護
5. プライバシー
6. セキュリティ
7. 電気通信インフラと情報技術
8. 内容
9. 技術標準

この中のプライバシーの項目では、いくつかの米国政府関連のレポートの内容を紹介し、政府の役割を論じている。それによると、政府は民間部門の自主規制を尊重する。そして、問題の解決につながる技術開発に期待する。もし、民間の自主規制と技術開発が不十分ということになれば、政府は、より直接的な役割を担う。また、国際的には、各国はそれぞれ規制アプローチをとっているが、バラバラの政策はデータのやりとりを阻害する恐れがある。従って、米国政府は各国と、市場指向アプローチを追求すべく対話をするという。具体的には、商務省とNTIA(National Telecommunications and Information Administration)、国務省が

中心となって、EU各国とEU委員会と交渉すると同時に、国際機関での議論も行う¹⁵⁴。

このように、米国のアプローチは、グローバルな商取引の活性化のため、政府の介入を最低限に押さえ、それを各国にも求めていくというものである。米国のビジネス界は、EU指令が米国企業のデータ収集・利用に大きな影響を与えると考え、EUの施策は米国のビジネスへの挑戦と考えている。一方、欧州側はこうした米国のアプローチは手ぬるいとして反発している¹⁵⁵。

米国政府が「グローバルな電子商取引の枠組」を発表した8日後の7月9日、クリントン政権のアドバイザーで、「グローバルな電子商取引のための枠組」の実質上の責任者であるアイラ・マガジナー(Ira Magaziner)と、欧州委員会の通商担当のハンス・ベセラー(Hans Beseler)の間で会談が行われた。欧州側は米国側に、米国のデータ保護法制を欧州並に強化するよう要請したという。米国のミニマム・アプローチに対し、欧州側の言い分はこうだ。インターネットは安心だと消費者が思わなければ、誰もインターネット上で買い物などしない。従って、米国にも消費者保護のための強力な政府機関を設置せよというのである。これに対しマガジナーは、民間が自主的なルールを設定すべきであるとし、消費者自身が買い物をするかどうかを決めるべきだという。そして、データ保護規制によってEUが自らを孤立させるのは間違いであると批判した¹⁵⁶。

こうした米欧間のアプローチの違いは、電子商取引には重大な障害となりうる。しかし、米国も必ずしも一枚岩ではない。というのは、一方で、米国政府は、自由なデータ流通を求めるビジネス界から圧力を受けているが、他方で市民団体からは一層の保護を求められている。特にインターネット上での子供のプライバシー保護を求める声は強い¹⁵⁷。

第5項 米国におけるプライバシー保護の問題

米国のアプローチは、国際的には、ハンズ・オフ、あるいはミニマム・アプローチだが、国内的には、「1974年プライバシー法(Privacy Act of 1974)」を有している¹⁵⁸。この背景には、欧州諸国と同じく、1960年代以降のコンピューター情報処理の増加があった。1965年、ホワイトハウスの予算局(1970年に行政管理予算庁に改組)が、個々の連邦行政機関に分散している個人情報の集中化と電算化を目指した、「国民データバンク構想」を打ち出す。しかし、この構想は、プライバシー

侵害にあたるとする声が強く、1960年代末には破棄された。

1970年10月以降、議会上院の司法委員会で、連邦行政機関を対象としたデータバンクについての実態調査が行われ、当時の保健教育福祉省に科学者ブラックリストの存在が明らかになる。保健教育福祉省は諮問委員会を設置、1973年7月に「記録、コンピューター及び市民の権利」と題する報告書を提出した。

1974年2月、ニクソン大統領は年頭教書などにおいて、プライバシー保護対策に取り組む姿勢を見せ、フォード副大統領を長とする「プライバシー委員会」を設置する。同年7月の委員会勧告は、プライバシー議論を引き起こす。

1973年と1974年の第93議会は、「プライバシー議会」と呼ばれ、200件にも上るプライバシー法案が提出された。そして1974年12月31日、「1974年プライバシー法）」成立し、1975年9月より施行された。

その後、「1974年プライバシー法」は、「1988年コンピューター・マッチング及びプライバシー保護法(Computer Matching and Privacy Protection Act of 1998)」によって改正される。その要点は、二つ以上の記録システムに含まれる記録をコンピューターで比較すること(マッチング・プログラム)について、実施を公示することなどであった。

他にも、「1995年ペーパーワーク削減法(Paperwork Reduction Act of 1995)」や、1995年6月にIITF(Information Infrastructure Task Force)が発表した「プライバシー・プリンシプル(Privacy Principle、正確にはPrinciples for Providing and Using Personal Information)」によってプライバシーは規制されている。

プライバシー法は、その対象を連邦政府機関に限っており、州政府、地方政府についてはそれぞれ独自に定められている。民間部門の保有する個人情報については、「1970年公正信用報告法(Fair Credit Report Act)」など、分野別に様々な法律が規定されている。

しかし、問題がないわけではない。ここではオンライン事業者であるアメリカ・オンライン(AOL)にまつわる問題を見てみよう。

1997年7月24日、AOLは、同社の会員の電話番号を提携先企業に販売する計画を撤回すると発表した¹⁵⁹。AOLは、限定した提携先企業に、登録の際に得たAOL会員の電話番号を販売しようと計画し、会員向けの規約に「第三者に電話番号を販売することもある」との一文を盛り込んだ。しかし、電話を利用した商品・サービス販売者に販売されるのではとの恐れを抱いた会員からの苦情が殺到し、計画を撤廃することになったのである。

また1997年秋、AOLが開示したプライベート情報によって海軍将校の免職騒ぎが起きた。そもそも事件の発端は、AOLのユーザーの中に「ティム(Tim)」と名乗る海軍将校がおり、彼のプロフィールの結婚状況に「同性愛者(gay)」と書かれていたことである。これによってティムは軍の同性愛に関する「聞かざる、言わざる(Don't Ask, Don't Tell)」というポリシーを破ったとされた。しかし、そのプロフィールにはフルネームが記載されていなかったため、海軍はAOLから個人情報を入手した。そして、このAOLの情報だけが「ティム」が「聞かざる、言わざる」というポリシーを破ったという証拠とされたのである。

しかし、海軍はこの将校の免職を1998年1月21日まで延期すると発表した。この事件に関して海軍が不正にAOLから情報を入手したとされたからである。そうした情報を海軍が入手するためには裁判所の令状か利用者の同意がなくてはならないが、海軍はそうした手続きをとっていなかった。

この事件に関し、AOLは不正行為はなかったとしているが、「ティム」ことティム・マクベイ(Tim McVeigh)は事実関係を認めている。彼は、海軍の処罰を不服とし、オンラインの言論の自由を侵害しているとして海軍と争うと同時に、ウェブページ<<http://www.geocities.com/Pentagon/9241/INFO.HTML>>を開設して自らの主張を公表している。

この事件で明らかになったのは、いとも簡単に個人情報が流出し、不正利用される可能性があるということである。たまたま問題は最大のオンライン・サービス事業者であるAOLだから顕在化したのかも知れない。しかし、潜在的には同じようなことがどこでも起きるということを示している。

連邦政府も事態を重視し、1997年12月、FTC(Federal Trade Committee)は、利用者の住所や電話番号などを保有するオンライン・サービス業社について言及した「個人レファレンスサービス - 議会への報告 - (Individual Reference Services: A Report To Congress)」と題する報告書を公表した¹⁶⁰。報告書は、こうした業者の持つ情報の流布が重大なプライバシー侵害にあたるとしているが、対策としては、自主規制を提示した。

1998年1月になると、デイリー(William Daley)商務長官とマガジナー(Ira Magaziner)大統領上級顧問が、IBMとの間で協議を行った。内容は電子商取引時の消費者のプライバシー保護に関する業界の自主的な規制づくりであった。この席でマガジナー顧問は、政府としては、政府の介入よりも業界の自主規制を望んでいることを伝えた。

6月、FTCは、今度は子どものプライバシー保護について報告書を議会に提出し、公表した¹⁶¹。FTCは、1400のホームページを対象に、個人情報保護の在り方を調査

した。その結果、商業ウェブサイトの14%しか情報収集について明示しておらず、子供向けのホームページ212のうち、個人情報収集しているものは約89%に上ったが、親の承諾を求めているものは約23%、さらに、提供を受けた情報を親に知らせているものは約8%にとどまっており、個人情報の保護が極めて不十分だということである。FTCの結論は、「最も基本的かつ公正な情報慣行の自主的な採用を奨励するという業界の努力は、消費者保護に必要なものに達していない」というものであった。

この調査結果を基に、FTCは議会に対し、子供向けインターネットの規制強化を法制化するよう提案した。デーリー商務長官も「個人情報保護に関する業界の自主的な取り組みは不十分」とし、政府介入に反発する業界関係者との話し合いを踏まえた上で、7月にクリントン大統領にインターネットの個人情報保護の在り方を報告する考えを表明した。

ACLU (American Civil Liberties Union) も、プライバシー保護が不十分であると批判し、社会保障番号の商業利用を禁じる「個人情報プライバシー法 (Personal Information Privacy Act)」、そしてインターネット上での社会保障番号の商業利用を禁止する「社会保障オンライン・プライバシー法 (Social Security On-line Privacy Protection Act)」を制定するように議会に求めるキャンペーンを行っている¹⁶²。

1998年5月14日、クリントン大統領とゴア副大統領はそろってプライバシーに関する声明を発表した。クリントン大統領が出したのは「行政府と行政機関の長へのメモランダム (Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies)」である¹⁶³。この中でクリントン大統領はプライバシーは米国人が心に抱く価値の一つであり、個人の自由と幸福の概念に密接に結びついているとしている。しかし、コンピューター化の進展によって個人のプライバシーが脅かされる可能性があるとし、計12項目にわたって指示した。かいつまんでいえば、行政機関のプライバシー情報の取り扱いは1974年プライバシー法に沿って行われなければならない。そしてこのメモランダムから30日以内に各行政機関内にプライバシー政策の責任者を任命し、1年以内にOMB (Office of Management and Budget) の指示に従ったプライバシーシステムの徹底的なレビューを行い、1年以内にOMBに報告しなくてはならないとされた。

クリントン大統領のメモランダムが行政府に対して向けられたものであるのに対し、ゴア副大統領の声明は、米国民と議会に向けられたものである¹⁶⁴。ニューヨーク大学の卒業式で演説したゴア副大統領は、米国民が自らの個人情報をよりコントロールすることができるように、電子時代のための「電子権利章典 (Electronic

Bill of Rights)」が必要だと訴えた。それは、自分の個人情報公開されるべきかどうかを選ぶ権利、その情報がいつどのようにどれくらい利用されるかを知る権利、そしてそれが正確かどうかを自ら見ることができる権利であるとされる。そのために、クリントン大統領が出したメモランダムに沿って行政機関が自らの調査を行うことに加えて三つのことを求めた。第一に、議会に対して医療情報のプライバシーを守るための法案を成立させること、第二に、「ワンストップ・オプトアウト(One Stop Opt-Out)」によって国民が自らの情報をコントロールするということ、第三に、商務省が主催して民間企業とプライバシー問題を話し合うサミットを開くことである。

この中で「オプトアウト」とは「手を引く」という意味だが、FTCが提供する「U.S. Consumer Gateway」のホームページ<<http://www.consumer.gov>>で自分の情報をコントロールできるようにするというのである。ここで扱うのは三つの情報で、第一に、同意なしにクレジット情報を企業が事前調査することを禁止すること、第二に、データ業者に運転免許書のデータが売られることを阻止すること、第三に、ダイレクトメールやテレマーケティングのリストから住所と名前を削除することである。

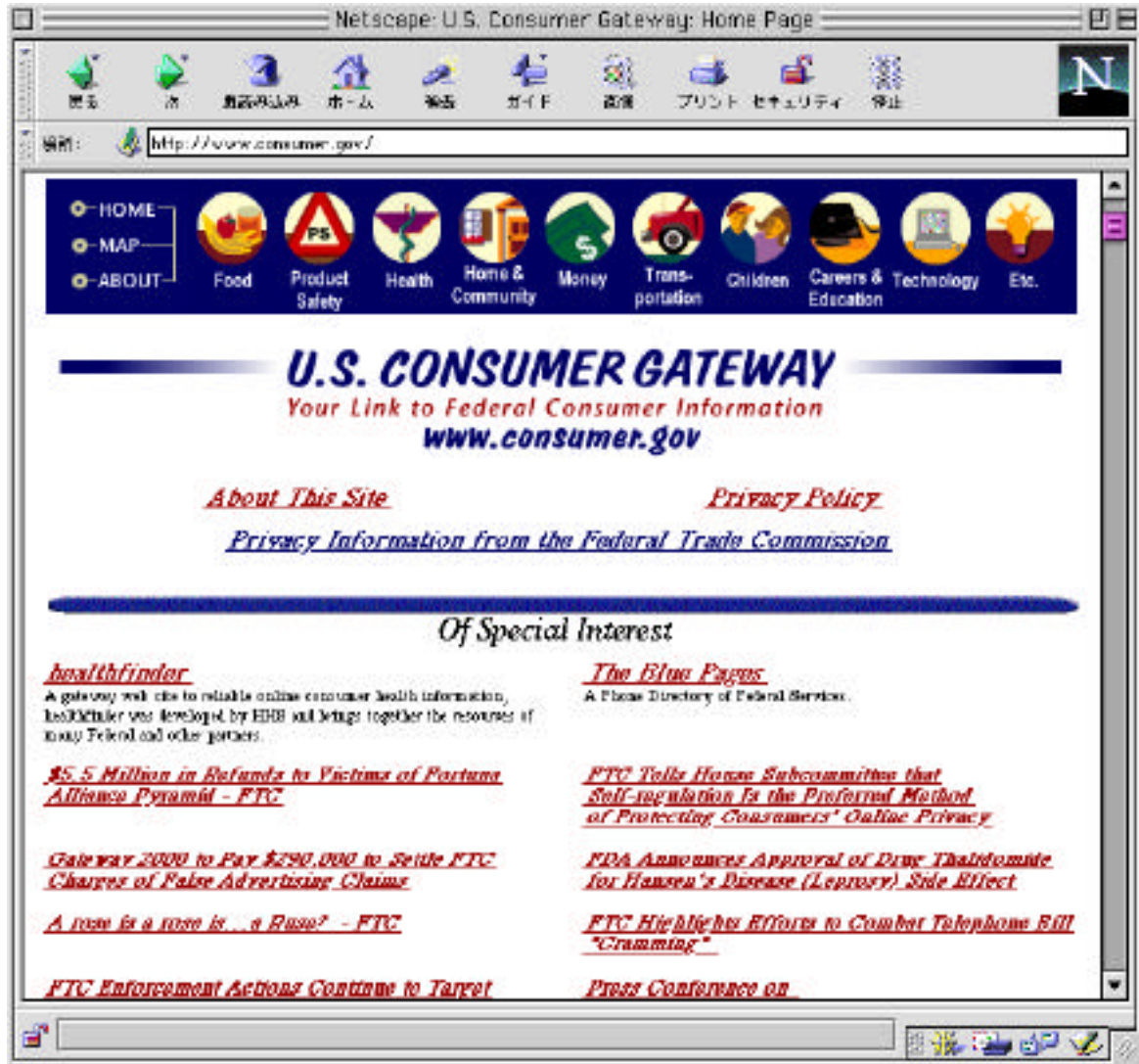
このU.S. Consumer Gatewayのホームページ(図5-2)からたどってFTCの該当するページにいくと、実際には、そういった情報のデータベースからどうやってオプトアウトするかという案内が書いてあり、その連絡先のホームページへのリンクがあったり、連絡先が書いてあるにすぎない。それでも、書式例を掲示したりすることで、何も知らない国民にとっては重要な情報が収められている。何よりもそうしたことができるという情報自体が重要なものであろう。

1998年6月、FTCは、インターネットのウェブページの多くがアクセスの条件として利用者に名前や住所などの個人情報の入力を求めながら、その目的を述べていない場合が多いのは問題があるとする報告書をまとめた。特に利用者が子供の場合は、保護者の同意が必要とする法律を作るよう、議会に呼びかけた¹⁶⁵。これに対しゴア副大統領は「電子権利章典」につながる動きであるとしてFTCの提案を歓迎している¹⁶⁵。

これに対し、民間から政府の規制に対抗する動きが出てきた。民間としても個人情報の保護は必要だと考えるが、政府の介入はいらないという立場である。FTCの報告書と前後して、米電子協会やビジネスソフトウェア同盟、コンピューター通信産業協会などの12団体と、AT&T、ウォルト・ディズニー、マイクロソフト、フォード・モーターズ、AOL、IBM、Dell、ネットスケープなど39社が「オンライン・プライバシー・アライアンス」を結成し、自主基準を作成して6月3日に発表し

た¹⁶⁶。

図 5 - 2 U.S. Consumer Gatewayのホームページ



出所：<<http://www.consumer.gov/>> (1998年8月2日アクセス)

6月23日と24日、ゴア副大統領が5月に提唱した政府と民間のサミットが開かれた。ここでそれぞれの立場から議論が行われたが、その結果、消費者団体は業界の対策が不十分であるとし、商務長官などに法規制を要請した。米消費者連合やCDT (Center for Democracy and Technology) などが連名でデーリー商務長官とピトフスキーFTC委員長、その他有力議員に対して書簡を出し、「これまでの民間の対応を見る限り、自主規制は不可能なことが明らかになった」と批判したという

167。

7月21日、業界のオンライン・プライバシー・アライアンス側は、こうした批判に自主規制の枠組を発表することで答えた。それがウェブページ<<http://www.privacyalliance.org/>>で公開されている(図5-3)。その自主規制では、第三者機関を設立し、「シール・プログラム」を行う。そしてその下で証明と監視(verification and monitoring)、消費者苦情解決(consumer complaint resolution)、教育と出先活動(education and outreach)を重点的に行うという

168

。

図 5 - 3 オンライン・プライバシー・アライアンスのホームページ



出所 : <<http://www.privacyalliance.org/>>
(1998年8月2日アクセス)

しかし、7月23日、FTCはさらに業界に対して、オンラインでの個人情報保護のための対策をとるよう求めた¹⁶⁹。「業界には対策に対し困難な障壁が残っている。年内に有効な対策を実行できなければ、この分野は政府の権限で行なう必要があると考える」とFTC委員長のピトフスキー(Robert Pitofsky)は述べ、必要があれば業界自主規制という政府の方針を転換する用意があることを示した。

こうして官民の間でプライバシー、個人データ保護論議が高まった結果、1998年7月31日、ゴア副大統領は、プライバシー保護強化に乗り出す政策転換を発表した。「プライバシーは情報時代もいつの時代も基本的な米国の価値である。それは保護されなくてはならない。」¹⁷⁰ ゴア副大統領はこう宣言した。そして四つの分野においてプライバシー保護を強化するという。つまり、(1)医療・財政記録、(2)アイデンティティ泥棒(identity theft)、(3)オンラインの子供のプライバシー、4)業界によるオンライン自主規制、である。そして、こうしたデータ保護のための立法措置が必要であると議会に訴えた。

このゴア副大統領の政策転換声明は、インターネットをできるだけ規制しないとしてきたクリントン政権のインターネット政策全般の転換であると受けとめられた。『日本経済新聞』は「米政府・議会は、インターネットに関する自由放任政策を百八十度転換し、広範な法的規制に乗り出す方針を決めた」と伝えている¹⁷¹。しかし、プライバシー保護を求める市民団体からは、まだクリントン政権の態度は生温いという声が聞かれた。

果たして日本経済新聞が論じるようにこれがクリントン政権のインターネット政策全体を大きく転換させるものになるかどうかはわからない。というのは、電子商取引の分野ではマガジナー大統領上級補佐官を中心に政府はできる限り手を出さない、規制をしないという姿勢を1997年7月以降一貫して訴えてきた。従って、データ保護においては政府の役割を認めるという部分的な転換であると考えた方がいいように思われる。

第6項 P3PとTRUSTe

こうした枠組論議の他にも、より技術的なアプローチも模索されている。例えば、P3PとTRUSTeは米国の技術者が作ろうとしているサイバースペースのプライバシー保護メカニズムである。

P3P(Platform for Privacy Preferences Project)は、ワールド・ワイド・ウェ

ブ・コンソーシアムが開発しているもので、インターネット・ユーザーに、ウェブ上での個人情報の収集、利用、開示に関して好きな設定を行えるようにするものである。あらかじめWWWを見るブラウザによって自分の個人情報保護についての設定を行っておく。例えば、名前と電子メールだけは開示してもよいというようにである。そうするとその開示基準範囲の情報を集めるウェブページにはすんなりアクセスできるが、そうでないときにはユーザーにメッセージが伝えられ、ユーザーはどのようにするかを選択することになる。開発プロジェクトにはAOL、DEC、IBM、マイクロソフト、NEC、ネットスケープ、ソニーといった企業その他、CDTのような市民団体や、MITのような大学も参加している¹⁷²。

一方、TRUSTeは承認のシールのようなものである。企業のプライバシー対策に応じて標準アイコンが与えられ、外部の監視人によってモニターされていることを示す¹⁷³。TRUSTeはコマーセ・ネット(Commerce Net)とEFF(Electronic Frontier Foundation)が支援しているもので、独立の非営利組織である。図5-4のようなTRUSTeのシールはそのウェブサイトの個人情報方針が開示され、TRUSTeの指針にも沿ったものであることを示す。いわばそのウェブサイトは安全であるとお墨付きになるわけである。TRUSTeは、政府による規制は硬直的で高く付くばかりでなく、無効にするのも困難であるとし、インターネット全体の規制にもつながりかねないという¹⁷⁴。

図 5 - 4 TRUSTeのシール



出所 : <<http://www.etrust.org/>> (1998年8月3日アクセス)

第7項 個人データ保護と表現の自由

個人データ保護との関係で留意しなくてはならないのが、表現の自由の問題である。この二つの問題は本来は別物である。つまり、個人データ保護は、個人のデータが勝手に集められたり、利用されることを防ぐことであり、表現の自由は、個人が検閲なく自由に発言できることである。表現の自由は、むしろ有害情報からの保護と密接な関係を持っている。つまり、表現の自由の名の下に流布されているポルノや差別発言から未成年者などをいかにして遠ざけておくかという問題である。これは米国の通信品位法(CDA)に顕著に現れた問題であった(第4章参照)¹⁷⁵。

しかし、個人データ保護と表現の自由は、そうした有害情報の発信者特定をめぐる問題になり得る。有害情報の発信者は、表現の自由を盾に取り、有害情報を発信し続ける。そうした有害情報が限度を超えたとき、警察当局は発信者を特定しようとするが、インターネットの匿名性故に、簡単にはできない。そこで警察当局はインターネット・サービス・プロバイダーなどに個人情報の提供を求めることになるだろう。そうしたとき、インターネット・サービス・プロバイダーは警察に協力すべきなのだろうか。

先述の海軍とAOLの問題では、表現の自由は問題となっていない。もしチームが海軍の人間であることを公表せずに、ただ同性愛だと書いているのであれば、海軍のルールに違反することはなく、捜査の対象とはならなかった。海軍の将校であることをホームページに記述したために、海軍のルールを破ったことになり、チームは捜査の対象となった。そして、彼の個人データが違法に引き出されたのである。つまり、これは純粋な個人データ保護の問題である。

しかし、インターネット上の情報の内容そのものが、匿名にも係わらず問題となる場合に、どうなるのか。多くの国で、いわゆるジャンク・メールやスパミングに対する取り締まりなどの理由から、インターネット・プロバイダーは顧客に関する一定の情報の開示が義務づけられている。しかしノルウェーなどいくつかの国においては顧客情報へのアクセスを一切認めないプロバイダーもあり、完全な匿名でメールを出したりすることが可能となっている。リメイラー(remailer)といって、送信者情報を削除して回送するサービスを提供する個人や組織もある。これは、人権が抑圧される地域の活動家のために提供される場合もあるが、悪用されると、特定の人・組織や不特定多数に対してジャンク・メールやウィルスを送信するために使われたりする可能性もある。

一般に、電気通信事業を中心とするいわゆる「公衆電気通信システム」については、検閲の禁止、通信の秘密の保護が、事業者の義務として課せられてきた。しかし、多くの人アクセスすることができる公共性の高い通信としてのホームページやBBSにおける表現の自由の問題が、どのように扱われるかも、データ保護に関連する問題の一つとして重要な点であろう。

第3節 日本におけるデータ保護の現状と課題

第1項 ガイドラインの並立

日本においても、データ保護の問題は他人事ではない。実際に多くの被害が起きている¹⁷⁶。人材派遣会社のデータがノート・パソコン経由で持ち出され、インターネット上で売買されるという事件も起きた¹⁷⁷。

日本では政府情報については、「個人データ保護法（行政機関の保有する電子計算機処理に係わる個人情報の保護に関する法律）」によって一応の保護がなされている。『通信白書』によれば地方自治体レベルでは、1997年9月現在で1312団体、全体の39.5%の地方自治体が個人情報保護条例を制定しているという¹⁷⁸。しかし、米国と同じくセグメント方式であるため、民間のデータ保護のための法律はない。法律がない故に民間部門については、業界ごとに自主規制やガイドラインを作ることになるが、このガイドラインがいろいろなところで作られているということになっている。つまり、通産省、郵政省、サイバービジネス協議会、ECOM、日本情報処理開発協会などがそれぞれガイドラインを持っている。

通産省は1989年に情報化対策委員会個人情報保護部会から「民間部門における電子計算機に係わる個人情報の保護についての指針」（以下ガイドライン）を出し、一応の対応を見せた。これには以下のような6項目が設定されている¹⁷⁹。

- 1) ガイドラインの対象
- 2) 個人情報の収集
- 3) 個人情報の提供又は利用
- 4) 個人情報の適正管理
- 5) 自己情報の開示請求等
- 6) 実施責任

ガイドラインはあくまでも指針であって強制力のあるものではない。実施責任の項目においては「企業等における個人情報の取扱いについて決定権限を有するものは、上記の諸原則を遵守する責任を負うものとする」とされているが、社会的制約の強くなる有名上場企業はともかく、全ての事業者が遵守するには不十分であった。

そこで、通産省は機械情報局情報処理システム開発課が中心となって1996年末にガイドラインの改正を企図し、ガイドラインの改正案を公表して一般からの意見聴

取を行った。その意見照会文書では、EU理事会指令への対応としてこの改正が企図されたとされている。そして通産省および機械情報産業局長の研究会として「セキュリティ・プライバシー問題検討委員会プライバシー問題検討ワーキンググループ」を設置し、検討を行った¹⁸⁰。

改正案は10章24条で構成され、旧ガイドラインに比べて大幅に更新された。旧ガイドラインでは個人情報には単に「個人に関する情報であって当該個人を識別できるもの」としか定義されていなかったが、改正案では「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、画像又は音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）」（第2条）と詳しくなった。また第7条では本人の合意がない限り、（1）人種及び民族、（2）門地及び本籍地、（3）信教、政治的見解ならびに労働組合への加盟、（4）保健医療及び性生活、については情報収集、利用、提供をしてはならないとされた。

そして、実施責任については、企業等の内部から1名を個人情報の管理者として指名し（第22条）、ガイドライン遵守のためのコンプライアンス・プログラムを策定し実施することが求められた（第23条）。

内容的には、EUを意識した厳しいものになっているが、あくまでもガイドラインであり、罰則規定などはない。この新ガイドラインは1997年3月から実施されることになった。1998年2月から通産省は、新ガイドラインに詳細な解説を加えた「個人情報保護ハンドブック」の配布を始めている。

97年3月のガイドライン発表と期を同じくして通産省では「セキュリティ・プライバシー問題検討委員会」が開かれていたが、7月に発表された報告書では、（1）ハッカー・コンピュータウイルス対策のあり方、（2）暗号・認証問題についての対応、（3）プライバシー保護対策の在り方、（4）電子計算機システム安全対策基準の見直し、（5）セキュリティ評価基準の在り方、の一つの論点について検討された。その報告書では、民間部門の個人情報保護の強化が必要とし、日本情報処理開発協会（JIPDEC）によるコンプライアンス・プログラムの策定と、認証マーク付与制度の創設を行うことにした¹⁸¹。

これを受けて日本情報処理開発協会（JIPDEC）は、1998年4月1日から「プライバシーマーク制度」の運用を開始した。これは通産省のガイドラインに基づくコンプライアンス・プログラムを策定し、適切に実施していることなどを基準に発行するもので、ウェブページや名刺、契約約款にも使用できるという¹⁸²。

また、日本データ通信協会は1998年4月30日、個人情報の取扱について一定の基

準を満たすプロバイダーなどに「個人情報保護マーク」を交付する制度を開始すると発表した。対象は電気通信事業者と、NTTの発信者情報通知サービス(ナンバー・ディスプレイ)を利用する事業者である¹⁸³。

こうしたガイドラインに加えて、クレジットカード業界と貸金業界を所管している通産省と大蔵省は、貸金業規制法と割賦販売法を1998年度にも改正しようと考えている。政府が法改正を急ぐ背景には、EU指令が日本にも影響を与えているからで、日本の個人情報保護策のレベルをEU並みに引き上げなければ、日本で作ったクレジット・カードが欧州で使えないという事態も起きかねない¹⁸⁴。

こうした問題について郵政省は、インターネットも視野に入れて「サイバー法」を構想し、個人情報を取り扱うすべての業種を対象にしようとしている¹⁸⁵。つまり、大蔵省と通産省は、従来通りセグメント方式の業界ごとの法律と業界自主規制で対処しようとしているのに対し、郵政省はオムニバス形式の規制を模索しているといえよう。

実際には、セグメント方式に従い、各業界団体などが個人情報に関するガイドラインを出している。ECOM(電子商取引実証推進協議会)や電子ネットワーク協議会、サイバービジネス協議会などである。

1997年12月、金融機関やハードメーカーなど電子商取引に関連する企業で組織するサイバービジネス協議会は、「サイバービジネスに係わる個人情報の保護に関するガイドライン」を発表した。ガイドラインでは、(1)ブラウザの種別やアクセスログなど、その情報のみでは直接個人を識別できない情報も、将来は他の情報と照合することで個人識別につながりうるので、これらの収集の事実を、本人に対し明確化すべきであり、(2)個人情報がどのように利用、提供されているかを、本人が容易にわかる仕組みを事業者が図るべきであるとしている¹⁸⁶。

また同じく12月に、パソコン関連企業が組織する電子ネットワーク協議会もネットワーク運営者などを対象に「個人情報保護に関するガイドライン」を改訂した(旧ガイドラインは1994年2月)¹⁸⁷。電子ネットワーク協議会のガイドラインは現実の具体的な対応例を記載していることが特徴であるという。

さらに、ややこしいが、通産省だけでなく、郵政省も「電気通信事業者が保有する個人情報に関するガイドライン」というのを持っている。これは1991年にできたものである。また、郵政省は1996年9月から電気通信局が「電気通信における利用環境整備に関する研究」を開き、インターネット上の情報流通ルールについて検討を行った。その報告書では、インターネット上の情報流通の問題点として五つの点が上げられている¹⁸⁸。

- 1) 出版、新聞、放送等と異なり、発信者にプロの職業倫理が働かない。
- 2) 発信者に匿名性があるため、無責任な情報発信や違法行為が心理的に容易にできる。
- 3) 違法な内容の情報があるサーバーから削除されても、別のサーバーに簡単かつ迅速にコピーできる
- 4) ある国が国内法によって違法な情報の流通を禁止しても、別の国で違法でなければ、その情報が世界中を流通する。
- 5) 特定のインターネット接続サービス提供事業者(パソコン通信サービス提供事業者を含む。以下「プロバイダー」という。)が違法な情報の発信又は違法な情報へのアクセスを制限しても、他のプロバイダーを利用することによって、当該情報を発信し又はアクセスすることができる。

そして結論として、インターネットの情報流通ルールが必要であるとして、七つの提言を行った。

- 1) 自己責任の原則の確認
- 2) 違法な情報発信に対する現行法の適用
- 3) プロバイダーによる自主的対応
- 4) 発信者情報開示(匿名性の制限)の検討
- 5) 受信者の選択を可能とする技術的手段の活用
- 6) 苦情処理窓口の明確化
- 7) 今後の動向等を踏まえた検討の推進

さらに郵政省は、1998年5月29日に「電気通信サービスにおけるプライバシー保護に関する研究会」を発足させ、ガイドラインを全面改定することにした。例えばそこで議論されるのは、携帯電話やPHSの利用料金未払いのブラックリストであるといわれている。利用料金の未払いによって強制解約になった人のリストを共有することで事業者のリスクを回避しようというわけである。他にも、犯罪時のインターネットの通信履歴の扱いなどについても論じられるという¹⁸⁹。ガイドラインは9月までに改訂される予定になっている。

郵政省に関しては、こうしたインターネット上での問題の他にも、新たな問題として電話の発信情報通知サービスの問題がある。このサービスはNTTが1997年より段階的に導入しているもので、いらずら電話防止に役立つ一方で、電話番号のデータベース化が可能になるため、個人情報の保護が必要ではないかと当初から懸念されていた。これについて郵政省は、1997年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン」を発表している¹⁹⁰。

第2項 包括的データ保護法への動き

しかし、こうしたガイドラインの並立あるいは乱立では問題に対処しきれない¹⁹¹、あるいはEUが求める保護レベルにも達しない可能性があるということで包括的な個人情報保護法を求める動きが出てきた。

1998年5月27日に開かれた、自由民主党の通信部会の中のインターネット等ネットワーク利用環境整備小委員会では、「サイバービジネスにおける個人情報の保護について」という議題で議論が行われた¹⁹²。6月3日には、自民党、社民党、新党さきがけの三党が、「個人情報保護に関するプロジェクトチームを」を開いた。小杉隆自民党政調会長代理を座長とするもので、個人情報保護法案を議員立法で秋をめどに国会に提出する予定であった。これはEU指令への対応でもあった¹⁹³。しかしながら、このプロジェクトチームは三党の連立解消に伴い、事実上ストップしてしまっており、自民党単独での政策協議が行われるものと思われる。

また行政の側でも動きがある。大蔵省銀行局長と通産省商務流通審議官の私的研究会である「個人信用情報保護・利用のあり方に関する懇談会」が、個人信用情報の保護策や多重債務問題への対策を検討してきた。そして1998年6月12日に明らかになった報告書では、現行制度では情報漏洩を防いだり罰したりする有効がないことを指摘し、「不正取得」、「漏洩」、「データ改竄」、「不正提供」の四項目については刑罰の適用が必要という見方を示した¹⁹⁴。

日本ではこのようにいまだ検討段階にあり、EU指令への対応が急務であることは認識されているものの、具体的な措置については固まっていない。特に通産省と郵政省の間で協調して対処していく姿勢が見られない(大蔵省と通産省の間では先述のように「個人信用情報保護・利用のあり方に関する懇談会」が開かれている)。米国はFTCによる法制化への圧力と7月31日のゴア副大統領の声明によって方針転換が図られているように見えるが、日本の対応が急務である。

第4節 エレクトロニック・プライバシーの課題

つまるところ、インターネット時代のプライバシーあるいはデータ保護の課題は、包括的な法律の整備か、最低限の法律と民間の自主規制にまかせるか、という二つの間での選択になっている。別の解答として、暗号技術の利用が考えられるが、暗号管理の枠組自体が定まっていない現状では、ベストとはいえない(第6章参

照)。

しかし、さらなる課題は、インターネットをめぐる問題であるが故に、国境を越えた枠組が作られるかどうかというところにある。これまで見てきたようにEU指令は少なからず日米両国にも影響を与えてきており、今後の交渉次第で情勢は大きく変わるかもしれない。それは他の国々にとっても大きな課題となる。第9章で見るように、インターネットをはじめとする情報通信の世界でも多国間協議によって合意が得られるようになってきている。そして、電子商取引が次の大きな課題となりつつある。電子商取引とプライバシーあるいはデータ保護の問題はまさに表裏の関係にあり、この問題の解決なくして電子商取引の開花はないといって過言ではない。

紙媒体から電子媒体への移行に伴い、データ保護の枠組もまた変化していかなくてはならない。現在は、法的な側面から見れば、ある種の混乱期にあるといえよう。

しかし、これを政治的な側面から見れば、政府、企業、市民の間のパワー・バランスが変化してきているとも考えられる。これまでは、政府・企業と、市民との間には情報の非対称性があり、一人一人の市民は、弱い立場に立たされてきた。しかし、必要な情報を情報公開法によって入手し、自分に関する正確な情報を保護させることができるようになるということは、市民のエンパワーメントにつながると考えられるだろう。そういう意味で、データ保護法制の整備は、情報基盤整備の重要な一部であるといえるだろう。

第6章 ガバナンス型情報国家を めぐる問題（3）

- 暗号規制問題に見る安全保障と情報技術 -

第6章 ガバナンス型情報国家をめぐる問題(3) - 暗号規制問題に見る安全保障と情報技術 -

第1節 兵器としての暗号

1990年代半ば以降のインターネットの商業利用の拡大は、コンピューター・ソフト化された暗号(encryptionまたはcryptography)の管理を、インターネットをめぐる政策の中の最重要課題の一つとして位置づけることになった。従来の暗号に対するイメージは、秘密組織が軍事目的に使うといったものであり、民間ではせいぜい金融機関が使うくらいであった。しかし、今後、インターネットを使う人は、コンピューター・ソフトとしての暗号を日常的に使っていくことになると思われる。実際のコンピューター暗号は電子的に表現されたアルゴリズム(一種の計算式)である。また、そうした暗号技術が組み込まれた製品を「暗号製品」と呼ぶ。例えば、ホームページのブラウザ(ネットスケープ・ナビゲーターやインターネット・エクスプローラーなど)にも暗号は組み込まれている¹⁹⁵。

暗号の位置づけの変化は、限定的軍事利用から汎用(はんよう)的商業利用へとように表現できるが、この背景には、「秘密鍵暗号」から「公開鍵暗号」へという転換があった。両者の違いについては後述するが、公開鍵暗号は、暗号管理のコストを下げると同時に、安全性を高めることに成功したのである。これによって産業界はインターネット上でのビジネスが拡大すると期待している。

しかし、暗号利用の拡大は、各国政府に危機感を抱かせるようになってきている。米国では、一定条件の下での政府(国家安全保障局[NSA])による通信傍受が合法とされている。しかし、高度な暗号の利用は、犯罪者やテロリストたちの活動を支援することになると米国政府は考えており、これを規制しようとしている。米国政府は、暗号は一種の兵器であるとし、兵器管理の枠組から暗号利用に歯止めをかけようとしているのである。つまり、情報の流れをコントロールするという意味で独占型情報国家のアプローチをとろうとしているのである。

こうした政府の暗号規制は、インターネットがグローバルであるが故に、国際的な協調を必要としているが、実は暗号は既存の兵器管理体制にはなじまない性質を持っている。そのため、ココム型、不拡散型、輸出管理型に続く第四の兵器管理体

制を政府は模索している。しかし、これをどのように実行したらいいのか見通しが立っていない。そして、米国政府が導入しようとしている暗号鍵供託システム (Key Escrow System) あるいは鍵リカバリー・システム (Key Recovery System) と、輸出規制という二本立ての暗号政策は、民間の暗号利用を阻害し、プライバシーの侵害にあたるとして議会や民間から強い反対にあっている。

暗号は第5章で見たプライバシー問題の一つの解決法であると同時に、電子商取引を拡大させるのに不可欠な情報基盤である。暗号利用の拡大はガバナンス型情報国家での情報利用のセキュリティーを確保するために不可欠である。しかし、米国政府をはじめとする各国政府は独占型情報国家のようなアプローチで暗号を規制しようとしている。ここに暗号問題の本質がある。本章では暗号をめぐる問題の構図を明らかにすることで、ガバナンス型情報国家の可能性と限界についてみていくことにする。

第2節 三つの兵器管理枠組と暗号管理

一般的には、暗号は軍事用のものであると考えられている。自国の暗号を他国に破られないようにし、他国の暗号を破ることが安全保障上優位に立つことにつながる。米国政府も暗号は兵器の一種であると考えている。米国政府だけでなく、潜在的に安全保障上の脅威を抱えている国にとってもそうであろう。

故に、米国政府はインターネット上の暗号利用に対しても国際的規制が必要であると考えている。インターネットは国境のない世界といってよく、米国が一国で規制をしてもあまり意味がない。別の国でつくられた暗号がWWW (ワールド・ワイド・ウェブ) 上でダウンロードできるようになっていけば、米国にいる人も容易にそれを使うことが出来るようになる。従って、インターネット上での情報の規制は国際的な枠組の中で行われなければ意味がない。

しかし、暗号に対する国際的な規制は、非常に難しく、現在も有効な枠組が定まっていない。それは暗号が一種の兵器であるとしても、既存の兵器とは全く異なる性質を持っているため、既存の兵器に対する規制枠組がうまく当てはまらないからである。

そこでまず既存の兵器管理の国際的枠組について検討し、暗号管理に必要な国際的枠組とはどのようなものかを見てみることにしたい¹⁹⁶。

まず第一の兵器管理の枠組は、「ココム (敵・味方識別) 型」といわれるもので

ある。ココム (Coordinating Committee for Export Control) は1949年に設立され、17カ国が加盟していた (日本は1952年加盟)。ココムはパリに事務局をおき、戦略物資・技術の対共産圏輸出規制を行った (1994年3月末で廃止)。このココム型兵器管理の要点は、敵と味方を峻別し、敵を利するものを輸出しないということにある。敵に渡してしまうことで敵の力が強まるものを渡さないようにすることが重要な点であり、冷戦時代の東西対立の産物であった。

第二の枠組は、「不拡散型」と呼ばれるものである。これは核兵器管理について当てはまるもので、核兵器・核技術を絶対に拡散させないことが善であるという発想である。現在の北朝鮮に対するIAEAの核査察もこの考え方に基づいている。

第三の枠組は、「輸出管理型」と呼ばれている。これは国連の兵器登録制度によって実践されているように、通常兵器の異常な蓄積を「監視」というものである。核兵器のように兵器の所有や移転を阻止するものではないが、通常兵器がどこかの国や地域に異常に集中・蓄積されているならば、安全保障上の懸念が生じることになり、それを国際的に監視することで、紛争を未然に防止しようという考え方である。

しかしながら、暗号はこのような三つの兵器管理の枠組にはそぐわない点がある。第一に、冷戦時代のココムが想定していたような、敵・味方がはっきりした構造はもはやなく、インターネット上で暗号は広く普及している。第二に、暗号は絶対的に拡散が阻止されるという性質のものではない。第三に、暗号が集中的に蓄積されることによって紛争の懸念が増大するという事にはならない。

それでも米国政府は暗号を規制下におこうとしている。少なくとも、あるレベル以上の強力な暗号製品については輸出規制を行った。その理由は、犯罪者やテロリストなどが強力な暗号を使用することで、安全保障上の脅威が増大するからということである。しかし、インターネット上での商取引には、安全な取引を保障するために強力な暗号が必要とされている。従って、純粹にビジネスのために暗号を使うことは認められても、米国にとって脅威となる事柄において、暗号が使われることは認められないというのが米国政府の立場である。

第3節 公開鍵暗号の発明と電子商取引

第1項 公開鍵暗号の発明

インターネットはその構造上セキュリティが弱い。例えば、クレジットカード番号を電子メールやWWWブラウザを通じて送信すると、そのメッセージが通過するルーターといわれる一種の交換機において、それらのメッセージを簡単に読むことが出来るという。その結果、個人情報が増えたとともに、それが不正利用される可能性がある。そのため、インターネット上でいかにして安全に情報を送受信するかが、電子商取引における現在の最大の課題である。

その一つの答えが、インターネット上での情報の暗号化である。

暗号(cryptography)あるいは暗号化(encryption)とは、一般的には「情報を意味のわからない形(暗号文)に変換すること」とされている。そして変換された暗号文を元に戻すことを復号あるいは復号化(decryption)という。

古代から暗号は用いられてきたが、コンピューター・ネットワーク上で暗号が使われるようになってきたのは1970年代後半である。一般にイメージされる暗号には、並べ替えられた文字や絵文字などいろいろな種類があるが、コンピューター・ネットワーク上の暗号は全て電子的なビット情報で表現される。つまり0か1かという電気信号によって表現されている。そのため、現代の暗号技術は、数学の整数論に基づいており、電子的に表現された暗号をアルゴリズム(algorithm)ということがある。アルゴリズムとは一般にはコンピューター・プログラムのことで、問題を解くための演算の手順を一連の四則演算で表わしたものである。

コンピューター・ネットワーク上での暗号方式には大きく分けて、「秘密鍵暗号方式(慣用鍵暗号方式)」と「公開鍵暗号方式」がある。簡単にいうと秘密鍵方式は暗号化と復号化に同じ鍵を使用するのに対し、公開鍵方式では暗号化と復号化に別の鍵を使う。その際、一つの鍵を公開し、別の鍵を秘密にする。

秘密鍵の代表的な例としては、DES(Data Encryption Standard)が挙げられる。DESは、1977年に、当時の米国商務省標準局(NBS:現在の米国標準技術協会[NIST])によって標準とされた暗号である。DESは米国の銀行業界に採用されている。発明以来、20年以上にわたって解読法が研究されているが大きな欠陥は見つかっていない。DESは暗号のアルゴリズムを公開することで標準とし、鍵によって暗号の強度(解読されにくさ)を保っている。アルゴリズムを公開しても鍵がなければ解読するのに膨大な時間がかかるため安全であるとされている。

しかし、DESを、距離的に離れた場所の間でネットワークを介して使用する場合には、リスクが高まる。DESでは暗号化と復号化において同じ鍵を使用するため、ネットワーク上での暗号文の発信者と受信者が同じ鍵を持っていないとしない。暗号文だけでなく、その鍵も送信しなくてはならないとしたら、データの途中での捕捉が容易なインターネットでは暗号文の安全性を維持することができないことになる。暗号文はインターネットを介して送ることができても、その鍵はフロッピー・ディスクを郵送しなくてはならないとしたらインターネットを使うメリットはない。

秘密鍵方式のこの欠点を克服したのが、スタンフォード大学のディフィ(Diffie)とヘルマン(Hellman)が開発した公開鍵暗号方式である。この方式では、暗号化と復号化に別の鍵を使い、片方の鍵を公開鍵として公開する。

例えば、インターネットを使っている二人の人物AとBがいるとして、AからBに暗号化されたメッセージを送信するとする。AはそのメッセージをBだけに読んでもらいたい。そこで、Aは、既に公開されているBの「公開鍵」を使ってメッセージを暗号化する。これによって、この暗号文は、Bの公開鍵と一致するBの「秘密鍵」でしか復号できなくなる。他の人がこの暗号文を受け取ってもBの秘密鍵がなければ内容を読むことができない。Bは自分の公開鍵を一般に公開することで自分宛のメッセージを暗号化してもらい、自分の手元にある秘密鍵で読むことができるようになるのである。この方式によってA-B間で鍵をやりとりする必要がなくなり、暗号文の安全性は確保されるというわけである。

この公開鍵暗号方式は、逆の使い方をすることによって、本人確認(認証)にも応用することができる。インターネット上では、他人に成り代わることも可能である。メッセージを受け取る方はそれが本当に本人から送られてきたものであるかどうかを確認することが難しい。そこでこの公開鍵暗号を使う。インターネットのユーザーAとBがいて、AからBへメッセージを送信し、そのメッセージが本当にAからのものであるとBに確認させたいとする。そのためにAは自分の「秘密鍵」を使ってメッセージを暗号化する。そしてそれを受け取ったBは、Aの「公開鍵」で復号する。もし、Aの秘密鍵と公開鍵が一致しなければ、メッセージは正常に復号されない。もし正常でなければそれはAが発信したメッセージではないということになる。この認証は、いわゆるデジタル署名へとつながる。このデジタル署名がある限り、送信者がメッセージを送ったことを否定したり、その内容を否定したりすることができなくなる。

第2項 暗号と電子商取引

こうした公開鍵の機能は、インターネット上での通信の安全性の向上だけではなく、電子商取引の発展にもつながる可能性を持っている。現在のインターネットのメッセージの送信法ではメッセージの安全性が低く、クレジットカード番号を送信することも危険とされている。しかし、この公開鍵暗号を使えば、その危険性も低下する。この暗号の機能を理解するには時間がかかるが、実際に使う際にはソフトウェアが自動的に行うことになり、インターフェースの改善によって日常的に使えるようなものになるだろう。また、インターネット上での電子マネーも公開鍵暗号を応用したものであり、実用化すれば、電子商取引拡大の要因となるであろう¹⁹⁷。

そもそも電子商取引とはどのようなものであろうか。「電子商取引(Electronic Commerce)」は、「企業内あるいは企業間で行われる商取引のためのすべての活動を電子ネットワークの上で行うこと」と定義されているが¹⁹⁸、「サイバー・ビジネス」、「サイバー・コマース」、「インターネット・コマース」など様々ないい方がある。しかしそのねらいとするところは大体同じで、これまで紙媒体で行われてきた商取引を電子データ媒体で行うことによって、ペーパーレス、ひいては低コストかつスピーディーにしようということである。

電子商取引のベースとなるのが、「電子データ交換(EDI: Electronic Data Interchange)」である。EDIは80年代中盤以降から欧米で注目され、日本では1992年9月に「EDI推進協議会」設立された。例えば港湾における貿易手続きにおけるEDIはある程度実用化されている¹⁹⁹。このEDIから電子商取引を考えると以下の三つに分けられるという²⁰⁰。

- 1) 特定企業間の電子商取引(クローズドEDI)
- 2) 不特定企業間の電子商取引(オープンEDI)
- 3) 企業と消費者間の電子商取引

第三の企業と消費者間の電子商取引はインターネット・ショッピングとしてすでに始まっており、ソフトウェアや書籍などにおいては一定の売り上げを占めるようになってきている。しかし、これから重要になってくるのは、クローズドEDIとオープンEDIという企業間取引において電子ネットワークかが進むということであろう。ただし、企業の電子ネットワーク利用ということでは、部品調達や製造プロセスを

改善しようとするCALSが注目された。これをクローズドEDIと考えれば、これからの電子商取引の焦点はオープンEDIにあるということがいえよう。

米国クリントン政権は7月1日、「インターネット自由貿易圏構想」を発表した。そして、日本やEUとの交渉をWTOで始めたいとし、1998年6月までに合意したいとしたのである²⁰¹。クリントン大統領の声明に続いてバシェフスキー通商代表も電話記者会見において国境を越える電子商取引にいったいの関税を課さないことを求める多国間交渉の提携をめざす旨を発表した。通商代表はこれをITA（情報技術協定）などに続く新たな目標としており（第9章参照）、当面は先進国だけを対象とすることを示唆した。またインターネットへのアクセス制限も協議の対象となる可能性も示した²⁰²。

この電子商取引についても米国と欧州が主導権争いを始めており、多国間協議の場に持ち込まれる可能性が高くなってきた。バーミンガム・サミットを翌週に控えて開かれた「G8外相・蔵相合同会合」は、1998年5月9日に11項目からなる「G8合同会合総括文書」を発表し、ここで電子商取引が取り上げられた²⁰³。それによれば、「情報と通信の技術は先進国、新興国、途上国の全てに対し、生活の質と経済的福祉に革命を起こすような機会を提供している。世界の成長と雇用に対する電子商取引の持つ潜在的影響力は大きい」という。そして、「電子市場は世界中の取引者をつなげ、多くの仕事が世界規模のインターネットに依存している」とされた。そして、以下の6項目が奨励されることになった。

- 1) 電子的なビジネス行為についての不適當、不要な法的障壁の除去。
- 2) 税制は技術に対して中立的であるべきだ。税制は不要な障壁を作ることにより商業機会を妨げるものであってはならず、税の回避や脱税の余地を増大させるものであってはならない。OECDを通じた国際協力が不可欠である。
- 3) 国際機関及び民間セクターが以下の目的のために世界規模の国際的な枠組の発展を加速すべき。すなわち競争促進、プライバシー・消費者利益・知的所有権の保護、インターネット上の契約を容易にする電子認証の使用を含めること、開かれ、かつ国際的に合意できる基準の促進を含めること。
- 4) 電子認証に関するUNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の作業及び暗号政策ガイドラインの実施についてのOECD作業の迅速な進展。
- 5) 政府調達の透明性に関するWTOのワーキンググループにおける進展とWTO政府調達協定の改革を促進し、行政機関がプログラムとサービスを提供するための電子的手段を使用すること。
- 6) いかなる提案も实际的であり、市場の需要を考慮に入れたものとなるよう政府がこうした作業において企業と消費者を関与させること。

焦点だった電子商取引に対する課税措置の扱いについて、各国は「取引への課税は技術の中身に左右されず、中立であるべきだ」との見方で一致したが、関税撤廃を目指すかどうかの判断を保留した。ゼロ関税を主張する日米と、知的所有権保護などを含む広範な国際ルール作りを目指す欧州の間で、意見調整がつかなかった。今後の作業は、経済協力開発機構(OECD)での意見調整にゆだねることになった²⁰⁴。

このG8会合の後、5月15日、バーミンガム・サミットに合わせて日米首脳会談が開かれた。橋本龍太郎首相とクリントン大統領はインターネットを通じた電子商取引について、関税をかけない「自由貿易圏の構築」などを内容とする共同声明を発表した。インターネットで行われる電子商取引を政府が捕捉することが難しいこともあり、それを逆に肯定的に捉え、「世界貿易機関(WTO)で恒久的なルール作りを多角的に進めるが、これが決まるまでは関税の対象外」とした。そして、電子商取引の主役は民間であるとして、政府の不必要な介入をしないことを打ち出した²⁰⁵。「日米電子商取引共同声明」の骨子は以下のようになっている。

- 1 民間主導で取引慣行を確立。不必要な規制を避け、民間ガイドラインによる自主規制を奨励
- 2 電子商取引の貿易側面に関するWTOの包括作業に積極参加。この間、関税は賦課せず
- 3 様々な認証方法・技術や法的枠組の開発を支持
- 4 個人情報処理に伴うプライバシー保護は各産業で検討
- 5 自由な情報流通を妨げる貿易障壁は回避。有害、違法な特定情報のフィルタリング・システムは利用可能に
- 6 電子商取引の基盤に関する特許の国際的保護は取引進展に不可欠
- 7 政府間の政策調整を実施。二国間議論を専門家レベルで継続する。民間部門やWTO、OECDでも緊密に協力²⁰⁶

こうしたG8の総括や日米共同声明を受けて、サミット自体でも電子商取引が取り上げられるはずであった²⁰⁷。しかし、最終的には、コンピューターの誤作動が心配される「2000年問題」と、コンピューター犯罪の国際捜査協力について言及するにとどまった。

こうした電子商取引の枠組論議の一方で、認証に必要な暗号規制の枠組論議も必要になってきている。

第4節 暗号管理体制の模索

第1項 米国の暗号政策

これまで述べたように、暗号は、既存の兵器管理枠組では管理しにくいものであるが、米国政府は独自の暗号規制政策を採用しようとしている。米国政府の暗号政策は二本立てである。第一に、国内で暗号を利用する場合には、それを解読する鍵を政府に預け、必要があれば裁判所の許可を得て政府が解読できるようにする(暗号鍵供託システム)。第二に、強力な暗号製品を輸出させない、というものである(公開鍵暗号だけでなく、秘密鍵暗号も規制の対象になっている)。

この鍵供託システムと輸出規制という米国政府の発想は、ココム型の兵器管理と同じである。つまり、敵を利するものを敵に渡さないという発想なのである。

1993年4月、クリントン政権は、「クリッパー(Clipper)」と呼ばれるデータ暗号標準を提案した。これは、裁判所の許可を得て当局が通話やデータ通信の暗号を解読することを可能にするものであった。

しかしクリッパーは民間から強い反対に遭う。産業界や人権団体は、電子商取引やプライバシーが、クリッパーによって保護されなくなるとなると同時に、強い輸出規制によって、米国の暗号企業の競争力が損なわれることを懸念している²⁰⁸。

議会においても、クリントン政権の暗号管理政策に反対する声が少ない。それを反映していくつかの暗号に関する法案が提出されている。例えば、1996年5月2日、バーンズ上院議員(Conrad Burns: 共和党、モンタナ州)は、暗号規制の緩和を求める法案(S. 1726: Promotion of Commerce Online in the Digital Era、通称Pro-CODE法案)を提出した。そして同様の法案(H.R.3011)が下院でもグッドラッテ議員(Bob Goodlatte: 共和党、バージニア州)によって提出されている。

しかし、そのような反対を意に介せず、1996年5月、ホワイト・ハウスは、ゴア副大統領が中心となってクリッパー政策の改訂版(Clipper III)を発表した。それに伴って発表されたクリントン政権の暗号に対する政策の骨子は以下のようなものであった。

- 1 個人の暗号鍵に法執行機関がアクセスできるようにするためのグローバルな鍵管理インフラストラクチャーが整備されれば、暗号輸出を自由化する
- 2 輸出規制を緩和しようとする上下両院の暗号法案にクリントン政権は反対する

- 3 1996年9月はじめまでにクリッパー 実施のため細則を大統領に送付する
- 4 鍵供託システムが実施されるまでの暫定措置として以下のことを考慮する
 - a 特定の産業に限って暗号規制を自由化する
 - b 輸出向けの鍵リカバリー・システムの標準を開発する
 - c 鍵リカバリー実験プロジェクトを実施する
 - d 暗号輸出許可に関する権限を国務省から商務省に移管する

ここで、鍵供託システム (Key Escrow System) が、鍵リカバリー・システム (Key Recovery System) に変わっているが、供託システムでは解読の鍵そのものを第三者機関に預け、裁判所の許可で復号出来るシステムであり、リカバリー・システムではさらにいくつかの鍵を組み合わせて復号するシステムである。

1996年5月30日、NRC (National Research Council) が暗号政策に関するレポート ("Cryptography's Role in Securing the Information Society") を発表した。このレポートをまとめた国家暗号政策研究委員会 (Committee to Study National Cryptography Policy) の委員長で、シカゴ大学教授のケネス・ダム (Kenneth Dam) は、適切な保護がなければインターネット上での情報は犯罪者や企業スパイなどに奪われることになり、電子情報を保護する最良の方法の一つが暗号であると述べている。しかし、クリントン政権が求めているような厳しい暗号供託システムよりも、政府はこの技術に関する実用的な経験を獲得し、商業部門にとってもっと暗号を使いやすくする手段として供託暗号を調査するべきであるという結論を出した²⁰⁹。

この研究報告を受けて、翌日の5月31日、上院商業委員会のプレスラー委員長 (Larry Pressler : 共和党、サウスダコタ州) は暗号法案の早期可決を求める声明を出し、併せて6月に公聴会を開くことも発表した。プレスラー委員長はバーンズ上院議員が提出したPro-CODE法案の共同提出者でもある。

プレスラー委員長が言明したとおり、1996年6月26日、上院商業委員会の科学・宇宙・技術小委員会 (Subcommittee on Science, Space, and Technology) で暗号に関する公聴会が開かれた。この公聴会は、暗号輸出規制を緩和し、インターネットにおける広範な暗号使用を促すPro-CODE法案を審議するためのものである。暗号規制に反対している市民団体CDT (Center for Democracy and Technology) によれば、この公聴会において上院の議論に大きな変化があったという。これによって上院議員たちは、輸出規制やクリッパーといった上からの規制ではユーザーが必要なものをうまく処理できないということに気づいたという²¹⁰。

議会と民間の圧力を受けて1996年10月、米国政府は暗号技術の輸出規制を緩和

する方針を発表した。そして11月15日、クリントン大統領が二つの重要な決定をしたことをゴア副大統領が発表した。第一に、暗号製品の輸出管理の管轄を国務省から商務省に移し、第二に、暗号問題に関する特別公使(Special Envoy)としてデービッド・アロン(David L. Aaron)を指名したのである。アロン特別公使は、国際的な電子取引と安全なグローバル通信の成長の促進を目指し、OECDでの会合に参加するという。そして、各国政府と暗号問題について交渉する権限も与えられている。

1996年12月30日、米国商務省は、電子暗号化技術の国外輸出を段階的に解禁すると発表した。発表によれば、1996年12月30日から二年間を暫定期間とし、今後の緩和について民間と協議するとした。そしてそれまで40ビットだった暗号強度を56ビットにまで拡大した。ただし暫定期間中の輸出は許可制であり、6カ月ごとに輸出企業は事業の詳細や販売計画を政府に届け出る必要がある。また鍵リカバリ・システムの採用が輸出の条件とされた²¹¹。

1997年になって、クリントン政権が二期目に入り、議会も新会期に入った。3月はじめ、上院の通信小委員会のバーンズ委員長と、パトリック・レイヒー上院議員(Patrick Leahy、民主党、バーモント州)がそれぞれ暗号法案を提出した。バーンズ委員長の法案は引き続きPro-CODE法案(S. 377)であり、権限を移管された商務省が標準を設定することを禁じる内容であった。一方、レイヒー議員の法案(S. 376)は、外国企業によって同等の強さの暗号製品が入手可能な場合には、輸出規制をしないという内容である²¹²。一方、下院では、1997年5月、同様の規制緩和を目指したSAFE法案(Security and Freedom through Encryption Act)が司法委員会を全会一致で通過した。しかし、これらの法案は1998年5月現在いずれも成立していない。

1996年末の規制緩和を受けて、ホームページのブラウザで有名なネットスケープ社は、1997年4月に商務省から56ビット暗号の輸出許可を取得した。しかし、米国内では128ビットの暗号が主流になりつつあり、ネットスケープ社は128ビット暗号の輸出許可を得るべく商務省と交渉していくとした²¹³。

そして、1997年5月末、商務省はPGP社に128ビットの暗号を輸出する許可を与えた。続いてネットスケープ社とマイクロソフト社も128ビット暗号の輸出許可を獲得した²¹⁴。これによって事実上、国内レベルと同じ暗号が許可制ではあるが、輸出できることになった。

第2項 国際的な暗号管理体制の模索と日本の対応

このような米国の一方的な暗号管理政策は、国際的な暗号管理政策にはつながらない。なぜなら、第一に、米国内で鍵供託制度をうまく作り上げたとしても、国際通信における暗号使用にまでその鍵供託制度がうまく対応できるかどうかかわからない。第二に、米国が一方的に米国の暗号製品の輸出規制を続けている限り、米国の暗号製品が外国で使われるチャンスは限られ、国際的な暗号標準が形成されにくくなるからである。

しかし、国際的な暗号管理に向けた動きは1995年末にすでに始まっている。1995年12月、OECD (Organization for Economic Cooperation and Development : 経済協力開発機構) 諸国と業界の代表が国際的な暗号政策を話し合うために会合をパリで開いている²¹⁵。

1996年5月になるとOECDは暗号管理のためのガイドライン作成に着手した。着手にあたっての報道発表の中でOECDは、業界、個人、安全保障当局それぞれの利害を反映したガイドラインを目指すとしている。最初の会合は、1996年5月8日に米務省がホストする形でワシントンDCで開かれた。その前日の7日には、同じくワシントンで、「グローバルな暗号政策に関する民間政府会合 (Business Government Forum on Global Cryptography Policy)」の第二回が、OECDなどの協賛で開かれている。

そして、1997年4月、OECDは暗号に関するガイドラインを発表した。このガイドラインは、強制力を持つものではないが、電子商取引と個人のプライバシー保護における暗号技術の重要性を認めている。しかし、米国政府が導入しようとしている鍵供託あるいは鍵リカバリー・システムは盛り込まれなかった²¹⁶。

1997年7月、クリントン大統領はインターネットを自由貿易圏とする電子商取引振興策を発表した。この中でクリントン大統領は、インターネットにおける連邦関税の導入を退け、インターネットを関税ゼロの自由貿易圏とするという構想が示された。しかし、同時に電子商取引のためのインフラストラクチャーとして暗号システムを構築することも提唱されている²¹⁷。

こうした米国の動きと国際的な流れの中で、日本の暗号政策はワッセナー協約 (Wassenaar Arrangement) 準拠であるといわれている。日本国内では暗号利用に関する議論が一部の専門家以外ではほとんど行われていない。政府内部でも検討が始まっているが、米国のように明確な形で法案が用意されているわけではないようである²¹⁸。

日本が準拠しているワッセナー協約とは、1996年7月に30カ国以上が署名したもので、ココムに代わる輸出規制の枠組である。ココムは対共産圏輸出規制であったが、ワッセナー協約は危険な(rogue)国々への兵器や技術の輸出を規制している。1998年12月、ワッセナー協約における暗号規制に変更が加えられた。12月3日、64ビット以上の鍵長を持つ暗号を含むソフトウェアに規制をおこなうことに米、英、独、日を含む33カ国が合意したという²¹⁹。

日本は暗号をつくる技術を持つ国の一つだが、米国内には、米国が競争力を持っている暗号市場において、日本が他の製品と同じようにシェアを奪ってしまうという警戒感がある。優れた暗号技術を持っている日本企業の一つがNTTだが、NTTは米国のRSAデータ・セキュリティー社と提携して、他の米国企業が規制によって米国外に輸出することが出来ない強力な暗号を発売することを発表している。PGP(Pretty Good Privacy)と呼ばれる暗号の作者として有名なフィル・ジンマーマン(Phil Zimmermann)は、議会在Pro-CODE法案を通過させなければ日本に市場を奪われてしまうと発言している。これが米国が日本に圧力をかけた背景だといふのである。

この問題を見ていえることは、日本はこれまでの産業政策と違って、逆に何も無いが故に米国からの圧力を受けていることになる。日本の暗号市場における競争力がどれくらいのものであるかは、まだはっきりしないが、非常に優れた暗号技術を持っているとする意見もあり、米国でもそのような評価がある。しかし、米国と違って日本政府は表だって暗号に対する政策を検討してはいない。むしろ、政府内部に限らず国民の間でもインターネットにおける暗号問題に関する理解はまだまだ不十分であるといっているだろう。米国と違って、日本では犯罪捜査のためであっても盗聴は認められていない²²⁰。また、プライバシー情報を保護するための法律や情報を公開するための法制度も十分ではなく、情報法一般の整備が遅れているのが現状ではないだろうか。そんな中、暗号に対する官民の反応が鈍いのも当然であろう。

しかし、1995年以降の日本でのインターネット・ブームは、インターネット上での取引の需要を増大させており、現実にはメッセージの交換やインターネット通販などでのトラブルも起きている。これまでのインターネットの特徴の一つは匿名性であったが、そこでの取引を確実かつ安全なものにするには、本人確認、内容確認のために暗号技術が不可欠なものとなり、日本でもいずれ対応しなければならないことには変わらない²²¹。

第3項 暗号規制に対する反対

暗号を規制すること自体に対する反論も根強い。そもそも暗号技術の発明自体が政府の通信傍受に対する反対であったという指摘もある²²²。つまりジョージ・オーウェルが『1984年』の中で指摘したようなビッグ・ブラザー（政府）が市民の言動を監視することを防ぐために暗号が必要なのであり、暗号規制に反対の立場の人々から見るならば、クリントン政権が行おうとしている暗号規制は、ビッグ・ブラザーの仕業そのものだといえる。

実際に暗号規制に対して反対しているのは、ネットワーク市民団体ともいえるオフライン、オンラインの団体である。VTW（Voters Telecommunications Watch）、CDT（Center for Democracy & Technology）、EFF（Electronic Frontier Foundation）、ワイアード・マガジン（Wired Magazine）、ATR（Americans for Tax Reform）といった諸団体は、協力して、ワシントンでの暗号規制の最新情報をメーリング・リストを通じて世界中に暗号規制への反対運動を呼びかけている。

例えば、1997年9月18日に出されたメッセージがある。これは9月22日に米議会上院の商業委員会がSAFE法案（Security and Freedom through Encryption Act: HR 695）を審議することになっていて、これに修正案が提出される見込みであったことから発信されたメッセージである。上記のようなネットワーク市民団体は、政府の暗号規制を緩和しようとするSAFE法案を支持している。しかし、それに対して、政府がすぐに解読できるようにする機能を持たない暗号を禁止するという修正案（Oxley/Manton修正案）が提出される予定だった。

メッセージには、この修正案が審議される9月22日に市民がとれる行動が示されている。つまり、商業委員会の指導的な立場にある四人の議員に電話をかけ（電話番号が示されている）、SAFE法案を修正無く通過させるように求めるのである。そして、このメッセージをできるだけ多くの人に転送することを求めている²²³。これによって、商業委員会の議論に影響を与えようというのである。

通信のプライバシーを自衛的に守るには暗号を使うのが有効である。しかし、暗号にも強さ、解読されにくさというのがある。完全に解読不可能な暗号というのは理論上はあり得ない。コンピューターで作られる暗号はアルゴリズムといわれる計算式であり、素数を基に作られる。暗号の解読とは膨大な桁の素因数分解をすることであり、全ての組み合わせを計算すれば必ずできることになる。

実際、暗号解読コンテストが行われており、解読が難しいとされている暗号も予

想以上に早く解読されている。例えば、米国で標準的に使われているDES (Data Encryption Standard) と呼ばれる暗号があるが、56ビットと呼ばれる暗号強度を持つものが、3日で解読された。解読したのはEFF (Electronic Frontier Foundation) で、RSAという暗号メーカーが主催した"DES Challenge II"というコンテストである²²⁴。

EFFは「DES Cracker」と呼ばれる、EFFが約1年、22万ドルあまりを費やして開発した独自のチップ1500個を、1台のパソコンに接続したシステムで解読した。EFFによれば、EFF DES Crackerは1秒間に880億以上の暗号鍵を探す能力があるという。

米国政府は、輸出制限を受けない56ビットDESでも、何万台ものコンピュータを使っても解読に数カ月はかかることを主張してきたが、これに対して、EFFは56ビットDESでは脆弱過ぎることをアピールした。EFFはオンラインのプライバシーが守られていないことに懸念を持っており、より強度の高い暗号の使用を可能とするために、こうした挑戦を行った。EFFができるということは、犯罪者やテロリストにも可能であるということであり、米国政府の主張は通らないということになる。

一般的に暗号の強さの問題は、どれぐらいの間、秘密が保持されればいいのかということと密接な関係がある。例えば、3日後の犯罪の打ち合わせのための通信を一週間後に解読されても、犯人逮捕にはつながるかもしれないが、犯罪防止という点では無意味である。

第二次世界大戦でも電信を使った暗号が世界中で使用されたが、秘密の保持期限と秘密の高度さに応じて強弱の暗号が使い分けられた。重要な暗号はより解読のしにくいものを使用し(それだけコストもかかる)、そうでないものは比較的解読が可能なものにしたのである。

1998年5月13日、シスコ・システムズ社やベイ・ネットワークス社など米国のハイテク企業13社が、米国政府が提案している「キー・リカバリー方式」に替わる新しい暗号管理方式を共同提案した²²⁵。新しい方式は「プライベート・ドアベル(private doorbell)」方式といわれる。そして、暗号規制を管轄する商務省に、より強度な暗号技術の輸出許可を求める提案書を提出した。キー・リカバリー方式ではキーそのものを第三者機関に預けてしまうことになっていたが、プライベート・ドアベル方式では、呼び鈴(ドアベル)だけを預け、実際に複合する際は令状あるいは裁判所の命令に従って「そのネットワークのオペレーター」が行うという。詳細については発表されていないが、これによってネットワークを流れる情報そのものは暗号などによって安全なままであり、キーを持っている人がこっそり見る可能性はなくなり、法的手続き(due process)を踏まない限り、情報は安全なままで

あるという²²⁶。

暗号規制に対する反対には、プライバシーの侵害に対する心理的、倫理的問題の他に、より技術的な問題もある。仮に政府によって暗号標準が設定され、それを破る方法が一元的に設定されているとしたら、それが破られたときに、その標準暗号を使っている全ての暗号文が破られるようになるかもしれないという懸念がある。もちろんこれは技術的な問題であり、それを回避する方法はある。しかし、標準を設定してしまうことで、暗号を破ろうとする側から見れば、目標が絞りやすくなるということがある。多様な暗号技術・システムが使われているならば、一部の暗号を破って得られるメリットは限られているかもしれないが、標準暗号を破ることで手間が省けるということになりかねない。よく暗号の強度を示す時に、何台のコンピューターを使っても何年かけなければ解けないといういい方がされるが、それはコンピューターの性能の発展を考慮に入れていない。暗号技術とともにそれを解読する技術もまた発達しているのが現実である。従って、例え事実上の標準が設定されることになることがあっても、それまでは政府による標準設定や規制、あるいは供託システムのような利用制限は、安全かつより高度な暗号技術の発達を妨げる可能性がある。

そして、プライバシー侵害やセキュリティの低下に加えて、暗号が誰かに管理されているという事実は、電子商取引の発展を阻害するというのも反対派の論拠である。プライバシーの問題ともつながるが、誰がいつ何を買ったかということが捕捉されうるということは、ビジネスにとって大きな障害であろう。インターネットでクレジット・カード番号が盗まれるのを懸念している人々が、確実に誰かが読むことができるということを前提としてクレジット・カード番号を送信するだろうか。むしろインターネット以外の手段でコミュニケーションを行おうとする人々も多いだろう。そうすれば、新しいビジネス・チャンスとして期待されている電子商取引も、思ったような成長を期待することができなくなってしまうだろう。

第5節 暗号管理体制の模索

現在暗号をつくることが出来るといわれている国は10カ国以上に上るが、フランスが暗号の国内利用を禁止しているのは例外的な方であり、各国とも米国の暗号政策の展開を見守っているのが現状である。それは安全保障と電子商取引との間のバランスをどうしたらうまくとることができるかということについて、まだ暫定的なモデルすら出来ていないからである。

問題は、インターネット上で使われる汎用的な暗号を規制することが妥当か、妥当だとすれば、いかにして暗号を管理するかということである。米国政府は、規制の妥当性をあくまで国家安全保障に置いて正当化しようとしている。しかし、規制自体に強い反対が市民の側に存在し、かつ、適切な管理の仕方が見つからないというのが現状である。

政府の立場からすれば暗号のための第四の兵器管理の枠組が必要ということになり、米国政府の対応は、敵と味方を区別する従来のココム型管理になっている。その際の敵は、共産主義国ではなく、米国内外の犯罪者やテロリストである。クリントン政権は、世界情報基盤(GII)の一部としてグローバルな暗号鍵供託システムを求めている。しかし、米国内でさえ大きな反対に遭っている鍵供託システムが、グローバルなレベルで構築できるかどうかは大きな疑問である。また、インターネット以外の場所でも犯罪者やテロリストは暗号を利用している。それをいちいち管理できないように、インターネット上でも無断で暗号を利用する人が出てくるという指摘もある。

一方、米国議会やビジネス界は鍵供託システムに強く反対し、輸出規制の緩和を求めているが、逆に、行政府が懸念するテロリズムや犯罪対策に対して有効な対処法を提言しているかということとそうでもない。彼らの主張だけを見ればビジネスの利益ばかりを追求しているようにも聞こえる。また、鍵供託システムによるプライバシー侵害を懸念する市民団体も同様に犯罪への有効な対処法を提言し得ていない。

現状では、インターネットを利用するメリットを享受したいと思うユーザーがそのリスクをも負わなくてはならない。インターネット上ですすでに行われている商取引も、より時間とコストがかかるとしても、ほとんどが他の通信手段を使って代替できる。従って、自衛のために通信に暗号を使いたい人は使うべきであり、不必要な人は使わなければよいということになる。

OECDなどの国際的な場での話し合いは無駄ではない。ただし、OECDが規制ではなくガイドラインを打ち出したことは賢明であろう。おそらく、ココムのような明確な形での敵・味方の識別は困難であり、輸出管理も事実上不可能であろう。国際的な検討が必要なのは、国境をまたぐインターネットの世界での犯罪が実際に起きたとき、協力して対処するための枠組ということになるのではないかと。つまり、当面求められているのは、能動的な規制ではなく、受け身的ながらも実際起こりうる問題に対処するためのマニュアルづくりであり、ガイドラインなのではないだろうか。例えば、グローバルに通用するインターネット保険というアイデアもある。それが、成長しようとしている電子商取引の発展を阻害しない暗号政策であろう。

こうした暗号の使用と管理をめぐる政府と市民の間のパワー・ゲームは、情報革

命の一つの断面である。情報通信技術の発達は新たな国家間の競争を生むとする議論がある。その一方で、国内的な問題である政府と市民の間にパワー・ゲームがあり、それが、さらに深いレベルでもう一度グローバルにリンクしているところが、インターネットあるいはサイバースペースをめぐる議論の複雑なところである。こうした分野におけるサイバー・ローやサイバー・ポリシーの研究は重要な課題となっていくであろう。

再び本論文の枠組に戻れば、各国政府は情報の流れそのものを止める、あるいはコントロールすることを求めているという点で独占型情報国家のアプローチを求めていることになる。しかし、インターネット・コミュニティは電子商取引のための情報基盤として自由な暗号の利用を求めている。米国は自由な情報のフローの拡大が米国の国益につながるとしながらも、安全保障に係わる部分ではしっかりとコントロールを保持しておきたいと考えているのである。

第7章 政府情報化へ向けた施策（1）

- 行政ホームページ調査 -

第7章 政府情報化へ向けた施策（1）

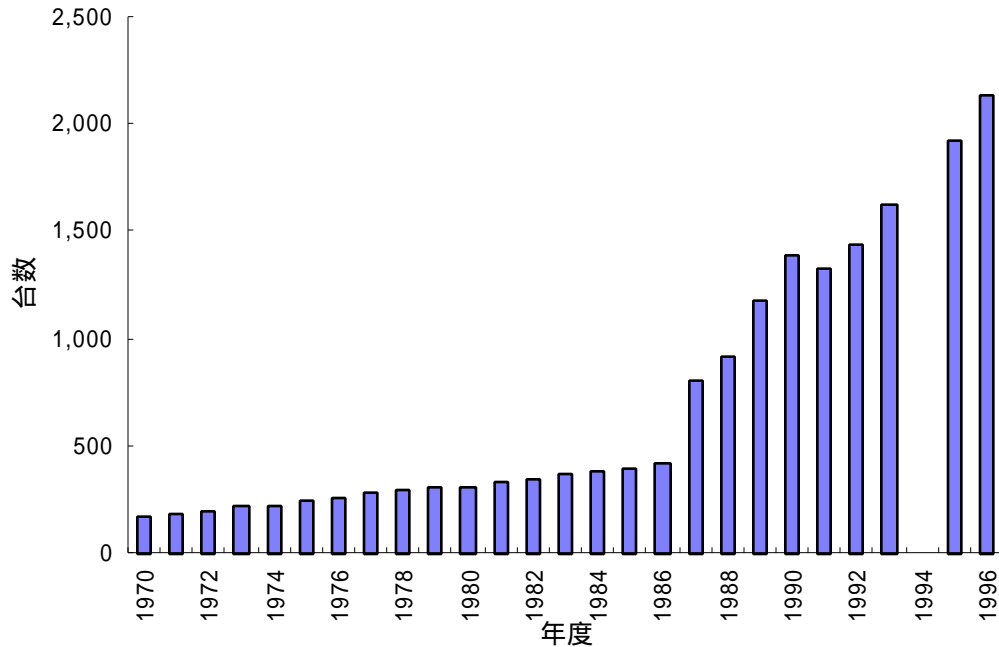
- 行政ホームページ調査 -

第1節 行政情報化の三段階

第4章から第6章までは、ガバナンス型情報国家が抱える問題を見てきた。そこには大きく三つの種類の問題があるだろう。第一に情報のフローが増大し、情報共有が進むこと自体の問題（例えば有害情報の氾濫やプライバシー情報の流出）がある。第二に、そうした新しい問題に対処するに際して多くの情報が飛び交い、多様なアクターが参加することでの合意形成のコストの増大や決定の非効率性の増大の問題（通信品位法の反対運動や暗号規制）である。第三に、情報をどの程度までオープンにするかという問題（プライバシー、暗号）である。こうした問題を処理するに当たってガバナンス型情報国家といえどもその中心となるべきは政府であろう。本来政府は独占的、ガバメント的な性格にならざるを得ない。しかし、情報技術の波は政府にもかかってきている。第7章と次の第8章では主として行政に注目し、政府の情報化の役割と課題について検討していくことにしたい。

情報化には、迅速な決定を促すなどいろいろな側面があるが、行政情報の電子化にともなう行政情報の提供・公開という側面から考えてみると、三つの段階で行政の情報化を定義することができる。まず「第一段階の行政情報化」とは、コンピュータ導入、情報・記録の電子媒体での保存・蓄積、ネットワーク化に伴う情報の共有などの、行政内部での情報化である。図7-1は、総務庁が発表した、国の行政機関における周辺機器を含む買取（換算）額が1千万円以上のコンピュータの導入台数である。日本において情報化が議論されるようになったのは1960年代後半だといわれているが、これを見ると、行政におけるコンピュータの情報化が急速に進展したのは1980年代後半であることが分かる。また、1997年1月からは、霞が関の各省庁をつなぐコンピューター・ネットワークとして霞が関WAN（Wide Area Network）が稼働し、省庁間の電子情報の共有、データベースの相互接続が始まっている。

図 7 - 1 国の行政機関における周辺機器を含む買取(換算)額が1千万円以上のコンピュータの設置台数の推移(1970年度~1997年度)



注：総務庁行政管理局「平成8年度行政情報化基本調査結果報告書」(1997年5月) 32ページを基に作成。ただし、国立学校における設置台数を除く。1994年度はデータなし。

行政機関内部だけではなく、外部の国民とのコミュニケーションの改善に情報技術を応用することが、「第二段階の行政情報化」である。例えば、行政から国民への情報の流れとして、CD-ROMでの白書の出版や、パソコン通信、インターネットによる情報提供・広報活動がある。また、国民から行政への情報の流れとして、電子メールによる意見送付や電子ファイルによる許認可申請や各種書類提出が考えられる。

そして、情報「提供」だけでなく、情報「公開」も電子的な媒体を介して行うのが、「第三段階の行政情報化」である。情報公開制度は、国民の知る権利に基づき、国民が行政機関に情報の公開を求め、これに応ずることを行政機関の義務とする制度であり、行政の自主的な情報提供・広報活動とは一線を画するものである。情報技術が広く普及する以前は、こうした情報公開は紙媒体の文書で行われるのが当然であった。しかし、第一段階、第二段階の行政情報化が進んできた結果、電子媒体の情報・記録も情報公開の対象とし、かつ、電子的な媒体・手段での公開を認めるようになってきたのである。米国で1996年に成立した「電子情報自由法改正(Electronic Freedom of Information Amendments、以下EFOIA)」は、第三段階の行政情報化の先例であるといえる(第8章参照)。本章では、こ

の第二段階の行政情報化がどれくらい進んでいるかを日米両政府の行政ホームページの調査に基づいて検証する。

第2節 日本の行政情報化とインターネット

日本では中央省庁レベルでの情報公開法案が1998年12月現在、国会で審議中であり、成立には時間を要するだろう。従って、日本の行政機関はいまだ第二段階の行政情報化にとどまっている。第二段階にとどまっているとしても、日本での行政情報化への動きはすでに1993年頃から検討が始まっており、1995年半ば以降のインターネット・ブームを先取りしていたということがいえるだろう。ただし当時の情報化をめぐる議論には「インターネット」という言葉は聞かれなかったことからすると、現在のような形の情報化の波を行政が予測していたわけではない。ところが、1993年11月に米国の主要メディアが日米比較のデータをあげつつ、日本の情報化の立ち遅れをいっせいに書き立てたことによって状況は一変したという²²⁷。

1994年8月になると、内閣に「高度情報通信社会推進本部」やその有識者会議が設置され、翌95年2月には「高度情報通信社会推進の基本方針」が発表された(表7-1参照)。

さらに、1995年頃を境に社会全体が変化してきた。マイクロソフト社のパソコンOS(オペレーティング・システム)、ウンドウズ95が11月に発売され、コンピュータの価格低下も相まって、オフィスや家庭へコンピュータが普及していった。そして、それまで主に研究者が使っていたインターネットが商業化へのステップを歩み始め、いわば「インターネット・ブーム」が到来したのである。

当初のインターネット・ブームの注目は、「モザイク(Mosaic)」と呼ばれるワールド・ワイド・ウェブ・ホームページ(以下、「ホームページ」と略)を閲覧するためのブラウザ(browser)であった。モザイクは米国のイリノイ大学が無料で配布したために急速な勢いで普及した。やがて「ネットスケープ・ナビゲーター(Netscape Navigator)」というブラウザが配布されるに至ってインターネットといえばホームページという状況になった。

表7-1 日本の中央省庁レベルの主な情報化施策

		施策
1994年	2月	「今後における行政改革の推進方策について」閣議決定
	7月	ナポリ・サミットでの「情報社会に関するG7閣僚会合」の開催を決定。
	8月	閣議で「高度情報通信社会推進本部」設置を決定
	8月	「高度情報通信社会推進本部」設置決定を受けて通産省が熊野英昭事務次官を本部長とする情報化推進本部を設置し、合わせて機械情報産業局内にマルチメディア政策室と情報国際協力室を新設
	8月	首相官邸のホームページ開設
	8月	高度情報通信社会推進本部（本部長・村山首相）が学者や経済人、労働組合幹部ら十二人からなる有識者会議を設置
	12月	高度情報通信社会推進本部（本部長・村山富市首相）の有識者会議が同本部に意見書提出
	12月	行政情報化推進基本計画。「国の行政期間を対象」とし、「95年度を初年度とする5カ年計画」で推進すること、全25省庁が「各省庁別基本計画」を策定することなどを決定。
1995年	2月	ナポリ・サミットで「情報社会に関するG7閣僚会合」開催。「政府オンライン」プロジェクト実施を決める。
	2月	高度情報通信社会推進本部（本部長・村山富市首相）が「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を正式決定
	3月	「行政情報化推進共通実施計画」を行政情報システム各省庁連絡会議に置いて了承。先行7省庁（警察庁、総務庁、経済企画庁、環境庁、厚生省、通商産業省及び郵政省）が平成6年度内に各省庁別計画を策定。
	8月	霞ヶ関WANに関する基本方針明らかになる
	12月	「各省庁別基本計画」策定完了
1996年	3月	「行政情報化推進共通実施計画」改訂（95年3月24日策定）
	6月	高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書。「高度情報通信社会推進本部」（本部長・橋本首相）の制度見直し作業部会が、法令によって民間に義務付けた書類の保存や各種の申告・申請手続きを、電子データや電子化で行うことを容認する報告書をまとめる。
	8月	「高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書（概要）」が内閣官房内閣内政審議室より出る。
1997年	1月	霞ヶ関WAN運用開始。「霞ヶ関WANの運用開始について」が総務庁行政管理局より出る。
	3月	内閣官房内閣内政審議室「高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書 フォローアップ」

またもう一つ、インターネット利用を促進したのが、電子メールであったことはいうまでもない。パソコン通信の利用者はそれぞれ閉じたネットワークの中で電子メールを利用していたが、各ネットワークがインターネットに相互接続されることにより、利用価値が高まってきた。大学や企業も電子メール・アカウントを発給するようになり、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）も登場してきた。

当然、こうした技術を行政にも活かさないかということになる。各省は、行政情報化計画に沿う形で、白書のCD-ROMでの発行やパソコン通信での情報提供、そして、インターネットでの情報提供を始めた。表7-2は主要省庁のホームページの開設時期を示している。

行政のホームページは、漫然と拾い読みするというよりも特定の情報を求めて見ることがほとんどである。一般的にホームページの利点は、時間や空間の制約にとらわれないで済むことである。つまり、好きなときに好きなところから情報を得られるということである。行政の手続きについて知りたいときに、従来ならば、行政機関の受け付け時間内に電話で尋ねたり、書類を郵送してもらい、直接訪問するということが必要だった。しかし、もしその情報がホームページ上であれば、東京から離れた都市から真夜中にでも情報を得ることができる。つまり、行政のホームページの役割とは、国民が求める情報を、できるだけ多く、わかりやすい形で提供することにある。

表 7 - 2 主要省庁のホームページ開設時期

		省庁
1994年	8月	首相官邸
	9月	郵政省
1995年	4月	通産省
1996年	1月	農林水産省
	3月	文部省
	4月	外務省
	5月	運輸省、大蔵省
	6月	国立国会図書館
	7月	厚生省、建設省、防衛庁、総理府、法務省
	9月	総理府
	10月	法務省

第3節 日米両国の行政ホームページの数量的動向

筆者は国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）の研究プロジェクトにおいて、1996年3月、1997年3月、1998年3月に、日米の行政ホームページの数量的動向について調査を行ってきた²²⁸。調査対象は日米それぞれの中央政府（連邦政府）レベルでの行政関連ホームページである。これには主要省庁だけでなく、その内部の部局や関連機関もカウントされており、全て一つとした。HTML（Hyper Text Markup Language）という形式で書かれたWWW（World Wide Web）上の文書を総称してウェブページ（webpage）と呼び、各組織のウェブページなどの情報の固まりをサイト（site）と呼ぶ。サイトは一つ以上のサーバー（server）と呼ばれるコンピューターによって構成されている。各サイトの一番トップにあるウェブページを本来はホームページ（homepage）と呼ぶ。従って本調査でのホームページとはウェブページの総数ではなく、本来の意味でのホームページであり、サイト数と同義である。ただし、本文中では、ホームページではないウェブページも慣例に従ってホームページと記述することにする。

URLのドメイン名で見た場合、日本では「go.jp」で終わるものの他にも関連団体として「or.jp」で終わるものも含まれている。米国の場合は、「.gov」で終わるものの他、軍事関連の「.mil」や非営利組織の「.org」、あるいは教育機関内の連邦政府関連のプロジェクトで使われている「.edu」を含む。また、商用プロバイダーに間借りしていると思われる「.com」で終わるものもわずかながらあった。

このような行政(関連)機関のホームページのリストは、Yahoo!(<http://www.yahoo.com>)あるいは(<http://www.yahoo.co.jp>)などのディレクトリー・サービスを利用した他、行政内部のリンク・ページを丹念に追うことによって作成した。これらのリストやホームページ数は完全なものとはなり得ない。なぜなら日米ともに政府のホームページは毎日変化し、成長していつているからである。そのため、数千以上もあるホームページの「完璧な」リスト作りは不可能であるといえるだろう。しかし、このような調査は、ホームページが常に進化・成長しているからこそ意味のあるものである。なぜなら、過去に遡ってその時にどのくらいのホームページがあったかを調査することは不可能だからである。従って、このような調査は行政関連のホームページのスナップ・ショットともいえるべきものであり、その積み重ねによってますます資料的価値は高まるものといえる。

1996年3月、1997年3月、そして1998年3月の日米の行政関連ホームページの総数を示したのが表7-3であり、それをグラフ化したのが図7-2である。まず、1996年3月の日本は、127の政府関連ホームページしかなかった。首相官邸のホームページでは首相談話や施政方針演説、人事院発表の国家公務員採用試験情報などが提供されていた。しかし、主要なところでは大蔵省や運輸省、法務省、文部省、労働省などが公式ホームページを持っていなかった(表7-2参照)。

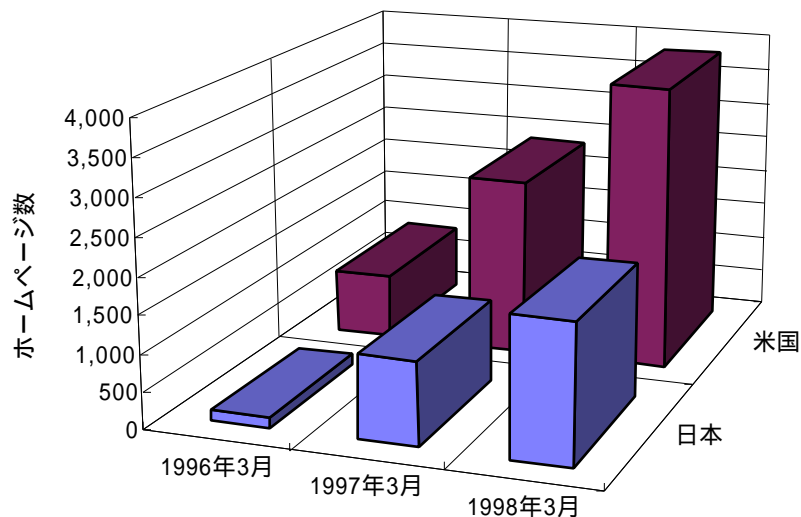
一方、1996年3月の時点で、米国では既に主要省庁のホームページが出そろい、特にホワイトハウスの充実ぶりは、クリントン政権が情報通信政策に力を入れていることを如実に示すものであった。この時の日米間の格差は約7倍であり、量・内容ともに大きく水をあけられていたといえることができる。

しかし、1997年3月の調査結果では両者の差は縮まってくる。日本の方は8.76倍という勢いで増加し、米国も2.7倍の伸びを示したが、両者の格差は6.98倍から2.15倍まで縮まった。1996年3月の時点で公式ホームページを持っていなかった日本の主要官庁も1997年3月には全て揃い、その内部部局、関係機関もホームページを持つようになった。それが日本の増加の大きな理由である。

表 7 - 3 日米政府関連WWWホームページの増加

	日本	米国	米国 / 日本
1996年3月	127	886	6.98
1997年3月	1,112	2,389	2.15
1998年3月	1,823	3,836	2.10
1997 / 1996	8.76	2.70	-
1998 / 1997	1.64	1.61	-

図 7 - 2 日米両国政府のホームページ数の推移



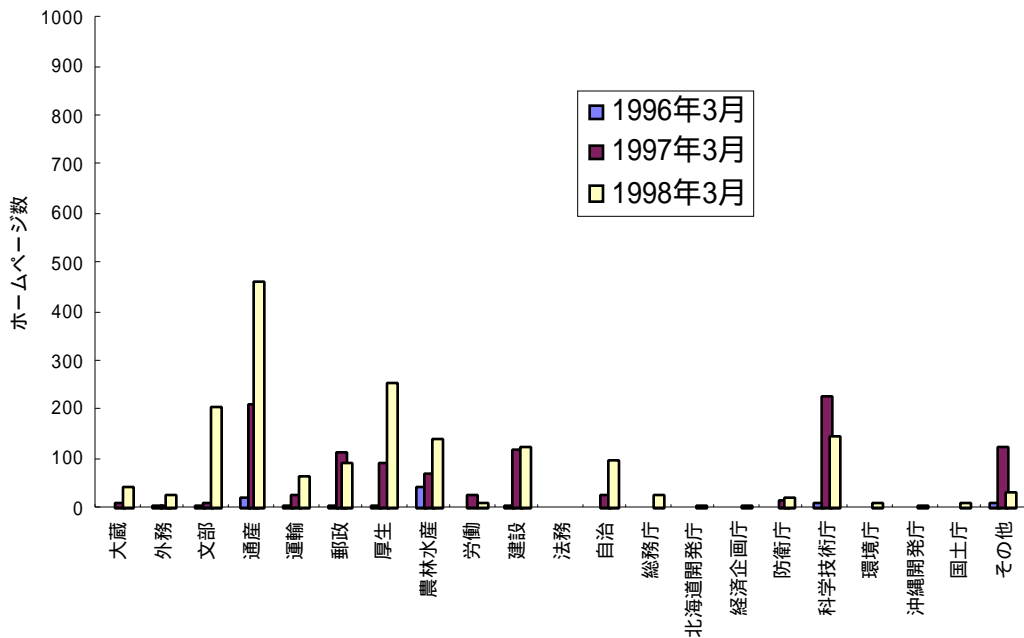
1998年3月になると、日米両国ともに伸び率が鈍ってきた。それぞれ、前年と比べて1.64倍、1.61倍にとどまり、1996年から1997年にかけて特に日本で見られた急速な増加は峠を越えた。両国の伸び率に大差がなかったため、両国の格差も2.15倍から2.10倍とあまり変化がなかった。しかし、見方によっては、以前として、前年度比6割増は急速な増加といえる。

日本の省庁別のホームページ数の増加の様子を示したのが図7-3である。これを見ると1996年から1997年にかけて大きくのびたのは科学技術庁と通産省、建設省、

郵政省、厚生省であった。農水省は96年にすでに最も多くホームページを持っていたため伸びとしては小さくなっている。科学技術庁が多くなっているのは研究プロジェクトや開発グループなど小さな組織単位でホームページを持っているからで、通産省の場合は工業技術院関係が充実しているためである。また建設省は各地の建設局や研究室が多かった。

1997年から1998年にかけては、郵政省、労働省、科学技術庁で減少が見られたが、他の省庁では増加した。特に増加が著しいのは、文部省、通産省、厚生省、自治省などであろう。文部省は、1997年の調査ではリンクされていなかった国立学校などのリンクを整備したことが大きい。

図 7 - 3 日本の省庁別ホームページ数の推移



一方、米国側の伸びは、軍関係のホームページの伸びに支えられている(図7-5)。国防総省のホームページは1996年から1997年にかけて減少したものの1998年には前年並みとどまり、軍全体の中で占める割合は小さい。しかし、陸軍、空軍、海軍、海兵隊それぞれが急激な伸びを示しており、全体を引き上げている。1996年3月では軍関係の全体に占める割合は32.1%だったが、1997年3月には63.9%になり、1998年3月ではやや下がって58.7%になっている(日本は1996年3月は0.8%、1997年3月は1.4%、1998年3月は1.3%)。このような軍関係のホームページの増

加の要因は、部隊ごとあるいは基地ごとのホームページが開設されていることにある。例えば、空軍のホームページの一つとして横田基地のホームページがある<<http://www.yokota.af.mil/>>。このような背景には、冷戦終結以後、軍備縮小を求める世論に対して、軍の存在意義を強調するとともに、透明な軍をアピールするねらいがあるのだろう。

軍関係以外の省庁は、内務省を除いて200を超えないところがない。1996年3月から1997年3月にかけて顕著な伸びを示したのは住宅・都市開発省ぐらいであった。1998年3月にかけては、内務省の伸びが大きく、他には、NASA、NSF、教育省などの教育・科学技術関係と、国務省が大きな伸びを示している。

そこで、日米それぞれの軍関係のホームページ数を差し引いたものが表7-4と図7-5である。図7-5を見て分かるとおり、軍関係以外のホームページの数は1997年3月では日米で逆転してしまい、この傾向は1998年3月にも見られる。これを見る限り、日本政府の情報化は急速に進んだということがいえるであろう。

図 7 - 4 米国の省庁別ホームページ数の推移

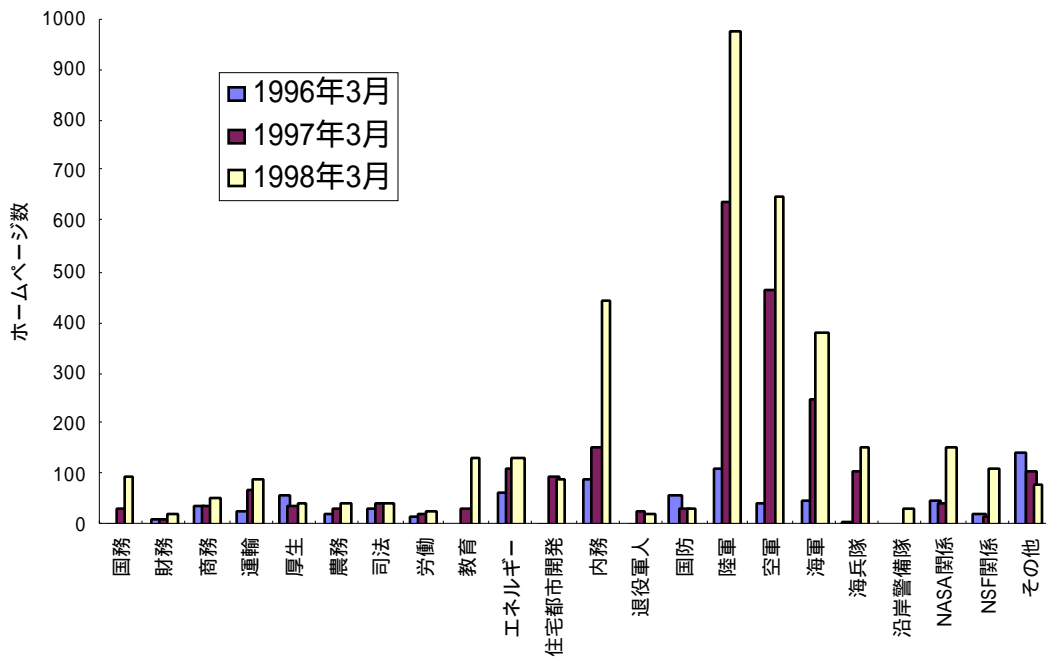
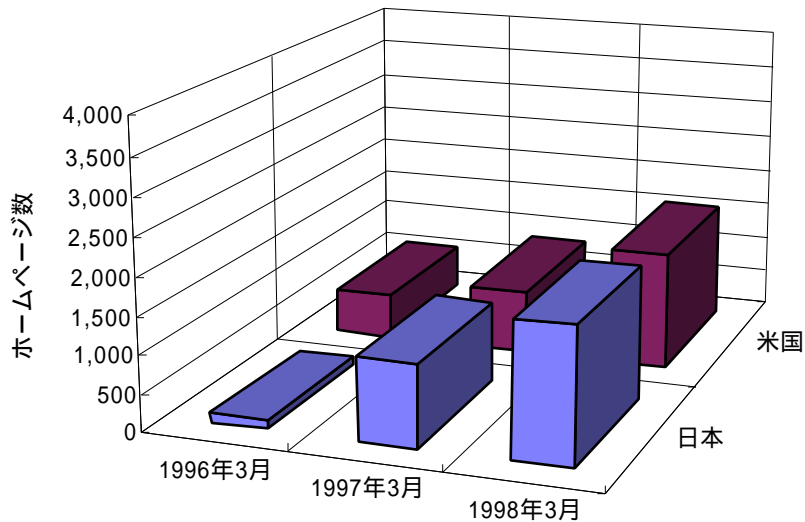


表 7 - 4 軍関係をのぞいたホームページ数

	日本	米国	米国 / 日本
1996年3月	126	602	4.78
1997年3月	1,096	863	0.79
1998年3月	1,799	1,586	0.88
1997 / 1996	8.70	1.43	-
1998 / 1997	1.64	1.84	-

図 7 - 5 軍関係以外のホームページ数の推移



しかしながら、こうしたトップページだけの数の比較では、情報の充実度あるいは情報の厚みは必ずしもわからない。つまり、一つのサイトの中にどれだけ情報が詰まっているかである。そこで、情報の厚みを測定する試みとして、ホワイトハウスのホームページと首相官邸のホームページを簡単に比較してみたい。

まず、ホワイトハウスのホームページの検索機能を使って、クリントン大統領とゴア副大統領のそれぞれに関するホームページがどれくらい掲載されているかを検索した。その結果を示したのが表7-5である。

表 7 - 5 ホワイトハウスにおける情報の厚みの例

検索語	検索 ヒット数
President Clinton	1,459
Clinton	1,001
Vice President Gore	1,939
Gore	900

<<http://library.whitehouse.gov/Search/Query-Website.html>>においてそれぞれの検索語を入力した際のヒット数(1999年2月6日現在)。対象はホワイトハウスのウェブページのみ。

ホワイトハウスのホームページの情報は1993年にホームページが設置されてから次々と更新されており、1993年1月20日の就任式以来の情報を掲載している。クリントン大統領の在任日数を2208日(1999年2月6日現在:365日×6年+閏年1回分の1日+11日+6日)だとすると、「President Clinton」に該当するウェブページは約1.5日に1ページ作られていることになる。同じく「Vice President Gore」に該当するウェブページは約1.1日に1ページとなる。ただし、単に「Clinton」と入力した場合の方が、「President Clinton」よりも少なくなっているのは、何らかのキーワードのインデックス操作が行われていることを示していると思われる。

同様の調査を首相官邸のホームページを対象に行ったのが、表7-6である。クリントン政権の6年の間(1993年1月から1999年1月)に、日本の首相は、宮澤喜一、細川護熙、羽田孜、村山富市、橋本龍太郎(第1次、第2次)、小淵恵三と、7代6人になっている。首相官邸のホームページが作られたのは村山首相在任時の1994年8月である。従って、調査は村山内閣以降を対象とした。

その結果、いずれの検索語も3桁にとどまり、最も多いのは「総理」の747だった。「橋本」、「小淵」、あるいは「橋本龍太郎」、「小淵恵三」という検索語で検索した場合には、それぞれ首相ではなく閣僚として記載されている場合もあるので、首相在任時に関する情報であるとは限らない。そこで、仮に重複がないとして、「橋本内閣」、「橋本首相」、「橋本総理」、「橋本龍太郎内閣」、「橋本龍太郎首相」、「橋本龍太郎総理」の合計(204)が、首相官邸のホームページにおける橋

本首相に関するページの総数だとする。その数で、第一次、第二次を合わせた在任日数932を割ると、約4.6日に1ページということになる。同様に、小渕首相に関するページ数を124、在任日数を192とすると、約1.5日に1ページとなる。

ここでも日米比較をすると、絶対量は米国政府の方が圧倒的に多い。ただし、増加のペースについては、橋本政権まではクリントン政権のペースについていっていなかったが、小渕政権になってからはクリントン政権に近づいてきたことになる。しかし、詳細に比較をしてみれば、日米間における差異はこうした数字以上に大きい。第8章で見るように、米国の各省庁は情報公開法である電子情報自由法によって各省庁はすでに一般に公開された文書については、インターネットのホームページ上などで簡単にアクセスできるようにしておかなくてはならないと規定されている。そもそも米国では、政府の情報は国民の税金で収集・作成されたものなのだから、国民のものであるという考え方が根強い。さらにいえば、こうした政府情報の積極的な公開は、米国政府にとってもは自らの業績をアピールするものであるという意識もある。

表 7 - 6 首相官邸における情報の厚みの例

検索語	検索ヒット数	検索語	検索ヒット数	検索語	検索ヒット数	検索語	検索ヒット数
首相	126	村山	21	橋本	205	小渕	114
総理大臣	466	村山富市	5	橋本龍太郎	21	小渕恵三	27
総理	747	村山内閣	7	橋本内閣	91	小渕内閣	67
		村山首相	0	橋本首相	3	小渕首相	3
		村山総理	1	橋本総理	106	小渕総理	50
		村山富市内閣	0	橋本龍太郎内閣	4	小渕恵三内閣	1
		村山富市首相	0	橋本龍太郎首相	0	小渕恵三首相	0
		村山富市総理	0	橋本龍太郎総理	0	小渕恵三総理	3

<http://www.clearing.admix.ne.jp/operate/japanese/su_usearch.html>においてそれぞれの検索語を入力した際のヒット数(1999年2月6日現在)。対象は、検索オプションを使って首相官邸のホームページに限定した。

第4節 行政ホームページの内容

第1項 調査項目

前節の数量的な動向を見る限り、米国における政府関連ホームページは軍関係を中心に増えており、数の上では、日本の中央省庁のホームページの方が充実しているようにも見える。しかし、ホームページの数と内容は必ずしも一致しない。内容で見た場合、どのようなことがいえるであろうか。

日本政府のホームページの内容を検証するため、10のチェック・ポイントを設定し、20の主要ホームページを調べた。日本の中央省庁については1997年6月と1998年5月に行った。チェック・ポイントは以下のようなものである。

1. 新着情報のページやリンクはあるか

ホームページ内容が常に最新のものになっているかどうかを判断するには最終更新日を示すと同時に最新情報を明示するとわかりやすい。

2. 報道発表のページやリンクはあるか

これまで官庁の動向を知るにはマスメディアに頼らざるを得なかったが、ホームページによって個人も主体的に官庁の情報を集められるようになる。そのためには報道発表も遅滞なくホームページにも掲載されるべきである。

3. 必要な文書をすばやく見つけるための「検索エンジン」はあるか

ホームページは書籍に比べて一覧性に欠けるところがあるが、検索機能を付けることによって、目的の情報がホームページ上に存在するかどうかはすぐに分かると同時に、存在すればそれにすばやくたどり着くことができる。また迷路のようなリンクをたどらずに済む。

4. 統計データは入手できるか

行政機関は各種の統計データを収集・蓄積しているが、これを有効活用する仕組みが必要である。

5. 他の政府機関へのリンクはあるか

ホームページの大きなメリットの一つはハイパーリンクにある。情報を有機的に結びつけることによって、さらに便利なものになる。

6. 対応する英語のホームページを持っているか

ホームページは、海外から情報を求める人々にとっても便利なものである。第一義的には日本語であるべきだが、海外へのアピールも含めて英語での情報発信が求められる。

7. 許認可情報はありますか

省庁によっては関係ない場合もあるが、より透明度の高い政府を目指すためには、許認可や基準が明示されている必要がある。

8. 審議会情報はありますか

政策決定過程において審議会は重要な役割を果たす場合があるが、時に密

室での政策決定になりかねない。審議会での審議内容も国民の関心の的である。

9. 連絡を取るための電子メール・アドレスはあるか

ホームページ上の情報について不明な点がある場合や、さらに情報が欲しい場合、要望がある場合など、電子メールですぐに通信できれば便利である。

10. 白書の電子版はあるか

多くの省庁が白書を出版しており、CD-ROM化もされている。CD-ROMの電子データをホームページ用に転換し、広く普及させることができるはずである。

米国の連邦(中央)省庁のホームページについても同様の調査を行ったが、項目についてはそのまま当てはめられないものもあるので、以下の9項目とした。1、2、3、4、5、6、9については日本の省庁の調査項目にも同じものがある。7と8については米国省庁に独自の調査項目である。

1. 新着情報のページやリンクはあるか
2. 報道発表のページやリンクはあるか
3. 必要な文書をすばやく見つけるための「検索エンジン」はあるか
4. 統計データは入手できるか
5. 他の政府機関へのリンクはあるか
6. 許認可情報はありますか
7. FOIAに対応するページはあるか
8. GPRAに関する文書が公表されているか
9. 連絡を取るための電子メール・アドレスはあるか

7のFOIAとは、「情報自由法(Freedom of Information Act)」のことで、FOIAは、1996年に成立した「1996年電子情報自由法改正(Electronic Freedom of Information Amendments)」によって改正を受けた(第8章参照)。この改正法は、政府情報の請求者が電子媒体で情報を受け取ると同時に、政府機関が持つ電子データも情報公開の対象となるということを確認するものである。これを受けて、米国の連邦政府機関は、FOIAに対応するホームページを用意することが義務づけられているため、それがどれくらい進んでいるかをチェック項目の一つとした。

また、8のGPRAとは、「Government Performance and Result Act of 1993」のことで、これによって連邦政府機関は、それぞれの戦略計画の中に、達成すべき目標と、その目標が達成されたかどうかを判断できる具体的な指標を盛り込まなく

てはいけなくなった。1997年9月30日がその戦略計画書の提出期限で、その前後から「Performance Plan」あるいは「Strategic Plan」などの項目で各省庁のホームページに計画書が見られるようになった²²⁹。これもチェック項目の一つとした。

第2項 1997年6月の日本の中央省庁のホームページ

表7-7は、1997年6月現在の日本の中央省庁のホームページを調べたものである。ほとんど全てのホームページが「新着情報」のページを持っている。「何が新しい情報なのか」という情報は省庁の動きを観察しているものにとっては、それだけで透明性が高まったと感ずることができる。

しかし、大きな問題は調査対象のほとんど全てのホームページが文書検索機能を持っていなかったことである。つまり、ユーザーが必要とする文書がホームページにあるかどうか簡単にわからないということである。たとえあるにしてもそれを見つけるのに時間がかかるだろう。さらには、ユーザーは政府があらかじめ用意した恣意的なリンクをたどらなければならないということの意味する。

11のホームページが何らかのデータ表やグラフを持っていた。また、ほとんど全てが外部の政府機関へのリンクを持っていた。しかし、そのようなリンクは本当の意味でのハイパー・リンク(Hyper Link)ではない。つまり、そのようなリストは単にリスト化されているだけであり、文脈の中におかれているのではない。政府省庁・機関は他の政府機関にどのような情報があるかを共有していない。

ホームページが世界規模でアクセス可能であるとすれば、それは海外のウォッチャーにとって情報源となりうるだろう。ほとんど全てのホームページが英語のホームページを持っているが、たいてい日本語のホームページとは内容が異なる。英語のホームページを持っていないということではない。なぜならそれらは日本政府のホームページであり予算も限られていることからである。しかし、もし時間と予算が許すならば便利で意味のある英語のホームページも同様に導入すべきである。

もっとも必要とされているのは許認可情報と審議会情報であろう。規制緩和は共通のキーワードとなっているがまだ多くの規制が存在する。日本でビジネスを行うためには許認可が必要なことがある。しかし、実際には、ホームページにはほとんど情報がなかった。

審議会はしばしば日本の政策過程において重要な役割を演じる。実質的な議論は

国会ではなく省庁や審議会で行われることも多い。多くのホームページが審議会の議論やその要約を載せている。しかし審議会情報の最も重要な部分はしばしば削除されているように見える。審議会では活発な議論の結果、一般に公表するには問題のある内容もあるという指摘にも一理ある。しかし、できる限りの情報公開のための努力は成されるべきである。

表 7 - 7 日本政府のホームページの内容(1997年6月)

	新着 情報	報道 発表	検索 機能	データ	その 他の 機関 へのリ ンク	英語の ページ	許認可 情報	審議会 情報	電子 メール	電子版 白書
首相官邸										
外務省			*							
大蔵省										
通商産業省										
郵政省										
運輸省										
厚生省										
農林水産省										
法務省										
労働省										
文部省										
建設省										
自治省										
環境庁										
科学技術庁										
経済企画庁										
防衛庁										
国土庁										
警察庁										
総務庁										

注： *は英語ページのみ。この表は1997年6月現在。

ホームページを見た人が政府側とコンタクトをとるための政府側の電子メール・アドレスは多くのホームページで載せてあり、電子メール・アドレスだけではなく、直接コメントを送れるコメント入力フォームも見られた。

総務庁によれば12の省庁が1997年2月現在でCD-ROM版の白書を持っていた。11の省庁が、たいていは要約版のみだが、ホームページ上で見られるようにしていた。

第3項 1998年5月の日本の中央省庁のホームページ

1997年6月の調査では未整備の項目が多くあったが、1998年5月に同様の基準で調査した結果、多くの省庁のホームページで改善が見られた。表7-8は1998年5月現在の日本の中央省庁のホームページの内容についての調査結果を示したものである。

この表を見ると、まず、郵政省、運輸省、厚生省、環境庁では全項目に がついた。省庁の所轄内容によって がつかない項目があり、許認可や審議会など全部の項目がどうしても埋まらない省庁があることは確かだが、全部の項目が埋まった省庁が1997年6月には全くなかったことを考えれば、充実してきたことが分かる。

ほとんどの省庁が用意している項目としては、新着情報(20省庁中17省庁)、報道発表(20省庁中18省庁)、その他の機関へのリンク(全20省庁)、英語のページ(全20省庁)、電子メール・アドレス(全20省庁)、である。

全省庁が用意している「他の機関へのリンク」にはそれぞれの省庁で充実度が違うが、関連する特殊法人も含めてリンクを用意しているところが多い。

英語のページについては、日本語のページほど充実していない場合がほとんどだが、1997年6月には持っていなかった法務省と警察庁も持つようになった。

同様に、電子メール・アドレスも法務省と警察庁で用意され、全省庁で対応している。単なるアドレスだけではなくフォームと呼ばれる書き込み欄を用意しているところも多い。こうした機能を拡張して、どのようなメッセージが寄せられているかが分かるような掲示板システムを作れないだろうか。それとも載せるには値しないメッセージしか来ないか、全くメッセージが来ないという状況なのだろうか。

白書については、依然として全文掲載ではなく、要約の場合が多いが、法務省、科学技術庁、警察庁のホームページで追加された。

審議会情報については、通産省と自治省で追加されたが、科学技術庁と総務庁で

見あたらなくなった。いずれの場合も完全な議事録ではなく、要約などにとどまっている。

許認可情報については、政府調達情報や、研究開発費などのファンディング情報も含めた。1997年6月では郵政省と環境庁にしか情報がなかったが、1998年5月では、通産省、運輸省、厚生省、農水省、建設省、経企庁などで追加されている。しかし、いずれも断片的な情報にとどまっており、一層の充実が望まれる。

表 7 - 8 日本の政府ホームページの内容(1998年5月)

	新着情報	報道発表	検索機能	データ	その他の機関へのリンク	英語のページ	許認可情報*	審議会情報	電子メール	電子版白書
首相官邸										
外務省										
大蔵省										
通商産業省										
郵政省										
運輸省										
厚生省										
農林水産省										
法務省										
労働省										
文部省										
建設省										
自治省										
環境庁										
科学技術庁										
経済企画庁										
防衛庁										
国土庁										
警察庁										
総務庁										

注：この表は1997年6月現在。*許認可情報には、調達情報、ファンディング情報を含む。 は関連するページがあるものの内容が不十分であることを示す。 は、独自の検索システムではなく、総合案内クリアリング・システム<<http://www.clearing.admix.ne.jp/>>へのリンクを用意。

統計などのデータについては、首相官邸のホームページ<<http://www.kantei.go.jp>>において各省のものがとりまとめられている。他には、法務省、警察庁において追加された。労働省のデータは報道発表等に含まれており、データとしてまとめられてはいない。防衛庁のデータは予算と自衛隊各隊の配備状況などに限られている。

最も著しい改善が見られたのは、検索機能についてである。1997年6月の時点では、外務省が英語版についてのみ検索機能を付けているにとどまっていた。しかし1998年5月には、外務省、郵政省、運輸省、厚生省、環境庁が独自の日本語検索機能をホームページにつけている。これは大きな前進であろう。

さらに、大蔵省、法務省、警察庁のホームページにリンクがあったが、総合案内クリアリング・システム<<http://www.clearing.admix.ne.jp/>>が作られた(図7-6を参照)。これは総務庁が提供しているもので、1996年から検討が進められていた²³⁰。

図 7 - 6 総合案内クリアリング・システム



出所：<<http://www.clearing.admix.ne.jp/>> (1998年5月10日)

ホームページによる解説によると、「行政情報の総合案内サービスでは、各省庁が提供している行政情報を国民の皆様にも有効に活用していただくため、入手したい行政情報の所在を簡単に知ることができる総合的な検索サービスを提供して」いる

という²³¹。

ここには二つのサービスがある。クリアリング検索サービスとホームページ検索サービスである。それぞれについての説明をホームページから引用しよう²³²。

1. クリアリング検索サービス

各省庁が提供している行政情報を総合的に検索するためのサービスです。このサービスでは、入手したい行政情報について、任意のキーワードを指定すると、該当する行政情報の名称、概要、作成省庁などを画面に表示します。本サービスは、各省庁の行政情報クリアリング(所在案内)システムの整備運用に合わせ、運用開始します。

2. ホームページ検索サービス

各省庁がホームページに掲載している行政情報を総合的に検索するためのサービスです。このサービスでは、入手したい行政情報について、任意のキーワードを指定すると、該当する行政情報の索引情報が画面に表示されます。この索引情報から該当する行政情報が掲載されているホームページに簡単にアクセスすることができます。

1998年5月10日現在、クリアリング検索サービスは各省庁においてシステム整備中のため稼働していないが、ホームページ検索サービスは、次の各省庁のホームページに掲載している情報を蓄積しており、検索できるようになっている。

首相官邸、総理府、公正取引委員会、警察庁、総務庁、総務庁統計局、北海道開発庁、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁、環境庁、沖縄開発庁、国土庁、法務省、外務省、大蔵省、国税庁、文部省、文化庁、厚生省、農林水産省、通商産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、運輸省、海上保安庁、気象庁、郵政省、労働省、建設省、建設省(ITS関連)、自治省、消防庁、内閣法制局

米国ではすでにGILS (Government Information Locator Service) という、ホームページの省庁横断検索システムができているが<<http://www.usgs.gov/gils>>、この行政情報の総合案内サービスはそれに相応する試みである。

第4項 1998年5月の米国の連邦各省のホームページ

表7-9は米国の主要な連邦各省について調査した結果である。

一般的に、米国連邦各省のホームページは非常に凝った作りになっていることが多い。デザインにも多くの投資をしているようであり、個性を競っている感がある。商務省のホームページ<<http://www.doc.gov/>>は建物と長官の写真をはじめに載せるという伝統を持っているが、しばしば大幅にリニューアルする省もある。プラグイン(Plug-In)ソフトを必要とするホームページはなかったが、JAVA ScriptやCGI(Common Gateway Interface)など、ユーザーの側で特別な負担のない機能拡張は随所で見られた。

連邦政府のホームページでは、必ずしも「新着情報(What's New)」と「報道発表(Press Release)」が区別されていないため、新着情報の項目に空欄が多くなっている。「トピックス」としてまとめられている場合も、項目毎に掲載・発表の日付がついていることが多い。

統計データ、許認可情報の掲載率は低くとどまっている。商務省のページは、その所轄の性質上、統計データや許認可についての情報が見られる。例えば、暗号製品の輸出規制に関する情報などが見られた。

電子メール、検索機能、その他の機関へのリンクについてはほぼ例外なく整っていた。検索機能についてもそれぞれ工夫されており、アルファベット順のテキストの目次と併用して目的とする情報へ速くたどり着けるように工夫してある場合もある。

FOIAについてもほとんどの省で記述が見られた。FOIAのホームページでは、FOIAに基づく情報公開請求の仕方や、情報公開に関するデータもあった。例えば、エネルギー省では1995年度までの請求受け付け状況に関するデータをグラフなどで公開している<<http://apollo.osti.gov/osti/opennet/document/foia/foia.html>>。また、各省で頻繁に請求される文書については電子閲覧室(Electronic Reading Room)と呼ばれるホームページでHTMLファイルあるいはPDFファイルによって公開されている。

GPRRAについても同様で、各省のホームページの戦略計画(Strategic Plan)と題するホームページで言及されている。例えば国務省では、「Plans, Resources, and Reorganization」と題するホームページで予算に関する情報などとともにまとめて掲載されている<<http://www.state.gov/www/budget/index.html>>。こうした情報を見ることによって国民は各省庁が何をやろうとしているかすぐに分かる

ようになっている。

表 7 - 9 米国の連邦省庁のホームページの内容(1998年5月)

	新着 情報	報道 発表	検索 機能	データ	その他 の機関 へのリ ンク	許認可 情報*	FOIA ページ	GPR A 計画書	電子 メール
ホワイトハウス									
国務省									
財務省									
商務省									
運輸省									
厚生省									
農務省									
司法省									
労働省									
教育省									
エネルギー省									
住宅都市開発省									
内務省									
退役軍人省									
国防総省									

注：この表は1998年5月現在。*許認可情報には、調達情報、ファンディング情報を含む。は関連するページがあるものの内容が不十分であることを示す。

第5節 行政ホームページの課題

これまで日米の行政ホームページの数量的な推移と内容について見てきたわけだが、その中からいくつかの行政ホームページの課題が見えてくる。結論として、特に日本の行政ホームページを念頭に置き、以下の10点を提案したい。そのうち半分は形式面について、半分は内容面についてである。

まず形式面については以下の5点である。

1) 検索機能を付ける

目的の情報にすぐにたどり着けるようにするため、最初のページですぐ分かるところに検索機能を付けるべきである。検索することによって、目的とする情報がそこにあるかどうかはすぐに分かるだけでも重要な意義がある。日本の省庁では各省庁が検索機能をつけているわけではないが、省庁横断的な「行政情報の総合案内」システム<<http://www.clearing.admix.ne.jp/>>が構築された。これにより、必要な情報がどこにあるか簡単に分かるようになり、大きな前進である。

2) 読み込み時間を短くするためグラフィックを多用しない

行政のホームページを見る人は漫然と見るのではなく、特定の情報を求めて見に来る場合が多い。その際、ホームページの読み込みに、必要以上に時間がかかるのは不便である。例えば、米国の住宅・都市開発省のホームページ<<http://www.hud.gov/>>は、デザイン的には優れているが、読み込むのに非常に時間がかかり、ユーザー側に負担をかけている。日本の国土庁のホームページ<<http://www.nla.go.jp/>>は、それぞれが小さいながらも多くのグラフィックを用いているので、時間切れエラーが起きて全部を読み込めなくなる場合がある。

3) テキストだけの索引ページを作る

検索機能だけでなく、テキストだけの索引を作ることも、いち早く目的の情報にたどり着けるようにする工夫である。米国のいくつかの省庁のホームページには、アルファベット順に並べた目次を作っている。検索機能を使うと検索結果が多すぎる場合などには非常に役に立つ。例えば、厳密にテキストだけではないが、米国の教育省のホームページ<<http://www.ed.gov/topicsaz.html>>で見ることができる。

4) プラグインを使わない

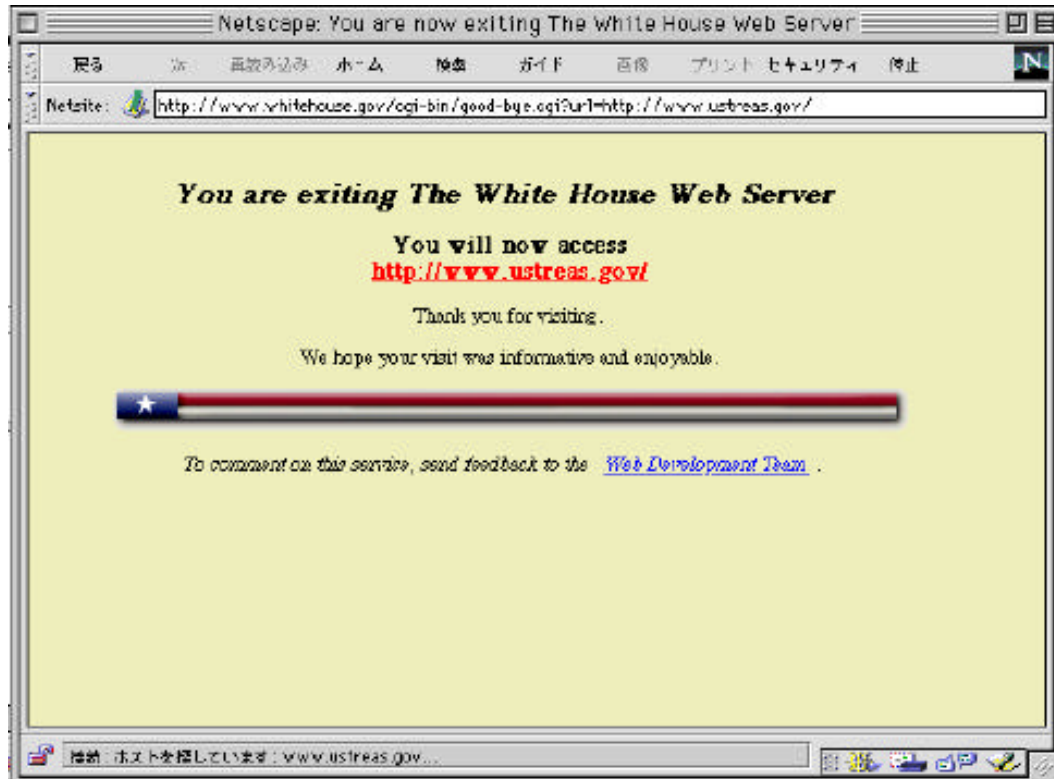
ブラウザの機能を拡張するためのプラグイン(Plug-In)ソフトウェアがあるが、あらゆる人々のアクセスを想定するべき行政のホームページにはふさわしくない。日本の法務省の最初のページ<<http://www.moj.go.jp/>>は、ショックウェーブ(Shockwave)といわれるプラグインがなければ正常に表示されなくなっているが、ユーザーのことを考えていないといわざるを得ない。

5) 他の機関、有用なホームページへのリンクを整備する

ホームページのダイナミックさはそのハイパーリンクにある。日米各省庁のホームページでは外部の機関へのリンクはほぼ例外なく用意されていたが、有用なホームページへのリンクは奨励されるべきである。行政のホームページからのリンクがあることによって、そのホームページの信頼度が上がるという効果もある(もちろん行政側でのチェックが重要である)。また、リンクによって外部の機関のホームページへ移動する場合に、その旨のメッセージを出すのも親切であろう。例えば、ホワイトハウスの内閣のホームページ<http://www.whitehouse.gov/WH/Cabinet/html/cabinet_links.html>から、リンクしている

各省のホームページへ移動する際には、図7-7のようなメッセージが出てから、自動で転送されていく。これによってユーザーはホワイトハウスのホームページを出て、他の機関(ここでは財務省)へと行くことを理解できる。

図 7 - 7 ホワイトハウスのホームページ移動メッセージ
(ホワイトハウスから財務省へ)



そして、内容面については、以下の5点である。

1) 最新情報、報道発表を整理し、頻繁に更新する

これはいうまでもないことだが、ホームページが常に最新版であることを示しておかねばならない。報道発表が行われてから数日してホームページに掲載されるようではインターネットを使う意味がない。

2) 所轄の法案の解説、審議状況の説明を載せる

米国ではこうした情報を議会のホームページ<<http://thomas.loc.gov/>>で提供しているが、日本では省庁が提供の方がより詳しいものになるのが現実であろう。所轄の法案の詳しい解説、そして現在その法案が、委員会や本会議など法案成立過程のどこにあって、どのような状態にあるかを克明に知らせるべきではないだろうか。もちろんこうした情報は衆参両院のホームページでも行われるべきである。

3) ホームページに掲載されていない情報へのアクセスの仕方を載せる

ホームページには何らかの事情で掲載できない情報についても、アクセスの仕方を明示すべきである。例えば、大蔵省のホームページ<<http://www.mof.go.jp/kankoubutu.htm>>では、政府刊行物センターなどで入手可能な出版物についての情報が載せられている。

4) 白書や統計などの資料を掲載する

紙媒体の白書はそれ自体、重要なものであるが、その中の情報やデータを引用したいという場合、いちいちコンピュータに入力し直さなければならない。しかし、こうした情報やデータが電子媒体で行政のホームページから入手可能になれば便利である。現在のところ、白書の全文をホームページ載せているところはほとんどないようだが、検討されていいだろう。

5) FAQを用意する

これは日本の省庁のホームページにはあまり見られないが、米国の各省のホームページではときどき見られる。よく出される質問(Frequently Asked Questions)をあらかじめ用意しておくことで、行政側の応答コストも下がることだろう。これは行政側に送られてきた電子メール等の整理を通じて可能ではないだろうか。

さらなる課題もある。行政のホームページは、国民を第一の対象とすべきものであるが、ホームページの性質ゆえに、海外に対する絶好のアピールの場でもあることを忘れてはならない。そのためには日本語だけでなく、英語を中心とする外国語による情報発信も重要な課題である。外務省のホームページ<<http://www.mofa.go.jp/>>はそうした努力が見られるが、他の省庁においても同様の措置がとられるべきである。

また、米国の連邦各省が行いつつある情報公開制度への情報技術の応用(第三段階の行政情報化)も日本の行政ホームページでの課題であろう。日本の情報公開法は1998年3月に国会に提出され、4月末には最初の審議が行われたが、成立はまだ先になる見込みである。しかし、米国の電子情報自由法(EFOIA)が行っているように、国民の関心の高い情報についてはホームページ上で率先して公開するということがあってもいいだろう²³³。

今回は言及しなかったが、政府情報化という場合、立法、司法、あるいは地方自治体に関する政府機関の情報化も重要である。米国では、議会が法案の審議プロセスについて詳細な情報を提供している<<http://thomas.loc.gov/>>。日本でも衆参両院のホームページが開設された。司法に関しても日米それぞれの最高裁判所のホームページが用意されている。

地方自治体の情報化でも米国は進んでいる。州の権限が強いこともあり、連邦で対処する必要のないものは全て州に任されているため、住民に密着した情報は州あるいは地方自治体のホームページで公開されている。しかし、日本の地方自治体はすでに情報公開条例を持ちながらも、別の要素によってホームページでの情報公開が制限されているという。つまり、多くの地方自治体で、コンピュータは外部にオープンなネットワークに接続してはいけないとする条例があるため、外部向けの情報発信ができないのである²³⁴。セキュリティに対する配慮を十分にした上で、早急な措置が必要であろう。

以上、日米の行政ホームページを比較しながら、行政ホームページの課題を検討してきたが、何よりも必要なのは、予算と人員をつけることである。霞が関での情報技術に対する関心は総務庁を中心に高まりつつある。その際、省庁間の調整も重要な要素であろう。行政改革の一環として、コスト削減に寄与する情報技術の利用を促進していくべきである。

次章では、行政情報化の第三段階の例として米国の電子情報自由法（EFOIA）について詳しく見ていくことにする。

第8章 政府情報化へ向けた施策（2）

- 米国電子情報自由法（EFOIA）に見る
インターネット時代の情報公開法 -

第8章 政府情報化へ向けた施策（2） - 米国電子情報自由法 （EFOIA）に見るインターネット 時代の情報公開法 -

第1節 マルチメディア時代の情報公開法

そもそも最も早く情報公開法を制定したのは北欧のスウェーデンであり、18世紀までさかのぼる。つまり1766年の「著述と出版の自由に関する1766年12月2日の憲法法律」と呼ばれるものである。これは検閲制を廃止するとともに公文書の印刷配布の自由を宣言、合わせて公文書の公開を導入するものであった。スウェーデンでは王政復古の中で一時的に公文書公開制度が後退することもあったが、今日まで様々な修正が加えられ、スウェーデンの統治機構の中で不可欠の要素とされている²³⁵。

しかし、その後、第二次世界大戦後まで各国の情報公開制度の整備は進まない。戦後になって、隣国スウェーデンの影響を受けたフィンランドが、1951年に公文書公開法を成立させた。その他、デンマークでは1970年に公文書公開法が成立し、オランダでは1978年に「行政情報の公開と取得の権利に関する法律」が成立、1980年に施行された。フランスでは「行政と公衆の関係改善に関する1978年7月17日の法律」が成立、この中に公文書公開制度が盛り込まれた。カナダ、オーストラリアでは1982年に情報公開法が成立している²³⁶。

先進国の中で情報公開法を持っていないのは、日本の他、ドイツと英国である。ドイツでは、連邦の情報公開法は制定されていない。しかし、報道機関には官公庁に対する情報請求権が認められている。英国では1911年に公務秘密保護法で公務員の守秘義務を規定し、政府の情報は王室のものであって、正当な手続きなしに公開されないとされていた。1989年に、この法律は改正され、その後、メジャー政権が「開かれた政府に関する白書」を提出するなど、情報公開に向けた動きが見られる。また1958年に成立した「公文書法（Public Records Acts）」により一部の公文書は公開され、公文書館（Public Record Office）で閲覧できるようになっている²³⁷。

アジア諸国では、情報公開法を整備している国はいまだ韓国だけである。韓国で

は1990年代に入り情報公開に対する気運が高まり、金泳三大統領候補が1992年の大統領選挙の際、情報公開法制定を公約として当選し、当選後「行政情報公開運営指針」を出した。これをたたき台にして1996年に「公共機関の情報公開に関する法律」が成立した²³⁸。しかし、他のアジア諸国では情報公開法制定へ向けた動きは一般的に緩慢である。

本章で取り上げるのは、1996年12月に米国で成立した「電子情報自由法改正 (Electronic Freedom of Information Amendments of 1996)」である(以下では略してEFOIA [イーフォイア]とする)。これは、政府情報の請求者が電子媒体で情報を受け取れることを認めると同時に、政府機関が持つ電子データも情報公開の対象となるということを確認するものであった。本章では、米国における電子情報自由法の成立と実際の利用のされ方を検討することによって、インターネット時代、マルチメディア時代の情報公開法として、電子情報自由法の枠組が一つのモデルとなりうることを示すことにする。そしてこれは、前章で述べた行政情報化の三段階のうち、第三段階に当たるものである。

第2節 1966年情報自由法 (FOIA)

第1項 FOIAの成立

米国では、第二次世界大戦後、政府の秘密主義に対する不満がジャーナリストの間で高まった。そこで1950年に、米国新聞編集者協会が「情報の自由に関する委員会」を設置、この委託を受けたニューヨーク・ヘラルド・トリビューンの顧問弁護士であったハロルド・クロス (Harold Cross) が1953年、『国民の知る権利 (The People's Right to Know)』という本を出した²³⁹。

米国では建国以来、開かれた政府という思想が生きており、政府情報は国民のものとする考え方が強い。しかし、合衆国憲法には言論・出版の自由を規定した修正第一条があるものの、表現の受け手のことは重視されてこなかった。

ところが、第二次大戦後、この修正第一条は公的言論の自由の保障を中核とするものであるという解釈がとられるようになった。つまり、連邦最高裁は言論の自由の保障の中に情報受領権や情報収集権を含めるという立場をとるようになったのである。これによって政府情報の公開への道が開けた。憲法修正第一条自体は政府情報へのアクセスを認めていないが、政府情報の公開が民主主義において不可欠であ

るとの考え方が定着した²⁴⁰。

米国のFOIAは、公民権運動が高まる中、1966年7月4日の独立記念日にジョンソン大統領が署名し、翌1967年の独立記念日から施行された。その後FOIAは、戦時中の日系人強制収容問題、ケネディ大統領暗殺事件、ベトナム戦争不明米兵問題などの、人権・民主主義に関わる問題への国民の知識欲が高まると共に意義を増してきた²⁴¹。30年たった1996年頃にはFOIAに基づく年間請求総計が60万件にも達するという²⁴²。また1974年には「プライバシー法(Privacy Act of 1974)」によって政府が保有する個人情報の扱いについて修正が行われた(第5章参照)。

第2項 FOIAの内容

FOIAの最も大きな特徴は、一定の情報については市民からの請求を受けるまでもなく政府が進んで公開することを義務づける「自動的公開原則」にある²⁴³。つまり「原則公開、例外非公開」になっているのである。そして、記録を非公開にする場合もその理由を行政機関が証明しない限り非公開にならない。つまり非公開の証明責任は行政側にある。

FOIAに基づく請求は誰でも行うことができ、外国人でも特別な手続きを必要としない。そのため日本の市民団体やマスメディアも利用し、いくつかのスクープを発掘している。記録の検索・複写などにまつわる手数料は商業目的の場合、実費で請求されるが、マスメディアや公益団体による公益目的の申請には割引・免除規定があり、一般市民による請求は通常無料になる。

FOIAの対象にならない例外規定として、九つの適用除外事由(exemption)と三つの記録除外事由(exclusion)が定められている。適用除外事由とは、記録が存在するものの特別の理由により公開を拒否するもので、記録除外事由とは記録の存在の有無に関わらず記録は存在しないと答えることができるものである。

九つの適用除外事由とは以下のものである。

- 1) 国防・外交情報
- 2) 行政機関内部の人事規則、慣行に関する情報
- 3) 制定法によって特に開示が免除されている一定の情報
- 4) 営業上の秘密(トレード・シークレット)や、第三者から得られたもので、秘匿権が認められ、または秘密に属する商業上または金融上の情報

- 5) 行政機関との訴訟で、行政機関以外の当事者が法律により利用することができない行政機関相互間または行政機関内部の覚書もしくは書簡類の情報
- 6) 開示することによって、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害になる、人事ないしは医療、あるいはこれに類する書類の情報
- 7) 法執行手続きを妨害すると合理的に予期されうる場合、個人のプライバシーに対する不当な侵害になると合理的に予期されうる場合、その他一定の法執行の目的で収集された記録や情報
- 8) 金融機関の規制監督に関連する一定の情報
- 9) 油井に関する地質学および地球物理学上の情報およびデータ

また、三つの記録除外事由は以下のものである。

- 1) 継続中の刑事捜査に関する一定の記録
- 2) 情報提供者に関する一定の記録
- 3) 国家秘密として秘密指定された外国における諜報活動や国際テロリズムの捜査に関するFBIの一定の記録

こうしたFOIAに規定された例外の他にも、判例の中で「グロマー回答」あるいは「グロマライゼーション (glommarization)」と呼ばれる「存在応答拒否処分」が認められている。これは、記録の存在自体の情報が重要な結果をもたらすと考えられる場合、「記録が存在するかしないか回答できない」という回答である²⁴⁴。

請求した記録の公開が、一部あるいは全部認められなかった場合、または一部が削除されている場合、さらには、記録が存在しないという回答を受けた場合、不服申し立てをすることができる。不服申し立てを受けて、政府機関は再審査し、公開・非公開を決める。ここで非公開とされ、かつ、これに不服であれば自分のお金で裁判を起こして争うことができる。もしこの裁判に勝利すれば、裁判にかかった費用は政府が肩代わりすることになる。

裁判においては、二つの制度が特に設けられ、非公開の正当性を争うことになる²⁴⁵。一つは、「ヴォーン・インデックス (Vaughn Index)」と呼ばれるものである。これは行政側が、非公開とされる記録がなぜ非公開にされなくてはならないかをその内容に触れない限りで詳細に記した説明書である。これを作成する義務は行政側にあり、これに基づいて判事や記録の請求者は非公開理由を検討する。

また、もう一つの制度として「インカメラ (in camera)」というのがある。これは非公開とされた記録が本当にヴォーン・インデックスの通りのものであり、公開することができないかどうかを判事が実際に目で見て確かめるという制度である。

この際、記録の請求者は、この記録を見ることができず、別室で判事が検討し判断を下すことになる。もし、グロマー回答に相当する記録であった場合で、実際に記録が存在する場合は、請求者に知らされないでインカメラが行われることもある。その際、判事が公開すべきだと判断すれば、記録の存在が確認され、全部または一部が公開されることになる。

FOIAの最大の問題点は申請件数の増大と未処理件数の累積、そしてそれに伴う公開までの時間が伸びていることであった。例えば、国防総省は、年間申請件数が1975年には約4万件だったが、1994年には10万件以上に達した。それにかかるコストは75年には500万ドルだったのが、1994年には3100万ドルになったという。米国政府全体では総額1億ドルをFOIA関係に費やしているといわれている²⁴⁶。

第3節 1996年電子情報自由法改正(EFOIA)

第1項 成立の背景

各国でも、それぞれのやり方で電子媒体の記録を情報公開の対象文書としてきた。それをまとめたのが表8-1である。解釈上、対象文書に含めている国々の中でも、一定の準備段階のものや内部使用文書をのぞいたりするなど、ばらつきがある。アジアで初の情報公開制度を制定した韓国では、コンピューターにより処理される媒体も公開される情報に含まれているが、電子メールによる情報請求は本文の中には規定されていない(ただし、大統領令によって可能になっている)。米国では、従来のFOIAの下では、解釈運用上あるいは判例上、電子的記録を情報公開の対象に含めていたが、これをEFOIAによって明確にし、さらにいくつかの改正を行ったのである。

1991年以降、パトリック・レイヒー(Patrick Leahy)上院議員(民主党、ヴァーモント州)が情報自由法の対象に電子媒体を含めるよう活動してきた。1991年にいったんEFOIAは上院に提出されたが、下院に送られることなく不成立に終わっている²⁴⁷。しかし、90年代半ばになり、インターネットを始めとする情報メディアの普及が顕著になってきたため、議会での立法化の動きが強まった。そして情報通信政策に積極的なクリントン政権の成立がレイヒー議員を勇気づけたと言われている。レイヒー議員は、「電子的なアクセスは、情報自由法の論理的に必然な拡張である」²⁴⁸、「情報自由法は紙の記録に載っていることを知る権利であるだけでなく、

電子的な記録にも等しく適用されることをはっきりさせる必要がある」²⁴⁹と述べている。

表 8 - 1 各国の情報公開制度における電子媒体の扱い

国	扱い方
フランス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、韓国	規定上対象文書に含める
スウェーデン、オランダ、ベルギー	解釈運用上対象文書に含める
デンマーク、ノルウェー	対象に含めない

藤井昭夫「対象文書と行政文書の管理」『ジュリスト』第1107号(1997年3月1日)31-37ページを基に作成。

マスメディアや圧力団体もこれをバックアップした。例えば、Radio-Television News Directors Association、American Society of Newspaper Editors、Association of American Publishers、Center for Democracy and Technology、National Newspaper Association、Newspaper Association of America、People for the American Way Action Fund、Society of Professional Journalistsといった団体がEFOIAの早期成立を求める書簡を連名で1996年9月に議会に送付している。「法律(FOIA)の30周年はそれを電子時代に持っていくのに最適の機会だ」というのである²⁵⁰。

法案は下院で1996年7月12日に「行政改革監視委員会(the House Committee on Government Reform and Oversight)」に付託された後、小委員会での審議を経て、議会への報告を義務づける修正を受け、9月17日、402対0で可決。翌18日、上院では修正なしで可決。ホワイトハウスへ送付され、10月2日、大統領が署名し、成立した。EFOIA署名に際してクリントン大統領は声明を出し、その締めくくりとしてこう述べた。「我々の国は、開放(openness)と責任(accountability)の民主的な原理に基づいて建国され、30年間、FOIAはこれらの原理を支え続けてきた。今日、『1996年電子情報自由法改正』は米国政府と米国国民の間の重要なリンクを改善するものである²⁵¹。」

第2項 改正の要点

便宜上、FOIAとEFOIAをここでは分けて使っているが、実際には両者は同じものである。米国の法律は、以前からあるものを廃して新しいものを立てるというやり方ではなく、前からある法律を改正していくという形を取る。そのため1966年FOIAを改正するために1996年EFOIAが成立したのであって、FOIAはなくなることはない。つまりFOIAとEFOIAは同じものなのであって、1996年の改正に重点を置く場合にEFOIAと呼ばれることになる。

EFOIAの特徴にはいくつか挙げられるが、全般的に電子データを用いるメリットは、情報の検索と編集が容易になるということである。大量の紙を読み込むよりも電子データをコンピューターで検索した方がはるかに簡単に目的の言葉を探すことができる。そして、電子データのコピーもまた非常に容易である。それによって情報の編集も簡単になる。CDT (Center for Democracy and Technology) やEPIC (Electronic Privacy Information Center) といった市民団体は、電子メールを活用した情報提供を積極的に行っている。こうした市民の間での情報交換が電子メディアの使用によって急速に活性化しているのである²⁵²。

EFOIAの特徴は以下の10点に集約される。

1) 記録 (records) の新しい定義

電子的な形式を含む、行政機関の記録となるあらゆる情報をFOIA請求の対象とする

2) 電子的なアクセス

1996年11月1日以降に作成され、情報自由法の下で「公共の閲覧とコピーに供する」ことになった記録は、電子的にアクセス可能にしなければならない

3) コンピューター編集 (Computer Redaction)

政府機関は記録の一部を削除することができるが、その際には削除された箇所と量を示さなくてはならない

4) 1966年FOIAの下で公開された記録

1966年FOIAの下で公開された記録、そして将来公開の対象となると判断される記録は、(再度の) 正式な請求を待たずして公開されなければならない

5) インデックスの作成

各政府機関はすでに公開された文書のインデックスを作成し、1999年12月31日までにオ

オンラインで利用できるようにしなければならない

6) フォーマットの選択

可能であれば、請求者の望むフォーマットで記録は提供されなければならない

7) データベース検索

行政機関は電子媒体の記録を検索する合理的な努力をしなければならない。「検索」とは請求に対応する記録を見つける目的で手作業または自動化された手段で調べることである

8) 優先処理 (Expedited Processing)

個人の生命または身体の安全に急迫の危険をもたらすことが合理的に予見できる場合や、情報の普及に主として従事するもの(メディアなど)による請求については、優先的に処理する場合がある

9) 対応時間の延長

行政機関は請求があつてから20日以内に(改正前は10日)、記録を公開するかどうかの決定をしなければならない

10) マルチトラック処理

請求順に処理をするのではなく、簡単な請求から処理することが認められる。特に大きな文書や複雑な文書に対するFOIA請求を含むふつうでない状況においては、政府機関と請求者はその請求に対する合理的な限界を議論することが奨励され、定められた時間の中で処理されうようにするか、処理のために適当な時間を設定するよう合意するようにする

こうしたEFOIAの特徴は、それまでのFOIAの運用に関する反省を基に考慮されたものである。その中で対応時間の延長は一見後退のようであるが、実際には10日という期限が守られていないのが実体であるので、現状に合わせたと見るべきである。

実際にEFOIAによってどのような変化が起きているのだろうか。表8-2は、米国の主要省庁のEFOIA対応ウェブページをまとめたものである。主要省庁に限らず、独立行政機関を含めて、EFOIAに対応するウェブページを整備し始めている。次節では米国の三つの連邦政府機関(FBI、CDC、FDA)を取り上げて、[E]FOIAがどのように利用されているかを見ていくことにする。

表 8 - 2 米国主要省庁のEFOIA関連ウェブページ

省庁	URL	タイトル
Office of Administration (ホワイトハウス)	http://www.whitehouse.gov/WH/EOP/html/other/foia/index.html	Freedom of Information Act
国務省	http://foia.state.gov/	Electronic Reading Room
農務省	http://www.usda.gov/news/foia/main.htm	FOIA Main Page
国防総省	http://www.defenselink.mil/pubs/foi/	DefenseLINK Freedom of Information Act (FOIA) Program
教育省	http://www.ed.gov/offices/OCIO/infocoll/info3.html	Guidance on FOIA
厚生省	http://www.hhs.gov/about/foia/index.html	Freedom of Information Act (FOIA) as amended by Public Law 104-231
内務省	http://www.doi.gov/foia/	Freedom of Information Act Home Page
司法省	http://www.usdoj.gov/foia/	Freedom of Information Home Page
労働省	http://www.dol.gov/dol/sol/public/foia/main.htm	Freedom of Information Act
財務省	http://www.ustreas.gov/foia/	Treasury FOIA Homepage
USTR (通商代表部)	http://www.ustr.gov/efoia/index.html	USTR Electronic FOIA
1998年3月末現在。		

第4節 連邦政府機関のウェブページに見る電子情報自由法の利用例

第1項 FBI

FBIは、EFOIAにすばやく反応した機関の一つで、これまで頻繁に請求されてきた有名人に関する記録やUFOに関する記録などを、ウェブページ上でPDFファイルという形で公開し始めた²⁵³。

FBIは連邦司法省の捜査機関である。その役割は連邦刑法侵害の調査を通じた法の擁護、外国の諜報やテロ活動からの米国の保護、連邦、州、地方、国際機関へのリーダーシップと法執行援助の提供、そして公衆のニーズに即応し米国憲法に忠実なやり方でその責務を果たすことであるとされている。FBIの調査を通じて得られた情報は司法長官はじめ司法省幹部に提示される。FBIの捜査のトップ・プライオリティは五つあり、テロリズム対策、麻薬・組織犯罪、外国諜報対策、暴力犯罪、金融犯罪、である。

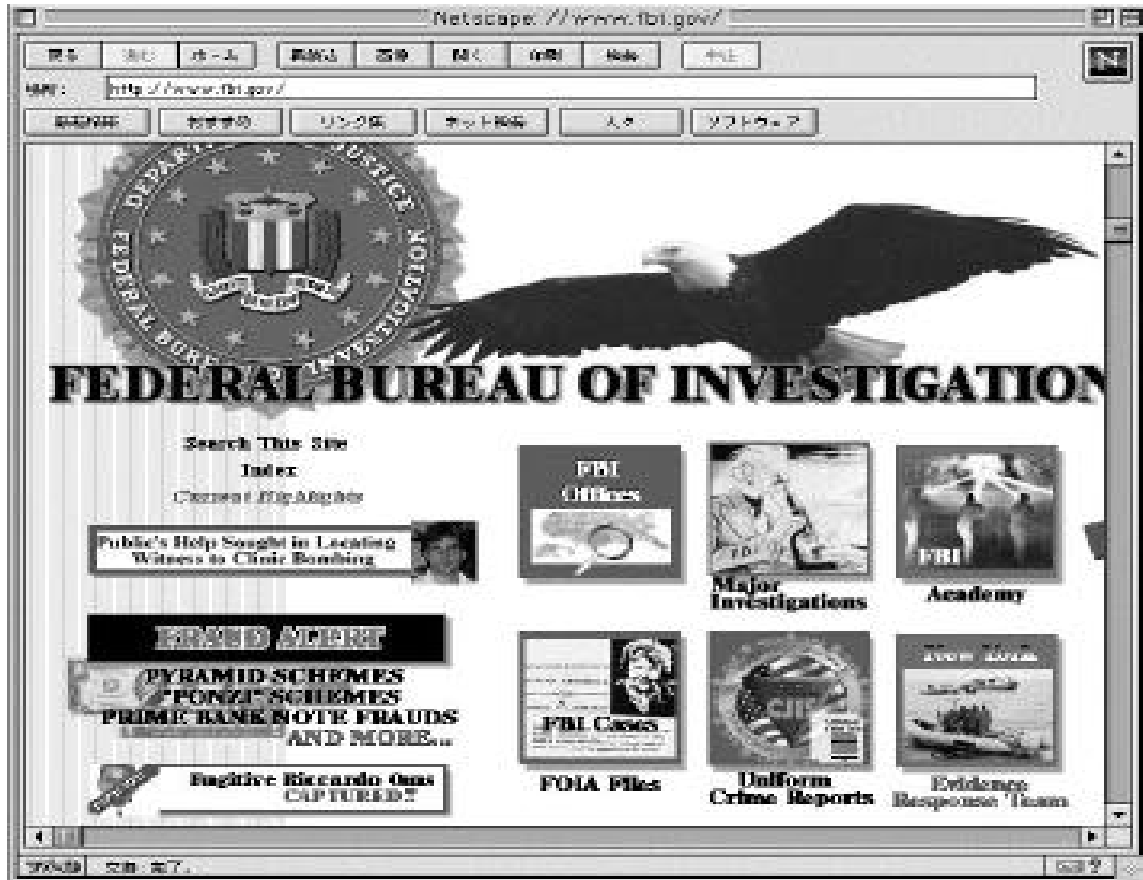
様々な情報が機密情報としてFBIに蓄積される一方で、こうした情報の公開を求める国民の要望も強い。しかし、当初の「1966年FOIA」では法執行目的で集められた調査ファイルはFOIA請求の対象とされていなかったため、FBIの記録はほとんどが公開されなかった。しかし、1974年にプライバシー法が成立し、自分の個人情報の開示を請求できることになり、また1975年にFOIAの改正法が成立し、捜査で得られた情報も公開され得ることになったため、FBIの情報もFOIA請求の対象となることが多くなった。そのため1975年にFBIはFOIA関連の人員を大幅に増員した。それによって20数年にわたり30万件以上の請求を扱い、600万ページの記録が公開された。1998年現在で、FOIA請求とプライバシー法に基づく個人情報請求を扱うFOIPA (Freedom Of Information and Privacy Acts) 部門は約400人の人員を擁しているという²⁵⁴。

FBIのような、直接市民の情報を扱う政府機関にはFOIA請求が集中する。EFOIAによる修正前のFOIAでは、受け付け順に請求を処理していたため面倒な請求が重なると記録の公開が遅れ、未処理分 (backlog) が累積する問題があった。実際に、1996年3月31日には1万5259件の未処理請求があり、540万ページもレビューされなくてはならない書類が貯まっていた。さらに、不服申し立てをされている請求が480あり、233の訴訟がペンディングになっていた。それだけ情報公開制度が利用されているということでもあるが、請求を受ける行政機関側には膨大な負担となっていたのである。

しかし、EFOIAによって行政機関側は簡単な請求から処理し、複雑で時間を要する請求については請求者と話し合うことが認められ、改善が見込まれている。

FBIはその最初のホームページ (<http://www.fbi.gov/>) に「FOIAファイル (FOIA Files)」というリンク・ボタンを用意している (図8-1参照)。これをクリックすると「FBI FOIA電子リーディング・ルーム (Electronic Reading Room)」のウェブページ (<http://www.fbi.gov/foipa/foipa.htm>) へ行く。

図8-1 FBIのホームページ



出所：<<http://www.fbi.gov/>>（1998年5月6日アクセス）

ここでは、イントロダクション、電子リーディング・ルーム、そして司法省へのリンクが用意されている。電子リーディング・ルームをクリックすると、すでに公開されたFBI記録の中でも、特に一般の関心が高いものがPDFファイルの形で公開されている。例えば有名人の記録の中には600ページ以上にわたるエルビス・プレスリーやマリリン・モンロー、パブロ・ピカソ、ジョン・レノン、アドルフ・ヒトラーの記録などがある。あるいはUFOに関する記録もある。

図8-2はマリリン・モンローについての公開文書の内容の一部である。これを見てわかるようにPDFファイルでは紙の原資料をスキャナーで画像データとして取り込み、電子的に再生することができる。紙で公開されたままに黒く塗りつぶされたところもわかる。

図8-2 マリリン・モンローに関する公開文書の一部

Date: August 20, 1955 404115 / PF COVER SERVICE
 TO: Mr. Dennis J. Egan (orig # 1)
 Director of Security
 Department of State
 215 Bond Street, S. W.
 Washington, D. C.

FROM: John Edgar Hoover, Director
 Federal Bureau of Investigation

SUBJECT: MARILYN MONROE

The foregoing data are being furnished for your information with the request that they not be further disseminated in order to protect the identity of the informant in this case.

Director
 Central Intelligence Agency
 2430 R Street, S. W.
 Washington, D. C.

58 AUG 26 1955
 CONFIDENTIAL

出所：<<http://www.fbi.gov/foipa/famous.htm#monroe>>
 (1998年8月3日アクセス)

表8-3は1998年6月10日現在、FBIのウェブページに掲載されている情報のリストである。

こうして電子的に公開することで、FBIは同じ請求に繰り返し対処する手間が省けることになる。請求にかかる手間と時間と資金が行政側にとっても請求側にとっても大きく削減されることになるだろう。

表 8 - 3 FBIのサイトで見られる記録のリスト

Alcatraz Escape - 6/3/98
Animal/Cattle Mutilation - 1/12/98
Ball, Lucille - 1/12/98
Barbie, Klaus - 7/24/97
Bonnie and Clyde - 6/3/98
Booth, John Wilkes - 6/3/98
Dillinger, John - 1/12/98
Earhart, Amelia - 7/24/97
Fard, Wallace D - 6/3/98
Flynn, Errol - 6/3/98
The Hindenburg Disaster - 6/3/98
Hitler, Adolph - 6/3/98
Lennon, John - 6/3/98
Mantle, Mickey - 6/3/98
Majestic 12 - 1/12/98
Marshall, Thurgood - 6/3/98
Miburn (Mississippi Burning) - 6/3/98
Monroe, Marilyn - 1/12/98
Nelson, Baby Face - 6/3/98
Ness, Eliot - 6/3/98
Picasso, Pablo - 6/3/98
Presley, Elvis - 7/24/97
Project Blue Book - 7/24/97
Robeson, Paul and Eslanda - 6/3/98
Robinson, Jackie - 7/24/97
Rogers, Will - 6/3/98
Rosenberg, Julius and Ethel (Summary of case only) - 1/12/98
Roswell - 1/12/98
St. Valentine's Day Massacre - 1/12/98
Special Intelligence Service/Basque Intelligence Service - 6/3/98
Smith, Clarence 13X - 7/24/97
Spellman, Francis Cardinal - 6/3/98
Tesla, Nikola - 6/3/98
Trotsky, Leon - 6/3/98
Unidentified Flying Objects - 1/12/98
Wayne, John - 1/12/98
Windsor, Duke and Duchess - 1/12/98

出所 : <<http://www.fbi.gov/foipa/alpha.htm>> (Access; June 10, 1998)

注 : 右に付された日付は記録がウェブページで公開された日。

第2項 CDC

CDC (Center for Disease Control and Prevention) は、ジョージア州アトランタに本部を置き、その他に11のセンターや研究所を持っており、米国厚生省 (the Department of Health and Human Services) の一機関である。約6900人を雇用し、その目的は、疾病 (disease)、傷害 (injury)、障害 (disability) の防止とコントロールによって健康と生活の質を向上させることである。具体的には、

- ・健康の監視
- ・健康問題の発見と調査
- ・予防策促進のための調査実施
- ・堅実な健康政策の開発と唱道
- ・予防政策の実施
- ・健康的な行動の促進
- ・安全で健康的な環境の醸成
- ・リーダーシップと訓練の提供

などを行っている²⁵⁵。日本の制度でいえば、保健所を統括する組織のようなものである。

CDCは、二つのFOIAガイドをウェブページに載せている。一つはCDCのスタッフのためのもので、もう一つはATSDR (Agency for Toxic Substances and Disease Registry) と共通の利用者向けのものである。

スタッフ向けのガイドは、実際にFOIA請求が行政機関内部でどのように扱われているかを伺い知ることができるため、その内容を見てみよう。ただし、このガイドはEFOIAには対応しておらず、EFOIA成立前のFOIAに基づくガイドになっているが、基本的な手続きは変わらないものと思われる。

スタッフ向けガイドには、目的、参照法令、所轄、手続き、記録の保管、形式、について記されている。このガイドの目的は、FOIA請求への対応と関連記録保管の手続きを示すことであるとされている。そして、参照すべき法令として、

- ・ Freedom of Information Reform Act of 1986
- ・ Executive Order No. 12600 (機密ビジネスデータの公開に先んじてデータの提出者に通知を義務づけたもの)
- ・ 以前の政策を変更する判例

・司法省とOMB (Office of Management and Budget) のガイドライン

の四つを挙げている。

CDCの中でFOIA請求を担当するのは、情報局 (Office of Communication) であり、FOIAコーディネーターがそれにあたる。CDC関連の各センター、研究所、部署に提出されたFOIA請求はまず情報局のFOIAコーディネーターのところへ送られる。そこで「CDC 0.632」という書式用紙が作成される (図8-3参照)。この書式と一緒に文書検索にかかったコスト (検索を行った人の職階、人数、時間) がメモされる。書式の中には三つの選択肢があり、検索者は検索の結果、どれかを選んで印を付け、補足のメモをつける。この書式とメモを基にFOIAコーディネーターは請求者に対する回答を作成するとともに、この書式自体がFOIA請求の対象ともなる。

書式の中の三つの選択肢の第一は、「記録を保有していない」というもので、他の政府機関にあたるべきであれば、その機関の名前と所在地を明記することになる。第二の選択肢は、「記録を確認し、公開するにあたって問題ない (削除・保留の必要なし) 」というもので、その際、その記録の一部が他の政府機関からのものであればそれを一緒につけるよう求められる。

第三の選択肢は、「記録を確認したが、FOIAの下で一部もしくは全部を保留または削除する」というものである。この場合は、(a) どの記録が、なぜ、何ページわたって保留されるのか、あるいは、(b) どの記録が部分削除され、その理由は何か、について説明し、(c) 記録の一部が他の機関によるものであれば一緒につけるよう求められる。

FOIAの規定では、請求を受けてから10業務日以内に公開・非公開の決定を請求者に通知しなくてはならない (ただしEFOIAでは20業務日以内に延長された)。日数のカウントは請求がFOIAコーディネーターのデスクに到着したときから始まる。そして、10日以内に請求者に回答するために、各関係機関 (Center、Institution、Office) は8業務日以内に上述の書式その他をFOIAコーディネーターに返送するよう求められている。

しかし、実際の利用者によれば、FOIA請求が累積しているために、10日以内に届くのは、「請求を受け取った」という確認の手紙だけであり、実際に記録が公開されるためには数カ月あるいは数年かかることもあるという²⁵⁶。

図 8 - 3 FOIA 請求に対する CDC の内部書式

Case No. :

Freedom of Information Act (FOIA) Response Documentation

The information you fill in below will be used by Office of Communication to produce a letter to the FOIA requester. This sheet will be kept in the official FOIA file and is itself subject to FOIA.

Choose one of the three responses shown below, then answer the questions for that response.

We have no records.

Should the requester be referred to another agency? If so, list the agency's name and address.

We located records and have no concerns about releasing them (no deletions or withholding were necessary).

Were any of these records originated by another federal agency? If so, please clip them together.

We located records, all or parts of which have been withheld or deleted under FOIA.

a) Which records should be withheld and why? How many pages are to be withheld?

b) Parts of which records have been deleted and why?

c) Were any of these records originated by another federal agency? If so, please clip them together.

Name and phone number of person providing information:

Any further comments on this response? (Attach another page if necessary).

* Please fill out your cost sheet.
* The FOIA Coordinator has to review whatever is withheld and deleted as well as what is released.

CDC 0 538 A
Rev. 5/95

出所 : <http://www.cdc.gov/od/maso/test/GAMG78.HTM#FORMS>
(1998年3月10日アクセス)

各関係機関は請求の対象となった全ての文書をチェックする。そしてその結果、記録の公開・非公開についてCDC本部のFOIAコーディネーターに提言(recommend)する。記録に問題がなければFOIAコーディネーターが、その記録が公開可能かどうかを検討し、最終的に情報局のディレクターと、記録を保有している関係機関の代表が最終決定をする。

FOIA請求の対象となった文書は、非公開・削除記録に対する不服申し立てや訴訟、あるいは後の公開のために適切に保管されなくてはならない。通常各関係機関はFOIAに対応するために2年間記録を保有しなくてはならない。もし不服申し立てや訴訟が起こされた場合、原請求、回答のコピー、記録のコピーを最低6年間保管しなくてはならない。

こうした手続きでCDCはFOIA請求を処理している。では、今度は請求者側はどのようにすればいいのだろうか。CDCはATSDRと共通の請求者向けFOIAガイドをウェブページに載せている²⁵⁷。

まず、どのような記録が請求の対象となるかということ、政府機関が所有し、まだパブリック・ドメイン（図書館やクリアリング・ハウスで入手可能なもの）になっていない全ての記録である。

請求の仕方は簡単で、できるだけ詳しく記録を特定する条件を書いた手紙をアトランタにあるCDCとATSDR共通のFOI（Freedom of Information）オフィスへ送ればいい（EFOIAによって、手紙だけでなくファックスや電子メールでの請求も可能になった）。ただし、誰かの医療記録や個人記録を請求する場合は、同意書を添えなくてはならない。同意書には、請求記録の対象となる人の名前が明記され、CDCが請求記録を公開することを許可する旨を書き、請求対象の人のサインがなくてはならない。そして法律事務所からの請求でない場合は公証を受けなくてはならない。請求対象が未成年である場合は、その両親が保護者のサインが必要となる。ウェブページ上に同意書のサンプルが置かれている²⁵⁸。

FOIAは九つの適用除外事由を持っているが、CDCとATSDRでは多くの場合、四つの種類の適用除外が行われてるといふ。先述のリストの中でいえば、

- 3) 制定法によって特に開示が免除されている一定の情報
- 4) 営業上の秘密（トレード・シークレット）や、第三者から得られたもので、秘匿権が認められ、または秘密に属する商業上または金融上の情報
- 5) 行政機関との訴訟で、行政機関以外の当事者が法律により利用することができない行政機関相互間または行政機関内部の覚書もしくは書簡類の情報
- 6) 開示することによって、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害になる人事ないしは医療あるいはこれに類する書類の情報

の四つである。適用除外事由にあたりと判断された場合、請求者には手紙で通知される。この際、不服申し立ての仕方が通知書に記載されている。不服申し立てを受けて、公共問題担当次官補代理（Deputy Assistant Secretary for Public Affairs [Media]）が非公開記録を再調査する。再調査の結果、非公開決定が認められなければ記録は公開される。しかしここでも非公開とされれば、連邦地裁に不服訴訟を起こすことができる。訴訟の場所は、請求者の居住地、記録の保管地、あるいはワシントンDCから選択できる。

また記録が存在しないとされた場合にも、記録検索の適切さに関して不服申し立

てができる。別の機関が保有している場合にはその旨伝えられる。

その他、料金についての規定、CDCのFOIAに関する年次報告を請求できることやFOIAオフィスの所在地、連絡先がガイドに記載されている。

このガイドはA4版にして実質2ページほどである。このガイドを基に請求者はCDCに記録を請求できることになるが、請求にあたって特別難しいことは要求されていない。細かい書式にこだわらずに請求できる点は、請求者側の便宜を考慮したシステムであるといえよう。故に、請求の遅滞や情報検索・公開のためのコストという問題が残っていても、日本の情報公開の一つのモデルとしてFOIAが研究されているわけである。

第3項 FDA

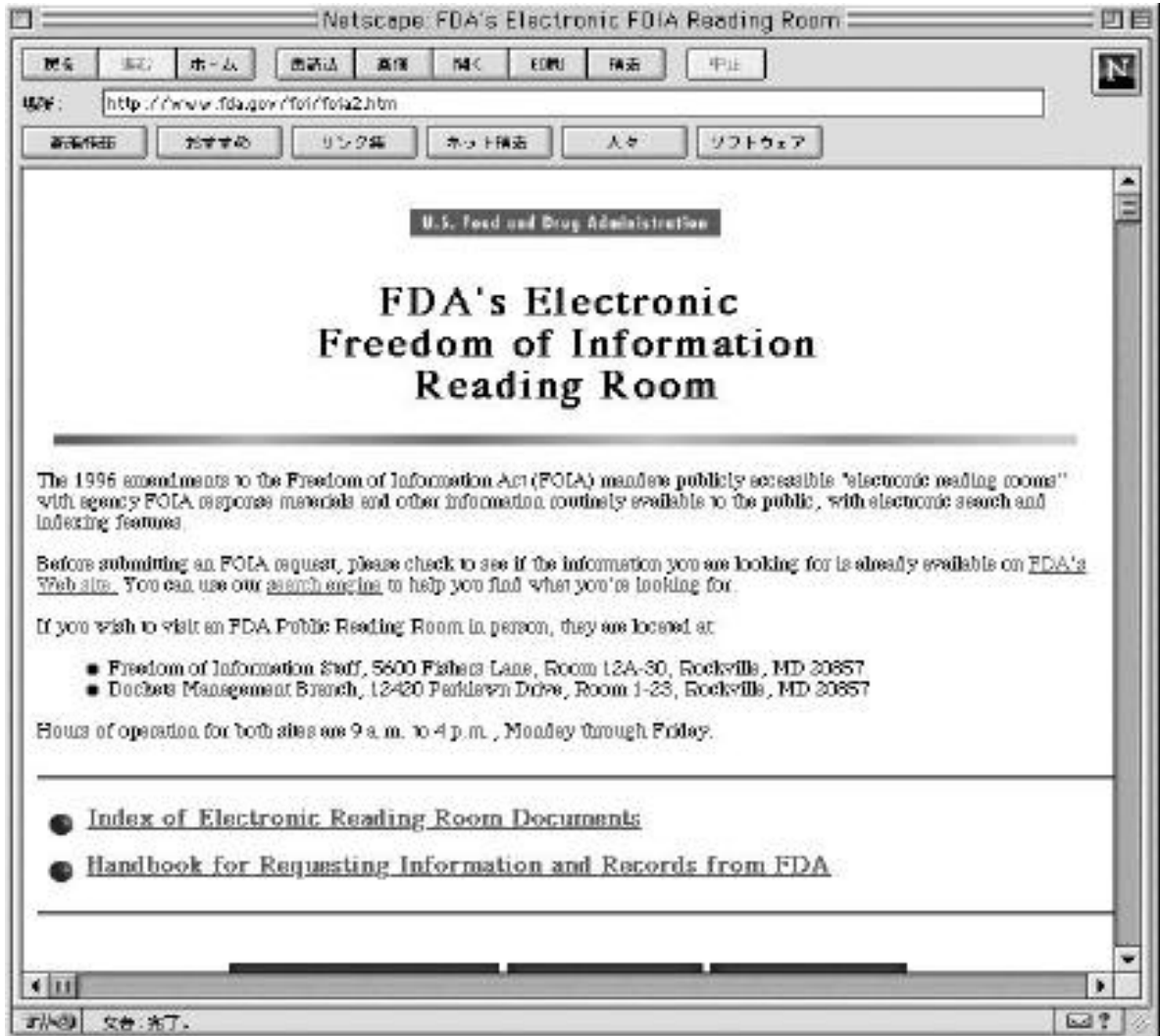
FDA (Food and Drug Administration) もまた厚生省関連の機関である。その名の通り、食品と医薬品が所轄事項である。FDAのホームページ (<http://www.fda.gov/opacom/hpview.html>) によれば、FDAは1兆ドル以上に値する製品の規制を行っている。FDAの仕事は「我々が食べる食べ物が安全で健康であり、我々が使う化粧品が我々を害することなく、我々が使う医薬品と医療機器が安全かつ効率的で、電子レンジのような放射能排出製品が害のないように」に見張ることであるという。FDAは9000人の職員を擁し、輸出入を含めた製品管理を行っている。

FDAのホームページでは、「Freedom of Information」の文字が鷹のアイコンとともに見えるようになっている。ここをクリックすると、「FDA電子情報自由リーディング・ルーム (FDA's Electronic Freedom of Information Reading Room) 」というウェブページへ行くことができる (図8-4参照) 。ここではまずEFOIAによって電子的アクセスできる「リーディング・ルーム (閲覧室) 」を作ることになったという説明がある。そして、FOIA請求をする前にFDAのウェブページを見て、すでに目的の文書が公開されていないかどうか確認するよう促している。

またこのページに「FDAから情報と記録を請求するためのハンドブック (A Handbook for Requesting Information and Records from FDA) 」というリンクが張られている。このハンドブックはEFOIA成立後、1997年3月28日に書き換えられている。FOIA請求は通常的手段で公表されていない情報を入手するための手続きと位置づけられている。逆に請求に答えるために新たな情報収集や調査は行わな

いとも述べている。

図 8 - 4 FDAのFOIA関連ウェブページ



出所 : <http://www.fda.gov/> (1998年3月10日アクセス)

九つの適用除外事由のうちFDAでは次の六つがよく非公開の理由とされるという。先述のリストでいえば、

- 2) 行政機関内部の人事規則、慣行に関する情報
- 3) 制定法によって特に開示が免除されている一定の情報
- 4) 営業上の秘密(トレード・シークレット)や、第三者から得られたもので、秘匿権が認められ、または秘密に属する商業上または金融上の情報
- 5) 行政機関との訴訟で、行政機関以外の当事者が法律により利用することができない行政機関相互間または行政機関内部の覚書もしくは書簡類の情報

- 6) 開示することによって、個人のプライバシーに対する明らかに不当な侵害になる人事ないしは医療あるいはこれに類する書類の情報
- 7) 法執行手続きを妨害すると合理的に予期されうる場合、個人のプライバシーに対する不当な侵害になると合理的に予期されうる場合、その他一定の法執行の目的で収集された記録や情報

である。

FDAに対するFOIA請求は基本的にCDCのものと変わらない。しかし、EFOIAで認められた電子メールによる請求をFDAは認めないとしている。請求は郵便あるいはファックスで受け付けている。

FDAのハンドブックで特徴的なのは料金（Fee）を細かく示していることである（表8-4）。FOIA請求の中に自分の支払限度額を書いておけば、それを超える場合は処理をする前に請求者と連絡を取るとしている。また、一般には請求処理後に支払いとなるが、250ドルを超える場合には前払いを求めることもあるという。

表 8 - 4 FDAのFOIA請求処理料金

作業区分		料金基準
商業利用	検索	請求を処理するFDA職員の職階に応じて1時間14ドル、28ドル、51ドル
	複写	定型紙1枚10セント、定型外紙実費、マイクロフィッシュ1枚50セント
	証明	各10ドル
	コンピューター・チャージ	時間に応じた実費
	電子媒体	実費
非営利団体（マスコミ含む）	複写	上記複写の覧と同じ（ただし最初の100ページは無料）
その他	検索・複写	上記の検索と複写と同じ（ただし最初の2時間の検索と最初の100ページの複写は無料）
出所：< http://www.fda.gov/opacom/backgrounders/foiahand.html >（1998年3月10日アクセス）。		

先述の通り、FOIA請求にかかる費用は商業目的の場合、実費で請求される。しかし、マスコミを含む非営利団体、公益団体として認められれば複写以外の費用は免除され、複写も100ページ以内なら無料である。その他一般の市民からの請求は大きな請求でなければ無料になる。フロッピー・ディスクなどによる電子データで受け取ることになれば、実質フロッピー・ディスク代しかかからないことになる。こうした費用による制約の低さがFOIA請求を活発にする要因となっている。

第5節 情報公開とエンパワーメント

制定から30年以上たった米国の情報自由法（FOIA）は、政府の透明化に大きく貢献してきた。請求の遅滞は問題だが、それだけ市民やメディア、公益団体によってFOIAが利用されている証拠でもある。そして、30周年を契機に行われたFOIAの改正であるEFOIAの成立は、情報公開制度と行政情報化を結びつけ、第三段階の行政情報化として、情報公開に新たな地平を開いた。EFOIAはいわば情報公開の新しいパラダイムである。

ヨーロッパ諸国においても電子データを米国に先んじて情報公開の対象としている国がいくつかあった。特に北欧諸国は情報公開制度の発祥の地であるとともに、現代の情報通信技術においても先進的な地位にある。しかし、インターネットの発祥の地である米国がインターネットを使って情報公開を行うと宣言したことによって、この新しいパラダイムは本格的なものになったといえる。

EFOIAはマルチトラック処理の導入などFOIAの改善を目指すとともに、電子媒体、インターネットの導入によって、大きく二つの効果をもたらしたといえる。

第一の効果は、費用の削減である。クリントン政権は情報通信技術を行政改革のてこにしようと考えてきた。その現れがナショナル・パフォーマンス・レビュー（NPR）や「1993年政府のパフォーマンスと成果に関する法（Government Performance and Result Act of 1993）」であった。そしてこのEFOIAもその一例となるだろう。FBIに繰り返し請求される、いわば「人気のある」記録はウェブページで入手できるようになり、手間が削減されることになる。また、数百ページの紙をもらうのと、フロッピーディスクに納められた電子データをもらうのとでは大きな差がある。もともとの記録が電子媒体なのに、それを紙にプリントアウトするとするなら時間も紙も必要になるが、電子ファイルのコピーは、より短時間でできるし、費用も安い。さらに電子データであれば、検索と編集が簡単にできることにな

る。電子データによる公開は行政側にとっても、情報を請求する側にとっても大幅なコストの削減につながる。

EFOIAがもたらした、もう一つの大きな効果は、情報公開で提供される情報と、行政側が自ら提供する情報との間の境がなくなっているということである。本来「提供される情報」と「公開される情報」には大きな差がある。つまり第二段階と第三段階の行政情報化の差である。例えば情報公開法がまだない日本の場合がわかりやすい。行政が白書や報道発表、あるいはウェブページで「提供」している情報は非常に限られたものである。窓口閲覧制度で閲覧できる情報モリストにあるものだけである。極言すれば行政側が出したい情報しか提供されていない。行政側が出したくない情報を国民は手に入れることができない。しかし、情報自由法の自動公開原則によって行政側の情報は原則公開、例外非公開になっている。そして、すでに公開されたものについてはリストが電子的な媒体で作られ、よく請求されるものについてはウェブページでアクセスできるようになりつつある。主要政府機関のウェブページには検索機能が付けられており、またGovernment Information Locator Service (GILS) という政府機関を横断して情報検索をする機能も作られている (<http://www.usgs.gov/gils/>)。自動公開原則と電子アクセスによって公開されるべき情報は、提供される情報に近づきつつあるのである。

こうした政府情報へのアクセスの改善は、政府と市民の間の情報の非対称性の解消へとつながる。行政機関は、与えられた権限に基づき市民の情報を集めるが、その権限を行政機関に与えるのは本来、市民である。従って、行政機関の情報は市民のものであるというのが情報公開制度の基盤である。市民は、情報公開制度を通じて自己決定に関する情報をより多く手に入れることができるようになる。これは「エンパワーメント」という言葉で表現できるだろう。EFOIAは、情報技術が政府と市民の間のパワー・バランスを変える力を持っているということの一つの例であると同時に、インターネット時代、マルチメディア時代の情報公開法として一つのモデルとなるだろう。

では、EFOIAに問題点はないのだろうか。法案が成立する前から指摘されていた問題点を列挙すると以下のようなになる²⁵⁹。

- 1) 今後の技術変化に十分に対処できないこと
- 2) 政府の電子メールが、政策決定プロセスにおいて、どのように扱われているかの包括的なレビューが不十分であること
- 3) 電子的な媒体で保存されている記録が公開される場合、削除の明示が困難なこと
- 4) 請求されたときに政府機関が電子媒体で記録を提供する要件の曖昧さ

- 5) 行政内部の文書や、未決定の事項に関する記録を公開するかどうかははっきりしないこと
- 6) マルチ・トラック処理システムの恣意性
- 7) 優先処理の曖昧さ
- 8) 「記録」の定義の曖昧さ

こうした問題点の多くは、「実際にEFOIAがうまく運用されるのか」という疑問に基づいている。EFOIAが成立する前のFOIAの時代の問題は、立法上の問題ではなく、むしろ行政側の取り組み方の問題であるという指摘がある。それは官僚主義もあり、予算・人員の不足という面もある。こうした問題は法案成立に当たっても議論されたが、おそらく実際に運用してみて改善を図っていくことになるものと思われる。

では、わが国の情報公開制度はどうなっているのだろうか。わが国における政府情報の公開は地方自治体が先行してきた。1981年に山形県金山町で始まった情報公開の動きは、ようやく国政レベルに達しようとしている²⁶⁰。情報公開法案に対する関心は、景気低迷や金融スキャンダル等に隠れて、国民レベルでは必ずしも盛り上がっていない。しかし、情報公開法案の成立は永年の課題であり、国内外のメディア、研究者、市民団体が注目している。

国会に提出された情報公開法案でも、電子データを公開対象とすることになっている。つまり第二条において、

この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう²⁶¹

とされている。こうした動きは歓迎すべきであろう。しかし、米国のEFOIAはこうした電子データの公開だけにはとどまらない様々な方策が用意されている。例えば、インデックスの作成やウェブページ上での情報の公開などである。

1966年のFOIAは、日本の情報公開法を考えるに際して常に一つのモデルとなってきた。そして、1996年のEFOIAもまた示唆に富むものである。日本政府のホームページの数も現在急速に増えているところだが、情報公開法成立前ではその内容は十分なものにはなりえない。しかし、EFOIAの優れた点は取り入れ、よりよい情報公開法を考えるヒントにするべきである。日本の行政情報については、他にも文書管理の問題など課題が多いが、電子データによる請求の受け付け、公開、そして

ウェブページなどのインターネット技術の最大限の利用が期待される。

第7章と第8章では、インターネットなどの情報技術が行政にどのような変化をもたらしたかを見てきた。どのような情報国家のタイプにおいても政府の役割がなくなるわけではない。ガバナンス型情報国家においては政府は他のアクターが相対的にエンパワーされることによって政府の役割は小さくなるが、それでも重要な役割を果たしていることには変わらない。政府の情報化が進むことによって民間部門の情報化が進み、経済にもつながるだろう。ガバナンス型情報国家においては情報が広く共有され多様なアクターが意思決定・合意形成に参加することによってそうした決定や合意の非効率性は増してしまう可能性があるが、他方で情報技術を政府が取り入れていくことによってそうした非効率性を吸収することができるという側面があることも事実であろう。

第9章 国際情報通信秩序の再構築

- WTOにおける米国の影響力 -

第9章 国際情報通信秩序の再構築 - WTOにおける米国の影響力 -

第1節 国際情報通信秩序における米国

第4章から第6章においてガバナンス型情報国家の抱える問題について検討し、第7章と第8章では情報化政策の中でも行政情報化の果たす役割を考えてきた。本章では国際関係に目を転じることにしたい。

モノの貿易を大きく自由化させたGATT（関税と貿易に関する一般協定）を引き継いだWTOでは、GATS（サービス貿易に関する一般協定）の下でサービスをも自由化させようとしている。大きく四つの分野がWTOに残されたが、その一つが基本電気通信サービスである。モノの貿易と同じくここでも主導権を握ったのは米国であった。米国は自由化を渋る国々に対し、自国市場への参入規制を縦に自由化を迫ったのである。また情報通信関連機器の貿易でも米国は自国の技術力を背景に自由化を迫り、WTOにおいて情報技術協定を成立させたのである。

本章では、この二つの交渉を振り返り、ガバナンス型情報国家としての米国の影響力について検討したい。この二つの交渉は結果的に国際情報通信秩序を大きく自由化させたと同時に、その交渉形態がガバナンス的だったという点でも注目に値するものである。

第2節 国際電気通信レジームの変容

インターネット登場以前の情報通信の世界では国家が主導的な役割を果たしていた。多くの先進国、途上国において「ナショナル・キャリアー（National Carrier）」と呼ばれる国営の電気通信事業者が存在し、独占あるいは寡占状態にあった。例えば、日本では1952年、国内公衆電気通信事業を独占的に運営する公共企業体として、電気通信省に代わり日本電信電話公社（電電公社）が設置され、国内電話市場を独占した。

また国際電話市場においては、国際電信電話会社（KDD）が独占してきた。そして国際的な電信電話システムのルールは、国連の専門機関の一つである国際電気通

信連合（ITU）において決められてきた。ITUは19世紀に作られた国際電信協定（万国電信協定）に基づくものであり、その後、国際無線電信協定を取り込み、1956年に国連の専門機関の一つとなった。ITUにおける協議には各国の電気通信主管官庁（日本なら郵政省）が代表を派遣し、国際電気通信システムに関わる問題処理、意思決定を行ってきた。ITUの下での国際電気通信システムは、ITUの技術標準に従い、各国間の協定によって電信線、電話線が確保された。

こうした国際電気通信システムを国際政治学的に分析する際に用いられる概念が、「国際電気通信レジーム（International Telecommunications Regime）」である。「国際レジーム（International Regime）」は、一般的には「ある一定の国際関係の領域においてアクターの期待が収斂する、非明示的あるいは明示的な原理、規範、ルール、意思決定手続きのセット」というように定義されている²⁶²。つまり、国際政治の世界は基本的には、世界政府のないアナーキーな状態であるが、かといって完全に無秩序ではない。特定の分野においては国家間の協調が見られる。その国際協調の枠組を国際レジームと呼ぶのである。その特定の分野としては、電気通信の他、郵便、金融、海運、空運などが考えられる。

しかし、国際レジーム論にも限界がある。第一に、国家以外の多様なアクターの参加をうまく取り入れられていないことである。第二に、単一の 이슈毎のレジーム分析になっているために、レジーム間の関係の分析や、レジームを越えた活動と秩序を説明し切れしていないことである。

こうした理論的な限界に加えて、現実の電気通信レジームにも限界が見られる。電気通信分野では、これまでこの国際電気通信レジームの中心的役割を担ってきた国際電気通信連合（ITU）が制度疲労を起こし、インターネットをはじめとする新しい技術への対応ができていないのである²⁶³。そのため、19世紀に作られた国際電気通信レジームは大きな変化の時期を迎えている。

一旦ネットワークが整備されたなら、国営・独占のままでは競争が促進されず、「政府の失敗」が起こる。「お役所仕事」は利益を生まない体質になり、サービス利用者の側の利便も向上しない。こうした批判を受けて、1980年代以降国営・独占サービス事業の民営化と独占打破が、米英をはじめとして、相次いで行われたのである。

この国内市場の民営化、独占打破は国際的な変化をも引き起こした。つまり、国際電気通信の部門でもサービスの多様化、自由化が求められるようになったのである。その牽引役となったのは米国であった。米国は電気通信に関しては特殊な体制にあった。つまり、日本や欧州各国では、郵便と通信が一緒の官庁によって管轄されていることが多かった。しかし、米国では両者は完全に切り放され、電気通信部

門では国営独占事業者が存在しなかった。AT&Tが事実上のナショナル・キャリアであったが、あくまで民間企業であり、いくつかの問題で政府とは緊張関係にあった。特に市場の事実上の独占に関し、司法省を始め政府は改善を求めていた。

その結果、1984年に司法省との間で、修正同意審決（MFJ）が結ばれることによって、AT&Tは分割されることになった。AT&Tは地域電話会社に分割されるとともに、長距離市場では新規事業者の参入が促進された。このAT&T分割には様々な問題が取りざたされたが、通信自由化の大きな流れとしてNTTの分割論議にも大きな影響を及ぼし、各国の通信サービス自由化への大きな転換点となったといえよう。

というのは、米国は、米国の自由化された市場へ他国の事業者が参入するには、その国の市場もまた開放されていなくてはならないという相互主義の立場をとり、各国の通信市場の開放を迫る一方で、途上国の重要な収入源となっている国際清算制度の見直しを求めたからである。また、民間企業によるコールバック・サービスの登場もこうした国際電気通信制度に揺さぶりをかけた。

さらに国際電気通信レジームを揺さぶったのがインターネットの登場である。インターネットは、電話のような同期通信ではなく、非同期型のパケット通信を採用し、ネットワークとネットワークをいわばボランティア・ベースでつなぐことによって、国際通信といえども格安の通信を可能にした。電子メールは、電話のような直接の会話ができなくとも、安価ですばやい通信手段として画期的なものとなった。またワールド・ワイド・ウェブは、マスメディアによらない個人の情報発信と国際的な情報のリンクを促した。

このインターネットの登場は様々な新しいアクターを生み出し、かつ全く考え方の違う通信システムであったため、既存の国内・国際電気通信システムとは不整合を生み出した。例えば、従来の通信システムでは、100%の通信の確実性を保障すべく事業者による努力が行われてきた。しかし、インターネットはあくまでボランティア・ベースで発展してきたため、「ベスト・エフォート」しかない。ベスト・エフォートは最大限の努力というよりも、「できる範囲のこと」というぐらいのニュアンスである。これによって電子メールは90%以上は確実に送信・受信できるけれども、誰も100%の保障はしないということになる²⁶⁴。

こうしたインターネットのある種のルーズさが逆に参入コストを低くし、新しい技術への順応性を高めている。しかし、既存の国際電気通信レジームはこの新しい技術と環境に対応できなかった。その結果、ITUを中心とするレジームは機能不全を起し、「他の場所で」インターネットをいかにコントロールしていくかを話し合わざるを得なくなってきた。

この問題が最も顕著に表れたのが、WTOにおける基本電気通信サービスと情報技

術協定 (Information Technology Agreement: 以下ITAと略) の問題である。この二つの自由化交渉はインターネットに対応する新しい環境整備の意味あいを持っていると同時に、競争力のある米国による新しい枠組づくりだともいえる。この二つの問題は、世界貿易機関 (WTO) を中心に議論されたが、それにとどまらず、アジア太平洋協力会議 (APEC) や先進国首脳会議 (サミット)、あるいは四極通商会議などいろいろなところで議論が交わされ、こうした枠組が多層的・機能的につながることで最終的な妥結に至った。これがレジームからガバナンスへの転換である。

WTOなどそれぞれの国際交渉の場は、それぞれ別の目的を持って設置されたものである。しかし、基本電気通信サービスとITAという二つの交渉をまとめるために、それぞれの場が活用されたのである。つまり、従来のITUだけでは結果を出せず、複数のレジームを重ね合わせ、つなげることで目標を達成しようとしたのである。

第3節 情報通信をめぐる多国間交渉

第1項 国際情報通信のガバナンス

情報通信をめぐる多国間交渉は非常に複雑になっている。ここでは1995年から1998年6月までの動きについて見ていくことにしよう。この間、WTOにおいて基本電気通信サービス交渉と情報技術協定 (ITA) 交渉が合意に達したわけだが、非常に多くの多国間協議の場が多層的に開かれたのが大きな特徴である。つまり、WTOにおける交渉の他、APEC、先進国首脳会議 (サミット)、四極通商会議などである。この四つの枠組が多層的、有機的につながりながら基本電気通信サービスとITAの合意はなされた。もちろん、それぞれの交渉で事務レベルから、閣僚レベル、首脳レベルの交渉まであり、非常に入り組んだ交渉が綿々と続けられることになった。しかし、そうした交渉が可能となったのは、そうした場に出てくる交渉担当者たちが、ほとんど一定しており、それぞれに機会を利用して、様々な 이슈をリンクさせることによって、交渉の進展を図ってきたからである。表9-1は、WTO、APEC、サミット (情報通信サミット)、四極通商会議がどのような順番で行われたかを示したものである。

表 9 - 1 情報通信のグローバル・ガバナンスの枠組

	WTO	APEC	サミット 情報サミット	四極通商会議	ITU
1994年3月					世界電気通信開発会議（ブエノスアイレス）
1994年4月	マラケシュ会議 （モロッコ）				
1994年7月			サミット（ナポリ）		
1994年9月					全権委員会会議 （京都）
1994年11月		第6回閣僚会議 （ジャカルタ）			
1995年2月			情報サミット （ブラッセル）		
1995年5月		第1回電気通信・ 情報産業大臣会 合（ソウル）			
1995年6月			サミット（ハリ ファックス）		
1995年10月				四極通商会議 （ヨーク シャー）	
1995年11月		第3回非公式首脳 会議 大阪）			
1996年4月				四極通商会議 （神戸）	
1996年5月			情報サミット （南アフリカ）		
1996年6月			サミット（リヨ ン）		
1996年9月		第2回電気通信・ 情報産業大臣会 合（ゴールド コースト）		四極通商会議 （シアトル）	
1996年11月		第4回非公式首脳 会議（マニラ）			
1996年12月				四極通商会議 （シンガポ ール）	
1997年6月			サミット（デン ヴァー）		
1997年7月			情報サミット （ボン）		

しかし、なぜITUで議論・交渉は行われなかったのだろうか。最初にゴア副大統領が、世界情報基盤（GII）を訴えたのはITUであった。つまり、1994年3月21日、ブエノスアイレスで開かれたITUの世界電気通信開発会議でGIIを提唱し、9月22日には京都で衛星を通じて改めてGIIを訴えたのである。これによってクリントン政権の国家情報基盤（NII）は世界規模の取り組みになるかもしれないという期待と驚きが世界に広がった。その意味でITUは国際情報通信レジームにインパクトを持っていたのである。

しかし、その後インターネットやその他の国際的な情報通信を議論する枠組は1995年1月に成立したWTOへと移っていく。その背景には何があったのであろうか。第一には新しく成立したWTOへの期待があった。WTOの前身であるGATTはモノの貿易における関税引き下げに大きな役割を果たした。そして最後のウルグアイ・ラウンドではサービス貿易も視野に入れた交渉が行われ、その中に電気通信も含まれており、サービス貿易の自由化がWTOで可能かもしれないという期待があった。

第二には、ITU自体が制度疲労を起こしていたこともある。ITUは国際電信連合以来百数十年にわたって交渉の場であったが、そこでは新しい技術の登場は必ずしも予見されておらず、巨大機構は簡単には動かない。

しかし、最も重要と思われる第三の理由は、米国の思惑であろう。実はITUでの意思決定は原則的に全会一致である²⁶⁵。しかし、インターネットは米国政府が財政的援助を与えてきたものであり、名目上は米国のものでなくても、実質的には米国のものである。グローバルなネットワークといえども米国はやはり影響力を保持したいはずである。それにはITUの全会一致方式ではうまくいかない。米国が主導権をとれる枠組が必要である。その場としてWTOが選ばれたのではないだろうか。

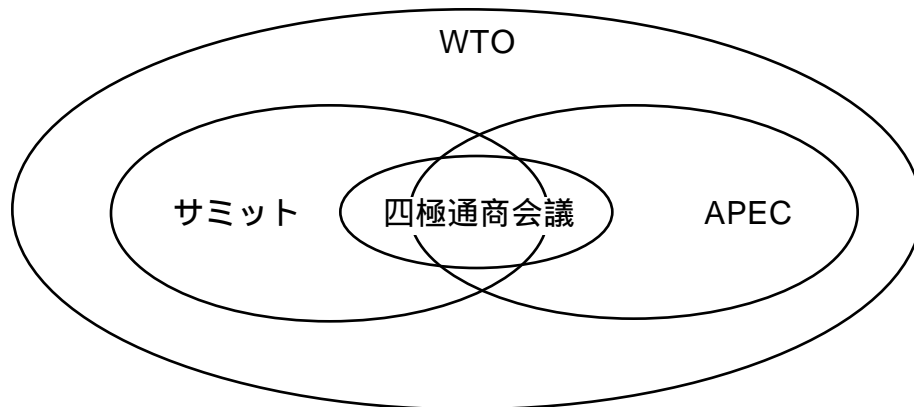
以下では、基本電気通信サービス交渉と情報技術協定（ITA）交渉の二つの交渉について見ていくことにするが、そこではWTOを最も大きな枠組とする四つの交渉の場が設定されていた（図9-1）。まず核にあるのは、四極通商会議である。四極とは日、米、EU、カナダであるが、この先進国の中の先進国での方針決定はより大きな枠組での交渉の行方を大きく左右する。四極での合意は、より大きな枠組であるサミットとAPECで論じられる。サミットは日、米、カナダ、英国、ドイツ、フランス、イタリアで、最近ではロシアが加えられている。また、四極のうちEUを除いた三国とASEANをはじめとするアジア太平洋諸国の枠組としてAPECがある。アジア諸国が情報通信技術の生産地あるいは情報通信サービス市場として台頭してきていることからここで四極の合意をアジア諸国に説得することになる。そして、さらに大きな枠組としてWTOがある。WTOには130カ国以上が加盟している。最

終的なグローバルな意思決定はここで図られることになる。国連には190カ国以上が加盟しているといわれるが、WTOには中国をはじめとする約30カ国が新規加盟を求めている。

この四つの交渉枠組は、ITUの全会一致とは異なり、米国の意向が働きやすい。四極通商会議、サミット、APECでの交渉は全会一致というわけではなく、合意できることしか合意しない。その結果、米国は四極で日本、EU、カナダの説得に成功すれば、これら三極を見方にして他の国々の説得を行うことができる。そして、WTOは全会一致ではなく、ある交渉について合意できる国だけが合意約束表を提出するという形になった。つまり、WTO全加盟国が交渉に参加し、合意する必要はない。ある一定以上の加盟国が合意すればその合意は発効するという仕組みになっているのである。この仕組みが米国にとっては交渉しやすいものであったということがいえるだろう。実際、米国は交渉を左右する力を持っていたことが二つの交渉で明らかになる。

その前に、四つの枠組について整理しておこう。

図 9 - 1 国際情報通信のガバナンス



第2項 国際情報通信交渉の枠組

四極通商会議（四極貿易会合といわれることもある）は、日、米、EU、カナダの貿易担当閣僚の間で不定期に開かれている。通商問題について非公式に自由な意見交換をする場であり、1982年に米国のブロック通商代表の提案で始まった。

APECは「アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation)」の略で、1989年にオーストラリアのホーク首相の発案により結成された。APECは、アジア太平洋地域の経済発展のため、貿易・投資の自由化と経済協力、人材養成、技術協力などを目指しており、18カ国が加盟している。

APECでは1989年11月の第一回閣僚会議で米国が通信、環境など20分野について専門家の研究グループの設置を提案したのが、通信を扱った最初である²⁶⁶。

APECでも情報通信に対する関心が高まっており、1998年6月、3回目となる電気通信・情報産業閣僚会議をシンガポールで開き、電子商取引の推進策について集中討議した²⁶⁷。この開幕式ではゴー・チョクトン首相が「通信ネットワークの発達で情報が瞬時に世界に伝わるようになったことも、アジア通貨危機の原因の一つ。情報通信技術への対応の遅れは国にとっても高い代償となる」と指摘した。会議では、電子商取引は民間主導で進め、政府の規制は最小限にとどめる方針を確認した²⁶⁸。決済や本人確認、プライバシー保護など環境整備の具体的な進め方について各国・地域で対応に違いもあることから、今後専門家で構成する作業部会で検討を進める方向となったといわれている。

サミット（先進国首脳会議）は1975年以来、毎年各国を巡回しながら行われている。サミットで情報通信が議題となったのは、20回目となる1994年のイタリアでのナポリ・サミットである²⁶⁹。ここで雇用と成長のための政策協調等を主題とする「経済宣言」が採択された。この経済宣言の中で世界の情報インフラの整備を含む技術革新および新技術の普及をフォローアップするために関係閣僚会合の開催が合意された。これがいわゆる「情報通信サミット」と呼ばれる「情報社会に関する関係閣僚会合」である。

この情報通信サミットは1998年までに三回開催されている。第一回は、1995年2月24日から26日までブリュッセルで開かれた。しかしながら、この情報通信サミットはさながら米欧の駆け引きの場となり、必ずしも協調的なムードではなかった。つまり、米国は、通信自由化と民間主導の技術標準化などの交渉の場だと考えていたのに対し、欧州は情報化が国民生活に及ぼす影響を懸念し、通信の「市場経済化」を前面に打ち出す米国に抵抗した。そして日本は両者の間に挟まれる形で模様眺めに終始したという²⁷⁰。

南アフリカのヨハネスブルグで第二回目の情報通信サミットが1996年5月13-15日に開かれた。四極といわれる日、米、欧、カナダの先進国のほかアフリカ、中東、アジア、中南米から合計41カ国・地域の情報通信担当閣僚が参加し、主に途上国での通信基盤の整備について話し合った²⁷¹。最終的に議長総括においては、ブリュッセルの情報通信サミットで支持された八原則について再確認されたほか、「ユニバー

サル・サービス」、「民間投資の奨励」、「適応可能な規制の枠組」、「ネットワークへのオープンアクセスの提供」など13の政策課題について継続して検討することになった²⁷²。

WTOの前身となるGATT（関税と貿易に関する一般協定）は、第二次世界大戦後の戦後経済体制の三本柱の一つとして成立するはずだった国際貿易機関（ITO）の代替案であった。つまり、ITOが成立しなかったために、ITO憲章の一部を抜きだし、各国が「関税および貿易に関する一般協定の暫定適用に関する議定書」に各国が署名することで成立したのがGATTであった。

GATTでは8回にわたる関税引き上げ交渉（ラウンド）が行われ、相当の成果が上がった。最後のラウンドとなったウルグアイ・ラウンドは、1994年4月にマラケシュ閣僚会議で終結し、WTOを成立させるマラケシュ協定（本体と付属書1～4からなる）を結んだ。この「マラケシュ協定（Marrakesh Protocol to the General Agreement on Tariffs and Trade 1994）」を受けて、1995年1月、スイスのジュネーブに本部を置くWTOが成立したのである。1998年5月現在、132カ国の国・地域が参加し、中国、ロシアなど約30カ国が加盟交渉をしている。そして予定されている新しい包括貿易交渉（ラウンド）は「ミレニアム・ラウンド」と呼ばれている。ミレニアム・ラウンドでは、サービス貿易の自由化、知的所有権、競争政策、環境問題、労働基準など広範な問題が対象となる予定である²⁷³。

第4節 基本電気通信サービス交渉合意

第1項 サービス貿易協定（GATS）と基本電気通信交渉

GATTのウルグアイ・ラウンドの一つの大きな焦点は、サービス貿易の自由化であった。GATTは成立以来、自由貿易の推進、世界貿易の拡大を目指してきたわけだが、当初の焦点は「モノ」の貿易とそれに伴う関税の低減であった。しかし、ウルグアイ・ラウンドが開始された80年代になるとサービス貿易が重要さを増してきていた。サービス貿易は、運輸、通信、海上保険、金融、弁護士などで、モノの貿易と関連して、ある国が別の国のサービスを利用するという形で行われている。

こうしたサービス分野で優位にある米国は、モノだけでなくサービスにおいても自由化、内国民待遇を求めるようになった。その結果、ウルグアイ・ラウンドで交渉が行われ、サービス貿易協定（GATS: General Agreement on Trade in

Services) が結ばれた。GATSはモノや知的所有権に関するWTOの合意とは別のものであるが、加盟国は自動的にこれを受け入れなければならないとされた。そして、WTO協定の付属書4は、サービス貿易のための理事会（GATS理事会）を設けることを規定している²⁷⁴。これにより、WTOへ積み残しとなった四つの分野（金融、海運、基本電気通信、人〔労働力〕の移動）を除く150以上の業種において最恵国待遇、内国民待遇の原則が明示された。

GATSの下でのサービス自由化交渉の基本的な枠組は、交渉相手国に対してできる限り最恵国待遇義務の免除登録や約束表上の留保を行わず、規制・制限を極小化し、できる限りの自由化を行うところにある²⁷⁵。電気通信サービスについては、基本電気通信と付加価値電気通信が自由化交渉の対象となったが、付加価値電気通信はウルグアイ・ラウンド終了時に決着した。しかし、基本電気通信は1994年4月末までの交渉継続となったのである²⁷⁶。

第2項 交渉の過程

基本電気通信サービス交渉のプロセスは三つの時期に分けられる。第一に、当初の合意期限とされた1993年12月末まで、第二に、期限延長後の1996年4月末まで、第三に期限再延長後の1997年2月15日までである。ここではそれぞれを交渉第一期、交渉第二期、交渉第三期とする（表9-2参照）。

交渉第一期では、各国がどこまで自由化できるかについて交渉が行われたが、各国には独占事業者が多く残り、妥結には至らなかった。そのため、1996年4月まで交渉を延長することとした。また、1993年12月15日の閣僚決定で、「基本電気通信に関する交渉部会（NGBT: Negotiating Group on Basic Telecommunications）」の設置が決まった。

交渉第二期では、NGBTが1994年5月から1996年4月までに17回開催された。ここの交渉の争点は三つである（表9-2参照）。まず第一に、クリティカル・マス（criticamass）の形成である。クリティカル・マスとは本来は物理学の言葉で「限界質量」という意味であるが、ここでは「交渉を妥結させるに足る十分な数の加盟国から質的に意味のある自由化約束が提出された状態」という意味である²⁷⁷。つまり、少数の国だけが合意しただけでは、フリー・ライダーが発生するなど、自由化合意の意味が薄れ、実効性が損なわれるため、ある程度多くの国々が自由化を約束しなければならず、自由化を受け入れられるような条件が求められた。

表 9 - 2 基本電気通信サービス交渉の交渉期間区分と争点

	期間	交渉の場	争点
交渉第一期	1993年12月末まで		各国の自由化約束
交渉第二期	1996年4月末まで	NGBT（交渉参加国のみ）	1）クリティカル・マスの形成、2）外資規制の緩和または撤廃、3）規制の枠組に関する参照文書
交渉第三期	1997年2月15日まで	GBT（無条件で全てのWTO加盟国に対して開放）	1）クリティカル・マスの形成、2）国際通信、3）規制の枠組に関する参照文書、4）衛星通信

外務省経済局サービス貿易室編『WTOサービス貿易一般協定 - 最近の動きと解説 -』（財団法人日本国際問題研究所、1997ねん）第4章を基に作成。

第二に、外資規制の緩和あるいは撤廃である。多くの国が国営（独占）事業体を保持すると同時に、そうした事業体や民間企業への外資の導入には、安全保障上の理由からなど消極的な姿勢を見せていた。

第三に、公正かつ有効な競争を促進するための規制の枠組に関する「参照ペーパー」の問題である。第二の問題である外資規制の緩和あるいは撤廃が実現したとしても、多くの場合、国内市場は長い間独占市場の中にあり、新たなインフラ構築が必要であれば、新規参入者はなかなか市場に入り込むことができなくなる恐れがあるとの問題提起がなされた。参照ペーパーは法的拘束力は持たないが、追加的な約束として作成され、特に先進国はそのまま受け入れることが望ましいとされた。

1995年10月頃、日本政府は事態打開をはかるために、「モデル約束表」を提示し、日本の事業者の参入障壁撤廃を各国に要請した。しかし、日本側にも第一種電気通信事業者の外資参入を三分の一に制限したままであり、各国の賛同を得るのは難しかった。後に欧州は日本案に好意的な反応を示すが、米国からの反応はなかった²⁷⁸。

1995年10月19日から22日、英国のヨークシャーで四極通商会議の閣僚会合が開催された。日本からは橋本通産相が出席し、米国からはカンター通商代表、EUからはブリタン欧州委員会副委員長、カナダからはマクラーレン国際貿易相が出席した。この席では、約一年後に控えたシンガポールにおけるWTOの第一回閣僚会議を念頭に置いた議論が行われた。通産省の資料では以下のように述べられている。

ウルグアイラウンドの未解決の課題である継続サービス交渉（基本電気通信、海運、

金融)の現状をレビューし、その完了のためにより一層の協調的努力をすることを確認した。特に、最も緊急な交渉分野である基本電気通信については、来年4月の期限までに、交渉の成果を上げることができるように、多くの局面で協力することで合意した。²⁷⁹

この翌月の1995年11月には、大阪でAPECの閣僚会議が開かれたが、この時は「電気通信及び情報産業、運輸、中小企業並びに科学技術等の分野における閣僚レベルの貴重な貢献を賞賛する」²⁸⁰と言及するにとどまった。

その後、WTOが置かれているジュネーブで交渉は継続された。前年10月に日本が提案した「モデル約束表」を基に、NGBTは「参照ペーパー」の最終案を1996年3月18日までにまとめた²⁸¹。そして翌19日からの行われた41の政府・機関が参加する交渉で討議された。

しかし、交渉はまとまらず、各国の一層の譲歩が必要だった。そこで、日本政府は、NTTとKDDを除く第一種電気通信事業者(国際衛星を除く)の参入規制の撤廃を4月10日からジュネーブで行われる交渉で提案することを、4月5日の閣議後記者会見で表明した²⁸²。しかし、17日に郵政省は、この外資規制の撤廃からケーブルテレビ会社を対象外とする方針を明らかにした。ケーブルテレビの業務の中心は放送であり、通信ではないというのが理由である²⁸³。EUはこの時、フランス(20%)やスペイン(25%)が外資規制を残しており、米国はAT&Tを自由化の対象外にしようとするなど、問題が残っていた。

ジュネーブでの交渉は17日までで終わり、舞台は18日から神戸で開かれた四極通商会議(日、米、EU、カナダ)に引き継がれる。18日の高級事務レベル交渉が行われ、19日から21日まで塚原俊平通産相、池田行彦外相、日野市朗郵政相、バシェフスキー通商代表代行、ブリタンEU副委員長、イーグルトン・カナダ国際貿易相らによる閣僚級交渉が行われた。ここで、バシェフスキー米国通商代表代行が他の国々の自由化措置が不十分であると不満を述べたが、ようやく参照ペーパーについては合意が得られた。1996年4月24日に以下のような六つの項目からなる参照ペーパーが確定した。

1) 反競争的行為の防止

主要な事業者が内部相互補助等の反競争的行為を行うことを防止

2) 相互接続

主要な事業者が無差別な条件及び料金で回線の相互接続を行うことを確保

3) ユニバーサル・サービス

国民に等しく通信手段へのアクセスを確保

4) 免許の基準の公の利用可能性

免許が必要とされる場合は、免許基準や、免許申請を受けてから決定が行われるまでに通常必要とされる期間等をあらかじめ公に利用可能なものとし、公平な運用を確保

5) 独立の規制機関

利益相反を回避し、公正な競争条件を確保するため規制当局の独立を確保

6) 希少な資源の分配及び利用²⁸⁴

電波帯域など希少な資源の分配や利用について事業者間の公平さを確保

四極によって、この参照ペーパーについて合意が得られたことで、4月末までの最終決着に道筋が付いたかに思われた。実際、4月24日にジュネーブで非公式協議が行われ、四極だけでなく、交渉に参加していた52カ国が参照ペーパーに合意した。29日にはジュネーブでEUの緊急閣僚会合が開かれ、米欧の間で最後の妥協案作りが行われるはずであった。

ところが、土壇場で事態はさらなる暗礁へと向かうことになってしまった。米国が、参照ペーパーに一応の合意をしたものの、日欧の自由化案には不満を持っていたからである。29日になって米国は、外国の独占事業者の米国参入を拒否できる選択権を主張し始めた。この突然の米国の翻意に日欧は反発し、交渉は決裂の危機を迎えた。さらに、米国は要求を重ねた。つまり、衛星通信分野を自由化の対象外にすると宣言したのである。これによって4月末までの妥結は不可能となった²⁸⁵。

この事態を迎えて、これまで熱心に交渉の進展を支えてきたWTOのルジェロ事務局長が仲介に入り、1998年1月1日の合意発効目標はそのままにして、翌1997年2月15日まで交渉期限を延長することを提案した。

米国は、各国の自由化案の不十分さを理由にした拒否権と、衛星通信サービスの除外を持ち出してきたわけだが、衛星通信サービス除外の背後にはモトローラからの圧力があったといわれている。モトローラはイリジウム計画という世界大の衛星通信サービスを提供しようとしており、そのためには自由化よりも現状維持の方がいいという計算が働いたという。さらにいえば、1996年11月に米国は大統領選挙を控えており、米国政府は大統領選挙後に持ち越した方が得策だと考えたというのである²⁸⁶。

96年4月末に決着できなかった理由について日本側交渉者は「バシェフスキー代表代行率いる米国通商代表部（USTR）が途上国からの自由化約束を不十分とする米国業界の強行意見を十分制御できなかったため」であると非難している²⁸⁷。ブリタンEU副委員長も、米国は矮小な国内の利害に影響を受けていると非難した²⁸⁸。

米国はGATS交渉の他分野である金融でも交渉を止める役割をしていた。またかというのが関係者の感想であり、交渉の信頼感そのものが揺らぐという批判も出た。そして5月末には海運交渉でも米国は離脱してしまった²⁸⁹。さらに各国を刺激するように、米国は問題の衛星通信サービスについて、米国市場参入に相互主義的な「ECOテスト」呼ばれる障壁を設定し、FCC（連邦通信委員会）による恣意的な運用を可能にしようと検討していると報道された²⁹⁰。

交渉は10カ月の冷却期間をおいて1997年はじめに再開されることになった。

10カ月の冷却期間の間、なにも行われなかったわけではなかった。交渉第三期においては、GBT（Group on Basic Telecommunications）において交渉が行われた。GBTはNGBTとは異なり、無条件に全てのWTO加盟国に開かれた部会になった²⁹¹。GBTは1996年7月から1997年2月までの7カ月間に計9回の会合を開いた²⁹²。

交渉第三期の交渉の争点は、（1）クリティカル・マスの形成、（2）国際通信、（3）規制の枠組に関する参照文書、（4）衛星通信、四つである（表9-2参照）。

1996年6月、フランスでリヨン・サミット（先進国首脳会議）が開かれた。経済のグローバル化がテーマとなったリヨン・サミットの経済宣言の柱は四つである。（1）成長と雇用（マクロ経済）、（2）貿易・投資、（3）開発、（4）国際金融システム、である。二番目の貿易・投資では、特に、半年後に控えたシンガポールでのWTO閣僚会議に向けて自由化の一層の推進がうたわれた²⁹³。

サミットでWTO推進がうたわれたにも関わらず、サミットの翌月7月、ニュージーランドのクライストチャーチで開かれたAPECの貿易相会議では、溝が埋まっていないことが明らかになった。この貿易相会議の議長声明でもWTO閣僚会議推進を明確にしたが、議論の中では先進国と途上国の対立が目立ち、基本電気通信サービス交渉に関しては、米国が途上国の自由化状況に不満を表明した²⁹⁴。

8月半ば、郵政省は米国の衛星通信問題に関し、審査制度はWTOの原則違反だとして意見書をまとめ、米国FCCに送付した。つまり、米国の制度は相互主義的であるWTOの多国間、無差別の原則に違反するというのである。そしてEUも同様の主旨の意見書を提出した。夏休み明けの交渉再開をにらみ、揺さぶりをかけたものといえよう。

1996年9月2日から6日、オーストラリアのゴールドコーストでAPECの第二回電気通信・情報産業閣僚会議が開かれた。これに先立つ第一回の電気通信・情報産業閣僚会議は前年5月にソウルで開かれた。この時アジア・太平洋地域情報通信基盤（APII）構想が提起されていたが、日野郵政相は基調演説の中で、それは今や行動の段階を迎えたと訴えた。

米国は、日本の郵政省やEUから交渉進展への圧力を受け、多国間枠組でも、交渉推進を求められ続けていたが、10月に入り、逆に揺さぶりをかけてきた。つまり、通商代表部が包括通商法スーパー301条に基づいて、日本の保険、電気通信、紙・紙製品を今後制裁含みの交渉対象になりうるとする監視項目（ウォッチング・リスト）に指定したのである²⁹⁵。

11月11日から、ジュネーブで基本電気通信サービス交渉が再開され、米欧がそろって追加的自由化案を出してきた。12日、EUは、（1）スペイン市場自由化の98年前倒し実施、（2）スペイン、ベルギーの直接的な外資規制とフランスの間接的外資規制の撤廃、（3）携帯電話市場自由化の98年原則実施、という計画を示した²⁹⁶。続いて翌13日、今度は米国が譲歩案を示した。国際通信回線の海底ケーブル陸揚げの際の規制撤廃である。米欧は、自ら自由化案を示し、日本のNTTとKDDに対する外資規制の撤廃を求めたが、しかし、日本側は、米国が無線局に対する20%の外資規制を撤廃していないとして応じなかった。

同じ11月末にはフィリピンのマニラでAPECが開催された。ここでの経済首脳宣言では、「すべてのメンバーが、懸案になっている電気通信分野及び金融サービス分野の交渉の終結並びにWTOを前進させるための実質的かつバランスのとれたさらなる作業計画の作成に向け、断固として努力することを促す」と改めて交渉妥結に向けた決意表明が行われた。

1996年4月末の交渉延期から7カ月が過ぎた。12月にシンガポールにおいてWTO最初の閣僚会議が開催された。この閣僚会議では、最大の成果は後述する情報技術協定（ITA）であるとされ、交渉期限を2月とした基本電気通信サービスは脇役であった。しかし、この二つの交渉は交渉担当者がほとんど同じという点では密接に結びついたものであった。実際、米国のバシェフスキー通商代表代行は、率直な意見交換するための協議を各国に呼びかけ、FCCのハント委員長と共同議長を務めた²⁹⁷。

会議では、米国市場へのアクセスを制限する相互主義的な「ECOテスト」に批判が集中した。一方米国側は、各国の自由化案がいぜんとして不十分であり、再検討の必要があるとして批判には答えなかった²⁹⁸。

こうした事態の行き詰まりを前に、日本もNTT、KDDの外資規制緩和を検討せざるを得なくなってきており、政府は検討することを会議後に発表した²⁹⁹。NTTとKDDは日本のナショナル・キャリアーであり、通信主権確保の点から政府は外資規制を残したい考えだが、当のNTT、KDDには、外国市場への参入のためにも規制撤廃へのこだわりはなかったといわれている。ただし、当時NTTの分割問題の議論が進んでおり、必ずしも状況は明確なものではなく、この規制撤廃問題は、後にクリントン大統領の親書が届くまで、うやむやになった。

シンガポールでのWTO閣僚交渉は、ITAに関して一応の合意を得られたことで幕を閉じた（後述）。そして閣僚宣言の中では、基本電気通信サービス交渉の妥結を期限の2月に完了させるというメッセージが盛り込まれた。ITAが合意したことによって、交渉の焦点は2カ月後に期限を控えた基本電気通信サービスに移ることになった。

12月末、米国はまたもや新たな議題を持ち出してきた。つまり、国際清算料金の問題である。国際清算料金は永年の課題であり、米国は是正を求め続けてきていた。FCCは一方的な形で回線利用料の値下げのために数値目標を設定し、目標が達成されない場合は米国市場への参入を不可能とする相互主義的な措置を打ち出し、WTOでこのルールを採用を求めるというのだ。これによって国際清算料金を外貨収入源とする途上国の反発は必至となり、基本電気通信サービス交渉の妥結にまた新たなハードルが設定されることになった³⁰⁰。

一方、日本政府はNTT、KDDの外資規制撤廃に代わる譲歩案として、ケーブルテレビの外資規制撤廃を行うことを年明けの1月発表した³⁰¹。1996年4月に郵政省はケーブルテレビを自由化の対象外とする方針を発表していたが、これを撤回したことになる。

1月31日ジュネーブで基本電気通信サービス交渉が行われ、2月10日に高級事務レベル会合を開いた後、15日に締めくくりの公式会合を開くことになった。そして2月5日までにインドネシアなど5カ国が自由化案を提出した³⁰²。

7日になり、郵政省は先に米国が提案した国際清算料金に関する新制度に対して10日の交渉で撤回要求を出すことになった。同じくKDDもFCCに反論書を提出している。米国はこの制度について各国からヒアリングを行っていたが、交渉全体の議題とはしない方針だった³⁰³。

交渉の大詰めが迫り、日本政府はさらなる譲歩案を示した。つまり、専用線など自前の設備を持たなくても通信に参入できる「単純再販方式」の国際通信の解禁を追加する方針を2月7日に発表したのである³⁰⁴。

2月10日、ジュネーブで次官級交渉が始まった。11日には四極による会合が開かれ、交渉合意へ向けた努力を確認した。日本やEUは自由化改善案を提出していたが、カナダが外資規制を残していたため、米国は不満を持っていた。この時点で57カ国（1996年4月の決裂時には48カ国）が自由化約束表を提出しており、焦点は各国の自由化措置を米国が受け入れるかどうかになってきた³⁰⁵。

14日になり、ジュネーブでの交渉は全体会議に入った。この時点で自由化約束表の提出国は67カ国に増えた。こうした参加国の増加と各国の自由化案改善によって

米国は合意の姿勢を見せ始めた。しかし、交渉中に米国の通信業界がジュネーブ入りし、米政府に圧力を強めた。これによって、米国は態度を硬化させ、カナダ、メキシコ、アジア諸国などの国々の措置に不満を示したため、ぎりぎりまで譲歩を迫った。また、ECOテストと国際清算料金の問題については、一応WTOとは別問題だとの姿勢を米政府はとっていたが、これについてはこれは合意後のさらなる交渉で解決の道があるとの見方が日本とEUではとられるようになっていた³⁰⁶。

12日付のクリントン大統領の親書が橋本首相に届けられたことが14日午後の梶山官房長官の記者会見で明らかになった。内容はNTTとKDDの外資規制改善を求めるもので、橋本首相は返書を送り、米国が無線局の外資規制20%を撤廃するなら日本もNTT、KDDの外資規制改善の用意があると表明した³⁰⁷。米国の通信キャリアは全て民間だが、多くが有線通信の他に無線通信も兼営しており、この規制によって米国は通信主権を確保していると考えられていることが背景にあった。

14日夜、全体会合が再開された。そしてようやく、通信自由化は大筋で合意が得られることになり、報告書が作成されることになった。最終的に15日には69カ国が自由化案に調印し、2年9カ月に及んだ交渉が幕を閉じた³⁰⁸。

交渉第二期終了時点では、48カ国・地域が基本電気通信サービス分野における自由化約束を提出していたが、最終的には69カ国が55の約束表（EUは15カ国はひとつの約束表に統合）を提出した。

1997年2月の交渉合意後、1998年1月1日の合意発効予定まで11カ月弱の時間があつた。この間、合意受け入れのための措置が講じられた。1997年6月16日、参議院本会議において、NTTおよびKDDを除く第一種電気通信事業者の外資規制を撤廃するために、電気通信事業法と電波法の一部改正法案が賛成多数で可決、成立した³⁰⁹。また日本国内の関係業界団体である通信機械工業会も、「今後の地球規模での自由な競争環境の促進に資するものと評価する」歓迎の声明を出した³¹⁰。

米国では11月25日、FCCが連邦規則を改正し、外国企業の参入を原則として受け入れることにした。しかし、参入の事業認可には、「米国と同じ程度に通信市場を開放している国・地域」だけに限定する相互主義的な要素を残したままで、当面はスウェーデン、ニュージーランド、英国の参加国だけになってしまった³¹¹。

しかし一方で、米国は二国間ベースで、さらに日本に圧力をかけてきた。通信自由化によって、NTTとKDDが米国のFCCに国際通信免許の申請を行ったが、FCCがこれを留保したのである。2月の交渉では、米国が無線局の外資規制を残していることを理由に、日本政府がNTTとKDDの外資規制を残したため、米政府はこれを不満として免許付与を留保したのである³¹²。

こうして米国を中心に二国間ベースでさらなる自由化が追求されていたが、こうした対応に遅れの出る国もあった。本来の交渉スケジュールは、1996年4月に合意し、1998年1月に自由化が行われることになっており、その間、1年9カ月準備期間があるはずであった。しかし、合意が1997年2月にずれ込んだために、準備期間は11カ月に短縮された。その結果、1997年末の時点で、スイス、モロッコ、アルゼンチン、ブラジルなど十数カ国が合意の正式受け入れを表明できていなかった。

年が明けて1998年になった。1998年はWTOの前身であるGATT発足50周年の年である³¹³。しかし、1月1日からの通信自由化は延期されていた。1月16日に開かれたWTOのGATS（サービス貿易）理事会においてさらに2月まで延期されることになった。19日には日米EUがジュネーブで非公式会合を開き、26日に予定されているGATS理事会で正式に決定することで合意した。そして26日の会合でGATS理事会は正式に2月5日を発効日とすることで合意した。これに伴い、FCCが留保していたNTTの日本向け国際通信事業免許も認可された³¹⁴。

これらの約束表はWTO協定の第四議定書に添付され、1998年2月5日に発効した。また3カ国が交渉締結後に追加で約束表を提出した（表9-3参照）³¹⁵。外国企業に自国の市場を開放することに合意した72（69プラス3）のWTO加盟国政府（表9-4参照）は、毎年この部門で計上される6000億米ドルの全ての国内・国際収支のうち約93パーセントに上る³¹⁶。

この合意でカバーされるサービスの例は、音声電話、データ通信、テレックス、電信、ファクシミリ、専用線サービス（private leased circuit services）、固定・移動衛星システム、携帯電話、移動データ・サービス、ポケットベル、PCS（personal communications systems）である。

表 9 - 3 主要国の自由化約束の概要

	留保した主な規制
日本	NTT、KDDは直接・間接とも20%の外資規制を維持（その他の全ての電気通信事業者に関する外資規制〔直接・間接とも〕は撤廃）
米国	無線局に対する20%の直接投資の外資規制を維持（間接投資の外資規制は撤廃）。DTH（Direct-To-Home）/DBS（Direct Broadcast Satellite）については最恵国待遇義務の免除登録を行う
EU	1998年1月より原則自由化。ただし、アイルランドおよびポルトガルは2000年、ギリシャは2003年より自由化。フランスは、無線局に対する20%の直接投資規制（間接は100%まで認められる）、ポルトガルは直接・間接とも25%の外資規制を維持
カナダ	国際通信については1998年10月、固定衛星通信については2000年3月より自由化。20%の直接投資（間接投資を含めると約47%までの外資参入可）の外資規制を維持
韓国	33%の外資規制（2001年からは49%）を維持。韓国テレコムについては20%の外資規制（2001年からは33%）を維持
シンガポール	2000年4月より自由化49%の直接投資（間接投資を含めると73%まで外資参入可）。外資規制を維持

外務省経済局サービス貿易室編『WTOサービス貿易一般協定 - 最近の動きと解説 -』（財団法人日本国際問題研究所、1997年）27-8ページを基に作成。

表 9 - 4 自由化約束表提出国一覧

	自由化約束提出国・地域
1997年2月15日までに提出	アンティグア・バーブーダ、アルゼンティン、オーストラリア、バングラディシュ、ベリーズ、ボリヴィア、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コートジボアール、チェコ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルヴァドル、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イスラエル、ジャマイカ、日本、韓国、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、モロッコ、ニュー・ジーランドノールウェー、パキスタン、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、セネガル、シンガポール、スロヴァキア、南アフリカ共和国、スリ・ランカ、スイス、タイ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、米国、ヴェネズエラ
交渉終了後に提出	バルバドス、キプロス、スリナム

郵政省「WTO基本電気通信交渉について」<http://www.mpt.go.jp/whatsnew/wto_agree.html>（1998年3月25日アクセス）。国名表記は原文のまま。

第3項 自由化と再編

WTOの基本電気通信サービス交渉が進展する中で、様々な変化が電気通信事業の世界に起きた。例えば、国境を越えた英国BT社と米国MCI社の合併発表（結局MCI社は米国ワールドコム社に買収される）、国際公専公接続の解禁³¹⁷、コールバック・サービスの問題³¹⁸、国際清算料金の問題、などである。こうした変化は90年代になってクラスター的に起きてきた。

そしてWTOの合意結果がもたらす最大の変化は、市場への相互参入である。例えば、米国AT&T社、英国BT社、カナダ・テレグローブ社などが早くから日本市場への参入を表明した。また日本のNTT、KDD、日本テレコム、国際デジタル通信（IDC）なども逆に米国市場参入を発表した。そして実際に、3月2日、米国のワールドコムに日本における第一種電気通信事業者の許可書が発行された³¹⁹。

こうした市場の相互参入は、また、企業間の国内的・国際的な提携関係の再編を促すことになった³²⁰。例えば、1998年6月にKDD法が廃止され、純粋な民間企業となったKDDは、日本の国内市場に参入し、国内・国際のシームレスなサービスを提供し始めた。そしてKDDは国内長距離のテレウェイとの合併を1998年10月に予定し、国内長距離のDDIや地域電話のTTNetとも業務提携を結んでいる。また、日本テレコムとITJは1997年10月に合併し、国内長距離と国際サービスを提供している。NTTは分割問題が決着し、子会社を通じて国際通信へも進出し始めた。

外資としては、カナダのテレグローブがDDIと提携し、日本市場へ参入した。英国のBTは丸紅と合併会社BTネットワーク情報サービス（BTNIS）を作った。また英国のケーブル・アンド・ワイアレスは国際公専公サービスによってビジネス需要を掘り起こしている。

こうしたビジネスの世界の再編は目に見える合意の成果といえるが、郵政省は、基本電気通信サービス交渉合意の意義を四つ指摘している³²¹。第一に、開発途上国も含め、自由化が電気通信分野の原則として確立したこと、第二に、電気通信分野も相互主義ではなく最恵国待遇原則を適用したこと、第三に、適切な規制のあり方についての基準が確立したこと、第四に、マルチによるWTOの紛争解決の枠組を適用したことである。

最終的には、各国の消費者にとって、サービスの多様化や料金引き下げなどによってメリットがあるかどうか、この基本電気通信サービス交渉の結果の意義を判断する基準とならねばならない。しかしながら、交渉を振り返ってみれば、米国が他の国々の自由化措置を認めるかどうか交渉の行方を大きく左右したことがわかる。

そしてその米国の判断の背後では、モトローラと衛星通信サービスの例が象徴的だったように、業界の意向が強く働いていたといわざるを得ない。それでも、1997年2月の最終決着の時点でなお不満を持っていた米国を合意させたのは、69カ国にも上る国々が自由化への流れを承認したという事実であった。逆に言えば、自由化を執拗に求めた米国に各国が引きずられたということがいえるだろう。

第5節 WTOにおける情報技術協定（ITA）の成立

第1項 日米半導体摩擦と情報技術市場の拡大

1980年代半ば、日本の半導体産業は70年代からの産業政策が実り、米国の半導体産業に迫る勢いを見せた。折しも米国では半導体不況が起き、日本製品が大量に流入したため、米国半導体産業は半導体工業会（SIA）を組織し、米国政府へ救済を求める圧力活動を展開した。

こうした始まった日米半導体摩擦は、レーガン政権による制裁措置を引き起こし、当時続出していた日米経済摩擦の中でも特に激しいものの一つとなった。そして半導体摩擦が日米間の大きなくびきとなったのは1986年の日米半導体協定であった。この協定は日本企業によるダンピングを防止するとともに、日本市場への外国製半導体のアクセス改善を目指すものであった。そして、この協定にサイドレターと呼ばれる秘密付属文書があり、日本政府が外国製半導体の日本市場でのシェア20%を約束したとされたのである。

この20%という数字は数値目標として一人歩きし、数値目標がその他の分野の製品に関しても有効かどうか通産省と米国通商代表部の間での大論争となった。結局、この20%という数字は、1991年に結ばれた日米半導体新協定に書き込まれることになった。通産省は、これはあくまで「期待する」という意味であって、日本政府がこれを保障したわけではないと説明した。

ところが、日米の半導体市場が急速に変化し、製品別の棲み分けと国際的な提携関係が進展したことによって、日本市場での外国製（つまり米国製）半導体のシェアが恒常的に20%を上回るようになった。

新協定の期限は1996年までであったが、シェアの上昇によって通産省は協定の廃棄を求めた。しかし、米国通商代表部は協定があったからこそ、シェアは達成されたのであり、協定がなくなれば逆戻りしかねないとして、さらなる延長を求めた。

こうした日米間の議論に意義を挟んだのがEUである。EUは、日米間の協定によって、外国製とはいいいながら現実には米国製の半導体が優遇されており、欧州製の半導体は依然として日本市場へアクセスすることができず、反発を強めていたのである。

こうして半導体が問題となるのは、21世紀が情報通信の時代となり、その情報通信の中核技術として半導体があるからである。半導体は今やあらゆる電気製品に組み込まれ、ますます高度化しつつある。こうした技術における競争力が、最終的な国力全体をも左右するという考えが背後にある。

こうした半導体を組み込んだ機器を使う電話会社やパソコン・メーカーなど日本の情報通信産業の1996年の実質国内生産額は103兆3000億円に達するという。全産業の生産額に占める情報通信産業の割合は11.4%になり、建設業(9.1%)、輸送機械(4.9%)を上回る。また1993-96年の情報通信産業の年平均成長率は日本が3.7%に対して、米国は7.47%になるという³²²。

こうした一連の半導体をめぐる論議が行われる中、1996年のはじめ頃、米欧の対話の中から、情報技術協定(Information Technology Agreement)というアイデアが浮上し³²³、これを米国は積極的に提案するようになった。ITAとは、情報技術関連機器(コンピューターのハードウェア、ソフトウェア、半導体、電話交換機、電話機、ファックスなど)やサービスの関税自由化をめざすものであった。

第2項 合意のプロセス

情報技術協定が議題として最初に取り上げられたのは四極通商会議である。1996年4月19日から21日に神戸で四極通商会議が開かれた。塚原俊平通産相が発表した議長声明では12月にシンガポールで行われるWTOの閣僚会議に向け、多角的貿易の国際ルールの必要性を訴えた。この席でITAについて話し合われたが、EUが関税引き下げに難色を示したため、「交渉を強く支持する」という努力目標にとどまった³²⁴。

その背景にはEUの半導体産業への配慮がある。EUはこの時、DRAMには14%、MPUには8.4%の関税をかけ、域内メーカーの保護を行っていた³²⁵。日米半導体協定によって日米両国はすでに半導体関税がゼロにあるのに対し、何の見返りもなく一方的に関税を引き下げるわけにはいかないというのがEUの主張であった³²⁶。EUが求める見返りとは、EU企業による日本市場へのアクセス改善であった。

ところが、翌5月、EUのブリタン副委員長が来日し、EUの立場を変更する。塚原通産相と会談したブリタン副委員長は、「代償を求めるのは得策ではない」として半導体のアクセス問題とITAを絡めないとした。

しかし、このブリタン副委員長の発言はEUを代表するものではないことが、6月の橋本首相とサンテールEU委員長との会談で明らかになる。リヨン・サミット開幕前にリヨンで行われた会談で、サンテール委員長は、「日米半導体協定の廃棄なしに、情報技術協定の合意はない」と橋本首相に述べた。この会談で橋本首相は、日米半導体協定の延長を求める米国を牽制するために、半導体問題で日欧が協調していくことを求めている。

そのリヨン・サミットの経済コミュニケの中では、「貿易及び投資の強力で互恵的な拡大の促進」の五項目目としてITAが取り上げられた。つまり、シンガポールでの閣僚協議を念頭に置いて「我々は互恵的な情報技術協定の締結を強く支持する」³²⁷と盛り込まれたのである。

7月末になってEUは立場を明確にする。EUのカール対外経済関係総局分野別通商問題担当が米国のフィリップス通商代表補と会談し、日本が提案している半導体主要国政府会合に設立メンバーとして参加することを要求し、米国が日米半導体協定の延長に固執するならば、ITA交渉を拒否することを伝えた。この問題に対し、米国は、EUが半導体主要国政府会合参加にはEUの関税撤廃を求めた。カール対外経済関係総局分野別通商問題担当はこの米国の要求には「我々にはそのような前提条件を受け入れることはできない」という強硬な立場を示した³²⁸。これによって、EUは日本の立場を完全に支持しているわけではないにしろ、日本側の立場に近いということを示した。

1996年9月、四極通商会議に先立ってブリタンEU副委員長はバシェフスキー米通商代表代行に書簡を送った。内容は米国が提案していたITA提案に対して、世界半導体会議開催を当面見合わせることを条件に前向きな姿勢を見せたものだった。そして同月26日、バシェフスキー代表代行はブリタン副委員長と会談し、まだ食い違いが残っているとしながらもITAで進展があったことを認めた³²⁹。

1996年9月26日から28日まで米ワシントン州シアトルで開催された四極通商会議であった。四極通商会議では、情報技術協定の採択に合意が決まっており、それを途上国も含めたWTOの場で合意しようというのがねらいであった³³⁰。この中でWTOにおける投資、環境、ITA、政府調達、労働などの協定作成に向けて積極姿勢を打ち出すことなどが協議された³³¹。ITAについては日米間の半導体合意を受けた民間企業による世界半導体会議（WSC）の開催時期をEUに配慮したものにすることで調整が行われた³³²。

四極通商会議の締めくくりとしてバシェフスキー代表代行が議長声明を発表し、ITAについて合意が成立し、12月にシンガポールで行われる行われるWTOの閣僚会議で協定締結をめざすとされた。これを受けて、翌週から日、米、EUの三極がジュネーブに集まり、協定の具体的対象品目、関税協議の時期などについて交渉を開始し、11月までに交渉点検会合を開く。そして、これを受けて四極が協定原案を策定し、世界各国に提案することになった³³³。

シアトルの四極通商会議終了後すぐ、東京で橋本首相とサンテールEU委員長、ブルートン欧州理事会議長（アイルランド首相）が会談した。この席ではWTO閣僚会議の成功やITAの早期妥結などの多角的貿易体制強化に向けて協力することで一致した³³⁴。

1996年10月18日から20日までマニラでAPECの事務レベル会合が開かれた。この会合ではITAが重要であるとの認識で一致したが、適用範囲や目標年次などはジュネーブでの交渉を見守ることになった³³⁵。続いて11月20日から25日までマニラでAPECフィリピン会議が開かれた。会議は、非公式高級事務レベル会議から始まり、非公式閣僚会議、閣僚会議、閣僚宣言発表、非公式首脳会議、首脳宣言発表の順で行われた。ITAはWTOをベースにした交渉であるが、WTOで合意を得るためにはアジア諸国の合意が欠かせない。そこで米国はAPECにおいてもITA進展を議論する方針を打ち出した³³⁶。しかし、関税の引き下げにはマレーシア、タイ、チリなどが反対したため最後まで交渉が難航した。その結果、閣僚宣言では「情報技術に関する協定作りと世界貿易機関（WTO）加盟国に協定参加を促す動きを支持する」との文言が盛り込まれるにとどまった。

その後、首脳会議のために橋本首相とクリントン大統領がマニラ入りし、日米首脳会談が行われた。その席でクリントン大統領はITAに関して日米が共同の立場をとり、努力することを求めた³³⁷。首脳宣言では、ITAについて先の閣僚宣言より踏み込んで、「2000年までに関税を大幅撤廃する情報技術協定を、ジュネーブで交渉が進展するに伴い柔軟性が必要であることを認識しつつ、WTO閣僚会議までにまとめるように呼びかける」ことになった³³⁸。

この首脳宣言をクリントン大統領は首脳会議後に在マニラ米大使館を訪れ演説を行い、「画期的な出来事」だとして大きく評価した³³⁹。ロード国務次官補も「我が国は非常に満足している」と評した³⁴⁰。橋本首相は「ITAについてはシンガポール閣僚会議までに、この取りまとめを呼びかけるという強いメッセージが発せられたことを評価している」と会見で述べた³⁴¹。これに対し、マレーシアのマハティール首相は「市場開放をいつ行うかは当事国の判断次第だ」と述べ³⁴²、同じくマレーシアのラフィダ通産相は「実行の約束をしたものではない」というなど、途上国との

温度差も見られた³⁴³。

マニラ会議終了後、翌月に控えたWTOシンガポール閣僚会議に向けて合意文書がジュネーブで練られ、11月28日に固まった。シンガポール会議では「覚書」あるいは「閣僚決定声明」の中に、(1)2000年までの段階的関税撤廃、(2)実施開始時期、(3)非関税措置の扱い、(4)国別の事情による合意実施への「柔軟性」、を明記する見通しとなった³⁴⁴。

こうした四極通商会議、APECの流れを受けて、1996年12月にシンガポールでWTO閣僚会議が開かれた。ここでの議題は、ITAの合意、労働基準、政府調達の実施の透明性の向上などであった。米国はAPECでの合意の勢いをかって、このシンガポール会議でも渋るEUを説き伏せようと考えていた。一方、EU側も、WTOの閣僚会議を前に、閣僚理事会をシンガポールで開き、EUとしてはITAの合意をめざす方向で意見を一致させた³⁴⁵。ITAをめぐる各国の主張は以下の表のようになっていた。

表 9 - 5 ITAをめぐる各国の主張

	日本	米国	EU	アジア
関税撤廃（引き下げ）の目標年次	2000年までに撤廃	2000年までに撤廃	2000年までに撤廃	2004年までに撤廃（韓国）、2010年までに撤廃（香港、チリ、シンガポール）、2003年までに10%に（インドネシア）、2004年までに5%に（フィリピン）
実施時期	97年	97年7月	97年7月	
除外品目	電線、シリコン以外のウエハー	光ファイバー、ブラウン管表示装置、コピー機、コンデンサー	音楽・映像用CDなど	コンデンサー、電線など21品目（韓国）、半導体製造・試験装置、通信機器（台湾）
合意対象事項	関税措置	関税措置	関税措置に加え市場アクセス改善	

「情報技術協定交渉での主張」『共同通信経済ニュース速報』（1996年12月2日）。

12月9日からのWTO閣僚会議を前に、8日、日、米、EU、カナダの四極の事務レベル協議が開かれた。この席でITAについて基本合意が得られた。四極はこれを10日の四極閣僚会議で正式合意するとともに、他のアジア諸国にも参加を呼びかけ、シンガポール会議全体の成果とする意向を固めた³⁴⁶。池田外相も10日午前の全体会で演説し、「これからの産業の基本的インフラともいうべき、情報技術の分野における関税撤廃、いわゆるITAについては、今次閣僚会議の自由化の分野での最大の成果として、是非合意したいと考えます」と述べ、合意への意欲を見せた³⁴⁷。また、ブリティッシュEU副委員長とも会談し、ITAでEUの努力を促した。

WTO閣僚会議の開幕式では加盟国・地域の政府代表が演説し、ITAの妥結を最大の優先課題とする声が聞かれた。すでに事務レベルで交渉に入っていたITAについては、この時に最終的な詰め段階になっていた。

ところが、ここで米国がさらなる提案を打ち出した。10日夜から11日午前にかけて、各国との協議の中で「2000年までの」関税撤廃だったのを「1999年まで」に前倒しする案を示したのである。この提案は特に先進国が段階的に関税引き下げを行うことで盛り込まれることになった。

しかし、EUが音楽・映像用のCDについて関税をゼロにするのに抵抗を示しており、強硬にゼロ関税を求める米国との間で交渉が必要だった。米国の背景には、クリントン政権とつながりの深いハリウッドの映画業界関係者の圧力があり、欧州の背景には、自国文化の保護を主張するフランスの圧力があつた³⁴⁸。その他、対象は4分野180品目にもなるため、途上国を含めた各国間での交渉や非公式の多国間交渉が断続的に行われた。11日にはシンガポールのマー・ボータン運輸通信相が閣僚会議で演説し、シンガポールのITA参加の用意を表明し、交渉の進展を促した³⁴⁹。

13日、閣僚宣言（「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products）」）が発表され、ITAは一応の合意に達した。閣僚宣言では、

情報技術製品の貿易に関するシンガポール閣僚宣言に留意し、最恵国待遇での関税撤廃に合意した多くのWTO加盟国及びWTOへの加盟を申請した国または独立の関税地域がとったイニシアチブ並びに多くの加盟国が、無税となる医薬品リストに400以上の産品を追加したことを歓迎する³⁵⁰

とされた。ここで「情報技術製品の貿易に関するシンガポール閣僚宣言」とは、ふつうの閣僚宣言とは別立てで出されたもので、以下のような内容となっている。

- 1) 付属書に掲げる産品への関税を1997年から引き下げ、2000年までに撤廃する
- 2) 引き下げ期間の延長、対象の拡大もあり得る
- 3) 多くの参加国が実施できるような検討を1997年1月31日までに完了させる³⁵¹

続いて以下が付属書の内容である。

- 1) 1997年3月1日までに関税撤廃の自国の扱いなどを記した文書を提出した国が「参加国」となる
- 2) 参加国は1997年4月1日までに同文書を承認する
- 3) 原則1997年7月1日までに1回目、1998年1月1日までに2回目、1999年1月1日までに2回目、2000年1月1日までに1回目の関税引き下げを行う
- 4) 1997年4月1日までに受け入れ状況などを評価する会合を開く³⁵²

そして対象品目リストが掲げられ、コンピューター、ソフトウェア、半導体、通信機器、半導体製造装置とこれらの部品、有線電話関連機器、ワープロ、ATM（現金自動支払機）、光ファイバーケーブルなどとされた。合意の内容をまとめたものが以下の表である。

表 9 - 6 情報技術協定の要旨

	内容
参加国	日本、米国、EU（15カ国）、カナダ、オーストラリア、シンガポール、韓国、香港、台湾、インドネシア、フィリピン、トルコ、スイス、アイスランド、ノルウェー
条件	1997年3月15日までに（情報関連の）世界貿易の90%をカバーするのに十分な国々が調印すれば、この合意内容は効力を持つ。
対象品目	コンピューター、電気通信、半導体、半導体製造装置、ソフトウェア、科学機器など6分野
関税引き下げのタイミング	関税は1997年7月から2000年1月まで四段階で削減。
非関税障壁	現存する非関税障壁に撤廃も合意の対象。
非情報技術関連製品	この合意は、蒸留酒など情報技術製品以外にも拡大される。米国とEUは蒸留酒の関税撤廃で合意。米国とEUは他国がこれに追随することを要請。

ITA合意直後の12月16日、東京の通産省で、半導体産業の政策的課題について協議する半導体主要国政府会合が開かれた。ここには日、米、EU、韓の実務レベルの政策担当者が出席し、半導体市場の動きなどの他、ITA合意について1997年1月末までに関税撤廃のスケジュールの詳細を詰めることや参加国の拡大について合意内容を再確認した³⁵³。

1997年3月5日、欧州委員会はITAの原案を承認したと発表した。これまで米欧間で交渉が続けられてきたが、妥協が成立した。第一に、EUは1997年7月1日から99年1月1日にかけて平均7%の半導体関税を段階的に撤廃する、第二に、米国は1997年7月1日から23億ECU（欧州通貨単位）相当のEUからの輸入について関税を撤廃する、ということであった³⁵⁴。3月24日、EU外相理事会はITA原案を承認し、25日から行われるITA交渉においてはEUとして関税撤廃計画を提出するよう指示した³⁵⁵。

この米欧間の妥協成立によって、4月1日の期限前の3月26日、40カ国が参加するITAは最終合意へ達した³⁵⁶。インド、タイ、マレーシア、インドネシアが猶予期間の容認を求めたが、これに対し、一部の通信機器の関税撤廃について2005年までの猶予を与えることになった。これによって貿易額で5000億ドルといわれる世界の情報関連市場の92%強で市場開放が順次促進されることになった³⁵⁷。協定が発効するには90%以上をカバーすることが必要とされたが、それが達成されることになったのである。

この合意を受けてクリントン大統領は、「この協定によって米国製品に課される関税が50億ドルも減少する」と歓迎する旨を記者会見で表明した³⁵⁸。また、バシェフスキー通商代表はITA合意を受けて声明を発表し、「電気通信交渉の合意と合わせ、世界経済の成長に確かな基盤ができた」³⁵⁹とした。

第6節 国際情報通信のガバナンスをめぐる課題 - 電子商取引 -

本章では、情報通信に関係する 이슈がどのように多国間交渉の場で論議されているかを見てきた。その交渉の場は、情報通信サミット、APEC、WTO、先進国首脳会議など多岐にわたることがわかった³⁶⁰。こうした背景には、情報通信技術の発達によって情報通信サービス自体が多様化するとともに、これまで予想もされなかったような問題が起きてきていることによって、ITUがそれに十分対処していけ

なくなっていることがある。こうした意思決定の分散化はガバメント型の「レジーム」から「ガバナンス」への転換と見ることができる。

WTOは2000年に新たな貿易自由化交渉であるミレニアム・ラウンドが始まる。その道筋を決める第二回閣僚会議が1998年5月にジュネーブで開かれた。その場で問題となったのがインターネット上の電子商取引に関する関税賦課の問題だったといわれている。つまり、日米両国が非関税を主張したのに対し、途上国側が関税収入を放棄することに抵抗を示し、また米国主導の電子商取引市場への懸念を示したという³⁶¹。閣僚宣言では当面99年まではインターネットを介した電子商取引は関税をかけないということで一致した。しかし、その後のことはこれからの交渉にかかっている。基本電気通信サービスとITAという二つの大きな交渉の後には、電子商取引というさらに大きな問題が控えているといえるだろう。

米国はそのガバナンス的なアプローチをWTOを通じて国際情報通信秩序の再構築にも適用しようとした。それは情報を共有し、多様なアクターの参加を認め、ルーズな合意を可能にしつつも、他方では、その市場の大きさを武器にし、米国の国益を追求すべき戦略的に動いていたということがいえるだろう。こうした交渉のアプローチは今後、他の交渉分野にも適用される可能性あるといえよう。

終章 結論

終章 結論

本論文では、情報通信分野における国家の役割について考察してきた。そのためにまず序章において、以下の三つの課題を設定した。第一は、情報の視点から捉えられる国家像の抽出である。第二は、その国家像からもたらされる問題群の整理である。そして第三が、問題解決に必要な諸政策の作成である。これらの課題に取り組むために、国家像の類型化を試み、ケーススタディを通じてそれぞれの国家像、特にガバメント型とガバナンス型情報国家の情報政策の特徴と問題点を検証するとともに、問題解決への政策の手がかりの解明を試みてきた。この章では結論として、こうした試みを踏まえて、最初に設定された三つの課題に対する回答を提示しておこう。

まず第一の情報の視点からみた国家像について、本論文は「情報国家」という概念を提起した（第1章）。情報国家モデルには三つの型があると考えられる。つまり、独占型情報国家、ガバメント型情報国家、ガバナンス型情報国家である。

独占型情報国家とは、独裁者や一部の特権的エリートが情報を独占あるいはコントロールしているために、政府と国民との間で情報がやり取りされないような国家である。このような国家では、国民が国家の現状について知り得ないために、潜在的な不満は高くなり得るものの、意思決定・合意形成のためのコスト（非効率性）は小さく、政府は政策を実行しやすくなっている。

ガバメント型情報国家とは、政府と国民の間での情報のやりとりが制度的に確保されている国家形態である。ここでいう「ガバメント」とは「拘束力、強制力をもつ法制度による権利、義務に基づき、組織の正統性と一貫性を維持しながら行われる意思決定・合意形成システム」である。一般的な民主主義国家では、政治家は選挙という手段を通じて国民の声に耳を傾けねばならず、また国民の側から情報公開制度などを通じて政府から情報を引き出すことができる。しかし、制度的にこうした情報のやりとりが確保されていても、主導権は政府側にあるのがガバメント型情報国家の限界である。従って、政府による情報公開が不足したり、政府の政策運営がうまく行かなければ、国民の不満が高まることになる。

ガバナンス型情報国家とは、情報の共有が積極的な価値と認められ、政府が望む以上の情報のやりとりが政府と国民の間で行われるような国家形態である。ここでいう「ガバナンス」とは、「主体性、自発性および公益性に基づき、関与する行為者が目的意識を強くもって行う意思決定・合意形成システム」である。独占型や

ガバメント型の情報国家では情報を持っている政府の側が優位に立っていたが、ガバナンス型では情報のフローが拡大し、国民の側がエンパワー（力づけ）されることになる。つまり、独占型やガバメント型では入手できなかったような情報、広く共有されることのなかった情報が流通するようになり、多様なアクターが意思決定・合意形成に参加できるようになる。その結果、独占型情報国家の独裁者やエリート達が享受していたような効率性は失われることになる。

国家はこのような情報国家モデルの三つの型の間を移動する。そして、ガバナンス型情報国家になるほど、国民の潜在的な不満は少なくなるが（ただし、顕在的不満が高まることはある）、意思決定・合意形成のコスト（非効率性）は上昇する、というのが本論文の仮説であった。

本論文の第二の課題は、情報国家モデルから見えてくる問題は何か、言い換えるならば、ガバナンス型情報国家である米国が抱える問題とは何かということであった。この課題に答えるために、まず、ガバメント型情報国家とガバナンス型情報国家を対比させた。つまり、ガバメント型情報国家としての19世紀英国（第2章）とガバナンス型情報国家としての20世紀米国（第3章）における情報通信ネットワークの発明から発展の経緯を示した。時代と地域を異にするこの二つの国家は、情報通信ネットワークから見ると多くの共通項を持っている。どちらもグローバルな情報通信ネットワーク（英国は電信、米国はインターネット）を構築し、それを利用して世界の情報を収集し、軍事戦略や貿易に活用してきた。しかし、結果として見るならば、その管理のあり方は大きく異なることになった。電信ネットワークの構築には政府が中心となり、その国際的管理のために国家と国家の間の条約や協定が、二国間、多国間で結ばれた。実際に電信を利用したのは軍事部門を中心とする政府や大企業に限られた。つまり、情報を持っている者のみが、情報通信ネットワークを利用し、それは条約や協定によって政府の保護下におかれたのである。他方、インターネットの管理は条約や協定などにはあまり頼らずルーズな形で行われている。インターネットはもともと米国の国防総省の支援で作られたものだが、政府の手を離れると、研究者達のボランティアによって発展してきた。そこでは様々な情報が送信されると同時に公表されている。その結果、ガバメント的アプローチで管理されていた電信やその後の電話の世界では見られなくなったような問題がインターネットにおいて表出してきた。そのような問題をとりあげたのが第4章から第6章であった。

第4章では、インターネットにおけるポルノなどの有害情報に関する規制の問題をとりあげた。インターネットにおけるポルノが青少年に与える影響を憂慮するキリスト教徒同盟などから圧力を受けた保守派の議員達は、議会公聴会における反対

派の声にもかかわらず、1996年通信法の中に通信品位法を盛り込むことに成功した。しかし、成立と同時に起こされた訴訟では、オンラインで繰り広げられたキャンペーンを背景に、反対派の主張が認められ、通信品位法は違憲判決を受けた。

第5章では、プライバシー保護の問題をとりあげた。この問題では、政府と国民の対決よりも、自由な情報の流通を求める米国と、プライバシー保護の観点からそれに反対する欧州の対立の方が目立った。情報のスーパーハイウェイが情報「スーパーハイウェイ（盗み見ハイウェイ）」になりかねないという危機感は、情報がデジタル化され、ネットワークで送信されるに従って高まってきている。この問題もまた、新しい技術が生み出した問題であると同時に、ガバメント的アプローチ（欧州）とガバナンス的アプローチ（米国）の相克であるといえる。

第6章では、暗号の問題をとりあげた。この問題では、規制を求める米国政府とそれに反対するユーザーの対決であった。暗号は通信の秘密を保持し、電子商取引を発展させるために不可欠のインフラである。しかし、そうした技術が普及することで安全保障や秩序が脅かされることを米国政府をはじめとする各国政府は懸念している。

第4章から第6章までの三つのケーススタディにおける対立の構図を見ると、米国民の中にはガバナンス的アプローチを求める声が強い。他方、米国政府は暗号問題に顕著なようにガバメント的アプローチを志向している。ここに問題の起源があるのではないだろうか。つまり、米国は全体としてはガバナンス型情報国家へとシフトしつつあるが、しかし、米国政府はガバメント的アプローチを一部保持したいと考えている。米国民は新しい情報技術を使って情報のフローを拡大させ、より多くの人々が意思決定・合意形成へ参加し始めている。そのために意思決定・合意形成には時間がかかり、非効率性は上昇しているのである。

しかし、米国政府がガバメント的アプローチを志向しているといっても、ガバナンス的アプローチを拒否しているわけではない。それを示したのが、第7章と第8章であった。第7章では日米両政府のホームページ数に関する調査結果を示し、米国政府が情報技術を積極的に取り入れ、活用していることを指摘した。また、第8章では、1996年に成立した米国の電子情報自由法がどのように利用されているかを調べた。情報公開制度への情報技術の利用は、請求者側にとっても政府にとってもコストの削減につながるといえる。そして、政府情報への積極的なアクセスの増大は、情報の非対称性の解消へとつながり、国民のエンパワーメントにつながる。情報のフローの拡大は、一方では新たな問題を生じさせ、意思決定・合意形成の効率性を低下させるが、他方では潜在的な不満を解消させることになるといえるだろう。

米国のガバナンス型情報国家への傾斜は国際関係にも見て取ることができる。第

9章では、WTO（国際貿易機関）における基本電気通信サービス交渉と情報技術協定（ITA）交渉について分析した。この二つの交渉で主導的な役割を果たしたのは米国であった。米国は、より自由な情報のフローを求めるとともに、競争優位にある自国の情報通信産業のために、サービスと機器の市場開放を求めた。交渉の形態を見ても、一国一票というガバメント的アプローチのITU（国際電気通信連合）ではなく、WTOで交渉を行うことによって米国はガバナンス的アプローチを用いた。つまり、合意に参加できる国だけを合意に参加させ、その実効性を担保したのである。こうした国際交渉における米国のガバナンス的なアプローチは他の交渉分野にも適用される可能性があるといえる。

本論文の仮説は、ガバナンス型情報国家へ移行するほど、国民の潜在的な不満は少なくなるが、意思決定・合意形成のコスト（非効率性）は上昇する、というものであった。第2章から第9章までの分析によってそれは裏付けられた。

しかし、本論文の第三の課題がまだ残されている。つまり、情報国家モデルから見てどのような政策が求められているのかという課題である。この課題を考察するために三つの論点が浮かんでくる。つまり、米国以外の国家にとって情報国家モデルが示唆することは何か、この情報国家モデルは発展系なのか、そして、今後国家はどうなっていくのか、という三つの論点である。

まず、米国以外の国々にとって情報国家モデルが示唆することとは何だろうか。1999年現在、世界には180以上の国家が存在するといわれている。その中でガバナンス型情報国家へのシフトを強めている国は米国以外ほとんど見られないといっていいたろう。その他の国々は依然として、独占型あるいはガバメント型の情報国家である。日本を見れば、いまだ国政レベルでの情報公開制度が整備されておらず、民主主義体制といえども、片足を独占型情報国家に残しているといえるかもしれない。欧州の多くの国々は、ガバメント型情報国家であるとしても、中国やロシアといった大国、あるいはアジア、アフリカ、中南米、中東の国々の多くは独占型情報国家である。しかし、だからといって、ガバナンス型情報国家が米国という特殊型にとどまると考える必要はないだろう。国際関係において相対的に影響力を保持してきた欧米諸国によるその他の国々に対する民主化要求はある程度成功を収めつつある。それによって独占型情報国家はガバメント型情報国家へとシフトしてきた。現代の情報技術は独占型情報国家における情報独占を切り崩しつつある。南米の反体制派の情報が世界に向けて発信され、中国でインターネット利用者が増加し、シンガポールは情報の内容規制をゆるめざるを得なくなった。情報量の拡大は、やがて情報の質の改善へとつながる可能性がある。人々が政治経済的活動における情報の重要性を認識し、情報の共有を積極的な価値として認めるに従って、独占型から

ガバメント型、さらにガバメント型からガバナンス型へのシフトは米国以外の国でも起こりうる。

ではそうすると、情報国家モデルは発展系と考えるべきなのであるだろうか。つまり、情報文明論が考えるように、いずれ情報を中心とする文明が成立し、世界が不可逆的にそちらへ進むのかという問題である。しかし、情報国家モデルは、そうした発展のメカニズムを内包していない。なぜなら、情報のフローの拡大は人々の潜在的不満を解消することができるかもしれないが、意思決定・合意形成の非効率性もまた増大させるからである。こうした非効率性の増大は、仮に時間を要しても意思決定・合意形成が行われているうちはいいが、行われなくなれば政治的混乱につながる。その結果、革命などによって情報を独占しようとする勢力が実権を握る可能性があることを歴史は示している。従って、情報国家モデルのうちどの型になるかは、為政者あるいは国民の選択に大きく依存していると考えた方がいいように思われる。ガバナンス型情報国家が増えることをもって情報文明の到来と考えるとすると、多くの国々をそこにとどめておくための別のメカニズム、例えば意思決定・合意形成の効率性を担保するメカニズム、が必要になるだろう。

それでは、情報国家モデルを通してみた場合、今後、国家はどのように変化していくと考えられるだろうか。本論文でとりあげたケーススタディでは、それが米国の問題であると同時に国際的な問題でもあることがわかった。有害情報、プライバシー保護、暗号はいずれもそういう性格をもっていた。そういう意味では国家を単位とすることにはもはや限界があると指摘することも可能であろう。またサイバースペースでは国境はもはや意味をなさないという指摘もある。ジョン・P・バーローによる「サイバースペース独立宣言」は国家に対する強烈的拒否反応であった。あるいは、経済や文化、民族に関する情報などはすでに国境を簡単に飛び越えている。しかし、法に基づく強制力の行使の単位は依然として国家にある。本論文では、必ずしも法律に基づかない意思決定・合意形成のシステムとしてガバナンスを定義してきたが、そうした決定や合意の後に、その実効性を確保するには強制力の有無が大きく意味をもつ。インターネットの中の問題に関するガバナンスでは、強制力は確かに不可欠ではなかった。しかし、現実世界での政治的な問題では、意思決定・合意形成の後の政策の実行には強制力が必要になる。この強制力の単位が国家である限り、国家の役割は残っていくだろう。そして、現実の国境という境界線によって区切られた領土の内外で貧富などの格差が残る限り、人々は国際競争を意識し、国家単位でのより良い政策を求めるはずである。

最後に、どのような政策が求められているのかという課題に対して、日本を念頭に置いて考えるならば、ガバナンス的アプローチを戦略的に取り入れることだとい

える。「戦略的に」というのは、物事の要因の間の因果関係を認識した上で、効用の増大につながるように要因を操作することである。「ガバナンス的アプローチ」とは、情報のフローの拡大に伴う透明性と多様性の追求である。言い換えるならば、情報通信技術を積極的に採用し、応用することで、よりフレキシブルな意思決定・合意形成を可能にすることである。現在の日本の様々な分野における問題は、戦後うまく機能してきたガバナメント的アプローチが機能不全を起こしているからだと思われる。それを打破するには、情報をコントロールしてエリートによる計画経済的な政策を追求するか、ガバナンス的アプローチを追求するかのどちらかである。しかし、情報統制を可能にするまでの政治的・社会的コストを考慮すれば、現在の日本ではガバナンス的アプローチを採用する方がいいだろう。

以上、本論文では、情報あるいは情報通信から見る国家像として情報国家モデルを提示し、そこから情報の共有を重視するガバナンス型情報国家の抱える問題点と可能性を分析した。このモデルの妥当性は、今後のさらなる実証研究に委ねられるが、次世紀の中心産業と目される情報通信産業と国家との関係を捉える一つの視点として意義を持っていると思われる。

注

- ¹ Paul M. Kennedy, *The Rise and Fall of the Great Powers: Economic Change and Military Conflict from 1500 to 2000* (1989).
- ² ジョセフ・S・ナイ Jr (久保伸太郎 訳) 『不滅の大国アメリカ』 (読売新聞社、1990年) 20ページ。
- ³ Joseph S. Nye, Jr., and William A. Owens, "America's Information Edge," *Foreign Affairs*, March/April 1996, pp. 20-36.
- ⁴ 公文俊平 『アメリカの情報革命』 (NECクリエイティブ、1994年) 176-179ページ。
- ⁵ 引用は以下による。アルバート・ゴア・ジュニアほか (浜野保樹 監修、門馬淳子 訳) 『情報スーパーハイウェイ』 (電通、1994年) 203-223ページ。
- ⁶ 石黒憲一 『世界情報通信基盤の構築 - 国家・暗号・電子マネー - 』 (NTT出版、1997年) 41ページ。
- ⁷ 梅棹忠夫 『情報の文明学』 (中央公論社、1988年) 29ページ。原論文は、梅棹忠夫 「情報産業論 - きたるべき外胚葉産業時代の夜明け」 『放送朝日』 第104号 (1963年1月) 4-17ページだが、この論文は 『情報の文明学』 に再録されている。
- ⁸ 梅棹、前掲書、186-193ページ。1988年の論文とは、梅棹忠夫 「情報の文明学 - 人類史における価値の変換」 『中央公論』 第103年第2号第1231号 (1988年2月) 152-172ページ、である。この論文も 『情報の文明学』 に再録されている。
- ⁹ 梅棹、前掲書、42ページ。
- ¹⁰ Fritz Machlup, *The Production and Distribution of Knowledge in the United States* (Boston: Princeton University Press, 1962). 邦訳は、F・マハループ (木田宏 / 高橋達男 監訳) 『知識産業論 - 知識の生産と流通の経済的分析 - 』 (産業能率短期大学出版部、1969年)。
- ¹¹ Alvin Toffler, *The Third Wave* (New York: William Morrow, 1980). 邦訳は、A・トフラー (徳山二郎 監修、鈴木健次 / 桜井元雄 他訳) 『第三の波』 (日本放送出版協会、1980年)。トフラーは1994年の米国の中間選挙において大勝利を引き起こしたギングリッチ (Newt Gingrich) 米国議会下院議長と近い関係にある。ギングリッチは1994年の中間選挙で 『アメリカとの契約 (Contract with America)』 と題する一連の公約を打ち出し、多くの新人議員を当選させ、共和党に大勝利をもたらした。ギングリッチ下院議長は4年後の1998年の中間選挙では民主党に予想外の敗北を帰し、議長を辞任、議員も引退することになった。しかし、1994年当時は次期大統領候補として民主党はゴア、共和党はギングリッチと目されていたのである。そしてこの二人に共通する点はハイテクに対する理解が深いということであった。
- ¹² ベル、ダニエル 『知識社会の衝撃』 (TBSブリタニカ、1995年)。
- ¹³ 公文俊平 『情報文明論』 (NTT出版、1994年) 「まえがき」。
- ¹⁴ 公文、前掲 『情報文明論』、216ページ。
- ¹⁵ 公文、前掲 『情報文明論』、304ページ。
- ¹⁶ 梅棹、前掲書、42ページ。

- ¹⁷ 詳しくは、クラーク、R・W（新庄哲夫 訳）『暗号の天才』（新潮社、1977年）を参照。
- ¹⁸ 中西輝政『大英帝国衰亡史』（PHP研究所、1997年）26-30ページ。
- ¹⁹ Robert Gilpin, *War and Change in World Politics* (Cambridge University Press, 1981).
- ²⁰ George Modelski, *Long Cycles in World Politics* (Macmillan Press, 1987).
- ²¹ 薬師寺泰蔵『テクノヘゲモニー - 国は技術で興り、滅びる - 』（中公新書、1989年）。
- ²² 石井貫太郎『現代国際政治理論』（ミネルヴァ書房、1993年）。
- ²³ Karl W. Deutsch, et. al., *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience* (Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1957).
- ²⁴ *ibid.*, pp. 46-59.
- ²⁵ James M. Rosenau, and Ernst-Otto Czempiel, eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics* (Cambridge University Press, 1992).
- ²⁶ この二つの区別に関する初期的なアイデアは、木村忠正 / 土屋大洋『ネットワーク時代の合意形成』（NTT出版、1998年）に見られる。
- ²⁷ 大芝亮「開発とグローバル・ガバナンス」青山学院大学・国連大学共催「グローバル・ガバナンス国際会議」（青山学院大学、1998年10月31日、11月1日）におけるペーパーの2ページ、図1を参考にした。
- ²⁸ J・フランケル（田中治男 訳）『国際関係論 [新版]』（東京大学出版会、1980年）27-34ページ。
- ²⁹ 草野厚『日米オレンジ交渉』（日本経済新聞社、1983年）。
- ³⁰ 後に、草野の相互浸透モデルと同様の視点がパットナム（Robert B. Putnam）の「2レベル・ゲーム」として提示された。Peter B. Evans, Harold K. Jacobson, and Robert D. Putnam, eds., *Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics* (University of California Press, 1993). 同書については、渡辺昭夫「P・エヴァンズ、H・ジェイコブソン、R・パットナム編『両刃の外交 - 対外交渉と国内政治』」、『国際政治』113号、190-194ページの書評論文も参照。
- ³¹ 広瀬幸泰「プロセス変革志向のマネージメント」ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編『エンパワーメント 成功の法則 - 権限と責任の拡大による創造的意思決定 - 』（ダイヤモンド社、1996年）35ページ。
- ³² 村松安子「エンパワーメントに向けて」村松安子 / 村松泰子編『エンパワーメントの女性学』（有斐閣選書、1995年）6-7ページ。
- ³³ 高柳彰夫「国際社会における開発NGO - 「持続可能性」「エンパワーメント」と救援の両立の模索 - 」（『国際問題』（第425号、1995年8月）48-9ページ。
- ³⁴ 「情報国家」という言葉には様々な意味あいがある。例えば、現在の米国クリントン政権が目指す情報化政策は、国民一人々々の生産性を上げることによって、国家自体の競争力を向上させようというものである。例えば、第一期クリントン政権で労働長官を勤めたロバート・ライシュ（Robert Reich）は、著書『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ』において、情報を操作することによって高収益をあげる「シンボリック・アナリスト（Symbolic Analyst）」が重要な役割を果たすことになり、教育を通じてこれを養成していかななくては行けないと論じている。本稿での「情報国家」は、より広い意味で用いられており、情報インフラの構築を進め、それを通じて得

られる情報をうまく活用することによって他国に優位に立つことを目指す国家である。

³⁵ S・G・スターミー（地田知平監訳）『英国海運と国際競争』（東洋経済新報社、1965年）

³⁶ 英国のフランシス・ロナルズ（Francis Ronalds）が1816年に電信システムを作ったといわれている。彼は自分の発明を大英帝国海軍に対して売り込もうとしたが、腕木信号（semaphone）で十分用が足りていた海軍は興味を示さず、彼の発明は世に認められなかった。腕木信号とは手旗信号の応用で、腕木を組み合わせるいくつかのパターンを表示させ、そのパターンにあらかじめ意味を決めておく。そして腕木通信機を一定間隔においてリレー式に次々とつないで遠方に通信するというものである。これはナポレオンが戦時に用い、非常な成功を収めた。

³⁷ 大北電信社については、室井嵩監訳『大北電信株式会社百年略史』（国際電信電話株式会社、1972年）を参照。

³⁸ The Librarian's Department of the Foreign Office of the United Kingdom, British and Foreign State Papers (Her Majesty's Stationery Office, 1874-1875), p. 19. 参照。以下、British and Foreign State Papers をState Papersと略。

³⁹ <<http://www.cwhistory.com/>>またはW. J. Baker, A History of the Marconi Company, Methuen & Co., 1970、室井嵩監訳『ケーブル・アンド・ワイアレス会社百年史』（国際電信電話株式会社、1972年）。

⁴⁰ State Papers, 1805-1906, pp. 321-49.

⁴¹ <<http://www.cwhistory.com/>>

⁴² "British Order in Council applying 'the Wireless Telegraphy Act, 1904' to British Ships on the High Seas," State Papers, 1970-1908, p. 80.

⁴³ "British Regulations relative to the use of Wireless Telegraphy by Foreign Ships in British Territorial Waters," State Papers, 1913, p.967.

⁴⁴ "British Notification relative to Government Control of Wireless Telegraphy," State Papers, 1914, p. 65.

⁴⁵ <<http://www.cwhistory.com/>>

⁴⁶ 西田健二郎監訳『英国における海底ケーブル百年史』（国際電信電話株式会社、1971年）、51頁。

⁴⁷ なお、それぞれの協定によって成立した国際電信連合と国際無線電信連合の役割は1932年設立の国際電気通信連合へと受け継がれ、1949年に国連の専門機関となっている。

⁴⁸ <<http://www.cwplc.com/>> その後、1945年の帝国通信会議（Imperial Communications Conference）での提案を受けて1947年大英帝国政府はケーブル・アンド・ワイアレス社を国営とする。しかし、1979年に保守党が政権についたことで1981年に再び民営化されている。ケーブル・アンド・ワイアレス社の電信ケーブルは1970年まで使われた。

⁴⁹ ロイター通信については、今井幸彦『通信社 - 情報化社会の神経 -』（中公新書、1973年）、倉田保雄『ニュースの商人ロイター』（新潮選書、1979年）に詳しい。また<<http://www.reuters.com>>も参照。

⁵⁰ 倉田、前掲書。

⁵¹ ARPAは「Defense」を頭に付けて「DARPA」と呼ばれた時期もある。ARPAは、半導体産業の官民共同研究コンソーシアムであるセマテック（SEMATECH）を支援するなど、米国の実質的な産業政策を担っている。

- ⁵² ポール・E・ホフマン（創知社ハイテックライツ 訳）『インターネット・クイック・レファレンス』（ジャストシステム、1994年）4ページ。
- ⁵³ 村井純『インターネット』（岩波新書、1998年）。
- ⁵⁴ ホフマン、前掲書、6ページ。
- ⁵⁵ ノードは以下の四つの大学であった。UCLA（University of California at Los Angeles）、SRI（Stanford Research Institute）、UCSB（University of California at Santa Barbara）、Univ of Utah。
- ⁵⁵ ホフマン、前掲書、 - ページ。
- ⁵⁶ 木村忠正／土屋大洋『ネットワーク時代の合意形成』（NTT出版、1998年）第2章参照。
- ⁵⁷ ゴアほか、前掲書、20ページ。
- ⁵⁸ ゴアほか、前掲書、18ページ。
- ⁵⁹ ゴアほか、前掲書、100-103ページ。
- ⁶⁰ 木村忠正『第二世代インターネットの情報戦略』（NTT出版、1997年）。
- ⁶¹ ゴアほか、前掲書、46-47ページ。
- ⁶² CIA World Factbook <<http://www.odci.gov/cia/publications/factbook/xx.html>> (Access: November 27, 1998).
- ⁶³ 赤木昭夫『インターネット社会論』（岩波書店、1996年）43-46ページ。
- ⁶⁴ 公文俊平 編著『ネティズンの時代』（NTT出版、1996年）228-232ページ。
- ⁶⁵ ブルー・リボン・キャンペーンとは、ワールド・ワイド・ウェブのホームページに青いリボンのアイコンを掲載し、インターネットの検閲に反対するという意思表示をするものである。EFFのホームページを参照。Electronic Frontier Foundation, "Blue Ribbon Campaign," <<http://www.eff.org/blueribbon.html>> (Access: Aug 18, 1998).
- ⁶⁶ 「CDAの息子（son of CDA）」あるいは「CDA II」と呼ばれる法案は、1997年11月、ダン・コーツ（Dan Coats）上院議員（共和党、インディアナ州）が提出したもので、S. 1482（A bill to amend section 223 of the Communications Act of 1934 to establish a prohibition on commercial distribution on the World Wide Web of material that is harmful to minors, and for other purposes）のことである。この法案もCDAと同じくインターネット上のポルノを制限しようとするものであるが、「商業ウェブページ」に焦点を当てている。また、上院商業委員会の委員長であるジョン・マッケイン（John McCain）上院議員（共和党、アリゾナ州）が「インターネット・スクール・フィルタリング法」という法案S. 1619（A bill to direct the Federal Communications Commission to study systems for filtering or blocking matter on the Internet, to require the installation of such a system on computers in schools and libraries with Internet access, and for other purposes）を提出した。これは、e-rateという学校向けの接続割引サービスを受けるためにはフィルタリング・ソフトの導入を義務づけるというものである。
- ⁶⁷ "Cyberporn and Children: The Scope of the Problem, the State of the Technology, and the Need for Congressional Action," Hearing before the Committee on the Judiciary, United States Senate, One Hundred Fourth Congress, First Session, on S. 892 (a Bill to Amend Section 1464 of Title 18, United States Code, to Punish Transmission by Computer of Indecent Material to Minors), July 24, 1995, Serial No. J-104-36, Washington DC: U.S. Government Printing Office, 1996; 以下、「Senate Hearing」と略する。なお、本

論文で用いた公聴会のテキストは、Congressional Quarterly社のCIS-Indexとマイクロフィッシュを利用した。CIS-Indexとマイクロフィッシュは東京・芝のアメリカン・センター・ライブラリーで閲覧可能である。

- ⁶⁸ A Bill to Amend Section 1464 of Title 18, United States Code, to Punish Transmission by Computer of Indecent Material to Minors.
- ⁶⁹ Senate Hearing, 1-7.
- ⁷⁰ Senate Hearing, 7-32.
- ⁷¹ Senate Hearing, 33-36.
- ⁷² Senate Hearing, 38-54.
- ⁷³ Senate Hearing, 55-110.
- ⁷⁴ Senate Hearing, 111-154.
- ⁷⁵ "Cyberporn: Protecting Our Children from the Back Alleys of the Internet," Joint Hearing before the Subcommittee on Basic Research and the Subcommittee on Technology of the Committee on Science, U.S. House of Representatives, One Hundred Fourth Congress, First Session, July 26, 1995, [No. 16], Washington, DC: U.S. Government Printing Office, 1995; 以下、「House Hearing」と略する。
- ⁷⁶ 他にエネルギー・環境小委員会 (Subcommittee on Energy and Environment) と宇宙・航空小委員会 (Subcommittee on Space and Aeronautics) があつた。
- ⁷⁷ House Hearing, 1-11.
- ⁷⁸ House Hearing, 12-15.
- ⁷⁹ House Hearing, 16-19.
- ⁸⁰ House Hearing, 23-88.
- ⁸¹ Exon (and Others) Amendment No. 1362, to Provide Protections against Harassment, Obscenity and Indecency to Minors by Means of Telecommunications Devices (Senate - June 14, 1995).
- ⁸² H.R. 1978, Internet Freedom and Family Empowerment Act (A Bill to Encourage and Protect Private Sector Initiatives that Improve User Control over Computer Information Services), introduced on June 30, 1995.
- ⁸³ House Hearing, 89-115.
- ⁸⁴ 山川雄巳『政治学概論 [第2版]』有斐閣ブックス、1996年、379頁。辻中豊『利益集団』（東京大学出版会、1988年）86 - 102頁。
- ⁸⁵ 山川、前掲書、384頁。
- ⁸⁶ このようなサイバースペースを活用して行動する人々を「ネットワーク」と「シティズン（市民）」をもじって「ネティズン（Netizen）」と呼ぶことがある。公文俊平編『ネティズンの時代』（NTT出版、1996年）、マイケル・ハウベン、ロンダ・ハウベン『ネティズン』（中央公論社、1997年）。
- ⁸⁷ 岡部一明『インターネット市民革命』（御茶の水書房、1997年）第2章。
- ⁸⁸ 情報通信ネットワークと政治については、以下のような文献が出ている。Phil Noble, Guide to

the Internet and Politics: An Introduction to Using the Internet in Political Campaigns (Washington, DC: Campaigns & Elections, 1996); Lawrence K. Grossman, The Electronic Republic: Reshaping Democracy in the Information Age (New York: Penguin Books, 1995); Morley Winograd and Dudley Buffa, Taking Control: Politics in the Information Age (New York: Henry Holt and Company, 1966); Chris Casey, The Hill on the Net: Congress Enters the Information Age (Academic Press, 1996); Grame Browning, Electronic Democracy: Using the Internet to Influence American Politics (Pemberton Press, 1996); Wayne Rash, Jr., Politics on the Nets: Wiring the political Process (New York: W.H. Freeman, 1997).

- ⁸⁹ ACLUのホームページは以下の通り。American Civil Liberties Union, "ACLU: American Civil Liberties Union," <<http://www.aclu.org/>> (Access: May 4, 1998).
- ⁹⁰ CDTのホームページは以下の通り。The Center for Democracy and Technology, "The Center for Democracy and Technology," <<http://www.cdt.org/>> (Access: May 4, 1998).
- ⁹¹ EFFのホームページは以下の通り。The Electronic Frontier Foundation, "EFF Web - The Electronic Frontier Foundation," <<http://www.eff.org/>> (Access: May 4, 1998).
- ⁹² EPICのホームページは以下の通り。Electronic Privacy Information Center, "Electronic Privacy Information Center," <<http://epic.org/>> (Access: May 4, 1998).
- ⁹³ VTWのホームページは以下の通り。The Voters Telecommunication Watch, "The Voters Telecommunication Watch," <<http://www.vtw.org/>> (Access: May 4, 1998).
- ⁹⁴ The Electronic Frontier Foundation, "EFF Web - The Electronic Frontier Foundation," <<http://www.eff.org/>> (Access: May 4, 1998)
- ⁹⁵ 前注参照。
- ⁹⁶ キリスト教徒同盟については、そのホームページChristian Coalition, "Christian Coalition," <<http://www.cc.org/>> (Access: May 4, 1998)、あるいは佐々木毅「変容するアメリカのニューライト」『国際問題』431号、1996年2月、22 - 35頁を参照。
- ⁹⁷ FRCのホームページFamily Research Council, "FRC - Family Research Council," <<http://www.frc.org/>> (Access: May 4, 1998)を参照。
- ⁹⁸ Enough is Enough, "Biographies," <<http://www.enough.org/bio.html>> (Access: August 3, 1998).
- ⁹⁹ Enough is Enough, "Our Vision & Mission," <<http://www.enough.org/vision.html>> (Access: August 3, 1998).
- ¹⁰⁰ 詳しくは、内藤順也「インターネットと表現の自由 - インターネットにおけるポルノ的表現を規制するCommunications Decency Act (通信品位法)を違憲とした米国連邦裁判所下級審決定 - 」『国際商事法務』第24巻8号(1996年)、あるいは、郵政省郵政研究所編『1996年電気通信法の解説』社団法人商事法務研究会、1997年、を参照。またインターネット上のポルノについては、一戸信哉「インターネットによる情報の流通と国際法の課題 - とくにわいせつ情報規制について - 」『外交時報』1332号(1996年10月)も参照。
- ¹⁰¹ 以下の記述は以下によるところが大きい。木村忠正「世界情報事情レポート(1995-3)アメリカ通信法改正をめぐって」 <<http://ifrm.glocom.ac.jp/doc/k01.006.html>> (1998年5月3日アクセス)
- ¹⁰² 公文編、前掲書、231頁。原文は、以下のウェブページを参照。John Perry Barlow, "A Cyber Space Independence Declaration," <http://www.eff.org/pub/Publications/John_Perry_Barlow/barlow_0296.declaration> (Access: May 4, 1998).

- ¹⁰³ 「情報通信法を一部差し止め 下品の定義不明と米地裁」ニフティサーブ『共同通信経済ニュース速報』1996年2月16日。
- ¹⁰⁴ Electronic Frontier Foundation, "The Blue Ribbon Campaign for Online Free Speech," <<http://www.eff.org/blueribbon.html>> (Access: May 4, 1998).
- ¹⁰⁵ Citizens Internet Empowerment Coalition, "Citizens Internet Empowerment Coalition," <<http://www.ciec.org/>> (Access: May 4, 1998).
- ¹⁰⁶ 「インターネットの検閲不可 米連邦地裁が初判断 = 詳報」ニフティサーブ『共同通信経済ニュース速報』（1996年6月13日）。
- ¹⁰⁷ Voters Telecommunication Watch, "Free Speech Wins in Court: 3-0!"<<http://www.vtw.org/speech/decision.html>> (Access: May 4, 1998).
- ¹⁰⁸ "Press Release and Statement from Sen. Exon," <http://www.ciec.org/decision_PA/960612_Exon_prs.html> (Access: May 4, 1998).
- ¹⁰⁹ "Press Release from Family Research Council," <http://www.ciec.org/decision_PA/960612_FRC_pr.html> (Access: May 4, 1998).
- ¹¹⁰ "Press Release from Senator Russ Feingold," <http://www.ciec.org/decision_PA/960612_Feingold_pr.html> (Access: May 4, 1998).
- ¹¹¹ "Text of DOJ Letter to Senator Exon," <http://www.ciec.org/SC_appeal/DOJ_Exon_ltr.html> (Access: May 4, 1998); "Text of Dept. of Justice Notice of Appeal Text of Dept. of Justice Notice of Appeal," <http://www.ciec.org/SC_appeal/DOJ_notice.html> (Access: May 4, 1998); Rebecca Vesely, "The Netizen: CDA Update," <<http://www.hotwired.com/netizen/netizen/97/08/special1a.html>> (Access: May 4, 1998).
- ¹¹² Electronic Frontier Foundation, "Electronic Frontier Foundation Statement: Supreme Court Victory for Free Speech: CDA Ruled Unconstitutional," <http://www.eff.org/pub/Legal/Cases/ACLU_v_Reno/19970626_eff_cda.announce> (Access: May 4, 1998).
- ¹¹³ 「家族問題の市民団体は通信品位法違憲判決に動揺」<<http://www.techweb.com/wire/news/june/0626family.html.body?>> (1997年6月28日アクセス)。
- ¹¹⁴ ACLU, "ACLU Wary of White House Goals on 'Voluntary' Internet Censorship," Press Release, (July 16, 1997).
- ¹¹⁵ Lawrence Lessig, "Tyranny in the Infrastructure: The CDA was bad - but PICS may be worse," Wired Magazine (June 1997).
- ¹¹⁶ EPIC, "EPIC Alert," vol. 4.16 (distributed on December 1, 1997), available at <<http://www.epic.org/>>.
- ¹¹⁷ Dan Coats, "Coats Says Internet Pornography to be Subject of Hearing in Senate," <<http://www.senate.gov/coats/pr-ip.html>> (Access: August 5, 1998).
- ¹¹⁸ EFFのブルー・リボン・キャンペーンのホームページ<<http://www.eff.org/blueribbon/>>を参照。
- ¹¹⁹ ACLU, "ACLU White Paper: Censorship in a Box," <<http://www.aclu.org/issues/cyber/box.html>> (Access: August 5, 1998).
- ¹²⁰ EFF, "Electronic Frontier Foundation Reacts to Senate Passage of Two Internet

- Censorship Bills: Statement of Barry Steinhardt, President of the Electronic Frontier Foundation," <http://www.eff.org/pub/Censorship/Internet_censorship_bills/1998_bills/HTML/19980721_eff_statement.html> (Access: August 5, 1998).
- ¹²¹ ACLU, "Istook Amendment Would Force Use of Ineffective Blocking Software," <<http://www.aclu.org/action/blocking.html>> (Access: August 5, 1998).
- ¹²² CDT, "CDT Policy Post vol. 4, no. 16," <http://www.cdt.org/publications/pp_4.16.html> (Access: August 6, 1998).
- ¹²³ "Internet Online Summit: Focus On Children," <<http://www.kidsonline.org/>> (Access: August 6, 1998).
- ¹²⁴ Bruce Schneier and David Banisar, *The Electronic Privacy Papers: Documents on the Battle for Privacy in the Age of Surveillance* (New York: John Wiley & Sons, 1997), p. 3-5.
- ¹²⁵ International Working Group on Data Protection in Telecommunications. "Data Protection on the Internet Report and Guidance 'Budapest Draft'" <<http://jilt.law.strath.ac.uk/jilt/consult/iwgd/1.htm>> (Access: March 19, 1998).
- ¹²⁶ コリン・J・ベネット (土屋彰久訳) 『プライバシー保護と行政の対応 - 欧米4カ国の国際比較 - 』 (文眞堂、1994年) 14-15ページ。
- ¹²⁷ ベネット、前掲書、14ページ。
- ¹²⁸ 松尾直 『情報法とプライバシー権』 (文眞堂、1995年) 18-19ページ。
- ¹²⁹ ベネット、前掲書、15ページ。
- ¹³⁰ 松尾、前掲書、20ページ。
- ¹³¹ このOECD勧告の仮訳が以下の文献に収められている。本文中の引用も、この仮訳による。総務庁行政管理局編 『行政機関における個人情報保護対策 - 情報化社会への対応 - 』 (ぎょうせい、1987年) 98 - 103ページ。
- ¹³² COUNCIL OF EUROPE. "Convention for the protection of individuals with regard to automatic processing of personal data" <<http://www2.echo.lu/legal/en/dataprot/counceur/conv.html>> (Access: March 19, 1998). 欧州評議会条約の仮訳が以下の文献に収められている。本文中の引用も、この仮訳による。総務庁行政管理局編 『行政機関における個人情報保護対策』 前掲。
- ¹³³ "Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data" <<http://jilt.law.strath.ac.uk/jilt/dp/material/directiv.htm>> (Access: March 19, 1998).
- ¹³⁴ Simon Davies, "European to US: No Privacy, No Trade," WIRED, 6.05, (May 1998), p. 135.
- ¹³⁵ 金融情報システムセンター調査企画部「英国・ドイツの金融機関における個人データ保護」金融情報システムセンター編 『金融情報システム』 第189号 (1997年7月) pp. 28-45.
- ¹³⁶ The SABRE Group, "Company History," <<http://www.sabre.com/corpinfo/history.htm>> (Access: July 31, 1998).
- ¹³⁷ Davies, op. cit.

- ¹³⁸ 以下のホームページでは、各国のデータ保護法を閲覧できる。"The Biz - Law - Data Protection" <<http://www.thebiz.co.uk/lawdat.htm>> (Access: February 13, 1998).
- ¹³⁹ 以下の記述は、(社)行政情報システム研究所編『世界の個人情報保護法 - データ・プライバシー保護をめぐる諸外国の動向 - 』（ぎょうせい、1989年）による。
- ¹⁴⁰ 原文の英訳と独訳は以下の文献で見ることができる。Ulrich Dammann, Otto Mallmann, and Spiros Simitis, eds., *Data Protection Legislation: An International Documentation* (Alfred Metzner Verlag GmbH, 1977), pp. 129-40. また、和訳は、(社)行政情報システム研究所編、前掲書、24 - 35ページにある。
- ¹⁴¹ "Harmonisation of Data Protection Law in Europe" <<http://jilt.law.strath.ac.uk/jilt/Confs/3dp/default.htm>> (Access: February 13, 1998). スウェーデンのデータ法は厳しい内容になっており、これが完全に実施されれば電子メールのやりとりさえ違法になりかねず、言論の自由に反するとする批判もある。Jacob Palme, "Critical Review of the Swedish Data Act," <<http://www.dsv.su.se/jpalme/society/data-act-analysis.html>> (Access: July 31, 1998).
- ¹⁴² 英国の法制については、以下の文献を参照。金融情報システムセンター調査企画部「英国・ドイツの金融機関における個人データ保護」、前掲。"Data Protection" <<http://www.infoshare.itd.uk/Data%20Protection.htm>> (Access: February 13, 1998). また以下のホームページで、英国データ保護法を閲覧できる。"Data Protection Act 1984 (c. 35)" <<http://www.hmso.gov.uk/acts/acts1984/1984035.htm>> (Access: February 13, 1998).
- ¹⁴³ 以下で諮問書を閲覧できる。Home Office. "CONSULTATION PAPER ON THE EC DATA PROTECTION DIRECTIVE (95/46/EC)" <<http://jilt.law.strath.ac.uk/jilt/consult/ukdp/dataprot.htm>> (Access: February 13, 1998).
- ¹⁴⁴ ドイツのデータ保護法制については、以下の文献に詳しい。金融情報システムセンター調査企画部「英国・ドイツの金融機関における個人データ保護」、前掲、山下義昭「ドイツ連邦データ保護法」福岡大学総合研究所編『福岡大学法学論叢』第41巻324号（1997年3月）1 - 503ページ、藤原静雄「ドイツのデータセキュリティ法制 - 個人データ保護規制の技術的側面 - 」一橋大学一橋学会編『一橋論叢』第118巻1号（1997年7月）97 - 113ページ。
- ¹⁴⁵ 郵政省『通信白書』（平成10年版）105ページ。
- ¹⁴⁶ 松尾、前掲書、18ページ。
- ¹⁴⁷ 前注参照。
- ¹⁴⁸ Robert Vastine. "Data Protection Laws and U.S. Business." <<http://www.uscsi.org/work/4paper2.htm>> (Access: Feb. 13, 1998).
- ¹⁴⁹ "Consumer Internet Privacy Protection Act of 1997 (Introduced in the House)" <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c105:H.R.98:>> (Access: March 19, 1998).
- ¹⁵⁰ "CONSUMER INTERNET PRIVACY PROTECTION ACT OF 1996 -- HON. BRUCE F. VENTO (Extension of Remarks - January 07, 1997)" <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?r105:4.:temp/r105HBtnXx::>> (Access: March 19, 1998).
- ¹⁵¹ "Bill Summary & Status for the 105th Congress" <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d105:HR00098:@@L|/bss/d105query.html>> (Access: March 19, 1998).
- ¹⁵² "CONSUMER INTERNET PRIVACY PROTECTION ACT OF 1996 -- HON. BRUCE F. VENTO (Extension of Remarks - January 07, 1997)" <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?r105:4.:temp/r105HBtnXx::>> (Access: March 19, 1998).

- ¹⁵³ White House. "A FRAMEWORK FOR GLOBAL ELECTRONIC COMMERCE EXECUTIVE SUMMARY" <<http://www.whitehouse.gov/WH/New/Commerce/summary-plain.html>> (Access: March 4, 1998).
- ¹⁵⁴ White House. "Read the Framework" <<http://www.whitehouse.gov/WH/New/Commerce/read-plain.html>> (Access: March 4, 1998).
- ¹⁵⁵ Ellen Messmer. "Privacy Policy Debated by FTC Panel." Network World. June 10, 1996. p. 69. "Marketers Plan for Euro Privacy Efforts." Direct Marketing. May 1996. p. 5.
- ¹⁵⁶ Neil Buckley. "Internet: US and EU at odds on data protection" Financial Times. July 10, 1997.
- ¹⁵⁷ Tracy Mullin. "Privacy Redux" STORES. July 1996. p. 14.
- ¹⁵⁸ 以下の記述は、(社)行政情報システム研究所編、前掲書、37 - 8ページによる。米国の「1974年プライバシー法」の和訳は、同書の39 - 72ページに収められている。また、英訳と独訳が以下に収められている。Dammann, Mallmann, and Simitis, eds., op. cit., pp. 146-76.
- ¹⁵⁹ FREE Watch <free-watch@impress.co.jp> 「米AOLが会員の電話番号販売計画を撤回」『FREE Watch:19970802』 (1997年8月1日配信)
- ¹⁶⁰ owner-cyber-liberties@aclu.org "FTC Survey Finds Many Sites Unlawfully Collect Personal Information From Kids" in CYBER-LIBERTIES UPDATE. December 24, 1997.
- ¹⁶¹ Internet Watch <internet-watch@impress.co.jp> 「FTCが規制強化案を提示、子供からの情報提供に親の承諾を」(1998年6月8日)。JJI NEWS Watch <jji-news-watch@impress.co.jp> 「HPで個人情報入力の目的非開示は問題、子供には親の同意義務を、と米FTC勧告」(1998年6月5日)。関連するFTCのウェブページは、FTC, "FTC Releases Report on Consumers' Online Privacy," <<http://www.ftc.gov/opa/9806/privacy2.htm>> (Access: August 1, 1998).
- ¹⁶² ACLU "Take Back Your Data" <<http://www.aclu.org/action/tbyd.html>> (Access: March. 20, 1998).
- ¹⁶³ The Whitehouse, Office of the Press Secretary, "Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies," <<http://www.pub.whitehouse.gov/uri-res/I2R?urn:pdi://oma.eop.gov.us/1998/5/14/>> (Access: July 31, 1998).
- ¹⁶⁴ The Whitehouse, Office of the Vice President, "Vice President Gore Announces New Comprehensive Privacy Action Plan for the 21st Century," <<http://www.pub.whitehouse.gov/uri-res/I2R?urn:pdi://oma.eop.gov.us/1998/5/14/>> (Access: July 31, 1998); The Whitehouse, "The Whitehouse At Work: The Clinton-Gore Administration: Protecting Our Privacy in the 21st Century," <<http://www.whitehouse.gov/WH/Work?051498.html>> (Access: July 31, 1998); The Whitehouse, "Vice President Gore Announces New Steps toward an Electronic Bill of Rights," <<http://library.whitehouse.gov/pressReleases.cgi?date=3&briefing=16>> (Access: August 4, 1998).
- ¹⁶⁵ The Whitehouse, Office of the Vice President, "Statement of Vice President Gore on Steps to Protect the Privacy of Kids," <<http://www.pub.whitehouse.gov/uri-res/I2R?urn:pdi://oma.eop.gov.us/1998/6/5/>> (Access: July 31, 1998).
- ¹⁶⁶ 日本経済新聞社<Emlnews@nikkei.co.jp> 「ネット上のプライバシー保護徹底へ米ハイテク12団体が自主基準」『NIKKEI MAIL Cyber』(1998年6月4日配信)、日本経済新聞社<Emlnews@nikkei.co.jp> 「ネット上のプライバシー保護へ自主ルール・米業界」『NIKKEI MAIL Cyber』(1998年6月23日配信)、Internet Watch<internet-watch@impress.co.jp> 「オンラインプライバシーの保護組織」『INTERNET Watch』(1998年6月24日配信)。

- ¹⁶⁷ 日本経済新聞社<Emlnews@nikkei.co.jp>「米消費者団体、ネット上のプライバシー保護を要請」『NIKKEI MAIL Cyber』(1998年6月24日配信)。
- ¹⁶⁸ Online Privacy Alliance, "Effective Enforcement of Self Regulation," <<http://www.privacyalliance.org/resources/enforcement.shtml>> (Access: August 1, 1998).
- ¹⁶⁹ JIJI NEWS Watch <jjineews-watch@impress.co.jp>「HPで個人情報入力目的非開示は問題、子供には親の同意義務を、と米FTC勧告」『JIJI NEWS Watch』(1998年6月5日配信)。
- ¹⁶⁹ Internet Watch <internet-watch@impress.co.jp>「FTC、消費者のオンラインでの個人情報保護対策を業界に求める Online Privacy Allianceは施策の枠組みを発表」『INTERNET Watch』(1998年7月23日配信)。FTCの関連するホームページは、<<http://www.ftc.gov/opa/9807/privacyh.htm>>。
- ¹⁷⁰ Will Rodger, "Gore Says Laws Needed to Protect Privacy," <http://www.zdnet.com/zdnn/stories/zdnn_smgraph_display/0,3441,2124342,00.html> (Access: August 1, 1998).
- ¹⁷¹ 「プライバシー保護強化 米、広範に法規制へ」『日本経済新聞』(1998年8月1日夕刊)。
- ¹⁷² Joseph M. Reagle, Jr., "P3P and Privacy on the Web FAQ," <<http://www.w3.org/P3P/P3FAQ.html>> (Access: August 1, 1998).
- ¹⁷³ Davies, op. cit.
- ¹⁷⁴ TRUSTe, "Frequently Asked Questions," <<http://www.etrust.org/users/faq.html>> (Access: August 3, 1998).
- ¹⁷⁵ オンライン上の猥褻表現・暴力表現・犯罪からいかに未成年者を保護するかという問題への対応としては、W3コンソーシアムのDigital Signature Working Group ("DSig") が、「デジタル署名(digital signature)」を、「インターネット上の情報源に関するラベル付け」という意味での「署名行為」と考え、PICS(Platform for Internet Content Selection)をもとにしたデジタル署名規格をまとめる作業を行っている。1996年前期にすでに、ネットスケープ社とマイクロソフト社はPICS規格の導入を表明している。PICSは、ラベルそのものを具体的に規定するものではなく、ラベルのフォーマットと分配メカニズムについての規格であり、RSAC(Recreational Software Advisory Council)は、PICSに基づいて具体的なRSACi格付け規格を策定した。このRSACi格付け規格は、インターネットエクスプローラーが採用しコンピュサーブも推奨していることから、業界の事実上標準となりつつある。
- ¹⁷⁶ 例えば以下の記事を参照。「個人情報、流出やまず 立ち遅れる法整備」『日本経済新聞(夕刊)』(1998年2月12日)。「新聞の盲点 個人データ保護に警鐘! 全情連の信用情報不正入手事件」金融財政事情研究会編『金融財政事情』第47巻32号(1996年8月26日)。
- ¹⁷⁷ 「登録9万人の個人データ ネット上に流出」『日本経済新聞』(1998年1月29日)。
- ¹⁷⁸ 郵政省『通信白書』(平成10年版)95ページ。
- ¹⁷⁹ 通商産業省「民間部門における電子計算機に係わる個人情報の保護についての指針」<<http://www.miti.go.jp/past/d61203b.html>>(1998年7月22日アクセス)。
- ¹⁸⁰ 通商産業省「民間部門におけるコンピュータ処理に係わるプライバシー保護について - 個人情報ガイドラインの改正 - 」<<http://www.miti.go.jp/past/c61202bh.html>>(1998年7月22日アクセス)、通商産業省「民間部門におけるコンピュータ処理に係わるプライバシー保護について - 個人情報保護ガイドライン改正案に対する意見照会 - 」<<http://www.miti.go.jp/past/d61203.html>>(1998年7月22日アクセス)。
- ¹⁸¹ 通産省「セキュリティ・プライバシー問題検討委員会報告書」<<http://www.miti.go.jp/past/b50714h1.html>>(1998年7月31日アクセス)。

- ¹⁸² Internet Watch<internet-watch@impress.co.jp> 「『プライバシーマーク』申請受け付け」 『Internet Watch』 (1998年4月8日配信)。日本情報処理開発協会のホームページは<<http://www.jipdec.or.jp/>>である。
- ¹⁸³ Internet Watch<internet-watch@impress.co.jp> 「個人情報の管理で、プロバイダーに『適マーク』」 『Internet Watch』 (1998年5月6日配信)。日本データ通信協会のホームページは<<http://www.denkyo.or.jp/>>である。
- ¹⁸⁴ 日経ビジネス「ネット時代の個人情報利用にルールなき日本、世界の主流は法規制」 <<http://www.nikkeibp.co.jp/biztech/WCS/general/bb970515788.html>> (1997年5月16日アクセス)。
- ¹⁸⁵ 前注参照。
- ¹⁸⁶ Internet Watch「電子商取引での個人情報の保護に関するガイドライン策定」 (1997年12月19日)。
- ¹⁸⁷ 日経ビズテク「個人情報保護のガイドライン、電子ネットワーク協議会がネットワーク管理者の指針を改訂」 <<http://biztech.nikkeibp.co.jp/biztech/biz.cgi/general/bi971219006.html>> (1997年12月19日アクセス)。ガイドラインは同協議会のサイト<<http://www.nmda.or.jp/enc/>>で見られる。
- ¹⁸⁸ 郵政省「インターネット上の情報流通ルールについて - 電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会報告書 - 」 <<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/980105j601.html>> (1998年7月31日アクセス)。
- ¹⁸⁹ 吉田慎一「<郵政省> ”ブラックリスト” で研究会」 『毎日新聞ユース速報』 (1998年5月28日配信)。この研究会の議事録の要旨は郵政省のウェブページで閲覧可能である。例えば第一回のもは、郵政省「第1回電気通信サービスにおけるプライバシー保護に関する研究会議事要旨」 <<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/new/980610d601.html>> (1998年7月31日アクセス)にある。
- ¹⁹⁰ 郵政省「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報保護に関するガイドライン(解説)」 <<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/misc/bangou5.html>> (1998年7月31日アクセス)。
- ¹⁹¹ ただし、ネットワークへの不正アクセス(無権限アクセス)については1987年に刑法改正が行われ、電磁的記録不正作出罪等、電子計算機損壊等業務妨害罪等、電子計算機使用詐欺罪、が設けられている。郵政省『郵政白書』(平成10年版)96ページ。
- ¹⁹² 自由民主党「政策速報 サイバービジネスにおける個人情報の保護について」 <<http://www.jimin.or.jp/jimin/sokuho/syousai/h100527-014b.html>> (1998年8月2日アクセス)。
- ¹⁹³ 「議員立法の方針を確認 自社さが個人情報保護で」 『共同通信ニュース速報』 (1998年6月3日配信)。
- ¹⁹⁴ 「信用情報流出に罰則、新法制定求める」 『読売新聞ニュース速報』 (1998年6月6日配信)。この懇談会の議事要旨は通産省のウェブページで閲覧可能である。例えば第13回のもは、通産省「『個人情報情報保護・利用の在り方に関する懇談会』第13回会合 議事要旨」 <<http://www.miti.go.jp/press-j/information/v80331a1.html>> (1998年7月31日アクセス)。
- ¹⁹⁵ 暗号と暗号政策については、以下を参照。岡本栄司『暗号理論入門』(共立出版、1993年)、岡本龍明、太田和夫・編『暗号・ゼロ知識証明・数論』(共立出版株式会社、1995年)、辻井重男『暗号 - ポストモダンの情報セキュリティ - 』(講談社、1996年)、三枝木明美「暗号政策の現状と課題」国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編『Kumon Intelplace Report』18号(1997年6月1日)、Jonathan Rosenoer, CyberLaw: The Law of the Internet

(New York: Springer-Verlag, 1997).

- ¹⁹⁶ この既存の枠組三つと、暗号のための新しい枠組が必要であるというアイデアは、通商産業省の中島一郎審議官によるものである。また、兵器管理の枠組に関しては、山本武彦「冷戦後の軍備管理レジームと国際輸出レジームの連繋構造」『国際政治』第108号（1995年3月）を参照。ココムについては、加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム 1945-1992 - 転機にたつ日本の貿易政策 - 』（有信堂高文社、1992年）を参照。
- ¹⁹⁷ 石黒一憲「電子マネーで覇権をねらう米国の暗号」『エコノミスト』第74巻33号（1996年8月6日）、あるいは、ダニエル・C・リンチ、レズリー・ルンドキスト（小川唯史訳）『デジタルマネー - インターネットコマースの新時代 - 』（新紀元社、1996年）を参照。
- ¹⁹⁸ 津久井茂充「電子商取引時代の税関手続 - 税関行政懇談会のとりのまとめ - 」『貿易と関税』第45巻8号（1997年8月）26-36ページ。
- ¹⁹⁹ 磯村良夫「貿易手続のEDI化とその視点から見た日本の港湾の現状と課題 - 税関行政懇談会で取り上げられた主な論点 - 」『貿易と関税』第44巻7号（1997年7月）6-23ページ。
- ²⁰⁰ 藤原宏高編『サイバースペースと法規制』（日本経済新聞社、1997年）第4章。
- ²⁰¹ 「関税ゼロの自由貿易圏提唱 米インターネットで新戦略」『共同通信経済ニュース速報』（1997年7月2日）。原敏郎「＜インターネット＞電子商取引 米、王国へ布石着々」『毎日新聞ニュース速報』（1997年7月28日）。
- ²⁰² 「米、電子商取引で新協定の締結目指す」『時事通信ニュース速報』（1997年7月2日）。
- ²⁰³ 「G8合同会合総括文書（要旨）」『日本経済新聞』（1998年5月10日）。原文は、外務省のウェブページで入手可能。「G8外相・蔵相合同会合総括」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaidan/summit/birmin98/godo.html>>（1998年6月29日アクセス）。
- ²⁰⁴ 「電子商取引の関税ゼロ 日米と欧州、調整つかず」『日本経済新聞』（1998年5月10日）。
- ²⁰⁵ 「日米首脳 電子商取引『関税なし』 共同声明 民間活気に期待」『日本経済新聞』（1998年5月10日朝刊）。
- ²⁰⁶ 前注参照。
- ²⁰⁷ 読売新聞ニュース速報（ニフティサーブ）「サミット主要議題に「情報化」」（1998年4月26日）。
- ²⁰⁸ John Markoff, "Compromise Bills Due on Data Encryption," The New York Times, March 4, 1996, p. D4.
- ²⁰⁹ Kenneth Dam, News Conference on Cryptography's Role in Securing the Information Society, at the National Press Club, Washington, D.C., May 30, 1996.
- ²¹⁰ WTN <wtn@wtn.com>. "Pressler urges Passage of Encryption Bill, Announces Hearing." In Communications Daily's Washington Telecom Newswire. <wtn@wtn.com>. May 31, 1996.
- ²¹¹ Electronic Privacy Information Center. "Department of Commerce Encryption Export Regulations" <http://www.epic.org/crypto/export_controls/interim_regs_12_96.html>. 6 March, 1998.
- ²¹² WTN <wtn@wtn.com>. "Burns and Leahy Introduce Separate Encryption Bills." In Communications Daily's Washington Telecom Newswire. <wtn@wtn.com>. March 4, 1997.

- ²¹³ Netscape Communications Corporation. "US Commerce Department Approves Part One of NETSCAPE's International Cryptography Plan For Exporting Security Enabled Software Products." <<http://www.netscape.com/newsref/pr/newsrelease393.html>>. 6 March, 1998.
- ²¹⁴ 日経ビズテク (Nikkei BizTech) 「米PGPの128ビット暗号キーを持つセキュリティ・ソフト、米商務省がようやく輸出を許可 (1997年6月4日)」 <<http://biztech.nikkeibp.co.jp/biztech/WCS/internet/bi9706031003.html>>1997年8月7日。NETSCAPE COMMUNICATION CORPORATION 「NETSCAPE、強力な128ビット暗号化技術を取り入れた NETSCAPE COMMUNICATORを、全世界の顧客に向けて輸出するための許可を米国政府から取得」 <<http://home.jp.netscape.com/ja/newsref/pr/newsrelease428.html>>1997年8月17日。
- ²¹⁵ OECD. "OECD News Release: OECD Experts Begin Drafting Cryptography Guidelines." <http://www.oecd.org/news_and_events/nw96-46a.htm>. 10 May, 1996.
- ²¹⁶ OECD. "OECD News Release: OECD Adopts Guidelines for Cryptography Policy." <http://www.oecd.org/news_and_events/release/nw97-24a.htm>. 17 June 1996.
- ²¹⁷ White House. "The Framework for Global Electronic Commerce." <<http://www.whitehouse.gov/WH/New/Commerce/>>. 11 July, 1997.
- ²¹⁸ しかし、全く動きがないわけではない。郵政省は、1997年4月、電気通信審議会の通信政策部会は中間報告書「情報通信 21世紀ビジョン」を発表し、ホームページで意見を募集した。これはサイバー法にむけた動きだという。以下を参照。日経ビズテク (Nikkei BizTech) 「郵政省が『サイバー法』を検討、規制官庁の性格を色濃く反映 (1997年5月22日)」 <<http://biztech.nikkeibp.co.jp/biztech/WCS/general/bi970521966.html>>1998年3月6日。
- ²¹⁹ Robert Lemos, "Crypto shift hurts e-commerce?" <<http://www.zdnet.com/zdnn/stories/news/0,4586,2171828,00.html>> (December 3, 1998).
- ²²⁰ 日本でも組織犯罪防止法案、いわゆる盗聴法案が議論されているが、1998年3月現在成立していない。
- ²²¹ 日本での実際のインターネットをめぐるトラブルについては、以下の記事に例が示されている。「消費者、泣き寝入り 電子ショッピングで被害 国民生活センター調べ」『朝日新聞』 (1997年8月6日)。
- ²²² 岡部一明『インターネット市民革命』 (御茶の水書房、1996年) 223ページ参照。
- ²²³ このメッセージは、VTW、CDT、EFF、ワイアード・マガジン、ATRが共同で1997年9月18日に配布したものである。その内容は以下のホームページで見ることができる。"Stop the Big Brother Amendment, coming next week in the House Commerce committee!" <http://www.infowar.com/class_1/class1_091997c.html-ssi>. 6 March, 1998.
- ²²⁴ 日経インターネットテクノロジー 「【速報】56ビットのDESを3日で解読、米国の団体がチップ使い実現」 <<http://biztech.nikkeibp.co.jp/wcs/show/leaf?CID=onair/biztech/prom/37934>> (1998年7月27日アクセス)。
- ²²⁵ 日本経済新聞社<Emlnews@nikkei.co.jp> 「シスコなど米13社、ネット暗号で新提案・データを部分抽出」『NIKKEI MAIL - Cyber』 (1998年7月15日配信)、Internet Watch<internet-watch@impress.co.jp> 「暗号技術の輸出規制緩和を求め『呼び鈴』方式を提案 Cisco、Microsoft、Netscapeなど13社が支持」『INTERNET Watch』 (1998年7月15日配信)。
- ²²⁶ Cisco Systems, "Thirteen High-Tech Leaders Support Alternative Solution to Network Encryption Stalemate," <<http://www.cisco.com/warp/public/146/july98/3.html>>

- (Access: August 3, 1998).
- 227 公文俊平「日本の情報革命 - - 個人的体験を通して見た - - 」 <<http://www.glocom.ac.jp/lib/kumon/97/9712bit.html>> (1998年5月2日)
- 228 国際大学GLOCOMのプロジェクト「JapanARC」のホームページ<<http://www.glocom.ac.jp/arc/hwa/index.html>>を参照。また他に、行政のホームページについての研究としては、以下のものを参照。鈴木直義、青山知靖「行政機関の情報化とインターネット (1)」静岡県立大学経営情報学部紀要『経営と情報』第9巻2号、1997年3月, pp. 5-14。高田穹伸「官庁・企業のインターネット発信 - お知らせ中心、なお発展途上 双方向性など生かしきれず - 」『朝日総研レポート』<www.asahi.com/paper/aic/clipping/index.html> (1998年5月3日)
- 229 Ishida, Kazuharu. <KAzuharulshida@classic.msn.com> "RE:hello." 6 Nov. 1997. Personal e-mail. (6 Nov 1997).
- 230 総務庁「行政情報の社会的活用のためのクリアリング (所在案内) システムの統一的な仕様について」<http://www.somucho.go.jp/soumu/new_f.htm> (1998年5月10日)
- 231 総務庁「行政情報の総合案内サービスの概要」<<http://www.clearing.admix.ne.jp/#gaiyou>> (1998年5月10日)
- 232 前注参照。
- 233 行政情報の公開とはやや異なるが、企業の情報公開という点でも米国の取り組みは参考になる。米国証券取引委員会 (SEC) の企業情報データベースであるエドガー (EDGAR) のホームページ<<http://www.sec.gov/edgarhp.htm>>では、企業の決算や財務状況など詳細なデータが公開されており、利用者の使いやすさへの配慮が見られる。なお日本でも大蔵省、東京証券取引所で日本版エドガーを念頭に置いた検討が行われている。
- 234 東京都ではインターネットやパソコン通信を使って都政情報の提供を試験運用していたが、本格運用が始まったのは今年 (1998年) の3月17日からである<<http://www.metro.tokyo.jp>>。また、東京23区のホームページを探しても、公式ページを持っていない区が多い。
- 235 松井茂記『情報公開法』(岩波新書、1996年) 5-6ページ。
- 236 松井、前掲、7-9ページ。
- 237 松井、前掲、9-10ページ。英国の情報公開制度については、Patrick Birkinshaw, Government & Information: The Law Relating to Access, Disclosure & Regulation, Butterworths, 1990を参照。また、英国の公文書館のホームページ<<http://roof.ccta.gov.uk/pro/prohome.htm>>を参照。
- 238 右崎正博「公共機関の情報公開に関する法律」右崎正博ほか編『情報公開法 - 立法の論点と知る権利 - 』(三省堂、1997年)
- 239 Harold L Cross, Peoples Right to Know, AMS Press, 1953. 松井、前掲、6ページ。
- 240 松井、前掲、11-12ページ。
- 241 春名幹男「民主主義のパロメーター - マスコミが日常的に利用する米国FOIA - 」『新聞研究』第534号 (1996年1月) 58-60ページ。
- 242 Debra Gersh Hernandez, "Dealing With The Fol Crunch," Editor & Publisher, August 3, 1996, pp. 14-7.
- 243 日本弁護士連合会編『アメリカ情報公開の現場から - 秘密主義との闘い - 』(花伝社、1997年) 7-8ページ。

- 244 日本弁護士連合会編『アメリカ情報公開の現場から』（花伝社、1997年）53-55ページ。
- 245 日本弁護士連合会編、前掲書、62-69ページ。
- 246 春名、前掲、58-60ページ。
- 247 Hernandez, op. cit., pp. 14-7.
- 248 Debra Gersh Hernandez, "Congress Approves EFOIA," Editor & Publisher, September 28, 1996, pp. 15-7.
- 249 Hernandez, "Dealing With The Fol Crunch," op. cit., pp. 14-7.
- 250 "Call for EFOIA," Editor & Publisher, September 21, 1996, p. 5.
- 251 White House Press Release, "Statement by the President," released October 2, 1996. ホワイトハウスのウェブサイト (<http://www.whitehouse.gov/>) で入手可能。
- 252 電子メディアと市民運動については、岡部一明『インターネット市民革命』（御茶の水書房、1995年）を参照。
- 253 通常のインターネットウェブページで使われている文書フォーマットはHTMLファイルという形式であるが、PDFファイルは、アドビ（Adobe）社のAcrobat Readerで読めるようにしたファイルである。PDFファイルを使うメリットは、これまで紙ベースで保管されてきた記録もスキャナーで取り込んで画像ファイルとして電子化できることである。またPDFファイルでは配布側が意図した形で配布が可能であり、受け取り側で見え方が違ってしまったり、改変したりできなくなっている。
- 254 "The FOIPA and the FBI," <<http://www.fbi.gov/foipa/history.htm>> (Access: August 11, 1998).
- 255 CDCのホームページ (<http://www.cdc.gov>) を参照。
- 256 春名、前掲、58-60ページ。
- 257 "CDC/ATSDR Guide to FOIA," <<http://cdc.gov/od/foia/foidir.htm>> (Access: August 11, 1998).
- 258 "Sample Consent Forms," <<http://www.cdc.gov/od/foia/forms.htm>> (Access: August 11, 1998).
- 259 Hernandez, "Dealing With The Fol Crunch," *ibid.*, pp. 14-7.
- 260 情報公開法案が、1998年3月27日に閣議決定され、第142国会に提出された。そして、4月28日、衆議院の本会議で、政府が提出した情報公開法案と、民主党、平和・改革、自由党の三会派が議員立法で提出した野党案が審議入りし、趣旨説明と質疑が行われた。しかし、国会は6月18日まで会期延長されたものの、審議時間が十分に確保されず、次期国会での継続審議となった。「公開法先送り国会の怠慢」『日本経済新聞』（1998年5月24日朝刊）。
- 261 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」<<http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/gh003.htm>>（1998年5月6日）。
- 262 Stephen D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables," Stephen Krasner. ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1983, p. 2. 国際レジーム論のルーツは、欧州統合を念頭に置いた統合論（Integration Theory）あるいは機能主義（Functionalism）、その流れを受けた新機能主義（neo-functionalism）にある。統合論あるいは機能主義においては、いきなり全ての部門の統合を始め

- るのではなく、国際的な協調が不可欠とされている分野あるいは可能な分野から統合プロセスを徐々に進めていくべきだとされた。現に欧州の統合プロセスの最初は、1952年の欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、1958年の欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EURATOM）であった。そして、新機能主義においては、こうしたより可能な分野からの国際協調が他の分野にも波及（spill-over）していくとされた。石井貫太郎『国際政治分析の基礎』（晃洋書房、1993年）、鴨武彦『ヨーロッパ統合』（日本放送出版協会、1992年）を参照。
- 263 内海善雄「ITUに対する世界各国の期待」『ITUジャーナル』第28巻4号（1998年4月）18-21ページ。
- 264 この問題を、アイゼンバーグは「インテリジェント・ネットワーク」と「スチューピッド・ネットワーク」として論じた。つまり、電話のような中央集権型ネットワークではシステムを更新するには全てを一斉に更新しなくてはならない。しかし、インターネットのようにいい加減な（スチューピッド）ネットワークでは、ネットワーク上のそれぞれの場所で勝手に新しい技術を投入しても、ネットワーク全体が影響を受けるわけではなく、かえってネットワーク自体は堅固であるという。
- 265 James G. Savage, *The Politics of International Telecommunications Regulation*, Boulder: Westview Press, 1989, p. 12.
- 266 「APEC、通信など20分野で米、作業部会提案」『日本経済新聞』（1989年11月7日朝刊）。
- 267 JIJI NEWS Watch <jjnews-watch@impress.co.jp> 「APEC通信・情報閣僚会議で電子商取引への規制最小化を確認」（1998年6月4日）。
- 268 「APEC、通信・情報閣僚会議始まる」『日本経済新聞』（1998年6月3日夕刊）。
- 269 「地球規模の通信網整備、サミットで合意へ」『日本経済新聞』（1994年7月8日朝刊）。「郵政相大出俊さん 企業の競争通じ基盤整備（今週の人）」『日本経済新聞』（1995年2月20日朝刊）。
- 270 「情報サミット閉幕、次世代通信巡る思惑の差鮮明に（解説）」『日本経済新聞』（1995年2月27日朝刊）。
- 271 「米、途上国に自由化促す、情報通信サミットで提唱へ」『日本経済新聞』（1996年2月14日夕刊）。
- 272 郵政省編『通信白書 平成9年版』（大蔵省印刷局、1996年）231ページ参照。
- 273 「ガット五十年、“二十一世紀型”の課題」『日本経済新聞』（1998年5月21日朝刊）。
- 274 "GATS: Specificities," <http://www.wto.org/eol/e/wto06/wto6_11.htm#note9> (Access: June 29th, 1998).
- 275 外務省経済局サービス貿易室編『WTOサービス貿易一般協定 - 最近の動きと解説 -』（日本国際問題研究所、1997年）26ページ。
- 276 外務省経済局サービス貿易室編、前掲書、17ページ。
- 277 外務省経済局サービス貿易室編、前掲書、17ページより引用。
- 278 野島康祐「電気通信競争促進 各国利害ぶつかり交渉時間切れ目前 - WTO - 」『毎日新聞』（1996年3月6日朝刊）。
- 279 「橋本通商産業大臣の英国訪問及び四極貿易大臣会合出席の結果について」<<http://www.miti.go.jp/past/c51022a1.html>>（1998年7月23日アクセス）。
- 280 「APEC経済首脳の行動宣言（仮訳）」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaidan/>>

- apec/info/info19.html> (1998年7月23日アクセス)。
- 281 「電気通信 外国企業参入促す WTO ガイドライン最終案」『読売新聞』(1996年3月19日朝刊)参照。なお、読売新聞では「参照ペーパー」を「ガイドライン」と呼んでいる。
- 282 「外資規制の撤廃 通信交渉で提案 郵政相が方針表明」『読売新聞』(1996年4月6日朝刊)参照。
- 283 「電気通信の外資規制撤廃 CATVを除外 WTO交渉 郵政方針」『読売新聞』(1996年4月17日夕刊)。
- 284 外務省経済局サービス貿易室編、前掲書、26-7ページ。宮家邦彦「基本電気通信サービス」佐々波楊子・中北徹編著『WTOで何が変わったか - 新国際通商ルールとは - 』(日本評論社、1997年)106ページ。
- 285 「WTO交渉 『電気通信』先送り 米案巡り対立、期限切れ」『読売新聞』(1996年5月1日朝刊)。
- 286 Ben Petrazzini, *Global Telecom Talks: A Trillion Dollar Deal*, Washington, DC: Institute for International Economics, 1996, p. 7; 「WTO電気通信交渉先送り 信頼揺らぐ懸念」『読売新聞』(1996年5月2日朝刊)。
- 287 宮家、前掲、92ページ。
- 288 Petrazzini, *op. cit.*, p. 8.
- 289 「米『海運』も離脱宣言 自由化交渉 WTOまた打撃」『読売新聞』(1996年5月25日夕刊)、「海運自由化拒む米国 WTO交渉暗礁に」『毎日新聞』(1996年5月30日朝刊)。
- 290 磯和春美「米、外国企業排除も 衛星利用の携帯電話事業 新審査制度導入か」『毎日新聞』(1996年5月30日朝刊)。
- 291 外務省経済局サービス貿易室編、前掲書、18ページ、脚注14。
- 292 宮家、前掲、92ページ。
- 293 「リヨンサミット 経済宣言『成長と雇用』柱に 新規産業の創出を促す」『読売新聞』(1996年6月18日朝刊)。
- 294 「APEC貿易相会議 先進・途上国が対立」『読売新聞』(1996年7月10日朝刊)「APEC貿易相会議 『投資ルール』方向みえず」『毎日新聞』(1996年7月17日朝刊)。
- 295 「日本の保険、電気通信、紙 米、301条『監視項目』に」『毎日新聞』(1996年10月2日夕刊)。
- 296 「WTO通信交渉 EUが自由化案」『読売新聞』(1996年11月13日夕刊)。
- 297 「電気通信交渉促進へ協議 閣僚会議の初日」『毎日新聞』(1996年12月5日朝刊)。
- 298 「米の通信事業参入規制 撤廃求める声相次ぐ」『毎日新聞』(1996年12月10日朝刊)。
- 299 「NTTなどの外資規制 政府、緩和を検討へ」『毎日新聞』(1996年12月11日夕刊)。
- 300 「通信市場 回線利用料下げ要求 米、日本企業の参入に条件」『読売新聞』(1996年12月21日朝刊)。国際清算料金問題については従来からITUで議論が行われてきた。清家秀哉「国際計算料金制度の現状と課題」『ITUジャーナル』第27巻9号(1997年9月)50-60ページ、松平恒和「ITUにおける国際料金問題への取り組み」『ITUジャーナル』(1997年8月)9-11を参照。
- 301 磯和春美「CATV 外資規制撤廃へ 郵政省方針市場再編のきっかけにも」『毎日新聞』

- (1997年1月11日夕刊)。
- 302 「基本電気通信交渉 期限内妥結強まる 15日に公式会合」『毎日新聞』(1997年2月1日朝刊)、「WTO 通信交渉ヤマ場へ 自由化案54国提出 米の出方がカギ」『読売新聞』(1997年2月6日朝刊)。
- 303 「『回線利用料下げ』米規則案 郵政、撤回要求へ」『読売新聞』(1997年2月8日朝刊)、KDD「FCCの『外国通信事業者への米国通信市場参入規定』に対する再考請願の提出について」<<http://www.kdd.co.jp/press/98-002.html>>(1998年7月28日アクセス)を参照。
- 304 「国際通信の自由化約束 『単純再販』を追加 政府方針」『毎日新聞』(1997年2月8日朝刊)。
- 305 「WTO通信交渉 合意、米の出方次第」『読売新聞』(1997年2月12日朝刊)。
- 306 「WTO通信交渉 大筋で合意 98年から市場開放開始」『読売新聞』(1997年2月15日夕刊)、「WTO 通信交渉、最終調整へ」『読売新聞』(1997年2月15日)、「通信交渉正式決着 WTO、体面を維持」『読売新聞』(1997年2月16日朝刊)。
- 307 「NTT、KDD外資規制撤廃を 米大統領、首相に親書」『読売新聞』(1997年2月14日夕刊)、「基本電気通信交渉 日米首脳が書簡交換」『毎日新聞』(1997年2月15日朝刊)、「NTT外資規制改善用意伝える 首相、米大統領に返書」『読売新聞』(1997年2月15日朝刊)。
- 308 「『98年通信自由化』に調印 69か国地域 WTO交渉最終決着」『読売新聞』(1997年2月16日朝刊)。
- 309 「第一種電気通信事業者の外資規制を撤廃する法案が可決」<<http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/970616/denki.htm>>(1998年7月28日アクセス)。
- 310 通信機械工業会「WTO基本電気通信交渉に対する通信機械工業会の見解」<<http://inetsrv.ciaj.or.jp/ciaj/ci000685.html>>(1998年7月28日アクセス)。
- 311 「米国が通信市場を原則開放」<<http://www.watch.impress.co.jp/internet/www/article/971126/fcc.htm>>(1998年7月28日アクセス)。
- 312 「国際通信免許の早期認可を要請 KDD、米に」『毎日新聞』(1997年3月18日朝刊)。
- 313 「ガット・WTO体制50周年 自由貿易体制重み増す」『日本経済新聞』(1998年5月14日朝刊)。
- 314 郵政省「WTOサービス貿易理事会の開催」<<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/kokusai/980123j801.html>>(1998年7月28日アクセス)、「WTO通信自由化後の発効ずれこむ」『読売新聞』(1998年1月17日夕刊)、「WTO通信自由化 来月上旬に発効へ 郵政相見通し」『読売新聞』(1998年1月20日夕刊)、「通信自由化 来月5日発効」『読売新聞』(1998年1月27日朝刊)、「日本向け通信免許取得 日本電信電話(NTT)」『毎日新聞』(1998年1月28日朝刊)。
- 315 リー・タティル(河野正道訳)「GATS基本電気通信交渉と将来の通信サービス」『貿易と関税』第46巻5号(1998年5月)48-53ページ。
- 316 "WTO Telecoms Deal Will Ring in the Changes on 5 February 1998," <<http://www.wto.org/wto/press/press87.htm>>(May 31, 1998).
- 317 国際公専公接続については、玉田康人「国際公専公接続の自由化と国際通信新時代の到来」『ITUジャーナル』第28巻3号(1998年3月)25-27ページを参照。

- 318 コールバック・サービスについては、松平、前掲、9-10ページを参照。
- 319 「電気通信業界の外資規制 来月5日全面撤廃」『毎日新聞』（1998年1月27日朝刊）。電気通信事業者の動向については、「電気通信事業への参入状況 - 電気通信事業者数の推移 - 」<<http://www.icr.co.jp/newsletter/trend/data/1998/d98005.html>>（1998年7月28日アクセス）を参照。WTO合意に対するNTTの取り組みについては、「NTT'98接続ガイドブック」<<http://info.ntt.co.jp/nttopen/guidebook/ntt4/ntt42.htm>>を参照。
- 320 「企画特集 通信のグローバル化 欧米の通信会社が参入 新電電各社に再編の波」『毎日新聞』（1998年4月21日朝刊）、貴志幸之佑「米・欧・日におけるM&Aの新潮流」『国際金融』1007号（1998年6月15日）。
- 321 郵政省「WTO基本電気通信交渉について」<http://www.mpt.go.jp/whatsnew/wto_agree.html>（1998年3月25日アクセス）。
- 322 「情報通信生産額 初の100兆円台」『日本経済新聞』（1998年5月26日朝刊）。
- 323 「情報関連部品で多国間貿易協定 EU・米、共同提案へ」『読売新聞』（1996年4月17日朝刊）。
- 324 「WTO合意 完全実施を 議長声明採択し閉幕 4極通商会議」『毎日新聞』（1996年4月22日朝刊）。
- 325 「半導体で日・EU協調」『毎日新聞』（1996年6月28日朝刊）。
- 326 「12月のWTO閣僚会議成功へ 一層の歩み寄りが必要」『毎日新聞』（1996年4月22日朝刊）。
- 327 「リヨン・サミット 経済コミュニケ - すべての人々のためにグローバル化を成功させる - （仮訳）」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaidan/summit/lyon/keizai.html>>（1998年7月23日アクセス）。
- 328 「米にITA交渉終結可能性伝達」『毎日新聞』（1996年7月31日朝刊）。「2国間協定は国際ルール違反」『毎日新聞』（1996年7月31日朝刊）。
- 329 「情報技術協定協議で進展 米EU会談」『共同通信経済ニュース速報』（1996年9月27日）。
- 330 古川、前掲、20ページ。
- 331 「WTO新規加盟実質協議を開始」『毎日新聞』（1996年9月28日朝刊）。
- 332 「ハイテク機器関税撤廃などめぐり議論」『毎日新聞』（1996年9月29日朝刊）。
- 333 「情報技術協定の12月締結を目標」『時事通信ニュース速報』（1996年9月29日）。「4極通商会議 ITA締結合意」『毎日新聞』（1996年9月30日朝刊）。
- 334 「多角的貿易体制強化協力で一致」『毎日新聞』（1996年10月1日朝刊）。
- 335 「月末までに個別行動計画」『毎日新聞』（1996年10月21日朝刊）。「情報技術協定後押しで合意」『毎日新聞』（1996年10月21日夕刊）。
- 336 「米国『情報通信』を重視 WTO閣僚会議、照準に」『毎日新聞』（1996年11月17日朝刊）。
- 337 「日米首脳会談の要旨」『毎日新聞』（1996年11月25日朝刊）。
- 338 「APEC経済首脳宣言」『毎日新聞』（1996年11月26日朝刊）。
- 339 「変質するAPEC」『毎日新聞』（1996年11月26日朝刊）。

- 340 「思惑交錯 主要国の評価は」『毎日新聞』（1996年11月26日朝刊）。
- 341 「橋本首相 会見の内容 要旨」『毎日新聞』（1996年11月26日朝刊）。
- 342 「ASEAN存在感薄く APEC閉幕」『毎日新聞』（1996年11月26日朝刊）。
- 343 「変質するAPEC」、前掲。
- 344 「『2000年までに関税を段階的撤廃』ITA文書固まる」（1996年11月29日朝刊）。
- 345 「情報技術協定の合意めざす」『共同通信経済ニュース速報』（1996年12月9日）。
- 346 「4極事務レベル協議 情報技術協定に合意」『毎日新聞』（1996年12月9日朝刊）。
- 347 「WTOシンガポール閣僚会議における池田外務大臣演説」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/b_v/seisho97/1st/226-227.html>（1998年7月23日アクセス）。
- 348 「情報技術協定合意へ強い意欲」『共同通信経済ニュース速報』（1996年12月9日）。
- 349 「情報技術協定支持を表明」『共同通信ニュース速報』（1996年12月11日）。
- 350 「WTO閣僚宣言（要旨）」『毎日新聞』（1996年12月14日朝刊）。
- 351 前注参照。
- 352 前注参照。
- 353 「情報技術協定の合意内容を再確認」『時事通信ニュース速報』（1996年12月16日）。
- 354 「情報技術協定の原案承認」『時事通信ニュース速報』（1997年3月5日）。
- 355 「情報技術協定原案を承認」『時事通信ニュース速報』（1997年3月24日）。
- 356 このITA合意には工夫がなされた。ふつうWTOにおいて合意をつくる場合には、WTO協定の付属書1に属する協定と付属書4に属する協定とがある。前者はすべての国が参加する協定で、ダンピング協定などがこれに当たる。後者は参加国を限定することができるもので航空機協定などがある。ITAはこのどちらの合意方法も採らず、第三の道を選択した。つまりリスト（譲許表）による合意である。これは関係各国が「合意の内容を譲許した後、GATT上の法的な義務が発生し、この内容を実施しなければGATT第二条の違反になるというもの」だという。この「譲許」とは、ある内容の約束事を文書として提出し、その内容については守るということである。この第三の方法には細かい紛争処理規定や委員会規定が不要で簡易であり、実効性が担保される意味がある。中富道隆「ITA（情報技術合意）とWTO」『貿易と関税』第46巻6号（1998年6月）55-6ページ。
- 357 「情報技術協定交渉が最終合意へ」『時事通信ニュース速報』（1997年3月26日）。
- 358 「情報技術協定交渉での合意を高く評価」『時事通信ニュース速報』（1996年12月14日）。
- 359 「米通商代表が歓迎 情報技術協定」『共同通信経済ニュース速報』（1997年3月27日）。
- 360 経団連「WTO閣僚会議に向けて、議論が進展」<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/CLIP/clip0036/cli016.html>>（1998年7月25日アクセス）。
- 361 「新交渉へWTOが負った課題」『読売新聞』（1998年5月22日朝刊）。

参考文献

英文

書籍

- Abramson, Jefferey B., F. Christopher Arterton, and Gary R. Orren, *The Electronic Commonwealth: the Impact of New Media Technologies on Democratic Politics* (New York: Basic Books, Inc., Publishers, 1988).
- Allison, Greham T., *Essence of Decision: Exploring the Cuban Missile Crisis* (Little, Brown and Co., 1971).
- Aronson, Jonathan David, and Peter F. Cowhey, *When Countries Talk: International Trade in Telecommunications Services* (Massachusetts: Ballinger, 1988).
- Baker, W. J., *A History of the Marconi Company* (Methuen & Co. , 1970).
- Baxter, John D., *State Security, Privacy and Infromation* (Harvester Wheatsheaf, 1990).
- Behrens, C. B. A., *Merchant Shipping and the Demands of War* (Longmans, Green and Co., 1955).
- Bennett, Colin J., *Regulating Privacy: Data Protection and Public Policy in Europe and the United States* (Cornell University Press, 1992).
- Berkman, Ronald, and Laura W. Kitch, *Politics in the Media Age* (McGraw-Hill Book Company, 1986).
- Birkinshaw, Patrick, *Government and Information: The Law Relating to Access, Disclosure and Regulation* (Butterworths, 1990).
- Bittner, John R., *Law and Regulation of Electronic Media, Second Edition* (New Jersey: Prentice Hall, 1994).
- Booth, Ken, and Steve Smith, eds., *International Relations Theory Today* (Polity Press, 1995).
- Brand, Stewart, *The Media Lab: Inventing the Future at MIT* (Viling, 1987).
- Cafruny, Alan W., *Ruling the Waves: The Political Economy of International Shipping* (University of California, 1987).
- Caiancross, Frances, *The Death of Distance: How the Communications Revolution Will Change Our Lives* (Boston: Harvard Business School

- Press, 1997).
- Cawkell, Tony, *The Telecommunications Power Game* (Elsevier Science Publishers, 1988).
- Chew , Kenneth, and Anthony Wilson, *Victorian Science and Engineering: Portrayed in the Illustrated London News* (Alan Sutton and Science Museum, 1993).
- Clinton, Bill, and Al Gore, *Putting People First: How We Can All Change America* (New York: Times Books, 1992).
- Cooper, Richard, *The Economics of Interdependence: Economic Policy in the Atlantic Community* (McGraw-Hill Book Company,).
- Curtis, Michael, *Comparative Government and Politics: An Introductory Essay in Political Science, Second Edition* (Harper & Law, 1978).
- Davis, Ralph, *The Rise of the English Shipping Industry: In the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (Macmillan and Co. Ltd., 1962).
- De La Pedraja, Rene, *The Rise and Decline of the U.S. Merchant Shipping in the Twentieth Century* (Twayne Publishers, 1992).
- Deutsch, Karl W., et. al., *Political Community and the North Atlantic Area: International Organization in the Light of Historical Experience* (Princeton: Princeton University Press, 1957).
- Deutsch, Karl W., *The Nerves of Government: Models of Political Communication and Control* (Collier-Macmillan: The Free Press of Glencoe, 1963).
- Deutsch, Karl W., *Nationalism and Social Communication: An Inquiry in to the Foundations of Nationality, Second Edition* (Cambridge, Massachusetts: The MIT Press, 1966).
- Deutsch, Karl W., *The Analysis of International Relations, Second Edition* (Englewood Cliffs, New York: Prentice-Hall, 1978).
- Dew, John R., *Empowerment and Democracy in the Workplace: Applying Adult Education Theory and Practice for Cultivating Empowerment* (Conneticut: Quorum Books, 1997).
- Diederiks-Verschoor, I. H. Ph., *An Introduction to Air Law, Fifth Revised Edition* (Kluwer Law and Taxation Publishers, 1993).
- Dobson, Alan P., *Peaceful Air Warfare: The United States, Britain, and the Politics of International Aviation* (Clarendon Press, 1991).
- Dodd , Lawrence C., and Calvin Jillison, eds., *The Dynamics of American Poliics: Approaches & Interpretations* (West View Press, 1994).
- Drake, William J., ed., *The New Information Infrastructure: Strategies for U.S. Policy* (New York: The Twentieth Century Fund Press, 1995).
- Farthing, Bruce, *International Shipping, Second Edition* (Lloyd's of

- London Press LTD., 1993).
- Fiedmann, John, *Empowerment: The Politics of Alternative Development* (Massachusetts: Blackwell, 1992).
- Foster, Frank H., and Robert L. Shook, *Patents, Copyrights & Trademarks* (John Wiley & Sons, 1989). 邦訳 (安形雄三 訳) 『入門 アメリカ知的財産権』 (日本評論社、1991年)。
- Garnham, Captain S. A., and Robert L. Hadfield, *The Submarine Cable* (London: Sampson Low, Marston & Co., Publish Year Unknown).
- Gibson, William, *Neuromancer* (1984) [ウィリアム・ギブスン (黒丸尚 訳) 『ニューロマンサー』 (早川書房、1986年)] .
- Gilbert, Felix, *The End of the European Era, 1890 to the Present*, Third Edition (w. w. Norton & company, 1984).
- Gillespie, Ed, and Bob Schellhas, eds., *Contract with America: The Bold Plan by Rep. Newt Gingrich, Rep. Dick Armey, and the House Republicans to Change the Nation* (New York: Times Books, 1994).
- Gilpin, Robert, *War and Change in World Politics* (Cambridge University Press, 1981).
- Graber, Doris A., *Media Power in Politics* (Washington, D.C.: Congressional Quarterly Inc., 1984).
- Gray, Colin S., *The Geopolitics of Super Power* (The University Press of Kentucky, 1988).
- Groom, A. J. R., and Paul Taylor, eds., *Functionalism: Theory and Practice in International Relations* (University of London Press Ltd., 1975).
- Guehenno, Jean-Marie, *The End of the Nation-State* (Minneapolis: Univeristy of Minnesota Press, 1995).
- Hart, Jeffrey A., *Rival Capitalists* (Cornell University Press, 1992).
- Headrick, Daniel R., *The Invisible Weapon: Telecommunications and International Politics 1851-1945* (Oxford University Press, 1991).
- Hiltz, Starr Roxanne, and Murray Turoff, *The Network Nation: Human Communication via Computer* (Massachusetts: The MIT Press, 1993).
- Hobsbawn, E. J., *The Age of Capital 1848-1875* (London: Abacus, 1975).
- Hope, Ronald, *A New History of British Shipping* (John Murray, 1990).
- International Telecommunication Union, *From Semaphore to Satellite* (Geneva: International Telecommunication Union, 1965) (邦訳、国際電信電話株式会社資料センター発行、1968年、非売品) .
- Jenkins, W. I., *Policy Analysis: A Political and Organisational Perspective* (Martin Robertson, 1978).
- Johnson, Chalmers, et al., eds., *Politics and Productivity* (1989).

- Jonsson, Christer, *International Aviation and the Politics of Regime Change* (Frances Pinter, 1987).
- Kahin, Brian, and James Keller, eds., *Public Access to the Internet* (The MIT Press, 1995).
- Kegley, Charles W., Jr., *Controversies in International Relations Theory: Realism and the Neoliberal Challenge* (New York: St. Martin's Press, 1995).
- Kieve, Jeffrey, *The Electric Telegraph: A Social and Economic History* (Newton Abbot: David and Charles, 1973).
- Krasner, Stephen D., *Structural Conflict: The Third World Against Global Liberalism* (University of California Press,).
- Krasner, Stephen D., *International Regimes* (Cornell University Press, 1983).
- Krugman, Paul R., ed., *Strategic Trade Policy and the New International Economics* (The MIT Press).
- Lebow, Irwin, *Information Highways and Byways: From the Telegraph to the 21st Century* (New York: IEEE Press, 1995).
- The Libralian's Department of the Foreign Office of the United Kingdom, ed., *British and Foreign State Papers* (London: Her Majesty's Stationery Office).
- MacAvoy, Paul W., *The Failure of Antitrust and Regulation to Establish Competition in Long-Distance Telephone Services* (MIT Press, 1996).
- Mensch, Gerald O., *Stalemate in Technology: Innovations Overcome the Depression* (Ballinger Publishing Company, 1979).
- Mirow, Kurt Rudolf, and Harry Maurer, *Webs of Power* (Houghton Mifflin Com., 1982).
- Modelski, George, *Long Cycles in World Politics* (Macmillan Press, 1987).
- Morrow, John H., Jr., *The Great War in the Air: Military Aviation from 1909 to 1921* (Smithsonian Institution Press, 1993).
- Mowlana, Hamid, *Global Communication in Transition: The End of Diversity?* (SAGE Publishers, 1996).
- Mowlana, Hamid, *Global Information and World Communication: New Frontiers in International Relations* (London: SAGE Publishers, 1997).
- Muelen, Jacob Vander, *The Politics of Aircraft: Building an American Military Industry* (University Press of Kansas, 1991).
- Nicholas, Jeremy, *Victorian Curiosities: Bizarre and Trivial Facts from a Hundred Years Ago* (London: Little, Brown and Company, 1995).
- North, Robert C., *War, Peace, Survival: Global Politics and Conceptual Synthesis* (Boulder: Westview Press, 1990).
- O'brien, Rita Cruise, et. al., *Information, Economics & Power: The North-*

- South Dimension (Hodder and Stoughton, 1983).
- Okimoto, Daniel I., Takuo Sugano, and Franklin B. Weinstein, Competitive Edge: The Semiconductor Industry in the U.S. and Japan (Stanford University Press, 1984).
- Patrick, Hugh, ed., Japan's High Technology Industries: Lessons and Limitations of Industrial Policy (University of Tokyo Press, 1986).
- Payne, Keith B., Strategic Defense: "Star Wars" in Perspective (Hamilton Press, 1986).
- Perry, William J., Secretary of Defense, Annual Report to the President and the Congress (Department of Defense, 1995).
- Petrazzini, Ben, Global Telecom Talks: A Trillion Dollar Deal (Washington, DC: Institute for International Economics, 1996).
- Porter, A. N., ed., Atlas of British Overseas Expansion (London: Routledge, 1994).
- Rodgers, Everett M., Communication Technology: The New Media in Society (New York: Free Press, 1986).
- Rosecrance, Richard, The Rise of the Trading State (New York: Basic Books, 1986) [リチャード・ローズクランズ『新貿易国家論』(中央公論社、1987年)] .
- Rosenau, James M., and Ernst-Otto Czempiel, eds., Governance without Government: Order and Change in World Politics (Cambridge University Press, 1992).
- Rosenoer, Jonathan, Cyber Law: The Law of the Internet (London: Springer, 1997).
- Rushkoff, Douglas, Cyberia: Life in the Trenches of Hyperspace (San Francisco: HarperSanFrancisco, 1994).
- Said, Abdul Aziz, Charles O. Lerche, Jr., Charles O. Lerche, Concepts of International Politics in Global Perspective (New Jersey: Prentice Hall, 1979).
- Salus, Peter H., Casting the Net: From ARPANET to INTERNET and beyond... (New Jersey: Addison-Wesley Publishing Company, 1995).
- Samuels, Richard J., Rich Nation Strong Army: National Security and the Technological Transformation of Japan (Cornell University Press, 1994).
- Savage, James G., The Politics of International Telecommunications Regulation (Boulder: Westview Press, 1989).
- Schneier, Bruce, and David Banisar, The Electronic Privacy Papers: Documents on the Battle for Privacy in the Age of Surveillance (John Wiley & Sons, Inc., 1997).
- Smith, Steve, Ken Booth and Marysia Zalewski, International Theory:

- Positivism & Beyond (Cambridge University Press, 1996).
- Stevenson, Robert L., *Communication, Development, and the Third World* (New York: Longman, 1988).
- Stonier, Tom, *The Wealth of Information: A Profile of the Post-Industrial Economy* (Thames Methuen, 1983).
- Stover, William James, *Information Technology in the Third World: Can I.T. Lead to Humane National Development?* (Boulder, Colorado: Westview Press, 1984).
- Tapscott, Don, *Growing Up Digital: The Rise of the Net Generation* (McGraw-Hill, 1998).
- Toffler, Alvin, and Heidi Toffler, *Creating a New Civilization: the Politics of the Third Wave* (Atlanta: Turner Publishing Inc., 1994).
- Traber, Michael, ed., *The Myth of the Information Revolution* (Sage Publications, 1986).
- Viotti, Paul R., and Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism, Second Edition* (Macmillan, 1993).
- Wallerstein, Imanuel, *The Modern World System &* (Academic Press, 1974).
- Wallerstein, Imanuel, *The Capitalist World Economy* (Cambridge University Press, 1979).
- Walters, Robert S., and David H. Blake, *The Politics of Global Economic Relations, Fourth Edition* (New Jersey: Prentice Hall, 1992).
- Wark, McKenzie, *Virtual Geography: Living with Global Media Events* (Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 1994).
- Wattenberg, Martin P., *The Decline of American Political Parties 1952-1984* (Harvard University Press, 1984).
- Webb, Herbert Laws, *The Development of the Telephone In Europe* (London: Eeetrical Press Ltd., 1910).
- Webster, Frank, *Theories of the Information Society* (London: Toutledge, 1995).
- Wilson, James Q., *American Government, Brief Version, Third Edition* (D.C. Heath and Company, 1994).
- Winograd, Morley, and Dudley Buffa, *Taking Control: Politics in the Information Age* (New York: Henry Holt and Company, 1996).
- Young, Oran R., *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society* (Cornell University Press, 1994).
- Zacher, Mark W., with Brett A. Sutton, *Governing Global Networks: International Regimes for Transportaion and Communications* (New York: Cambridge University Press, 1996).

雜誌

- Alexander, Michael, "Pentagon Funds Peacetime Projects: San Diego Firm Uses Military Funds for Projects that Will Benefit Nonwar Uses," *Computerworld*, vol. 25, no. 6, Feb 11, 1991.
- Anthes, Gary H., "Consortium Paves Way for 'Data Superhighway'," *Computerworld*, vol. 27, no. 39, September 27, 1993.
- , "Summit Addresses Growth, Security Issues for Internet," *Computerworld*, vol. 29, no. 17, April 24, 1995.
- Boorman, Patrick M., "Antitrust Laws in a Global Market," *Challenge*, vol. 36, no. 1, January & February, 1993.
- Brookes, Warren T., "New Name; Same Bad Idea," *Nation's Business*, vol. 77, no. 9, September, 1989.
- Brown, William S., "Industrial Policy and Corporate Power," *Journal of Economic Issues*, vol. 19, no. 2, January, 1985.
- Browning, Larry D., Janice M. Beyer & Judy C. Shetler, "Building Cooperation in A Competitive Industry: Sematech and the Semiconductor Industry," *Academy of Management Journal*, vol. 38, no. 1, 1995.
- Burch, Bill, "Clinton Administration Maps Out National Network Agenda," *Network World*, vol. 10, no. 38, September 20, 1993.
- Carey, John, and Jim Bartimo, "If You Control...Computers, You Control the World': Craig Fields's Zeal May Fire Up MCC, An Industry Research Consortium," *Business Week*, no. 3170, July 23, 1990.
- Cohen, Michael D., James G. March, and Johan P. Olsen, "A Garbage Can Model of Organizational Choice," *Administrative Science Quarterly*, no. 17, February, 1972.
- Dacey, George C., "The U.S. Needs a National Technology Policy," *Research-Technology Management*, vol. 38, no. 1, January & February, 1995.
- Dallmeyer, Dorinda G., "National Security and the Semiconductor Industry," *Technology Review*, vol. 90, no. 8, November & December, 1987.
- Deining, C. Richard, "Sematech: A Successful Collaboration Between Industry and Government," *American Society for Information Science, Bulletin*, vol. 20, no. 5, June & July, 1994.
- Dilorenzo, Thomas J., and Jack C. High, "Antitrust and Competition, Historically Considered," *Economic Inquiry*, vol. 26, no. 3, July, 1988.
- Dolnick, Edward, "DARPA: The Pentagon's Skunk Works," *Across the Board*, vol. 25, no. 4, April, 1988.

- Donaton, Scott, "OK to Put Ads on Internet, But Mind Your Netiquette," Advertising Age, vol. 65, no. 18, May 25, 1994.
- Donlan, Thomas G., "Redoubtable DARPA: It Shapes the Futures of U.S. Technology," Barron's, vol. 69, no. 14, June 3, 1989.
- Evan, William M., "R&D Consortia: A New U.S. Organizational Form," Sloan Management Review, vol. 31, no. 3, Spring, 1990.
- Evers, Stacey, "ARPA Pursuing Dual-Use Techonology," Aviation Week & Space Technology, vol. 141, no. 16, October 17, 1994.
- Ferguson, Charles H., "America's High-Tech Decline," Foreign Policy, no. 74, Spring 1989.
- Flamm, Kenneth, "Making New Rules: High-Tech Trade Friction and the Semiconductor Industry," The Brookings Review, Spring 1991.
- Foster, Kent B., "The Future og the Public-Switched Network," Telecommunications, vol. 26, no. 2, February 1, 1992.
- Gaffin, Adam, "Net Pioneers see no end to their grand experiment: But Global Net Faces Political, Technical Tests," NETWORK WORLD, vol. 11, no. 34, August 22, 1994.
- Gilder, George, "From Wires to Waves," Forbes, ASAP Supplement, June 5, 1995.
- Glassie, Jefferson C., "Heading off Antitrust with Smart Research," Association Management, vol. 39, no. 4, April 1, 1987.
- Goldstein, Judith, "The Impact of Ideas on Trade Policy: the Origins of U.S. Agricultural and Manufacturing Policies," International Organization, vol. 43, no. 1, Winter 1989.
- Golich, Vicki L., "From Competition to collaboration: the Challenge of Commercial-class Aircraft Manufacturing," International Organization, vol. 46, no. 4, Autumn 1992.
- Goodman, S. E., L.I. Press, S. R. Ruth and A. M. Ruthkowski, "The Global Diffusion of the Internet: Patterns and Problems," Communications of the ACM, vol. 37, no. 8, August 1, 1994.
- Gore, Al, "Remarks by Vice President Al Gore at naional Press Club," December 21, 1993.
- , "Remarks As Delivered at International Telecommunications Union," March 21, 1994.
- Gowa, Joanne, "Rational Hegemons, Excludable Goods, and Small Groups: An Epitaph for Hegemonic Stability Theory?," World Politics, vol. XLI, no. 3, April, 1989.
- , "Bipolarity, Multipolarity, and Free Trade," American Political Science Review, vol. 83, no. 4, December, 1989.
- Greenberg, Daniel S., "Innovate They Must," Business Month, vol. 131,

- no. 3, March 1, 1988.
- Greenwald, Alvin G., "Business Law for Manufacturers and Agents," Agency Sales Magazine, vol. 20, no. 5, May, 1990.
- Hawkins, Donald T., "Whither a National Information Infrastructure?," Online, vol. 15, no. 5, September 1, 1991.
- Hazlett, Thomas W., "The Legislative History of the Sherman Act Re-examined," Economic Inquiry, vol. 30, no. 2, April, 1992.
- Hernandez, Debra Gersh, "Congress Approves EFOIA," Editor & Publisher, September 28, 1996, pp. 15-17.
- , "Dealing With The Fol Crunch," Editor & Publisher, August 3, 1996, pp. 14-17.
- Johnston, Bob, "Reinventing Research: US Consortiums Mimic Japanese Organisation," Far Eastern Economic Review, vol. 148, no. 21, May 24, 1990.
- Jorde, Thomas M., and David J. Teece, "Competition and Cooperation: Striking the Right Balance," California Management Review, vol. 31, no. 3, Spring 1989.
- Lee, Michekke K., and Mavis K. Lee, "High Technology Consortia: A Panacea for America's Technological Competitiveness Problems?," High Technoplogy Law Journal, vol. 6, no. 2, Fall 1991.
- Luin, Lois F., "Secure and Competitive Intelligence, On and Off the Internet," Information Today, vol. 12, no. 3, March, 1995.
- Mandell, Mel, "The Consortium: An Idea Whose Time has Come (or Gone)?," Across the Board, vol. 27, no. 6, June, 1990.
- Mandese, Joe, "The Webs take to the 'net: CBS and NBC extend their interactive dfforts to the World Wide Web," Advertising Age, vol. 66, no. 6, February 6, 1995.
- Mason, Charles F., "Administration Outlines Information Highway Vision," Telephony, vol. 225, no. 12, September 20, 1993.
- McLoughlin, Glenn J., "Technology Policy in Japan and the United States," CRS Review, July, 1989.
- Metcalf, Bob, "Counting users isn't easy on the incredible (shrinking?!) Internet," Infoworld, vol. 16, no. 34, August 22, 1994.
- Miller, William H., "Is ARPA the Answer?: How Best to Stimulate Commercial Innovation is the Lingering Question," Industry Week, vol. 242, no. 14, July 19, 1993.
- Milner, Helen V. and David B. Yoffie, "Between Free Trade and Protectionism: Strategic Trade Policy and a Theory of Corporate Trade Demands," International Organization, vol. 43, no. 2, Spring 1989.

- Moravcsik, Andrew, "Liberalism and International Relations Theory," Harvard University Working Paper Series, No. 92-6, April, 1993.
- Morocco, John D., "ARPA Blazes Trail on Defense Conversion," Aviation Week & Space Technology, vol. 139, no. 19, November 8, 1993.
- Nanto, Dick K., and Glenn J. McLoughlin, "Industrial Associations and High-Technology Policymaking," CRS Review, September, 1991.
- Nau, Henry R., "From Integration to Interdependence: Gains, Losses, and Continuing Gaps," International Organization, vol. 33, no. 1, Winter 1979.
- Nelson, Nancy Melin, "Networking in the U.K.: Computing in Canada," Information Today, vol. 8, no. 9, October 1, 1991.
- Nordwall, Bruce D., "Possible Japanese Buyout of U. S. Chip Equipment Manufacturr Draws Fire," Aviation Week & Space Technology, vol. 131, no. 23, December 4, 1989.
- Noyce, Robert N., "A Unique Approach Against Trade Violators," Vital Speeches, vol. 55, no. 21, August 15, 1989.
- Nye, Joseph S., Jr. and William A. Owens, "America's Information Edge," Foreign Affairs, vol. 75, no. 2, March/April 1996.
- Philipps, John T., Jr., "The National Infrastructure," Records Management Quarterly, vol. 28, no. 3, July 1, 1994.
- Phillips, Don T., Guy L. Curry, B. L. Deuermeyer, M. Wortman and Joseph P. Sitarik, "Sematech: IE At Work In The Trenches To Meet Worldwide Competition," Industrial Engineering, vol. 21, no. 12, December, 1989.
- Rosecrance, Richard, "The Rise of the Virtual State," Foreign Affairs, vol. 75, no. 4, July/August 1996.
- Rutkowski, Anthony, and Martha Siegel, "Does the Internet Society have the Authority to set a COde of Conduct for the Internet?," Market World, vol. 11, no. 37, September 12, 1994.
- Scott, William B., "Caution Urged on DARPA Changes," Aviation Week & Space Technology, vol. 138, no. 5, February 1, 1993.
- , "Budget to Pump \$1 Billion into 'Defense Reinvestment'," Aviation Week & Space Technology, vol. 138, no. 15, April 12, 1993.
- , "ARPA Applies Dual-Use to Affordable Defense," Aviation Week & Space Technology, vol. 138, no. 15, April 12, 1993.
- Simpson, Jack W., "Paths to Information Power," Computerworld, vol. 24, no. 33, August 13, 1990.
- Skolnikoff, E. B., "The International Imperatives of Technology," Research Series, Institute of International Studies, Universtiy of Berkley, no. 16, 1972.

- Spencer, William J., and Peter Grindley, "SEMATECH After Five Years: High-Technology Consortia and U.S. Competitiveness," *California Management Review*, vol. 35, no. 4, Summer 1993.
- Steinberg, Stephen, "Travels on the Net," *Technology Review*, vol. 97, no. 5, July 1, 1994.
- Strange, Susan, "Protectionism and World Politics," *International Organization*, vol. 39, no. 2, Spring, 1985
- Stratton, Brad, "The U.S. Semiconductor Industry's Wild Ride," *Quality Progress*, vol. 28, no. 5, May, 1995.
- Webster, George D., "Avoiding Antitrust Liability," *Association Management*, vol. 47, no. 1, January, 1995.

和文

書籍

- 相田洋 『電子立国 日本の自叙伝（上、中、下、完結）』（日本放送出版協会、1992年）。
- 『新・電子立国1 ソフトウェア帝国の誕生』（日本放送出版会、1996年）。
- 青木栄一 『シーパワーの世界史』（出版協同社、1982年）。
- 赤木昭夫 『ハイテクノロジーの国際競争』（岩波ブックレットNo. 25、1983年）。
- 赤松要 『世界経済論』（国元書房、1965年）。
- 秋山憲治 『技術貿易とハイテク摩擦』（同文館、1991年）。
- 麻田貞雄 訳 『アルフレッド・T・マハン』（研究社、1977年）。
- 朝日新聞経済部 『ミリテクパワー』（朝日文庫、1993年）。
- 阿部斉 『アメリカ現代政治』（東京大学出版会、1986年）。
- 阿部斉 / 五十嵐武士 編 『アメリカ研究案内』（東京大学出版会、1998年）。
- アリソン、グレアム・T（宮里政玄 訳） 『決定の本質 - キューバ・ミサイル危機の分析 -』（中央公論社、1977年）。
- アルベール、ミッシェル（小池はるひ 訳） 『資本主義対資本主義』（竹内書房新社、1992年）。
- アロー、ケネス 『社会的選択と個人的評価』（日本経済新聞社）。
- 安藤哲生 『新興工業国と国際技術移転』（三嶺書房、1989年）。
- 五十嵐武士 / 古矢旬 / 松本礼二 編 『アメリカの社会と政治』（有斐閣ブックス、1995年）。

- 池井優『増補 日本外交史概説』（慶應通信、1982年）。
- 石井敦／前川恒雄『図書館の発見 - 市民の新しい権利 - 』（NHKブックス、1973年）。
- 石井貫太郎『現代国際政治理論』（ミネルヴァ書房、1993年）。
- 『国際政治分析の基礎』（晃洋書房、1993年）。
- 石川博友『巨大システム産業 - アメリカの産軍複合体企業 - 』（中公新書、1970年）。
- 石黒一憲『情報通信・知的財産権への国際的視点』（国際書院、1990年）。
- 『世界情報通信基盤の構築』（NTT出版、1997年）。
- 石澤靖治『幻想の日米摩擦_現場で見た誤解と無理解 - 』（TBSブリタニカ、1992年）。
- 石島晴夫『スペイン無敵艦隊』（原書房、1981年）。
- 市川泰治郎『アメリカの研究産業 - ランド・コーポレーションほか - 』（鹿島研究所出版会、1971年）。
- 伊藤元重／奥野正寛 編『通商問題の政治経済学』（日本経済新聞社、1991年）。
- 伊藤元重／石黒一憲『提言通商摩擦』（NTT出版、1993年）。
- 井上巽『金融と帝国』（名古屋大学出版会、1995年）。
- 井上隆一郎『グローバル企業の盛衰 - 歴史に学ぶ繁栄の条件、滅亡の原因 - 』（ダイヤモンド社、1993年）。
- 猪口孝『ただ乗りと一國繁栄主義をこえて』（東洋経済新報社、1987年）。
- 今井賢一（編）『プロセスとネットワーク』（NTT出版、1989年）。
- 今井幸彦『通信社 - 情報化社会の神経 - 』（中公新書、1973年）。
- 入江節次郎 編『講座西洋経済史 帝国主義』（同文館出版、1980年）。
- 岩崎和夫／佐藤元則『電子マネーウォーズ』（産能大学出版部、1996年）。
- インターネット政策研究会編『わが国のインターネット政策 - サイバー社会の明日を創る - 』（クリエイト・クルーズ、1998年）。
- 右崎正博ほか編『情報公開法 - 立法の論点と知る権利 - 』（三省堂、1997年）。
- ヴァイゲル、エンゲルファルト『近代の小道具たち』（青土社、1990年）。
- ウィリス、デービッド・K『アメリカ国務省 - その実力を探る - 』（日本経済新聞社、1969年）。
- 上西朗夫『ブレーン政治 - 内閣機能の強化 - 』（講談社現代新書、1985年）。
- 上山信一『「行政評価」の時代』（NTT出版、1998年）。
- ヴォーゲル、エズラ・F（上田惇生 訳）『ジャパニアズナンバーワン再考』（TBSブリタニカ、1984年）。
- ウォーショフスキー、フレッド『チップウォー』（経済界、1991年）。
- ヴォルフ、フィリップ（山瀬善一 他訳）『近代ヨーロッパ経済のあけぼの - 中

- 世の秋から近代の春へ - 』(晃洋書房、1993年)。
- 内川芳美/岡部慶三/竹内郁郎/辻村明 編『講座 現代の社会とコミュニケーション 4 情報と政治』(東京大学出版会、1974年)。
- 内田盛也『テクノポリティックス - 産業技術が政治を動かす - 』(日刊工業新聞社、1991年)。
- 内山秀夫/岡野加穂留/堀江湛/内田満『デモクラシーの構造 - 政治参加と政治学 - 』(日本放送出版協会、1976年)。
- ウッドワード、ボブ(山岡洋一/仁平和夫 訳)『大統領執務室』(文藝春秋、1994年)。
- 生方幸夫『図解60分でわかる電子マネー』(PHP、1996年)。
- 梅棹忠夫『情報の文明学』(中公叢書、1988年)。
- 浦野起央『国際関係理論史』(勁草書房、1997年)。
- ウルマー、オイゲン、他(原田文夫 訳)『ベルヌ条約100周年記念論文集 - ベルヌ条約と国内法 - 』(社団法人著作権資料協会、1988年)。
- 衛籐藩吉/渡辺昭夫/公文俊平/平野健一郎『国際関係論第二版』(東京大学出版会、1982年)。
- 衛籐藩吉/山本吉宣『総合安保と未来の選択』(講談社、1991年)。
- 江畑謙介『情報テロ - サイバースペースという戦場 - 』(日経BP出版センター、1998年)。
- OECD編『世界主要国の産業政策』(財団法人国際商事法研究所、1975年)。
- 大崎貞和『インターネット・ファイナンス』(日本経済新聞社、1997年)。
- 太田博『崩れゆく技術大国 - アメリカの自画像 - 』(サイマル出版会、1992年)。
- 太田正樹『航空輸送の経済学』(早稲田大学出版部、1981年)。
- 大原祐子・馬場伸也『概説カナダ史』(有斐閣選書、1984年)。
- 大山康則『半導体摩擦のゆくえ』(教育社、1986年)。
- 岡部一明『インターネット市民革命 - 情報化社会・アメリカ編 - 』(御茶の水書房、1996年)。
- 岡本栄司『暗号理論入門』(共立出版、1993年)。
- 小倉和夫『日米経済摩擦』(日本経済新聞社、1982年)。
- オコーナー、ウィリアム・E(山上徹監 訳)『現代航空経済概論』(成山堂書店、1987年)。
- 落合浩太郎『改訂日米経済摩擦 - 全体像を求めて - 』(慶應通信、1994年)。
- 小原嘉雄『国際的技術移転と法規制 - 特許法と競争法とのインターフェース - 』(日本評論社、1995年)。
- 小尾敏夫『国際関係から見た日米問題』(国際開発ジャーナル社、1984年)。
- 小尾敏夫/増澤孝吉『情報通信エンジニアリング』(講談社、1994年)。
- ガーフィンケル、サイモン(ユニテック 訳)『PGP: 暗号メールと電子署名』

- (オライリー・ジャパン、1996年)。
- 加藤尚武『技術と人間の倫理』(NHK出版、1996年)。
- 加藤秀俊『取材学 - 探求の技法 - 』(中公新書、1975年)。
- 加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム 1945-1992 - 転機にたつ日本の貿易政策 - 』(有信堂高文社、1992年)。
- 印牧直文『シリコンバレー・パワー』(日本経済新聞社、1995年)。
- 角山栄 編『講座西洋経済史 帝国主義』(同文館出版、1979年)。
- 神出七郎『日米間の著作権保護の沿革 - 実務資料による日米関係の前史 - 』(社団法人著作権資料協会、1987年)。
- 鴨武彦/山本吉宣 編『相互依存の国際政治学 [第二版] 』(有信堂、1979年)。
- 鴨武彦『序説 国際統合研究の現状と課題』(国際政治、1984年)。
- 鴨武彦/伊藤元重/石黒一憲 編『リーディングス 国際政治経済システム 第1巻 主権国家を超えて』(有斐閣、1997年)。
- カルダー、ケント・E『戦略的資本主義 - 日本型経済システムの本質 - 』(日本経済新聞社、1994年)。
- 川北隆雄『通産省 - 経済参謀本部からの転換 - 』(講談社、1991年)。
- 関東弁護士会連合会編『市民のための情報公開 - 使いこなそう情報公開制度 - 』(明石書店、1997年)。
- 菊池豊彦『インターネット世紀のコンピュータネットワーク暗号システム』(NECクリエイティブ、1995年)。
- 木村忠正『第二世代インターネットの情報戦略』(NTT出版、1997年)。
- 木村忠正/土屋大洋『ネットワーク時代の合意形成』(NTT出版、1998年)。
- キャスパー、ダニエル・E『国際航空自由化論 - サービス貿易とグローバル化 - 』(文眞堂、1993年)。
- 行政管理研究センター調査研究部『政策研究のフロンティア () 日本の公共政策 - その基準と実際 - 』(財団法人行政管理研究センター、平成元年)。
- 共同通信社社会部『共同通信社会部』(共同通信社、1992年)。
- ギルダー、ジョージ(牧野昇 監訳)『未来の覇者 - マイクロコズムの世紀 - 』(NTT出版、1992年)。
- ギルピン、ロバート『世界システムの政治経済学 - 国際関係の新段階 - 』(東洋経済新報社、1990年)。
- クーン、トーマス『科学革命の構造』(みすず書房、1971年)。
- クカーリ、アティリオ/エンツォ・アンジェルッチ(原元美 訳)『船の歴史辞典』(原書房、1985年)。
- 草野厚『日米オレンジ交渉』(日本経済新聞社、1983年)。
- 『アメリカ議会と日米関係』(中公叢書、1991年)。

- 『日米・摩擦の構造』(PHP研究所、1984年)。
- 『日本の論争 - 既得権益の功罪 - 』(東洋経済新報社、1995年)。
- 『山一証券破綻と危機管理 - 1965年と1997年 - 』(朝日選書、1998年)。
- クック、アリスティア(鈴木健次・櫻井元雄 訳) 『アリスティア・クックのアメリカ史(上・下)』(NHKブックス、1994年)。
- 久保悌二郎 『マルチメディア時代の情報戦略』(日本放送出版協会、1994年)。
- 公文俊平 『情報文明論』(NTT出版、1994年)。
- 『アメリカの情報革命』(NECクリエイティブ、1994年)。
- 公文俊平 編著 『ネティズンの時代』(NTT出版、1996年)。
- 公文俊平 編著 『2005年日本浮上』(NTT出版、1998年)。
- クラウス、ゲオルグ(石坂悦男 訳) 『サイバネティクスと社会科学』(合同出版、1978年)。
- クラズナー、スティーブン 『日米経済摩擦の政治経済学』(時潮社、1995年)。
- 倉田保雄 『ニュースの商人ロイター』(新潮選書、1979年)。
- グラナツティン、J・L/ジョン・セイウェル 『カナダの外交 - その理念と政策 - 』(御茶ノ水書房、1994年)。
- クラーク、R・W(新庄哲夫 訳) 『暗号の天才』(新潮社、1977年)。
- クルーグマン、P 『脱「国境」の経済学』(東洋経済新報社、1994年)。
- クルーグマン、P/J・バグワティほか(竹下興喜監 訳) 『日米はなぜ対立するのか「フォーリン・アフェアーズ」アンソロジー』(中央公論社、1995年)。
- グレイ、コリン・S 『核時代の地政学』(紀尾井書房、1982年)。
- クローリー、デビッド/ポール・ヘイヤー編(林進/大久保公雄 訳) 『歴史の中のコミュニケーション』(新曜社、1995年)。
- 黒田眞 『日米関係の考え方 - 貿易摩擦を生きて - 』(有斐閣、1989年)。
- 経済企画庁総合計画局編 『知的所有権』(1987年)。
- ケイン、P・J/A・G・ホブキンス(竹内幸雄/秋田茂 訳) 『ジェントルマン資本主義と大英帝国』(岩波書店、1994年)。
- ゴア、アル、ほか(浜野保樹 監修・訳) 『GII世界情報基盤』(BNN、1995年)。
- ゴア、アルバート、ジュニア、ほか(浜野保樹 監修、門馬淳子 訳) 『情報スーパーハイウェイ』(電通、1994年)。
- 公正取引委員会事務局編 『独占禁止法改正』(大蔵省印刷局、1979年)。
- コーエン、スティーブン・S/ジョン・ザイスマン 『脱工業化社会の幻想 - 「製造業」が国を救う - 』(TBSブリタニカ、1990年)。
- コーエン、スティーブン・D 『日米大決戦』(徳間書店、1992年)。

- コート、W・H・B（荒井政治 / 天川潤次郎 訳）『イギリス近代経済史』（ミネルヴァ書房、1957年）。
- 国際決済銀行（BIS）編著（日本銀行電算情報局 訳）『電子マネーのセキュリティ』（ときわ総合サービス、1997年）。
- 国際電信電話株式会社『国際間のデータ伝送サービス』（国際電信電話株式会社、1972年）。
- 国際電信電話株式会社編『国際電気通信 年表・資料』（国際電気通信株式会社、1976年）。
- 国際戦略問題研究会『国際戦略問題研究会報告書』（郵政省大臣官房国際部国際政策課、1997年）。
- 小島朋之『中国のゆくえ - この国が世界を決める - 』（時事通信社、1997年）。
- 児玉晴男『ハイパーメディアと知的所有権』（SBC学術文庫、1993年）。
- 児玉文雄『ハイテク技術のパラダイム - マクロ技術学の体系 - 』（中央公論社、1991年）。
- 児玉文雄 / L・M・ブランスコム『日本のハイテク技術戦略』（NTT出版、1995年）。
- 小松芳喬『英国産業革命史 [普及版]』（早稲田大学出版部、1991年）。
- 近藤誠一『米国報道にみる日本』（サイマル出版会、1994年）。
- 斎藤優『技術移転論』（文眞堂、1979年）。
- 坂井昭夫『日米ハイテク摩擦と知的所有権』（有斐閣、1994年）。
- サポルスキー、ハーベイ・M / ロンダ・J・クレイン / W・ラッセル・ニューマン / エリ・M・ノーム編著（武内信博 監訳）『世界情報通信革命』（日本評論社、1992年）。
- 塩入明『日米特許摩擦』（中央経済社、1993年）。
- 時事通信社編集局編『激動を追って - 情報基地・時事通信 - 』（時事通信社、1990年）。
- 信田智人『アメリカ議会をロビーする - ワシントンの中の日米関係 - 』（ジャパントイムズ、1989年）。
- 志村幸雄『半導体産業新時代』（日本能率協会マネジメントセンター、1995年）。
- シモンソン、G・R『アメリカ航空機産業発展史』（盛書房、1978年）。
- シャルパンチェ、ジャン（桑原輝路 訳）『国際制度』（東信堂、1992年）。
- シュムペーター、ジョセフ『経済発展の理論』（岩波文庫、1977年）。
- シュライバー、ヘルマン（杉浦健之 訳）『航海の世界史』（白水社、1977年）。
- ジョンソン、チャーマーズ（矢野俊比古 監訳）『通産省と日本の奇跡』（TBSブリタニカ、1982年）。
- 白鳥令編『政策決定の理論』（東海大学出版会、1990年）。

- 城山三郎『官僚たちの夏』（新潮社、1975年）。
- 菅谷実『アメリカの電気通信政策 - 放送規制と通信規制の境界領域に関する研究 -』（日本評論社、1989年）。
- スコルニコフ、ユージン・B『国際政治と科学技術』（NTT出版、1995年）。
- スターミー、S・G（地田知平 監訳）『英国海運と国際競争』（東洋経済新報社、1965年）。
- スティンソン、ダグラス・R『暗号理論の基礎』（共立出版、1996年）。
- ストレンジ、S、編『国際関係の透視図 - 国際政治経済学への道 -』（文眞堂、1987年）。
- ストレンジ、スーザン（西川潤 / 佐藤元彦 訳）『国際政治経済学入門 - 国家と市場 -』（東洋経済新報社、1994年）。
- スミス、アンソニー『情報の地政学』（TBSブリタニカ、1982年）。
- 総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修、（社）行政情報システム研究所編集『世界の個人情報保護法 - データ・プライバシー保護をめぐる諸外国の動向 -』（ぎょうせい、H1年）。
- 曽村保信『地政学入門 - 外交戦略の政治学 -』（中公新書、1984年）。
- 『海洋と国際政治』（小峯書房、1970年）。
- 第19回日米市長及び商工会議所会頭会議実行委員会 / 野村総合研究所編『日米新時代 - 摩擦を超えて』（野村総合研究所情報開発部、1987年）。
- タイソン、ローラ・D『誰が誰を叩いているのか』（ダイヤモンド社、1993年）。
- ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編『エンパワーメント 成功の法則 - 権限と責任の拡大による創造的意思決定 -』（ダイヤモンド社、1996年）。
- 高中公男『日米相互依存の経済学 - 摩擦から協調へのパラダイムの転換 -』（ダイヤモンド社、1993年）。
- 高橋洋文編著『シリーズ 世界の企業 テレコム』（日本経済新聞社、1987年）。
- 高橋洋文 / 山口一臣 監訳『ベル・システムの崩壊 - 20世紀最大の企業分割 -』（文眞堂、1989年）。
- 竹中平蔵『日米摩擦の経済学』（日本経済新聞社、1991年）。
- 田中靖政 編『戦後日本の政策目標の評価』（学習院、1978年）。
- 田中義皓『日米関係のグローバリゼーション - 協力と摩擦の構図 -』（勁草書房、1989年）。
- 谷光太郎『アルフレッド・マハン』（白桃書房、1990年）。
- タブスコット、ドン（野村総合研究所 訳）『デジタル・エコノミー』（野村総合研究所、1996年）。
- 田村紀雄『電話の政治学 - 規制緩和のバランスシート -』（悠思社、1994年）。

- 中条潮『航空新時代』（ちくま新書、1996年）。
- 通産省情報政策企画室編『産業情報ネットワークの将来 - エレクトロニックコマースとCALS -』（日刊工業新聞社、1995年）。
- 通商産業省編『2000年の情報産業ビジョン』（財団法人通商産業調査会、1987年）。
- 通商産業省編『96 '97年版 全国工場通覧』（日刊工業新聞社、年）。
- 通商産業省工業技術院編『転換期のR&D - センターオブエクセレンスの多面的醸成 - 産業技術審議会総合部会企画委員会報告』（財団法人通商産業調査会、1992年）。
- 辻井重男『暗号』（講談社、1996年）。
- 辻井重男、笠原正雄編著『暗号と情報セキュリティ』（昭晃堂、1990年）。
- 鶴田俊正『戦後日本の産業政策』（日本経済新聞社、1982年）。
- 霍見芳浩『怒れるアメリカ』（東洋経済新報社、1983年）。
- ディクソン、D（里深文彦 監訳、増田祐司 解説）『戦後アメリカと科学政策 - 科学超大国の政治構造 -』（同文館、1988年）。
- 手嶋龍一『ニッポンFSXを撃て - 日米冷戦への導火線・新ゼロ戦計画 -』（新潮社、1991年）。
- デスラー、I・M / 福井治弘 / 佐藤英夫『日米繊維紛争 “密約” はあったのか』（日本経済新聞社、1980年）。
- デスラー、I・M（宮里政玄 監訳）『貿易摩擦とアメリカ議会』（日本経済新聞社、1987年）。
- デスラー、I・M / ジョン・S・オデル『反「保護主義」勢力 - アメリカの貿易政治における圧力の変化 -』（ジャパントイムズ、1989年）。
- デスラー、I・M / 佐藤英夫『日米経済紛争の解明』（日本経済新聞社、1982年）。
- デスラー、I・M / C・ランドール・ヘニング『ダラー・ポリティックス ドルをめぐるワシントンの政治構造』（TBSブリタニカ、1990年）。
- デスラー、I・M / 杉崎真一『アメリカの対外経済政策』（農政調査委員会、1984年）。
- デ・ソラ・プール、イシエル『自由のためのテクノロジー - ニューメディアと表現の自由 -』（東京大学出版会、1988年）。
- デュルケーム『自殺論』（中公文庫、1985年）。
- （財）電気通信政策総合研究所『欧米諸国における情報通信の動向』（財団法人電気通信政策総合研究所、1991年）。
- 『我が国における情報政策の展開 - 情報化の理論と施策 -』（1991年）。
- 電子決済、電子現金とその利用環境整備に関する調査研究会編『暗号政策と電子現金』（第一法規出版、1996年）。
- 電通通信史刊行会『電通通信史』（電通通信史刊行会、1976年）。
- 東京銀行調査部編『検証・アメリカ産業の再生』（日本経済新聞社、1994

- 年)。
- ドッズ、ジェームズ/ジェームズ・ムーア(渡辺修治 訳)『図説 英国の帆船軍艦』(原書房、1995年)。
- 富浦英一『戦略的通商政策の経済学』(日本経済新聞社、1995年)。
- 富田徹郎 監訳『アメリカ商務省報告 世界の電気通信政策』(日本経済新聞社、1984年)。
- 豊原治郎『アメリカ海運通商史研究』(未来社、1967年)。
- トレヴェリアン、G・M『イギリス史3』(みすず書房、1975年)。
- ナイ、ジョセフ・S『不滅の大国アメリカ』(読売新聞社、1990年)。
- 中川靖造『日本の半導体開発』(ダイヤモンド、1981年)。
- 中西健一、塩見英治、高橋望、山内弘隆『新訂 国際航空輸送の経済学』(成山堂書店、1995年)。
- 中西輝政『大英帝国衰亡史』(PHP研究所、1997年)。
- 中西亨『コーポレート・アメリカ診断 - 九〇年代、米国産業はどこまで復活するか - 』(ダイヤモンド社、1990年)。
- 中山信弘『マルチメディアと著作権』(岩波新書、1996年)。
- 納家政嗣、デヴィッド・ウェッセルズ編『ガバナンスと日本 - 共治の模索 - 』(勁草書房、1997年)。
- 名和小太郎『サイバースペースの著作権 - 知的財産は守られるのか - 』(中公新書、1996年)。
- 西沢利夫 名城鉄夫『航空機・宇宙産業』(日本経済新聞社、1987年)。
- 西田健二郎 監訳『英国における海底ケーブル百年史』(国際電信電話株式会社、1971年)。
- 西田健二郎 監・訳・編集『英国における海底ケーブル百年史』(国際電気通信株式会社、1971年)。
- 西村吉雄『半導体産業のゆくえ - メディア・ルネサンスの時代へ - 』(丸善ライブラリー、1995年)。
- 日本経済新聞社編『電子金融の衝撃 - 銀行が消える日 - 』(日本経済新聞社、1996年)。
- 日本経済新聞社編『ドキュメント日米自動車協議 - 「勝利なき戦い」の実像 - 』(日本経済新聞社、1995年)。
- (財)日本経済調査協議会『国際機構の現状と問題点』((財)日本経済調査協議会、1992年)。
- 日本大洋海底電線株式会社『日本大洋海底電線株式会社社史』(日本大洋海底電線株式会社、1970年)。
- ネグロポンテ、ニコラス(西和彦 監訳・解説)『ビーイング・デジタル - ビットの時代 - 』(アスキー出版局、1995年)。
- ノーキスト、グローバー(久保文明/吉原欽一 訳)『「保守革命」がアメリカを変える』(中央公論社、1996年)。

- 野口悠紀雄『1940年体制 - さらば「戦時経済」 - 』（東洋経済新報社、1995年）。
- ハーバース、ユルゲン『イデオロギーとしての技術と学問』（紀伊ノ国屋書店、1970年）。
- ハイテク戦略研究会『米国の技術戦略 - 強い米国の再生をめざして - 』（1988年）。
- バグワティ、ジャグディシュノヒュー・パトリック編著『スーパー301条 - 強まる「一方主義」の検証 - 』（サイマル出版会、1990年）。
- 畠山襄『通商交渉 国益を巡るドラマ』（日本経済新聞社、1996年）。
- 花井等『現代国際関係論』（ミネルヴァ書房、1974年）。
- 花田光世／武藤佳恭／菊田昌弘『CALS産業革命 - ネットワーク時代の企業戦略 - 』（ジャストシステム、1995年）。
- 濱田恵俊 編著『高度情報社会と日本のゆくえ』（日本放送出版協会、1986年）。
- 林紘一郎『インフォコミュニケーションの時代 - 情報通信産業論の試み - 』（中公新書、1984年）。
- 『ネットワーキングの経済学』（NTT出版、1989年）。
- 『ネットワーキング - 情報社会の経済学 - 』（NTT出版、1998年）。
- 林周二『日本型の情報社会』（東京大学出版会、1987年）。
- バラン、ニコラス『情報スーパーハイウエーの衝撃』（日本経済新聞社、1994年）。
- 播磨良承『情報社会における知的所有権』（ぎょうせい、1989年）。
- ピオティ、ポール・R／マーク・V・カピ（デヴィッド・J・ウェッセルズ、石坂奈穂子 訳）『国際関係論第二版 - 現実主義・多元主義・グローバリズム - 』（彩流社、1993年）。
- 日高義樹『日本いまだ独立せず - 1966年からの取材秘録 - 』（集英社、1996年）。
- 平林英勝『共同研究開発に関する独占禁止法ガイドライン』（社団法人商事法務研究会、1993年）。
- ヒル、C・P（山本弘文 訳）『近代英国社会経済史 』（法政大学出版局、1964年）。
- 廣松毅、大平号声『情報経済のマクロ分析』（東洋経済新報社、1990年）。
- ファイナン、ウィリアム／ジェフリー・フライ『日本の技術が危ない - 検証・ハイテク産業の衰退 - 』（日本経済新聞社、1994年）。
- ファローズ、ジェームズ（土屋京子 訳）『沈まない太陽』（講談社、1995年）。
- ファローズ、ジェームズ『日本封じ込め - 強い日本VS巻き返すアメリカ』（TBSブリタニカ、1989年）。
- フィリップス、ケヴィン（吉田利子 訳）『富と貧困の政治学』（草思社、1992

- 年)。
- フィリップス、ケヴィン(伊奈久喜 訳)『アメリカで「革命」が起きる - ワシントン解体を迫る新ポピュリズム - 』(日本経済新聞社、1995年)。
- フォード、ウオーウィック/マイケル・バウム(山田慎一郎 訳)『デジタル署名と暗号技術』(プレントイスホール出版、1997年)。
- フクシマ、グレン・S『日米経済摩擦の政治学』(朝日新聞社、1992年)。
- 福間宰『情報帝国主義』(東洋経済新報社、1983年)。
- 藤井信幸『テレコムの経済史 - 近代日本の電信・電話 - 』(勁草書房、1998年)。
- 藤井美文/菊池純一『先端技術と経済』(岩波書店、1992年)。
- 藤島宇内『軍事化する日米技術協力』(未来社、1992年)。
- 船橋洋一『ゴルバチョフの帽子』(朝日新聞社、1991年)。
- フリーマン、クリストファー『技術政策と経済パフォーマンス - 日本の教訓 - 』(晃洋書房、1989年)。
- ブルックス、J『テレフォン - アメリカ電話電信会社、その100年 - 』(株式会社企画センター、昭和52年初版、昭和57年第4版年)。
- プレストウィッツ、C・V、Jr『日米逆転 - 成功と衰退の軌跡 - 』(ダイヤモンド社、1988年)。
- ベネット、コリン・J(土屋彰久 訳)『プライバシー保護と行政の対応 - 欧米4カ国の国際比較 - 』(文眞堂、1994年)。
- ベル、ダニエル『知識社会の衝撃』(TBSブリタニカ、1995年)。
- ボーゲル、エズラ『ジャパン・アズ・ナンバーワン』(TBSブリタニカ、1979年)。
- ボク、シセラ(大澤正道 訳)『秘密と公開』(法政大学出版局、1997年)。
- 細谷千博『日本外交の軌跡』(NHKブックス、1993年)。
- 細谷千博、有賀貞『国際環境の変容と日米関係』(東京大学出版会、1987年)。
- 牧野昇/志村幸雄『日米技術戦争』(日本経済新聞社、1984年)。
- 孫崎亨『カナダの教訓 - 「日米関係」を考える視点』(ダイヤモンド社、1992年)。
- 増田弘『日米関係史概説』(南窓社、1977年)。
- 増田祐司/須藤修 編著『ネットワーク世紀の社会経済システム』(富士通経営研修所、1996年)。
- 松井茂記『情報公開法』(岩波新書、1996年)。
- 松尾弑之『共和党と民主党 - 二大政党制のダイナミズム - 』(講談社、1995年)。
- 松岡正剛 監修/編集工学研究所 構成『増補 情報の歴史 - 象形文字から人工知能まで - 』(NTT出版、1996年)。

- 松尾直『情報法とプライバシー権』（文眞堂、1995年）。
- マッキングダー、ハルフォード・ジョン（曾村保信 訳）『デモクラシーの理想と現実』（原書房、1985年）。
- 松沢成文『この目を見たアメリカ連邦議会議員選挙』（中公新書、1986年）。
- マハン、アルフレッド・T（北村謙一 訳）『海上権力史論』（原書房、1982年）。
- マハン大佐（尾崎中佐 訳述）『米国海軍戦略』（千倉書房、1932年）。
- マルサス『人口論』（中公文庫、1973年）。
- 三橋規宏『先端技術と日本経済』（岩波新書、1992年）。
- 宮川公男『政策科学入門』（東洋経済新報社、1995年）。
- 宮川隆泰／三輪眞木子『国際情報摩擦 - 日本情報が手に入らない - 』（日本経済新聞社、1989年）。
- 宮里政玄『日米構造摩擦の研究 - 相互干渉の新段階を探る - 』（日本経済新聞社、1990年）。
- 村井純『インターネットII - 次世代への扉 - 』（岩波書店、1998年）。
- 村上正康／掛下伸一『統計のための数学1』（培風館、1969年）。
- 村上陽一郎『技術とは何か - 科学と人間の視点から - 』（NHKブックス、1986年）。
- 村松安子／村松泰子『エンパワーメントの女性学』（有斐閣、1995年）。
- 村山裕三『アメリカの経済安全保障戦略 - 軍事偏重からの転換と日米摩擦 - 』（PHP研究所、1996年）。
- 室井嵩 監訳・編集『ケーブル・アンド・ワイアレス会社百年史』（国際電信電話株式会社、1972年）。
- 室井嵩 監訳・編集『大北電信株式会社百年略史』（国際電信電話株式会社、1972年）。
- モートン、スコット、他編『アメリカ再生の「情報革命」マネジメント』（白桃書房、1995年）。
- 最上敏樹『国際機構論』（東京大学出版会、1996年）。
- モデルスキー、ジョージ『世界システムの動態 - 世界政治の長期サイクル - 』（晃洋書房、1991年）。
- 紋谷暢男『知的財産権とは何か』（有斐閣、1989年）。
- 薬師寺泰蔵『テクノヘゲモニー - 国は技術で興り、滅びる - 』（中公新書、1989年）。
- 『テクノデタント - 技術で国が滅びるまえに - 』（PHP研究所、1991年）。
- 『「無意識の意思」の国アメリカ - なぜ大国は甦るのか - 』（NHKブックス、1996年）。
- 薬師寺泰蔵／添谷芳秀／吉野直行／田村次朗／田中俊郎『成熟時代の日米論争』（慶應義塾大学出版会、1996年）。

- 家島彦一『海が創る文明 - インド洋海域世界の歴史 - 』（朝日新聞社、1993年）。
- 山影進『対立と共存の国際理論 - 国民国家体系のゆくえ - 』（東京大学出版会、1994年）。
- 山影進 編『相互依存時代の国際摩擦』（東京大学出版会、1988年）。
- 山口一臣『アメリカ電気通信産業発展史 - ベル・システムの形成と解体過程 - 』（同文館、平成6年年）。
- 山下幸夫『海運・造船業と国際市場』（日本経済評論社、1993年）。
- 郵政省監修『国際衛星通信条約集』（財団法人国際衛星通信協会、1987年）。
- 郵政省通信政策局編『海底ケーブル通信新時代の構築へ向けて - 日本の貢献 - 』（大蔵省印刷局、1989年）。
- 郵政省編『世界を結ぶ光海底ケーブル』（大蔵省印刷局、1993年）。
- 横井勝彦『アジアの海の大英帝国 - 一九世紀海洋支配の構図 - 』（同文館、1988年）。
- 吉田和男『日本の国家予算 - あなたの隣の大問題 - 』（講談社、1996年）。
- ラインゴールド、ハワード（会津泉 訳）『バーチャル・コミュニティ』（三田出版会、1995年）。
- リード、T・R（草野厚 訳・解説）『誰も知らないアメリカ議会 - 大統領・議員・利益団体 - 』（東洋経済新報社、1987年）。
- リンチ、ダニエル・C / レズリー・ルンドキスト（小川唯史 訳）『デジタルマネー - インターネットコマースの新時代 - 』（新紀元社、1996年）。
- ロジャースエベレット・M / ジュディス・K・ラーセン『シリコン・バレー・フィーバー』（講談社、1984年）。
- ロジャース、E・M（安田寿明 訳）『コミュニケーションの科学 - マルチメディア社会の基礎理論 - 』（共立出版、1992年）。
- 渡辺昭夫編『現代日本の国際政策』（有斐閣、1997年）。
- 渡辺利夫 / 梶原弘和 / 高中公男『アジア相互依存の時代 - 展開するリージョナル・ネットワーク - 』（有斐閣、1991年）。
- 渡辺保史『デジタルコンテンツの知的所有権』（オライリー・ジャパン、1998年）。

雑誌

- 池田文雄「商業航空権の諸問題」『国際問題』141号（1971年12月）。
- 伊佐山建志「日本の航空機産業 - 自立の条件 - 」『通産ジャーナル』18巻7号（1985年7月）。
- 石井貫太郎「国際協調と国際秩序 - 政治的相互依存論構築への一試論 - 」『国際政治』96号（1991年3月）。
- 「共産主義社会の盛衰と国際政治理論の発展 - 戦後国際政治学の動向を中心として - 」『国際政治』99号（1992年3月）。

- 「ポスト冷戦時代の到来とマクロ国際政治理論の体系化 - ”新現実主義的総合”としての統一パラダイム構築への道 - 」『国際政治』106号（1994年5月）。
- 石黒一憲「電子マネーと暗号政策 - 二世紀金融インフラの構築に向けて - （上）」『貿易と関税』（1997年7月）50-63ページ。
- 「電子マネーと暗号政策 - 二世紀金融インフラの構築に向けて - （上）」『貿易と関税』（1997年8月）116-129ページ。
- 「日米航空摩擦の構造と展望・（中 - ）」『貿易と関税』（1996年7月）。
- 「日米航空摩擦の構造と展望・（下）」『貿易と関税』（1997年10月）。
- 石田淳「国際政治理論の現在（上） - 対外政策の国内要因分析の復権 - 」『国際問題』447号（1997年6月）61-72ページ。
- 「国際政治理論の現在（下） - 対外政策の国内要因分析の復権 - 」『国際問題』448号（1997年7月）80-92ページ。
- 一戸信哉「インターネットによる情報の流通と国際法の課題 - とくにわいせつ情報規制について - 」『外交時報』1332号（1996年10月）。
- 井上弘基「米国の半導体製造技術R&Dコンソーシアム = セマテックについて」『機械経済研究』24号（1995年3月）。
- 猪口孝「戦争と平和に対する態度の国際比較 - 国家間比較調査データの多次元解析 - 」『国際政治』42号（1970年）。
- 「計量政治学の問題の展望」『日本統計学会誌』6巻1号。
- 「グローバル・ガバナンスに向けて」『国際問題』438号（1996年9月）。
- 猪瀬博「情報通信に継続投資を」『日本経済新聞』（1995年4月22日）。
- 臼井久和「序論・世界政治と相互浸透システム」『国際政治』67巻（1981年）。
- 大熊忠之「市場外競争の時代 - 外部経済の国際政治（一）」広島修道大学法学会編『修道法学』17巻1号（1995年）。
- 「情報の諸特性、形態区分および情報革命の意味 - 外部経済の国際政治（二）」広島修道大学法学会編『修道法学』17巻2号（1995年10月）。
- 「情報の外部経済性と知的財産制度 - 外部経済の国際政治（三）」広島修道大学法学会編『修道法学』19巻2号（1997年3月）。
- 大芝亮「国際金融組織と「良いガバナンス」」『国際問題』422号（1995年5月）。
- 「グローバル・ガバナンス論について」『外交時報』1341号（1997年9月）。
- 大芝亮、山田敦「グローバル・ガバナンスの理論的展開」『国際問題』438号（1996年9月）。
- 大塚英作「NTT経営形態論争の政治的側面 - 日本の電気通信産業の構造をめぐる15年 - 」『横浜経営研究』17巻4号（1997年3月）。

- 大都留（北川）智恵子「アメリカ政治と共和党の動向」『国際問題』455号（1998年2月）48-62ページ。
- 大富敬康「半導体で巻き返し図る米国」『世界週報』68巻42号（1987年10月20日）。
- 大道康則「官民一体でハイテク化目指す - 日本を追い上げる韓国の電子産業 - 」『世界週報』66巻36号（1985年9月10日）。
- 緒方貞子「国際組織研究と国際体制論」『国際政治』76号（1984年）。
- 奥村皓一「米国ハイテク産業の逆襲が始まった - 軍民転換で「産軍学」の複合体を構築 - 」『世界週報』74巻6号（1993年2月16日）。
- 小野晋也「情報ネットワーク社会が政治を変える」自由民主党編『月刊自由民主』532号（1997年7月）。
- 神谷万丈「アナーキーの下での協力と「適度のあいまい性」 - ネオ・リアリズム、ネオ・リベラル・インスティテューショナルリズムを超えて - 」『国際政治』106号（1994年5月）。
- 軽部謙介「米企業との”競争と協調”路線 半導体」『世界週報』68巻35号（1987年9月1日）。
- 川上和久「政治情報の遍在化と疑似リアリティの形成 - 市民参加型の政治システム確立に向けての試論 - 」『明治学院論叢』573号（1996年2月）。
- 木下郁夫「ガバナンス概念と国際関係研究（1） - 統制メカニズムについて - 」『早稲田政治公法研究』53号（1996年12月）。
- 「ガバナンス概念と国際関係研究（2） - 統制メカニズムについて - 」『早稲田政治公法研究』55号（1997年）。
- 草野厚「スーチー英雄史観には呆れる」『諸君』（1996年8月）。
- 「ODA、PKO 国内的発想から脱却せよ」『中央公論』（1997年8月）。
- 小暮史章「タイ通貨危機が示した『ドルの復権』」『Foresight』（1997年7月）。
- 古城佳子「国際政治経済学の動向（上） - 「経済のグローバル化」と国家、国家間協調の分析視角 - 」『国際問題』456号（1998年3月）70-80ページ。
- 「国際政治経済学の動向（下） - 「経済のグローバル化」と国家、国家間協調の分析視角 - 」『国際問題』457号（1998年4月）57-66ページ。
- 小林規威「経営多国籍化と航空関連事業」『国際問題』141号（1971年12月）。
- 小林稔「次世代通信網の整備と新たなマルチメディア・ビジネスの創出 - 次世代ネットワーク事業の採算性分析と普及への課題 - 」『平成6年度情報通信学会年報設立10周年記念懸賞論文集』（1995年3月）。
- 斉藤優「科学技術と安全保障」『国際政治』83号（1986年10月）。
- 三枝木明美「情報基盤政策についての研究」『修士学位論文：慶應義塾大学（法学）』（1996年）。
- 佐々木實夫「情報化と世界経済のヘゲモニー」『外交時報』1332号（1996年）。

- 10月)。
- 佐藤和男「国際統合と経済秩序」『国際政治』48巻(1972年)。
- 佐和隆光「高度情報化社会に向けて大いなる転換を」『日本経済研究センター会報』731号(1995年7月1日)。
- 塩見英治「航空のグローバル化と国際間企業提携」『公益事業研究』(1996年2月2月)。
- 髙信彦「ハイテク産業に広がる”東芝事件”」『正論』(1987年11月1日)。
- 「ゲームになった日米摩擦」『Voice』(1993年7月1日)。
- ストークス、ブルース「秋にも再燃する日米摩擦」『Foresight』(1997年7月)42-43ページ。
- 関寛治「国際体系における貿易と通信 - シミュレーションによる研究 - 」『国際政治』42号(1970年)。
- 高柳先男「機能的統合の論理」『国際政治』48巻(1972年)。
- 高柳彰夫「国際社会における開発NGO - 「持続可能性」「エンパワーメント」と救援の両立の模索 - 」『国際問題』425号(1995年8月)。
- 竹中平蔵「「NO」と言うための条件 - 戦略的管理貿易に対抗する三つの答え - 」『This is 読売』(1993年7月1日)。
- 武藤佳恭「GIIの推進と日本の課題」ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部編『高収益企業の情報リテラシー - CALS時代の企業戦略 - 』(ダイヤモンド社、1995年)。
- 「高度情報化社会を迎えるための日本の課題」中牧弘允編『共同体の二〇世紀』(ドメス出版、1998年)。
- 田中明彦「包括貿易法案と日米関係 - 止め難い『三〇一条レジーム』 - 」『正論』(1987年11月)。
- 谷藤悦史「情報社会と政治過程の変容 - 二つの調査を媒介にして - 」『早稲田政治経済学雑誌』320号(1994年10月)。
- 津久井茂充「電子商取引時代の税関手続き - 税関行政懇談会のとりまとめ」『貿易と関税』(1997年8月)。
- 土屋大洋「日米半導体摩擦の分析 - 数値目標とその影響 - 」慶應義塾大学大学院法学研究科法学政治学論究刊行会編『法学政治学論究』第25号(1995年夏季号)。
- 「セマテックの分析 - 米国における官民共同研究コンソーシアムの成立と評価 - 」慶應義塾大学大学院法学研究科法学政治学論究刊行会編『法学政治学論究』第28号(1996年春季号)。
- 「トランスオセアニック・パワーとインターネット - 海運・空運・情報通信から見る覇権国 - 」(修士論文：慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻、1995年度)。
- 「電子マネーの現状と問題点」国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編『Kumon Intelplace Report』No.12(1996年12月1日)。

- 「大英帝国と電信ネットワーク - 19世紀の情報革命 - 」国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編『GLOCOM Review』第3巻3号(1998年3月)。
 - 「アメリカにおける電子情報自由法(EFOIA)の成立と利用」JMF(日本マルチメディアフォーラム)・国際大学GLOCOM(グローバルコミュニケーションセンター)共同研究会編『ネットワーク社会実現を促進するための情報メディア環境構築戦略に関する研究』(1998年3月)第5章。
 - 「データ保護をめぐる米欧の動向」JMF(日本マルチメディアフォーラム)・国際大学GLOCOM(グローバルコミュニケーションセンター)共同研究会編『ネットワーク社会実現を促進するための情報メディア環境構築戦略に関する研究』(1998年3月)第6章。
 - 「インターネット時代の暗号政策 - 暗号管理体制の模索における政府と市民のパワー・ゲーム - 」慶應義塾大学大学院法学研究科法学政治学論究刊行会編『法学政治学論究』第37号(1998年6月)。
 - 「日米両国の行政ホームページ利用の進展 - 三年目の動向と課題 - 」国際大学グローバル・コミュニケーション・センター編『GLOCOM Review』第3巻6号(1998年6月)。
 - 「政府関連ホームページの増加と内容に関する調査」日本公共政策学会編『公共政策』(1998年6月)。
 - 「岡部一明著『インターネット市民革命』」大阪外国語大学アジア太平洋研究会編『アジア太平洋論叢』第8号(1998年3月)。
- 土山實夫「アナキーという秩序 - 国際政治学におけるリアリスト理論とその批判 - 」『国際法外交雑誌』96巻3号(1997年8月)25-64ページ。
- 遠矢浩規「知的財産権問題の理論的分析枠組」『国際政治』113号(1996年12月)。
- 中尾久「激化する日米欧半導体業界の合従連衡」『エコノミスト』68巻8号(1990年2月27日)。
- 長瀬弘毅「国際航空運送条約と運送人の賠償責任」『国際問題』141号(1971年12月)。
- 中野直樹「国際民間航空の発展」『国際問題』141号(1971年12月)。
- 中村陽一「日本の科学技術政策とその機構」『日本政治学会年報 政策科学と政治学』(岩波書店)』(1984年)。
- 西和彦「情報革命と大国の興亡」『国際政治』113号(1996年12月)。
- 西川純子「アメリカ航空機産業の初期段階 - 1903 - 1939年 - 」『土地制度史学』35巻2号(1993年)。
- 野口悠紀雄「未来からの「戦後」評価を - 克服すべき四〇年体制」『中央公論』(1995年3月)。
- ハース、アーンスト・B(蠟山道雄 訳)「進歩とは何か - 国際組織研究の足跡 - 」『国際政治』76号(1984年)。
- 林崎千明「日米安保の再定義と体制整備の課題」『国際問題』444号(1997年)

- 3月) 23-35ページ。
- 春名幹男「民主主義のバロメーター - マスコミが日常的に利用する米国 FOIA - 」『新聞研究』534号(1996年1月) 58-60ページ。
- 日垣隆「情報革命、何が変わるのか - 『代替できない』を目指すことの意味 - 」『月刊社会党』486号(1995年12月)。
- ピッツメンティ、デービッド「米国航空機製造業の国際競争力」『財界観測』(1991年12月1日)。
- 平間洋一「マハンの日本観と日米関係への影響」『国際政治』102号(1993年)。
- 深津栄一「国際統合と国際秩序」『国際政治』48巻(1972年)。
- 藤井乙美「今後は年率20%の急成長も 日米半導体摩擦をハネ返す日本メーカー」『世界週報』68巻28号(1987年7月7日)。
- 増田祐司「情報メディアの政治経済学」『経済セミナー』483号(1995年4月)。
- 松本三和夫「産業社会における技術革新の構造 - 一九世紀後半英国造船業を事例として - 」『思想』729号(1985年3月)。
- 丸茂明則「米国の「ニュー・エコノミー論」を検証する - 労働生産性を中心に - 」『国際問題』455号(1998年2月) 20-34ページ。
- 宮川泰夫「航空機産業の国際化と集積地域の変容() - 国家産業の変質と国際産業の配置計画 - 」『産業立地』(1989年10月1日)。
- 村山裕三「マルチメディア時代の産業・技術政策」『国際政治』113号(1996年12月)。
- 薬師寺泰蔵「ダール - ハルサー二型パワーモデルによる日米通商関係の動態的分析 - 昭和四二年から五二年までの日本のカラーテレビ及び乗用車の輸出を例に - 」『国際法外交雑誌』79巻3号(1980年)。
- 「技術国産化と政策介入 - 日本の例に見る自動車産業のアジア型定着 - 」『東京大学東洋文化研究所紀要』第85冊(1981年)。
- 「技術革新と国際システムの変容 - 動学分析へ向けて - 」『国際問題』274号(1983年1月)。
- 「海のかなたの技術水準考」『通産ジャーナル』17巻4号(1984年4月)。
- 「エミュレーション・ダイナミクス」『国際政治』82号(1986年5月)。
- 「序説 国際政治学のマルチメディア的展開」『国際政治』113号(1996年12月)。
- 山内康英「国際海洋レジームと日本の漁業政策 - 政治経済学的説明のための枠組 - 」『国際政治』86号(1987年10月)。
- 「相互依存と国家の役割 - システム論的アプローチ - 」『国際政治』96号(1991年3月)。
- 「情報ネットワークと国際社会」『外交フォーラム』(1995年10月)。
- 「情報基盤建設のパラダイムと国家の役割」『国際政治』113号(1996年12月)。

月)。

山本元「脱冷戦期における米国軍事の情報革命 - 国防情報基盤整備とその政策決定過程 - 」『外交時報』1340号(1997年7・8月)。

山本吉宣「国際システムの動態と技術」『国際問題』307号(1985年10月)。

-- 「国際レジーム論 - 政府なき統治を求めて - 」『国際法外交雑誌』96巻1号(1996年)1-53ページ。

吉川元忠「米国の産業戦略は新段階を迎えた」『世界週報』71巻48号(1990年12月11日)。

米本昌平「地球環境問題と日本外交」『国際問題』456号(1998年3月)55-69ページ。

和田憲昌「アムトラックの軌跡と米国の旅客交通政策批判」『公益事業研究』(1996年2月)。

渡邊昭夫「日米安全保障関係の新展開」『国際問題』456号(1998年3月)20-36ページ。

索引

1	
1904年無線電信法 (Wireless Telegraphy Act)	40
1974年プライバシー法 (Privacy Act of 1974)	123
『1984年』	153
1993年政府のパフォーマンスと成果に関する法 (Government Performance and Result Act of 1993)	207
1996年電子情報自由法改正 (EFOIA)	71
2	
2000年問題	147
A	
ACLU (American Civil Liberties Union)	93, 100, 102, 107, 126
AOL (アメリカ・オンライン)	52, 80-81
APEC	215, 217-219, 225-226, 235-236, 239
ARPANET	51-52, 59, 71
ASEAN	217
AT&T (American Telephone and Telegraph)	38, 51, 214, 231
ATR (Americans for Tax Reform)	153
ATSDR (Agency for Toxic Substances and Disease Registry)	200
B	
BITNET	52
BT	231
C	
CALS	146
CDA II	79, 106-108
CDAの息子 (son of CDA)	106
CDC (Center for Disease Control and Prevention)	200
CDT (Center for Democracy and Technology)	83, 93-94, 102, 108, 149, 153, 193
CIEC (Citizens Internet Empowerment Coalition)	103
CIX (Commercial Internet Exchange)	59
Clipper III	148
CompuServe	52
CRS (Computer Reservation System)	118
D	
DDI	231
DES	143

DES (Data Encryption Standard)	143, 154
E	
e-rate	106
ECOM (電子商取引実証推進協議会)	133, 135
ECOテスト	226, 228
EDI	145
EDI推進協議会	145
EFF DES Cracker	154
EFF (Electronic Frontier Foundation)	78, 93-94, 99,102, 107, 153, 154
EFOIA	193, 196, 209
Enough is Enough	95, 96
EPIC (Electronic Privacy Information Center)	93,102, 106, 193
EU (欧州連合)	117, 123
EU指令	118-119, 123
F	
FBI	195-196, 198
FCC	225-226, 228-229
FDA (Food and Drug Administration)	204
Feminists for Free Expression	104
FOIA.....	189, 191-193, 196
FOIPA (Freedom Of Information and Privacy Acts)	196
FRC (Family Research Council)	96, 104
FTC (Federal Trade Committee)	125, 127, 130, 137
G	
G8	147
GATS (サービス貿易) 理事会	229
GATS (サービス貿易に関する一般協定)	70, 212
GATS理事会	229
GATT (関税と貿易に関する一般協定)	70, 212, 217, 220, 229
GII	73
Government Information Locator Service (GILS)	208
Government Performance and Result Act of 1993.....	173
I	
IDC (International Data Corp.) 社	67
ITA (情報技術協定)	146, 227, 233-236
ITJ	231
ITU	213-215, 217-218, 239
Iチップ	105
K	
KDD	226-228, 231

M

MCI社	231
MFJ体制	51
MILNET	52, 71

N

NASA	168
NII	63, 73
「NII (National Information Infrastructure) 行動アジェンダ」	63
NRC (National Research Council)	149
NSF (National Science Foundation)	52, 59, 168
NSFNET	52, 59, 71
NTIA (National Telecommunications and Information Administration) ...	122
NTT	152, 214, 226-229, 231

O

OECD (Organization for Economic Cooperation and Development : 経済協力 開発機構)	115, 147, 151, 156
OECDガイドライン	121
OECD勧告	115
OMB (Office of Management and Budget)	126, 201

P

P&O社 (Peninsular and Oriental Steam Navigation Company)	30
P3P (Platform for Privacy Preferences Project)	130
Paul Baran	53
PGP (Pretty Good Privacy)	150, 152
PICS (Platform for Internet Content Selection)	105
Pro-CODE法案 (S. 377)	148-149, 150, 152
PTT (Post, Telegraph, and Telephone) 事業者	49

R

RFC (Request for Comment)	21, 61
RSAデータ・セキュリティー社	152, 154

S

SABRE	70, 118
SAFE法案 (Security and Freedom through Encryption Act: HR 695)	150, 153
SOHO (Small Office Home Office)	70

T

TCP/IP	52
TRUSTe	130-131
TTNet	231

U

U.S. Consumer Gateway	127
Usenet	52

V

VTW (Voters Telecommunications Watch)	93, 99, 153
Vチップ	97

W

WTO	73, 215, 217-218, 220, 225, 227, 229, 231, 235-236, 239
-----------	---

ア

アーネスト・アイストック (Ernest Istook)	107
アイゼンハワー	51
アイデンティティ泥棒 (identity theft)	130
アジア	16, 28, 33, 42, 67, 187-188, 191, 217, 219, 228, 235, 237
アジア・太平洋地域情報通信基盤 (APII) 構想	225
アジア太平洋	217, 219
アジア太平洋協力会議 (APEC)	215, 219
圧力団体	93, 102
アメリカ・オンライン (AOL)	94, 124
アメリカとの契約 (Contract with America)	248
アレクサンダー・G・ベル	38
アレンAT&T会長	63
安全 (保障) 共同体 (Security Community)	16
暗号 (encryptionまたはcryptography)	140, 143, 148-149, 152, 159
暗号に関するガイドライン	151
暗号管理政策	151
暗号鍵供託システム (Key Escrow System)	141, 148
アンダーソン (Benedict Anderson)	22

イ

イースタン・アンド・アソシエーティッド・テレグラフ・カンパニー	44
イースタン・テレグラフ・カンパニー (Eastern Telegraph Company)	34, 41, 43
石黒憲一	10
意思決定・合意形成システム	3, 19
石田晴久	60
違憲通信品位法阻止キャンペーン (Campaign to Stop the Unconstitutional Communications Decency Act)	99
イタリア	217
イナフ・イズ・イナフ (Enough is Enough)	82, 91
威のゲーム	12
インカメラ (in camera)	190
イングリッシュ・ドリーム	45
インターNIC	60

インター・ステート・ハイウェー	63
インターネット.....	21, 46, 48-49, 51, 59, 64-65, 69, 72, 74, 103, 108, 112
インターネット・アーキテクチャー・ボード (Internet Architecture Board) ..	60
インターネット・エンジニアリング・タスク・フォース (IETF: Internet Engineering Task Force)	60
インターネット・コマース.....	145
インターネット・サービス・プロバイダー (ISP)	112, 132, 163
インターネット・スクール・フィルタリング法.....	106
インターネット・ソサイエティ (ISOC)	60, 85
インターネット・ドラフト (Internet Draft)	61
インターネット・ブーム.....	161
インターネット・リサーチ・タスク・フォース (IRTF: Internet Research Task Force)	60
インターネット自由貿易圏構想.....	146
インテルサット.....	10
インペリアル・アンド・インターナショナル・コミュニケーションズ (Imperial and International Communications)	40, 44
ウ	
ウィリアム・F・クーク (William Fothergill Cooke)	31
ウィリアム・ギブソン (William Gibson)	22
ウインドウズ95.....	64
ウエスタン・ユニオン (Western Union) 社.....	50
ウエストファリア	21
ウエストファリア条約.....	3
ヴォーン・インデックス (Vaughn Index)	190
梅棹忠夫.....	10-13, 15
ウルグアイ・ラウンド.....	217, 220
運輸省.....	165, 176-179
エ	
英国	120, 187, 217
衛星	49
エウラス (Vernon L. Ehlers) 議員.....	86
エクソン (Jim Exon) 上院議員	78, 79, 86, 88, 104
エジソン.....	38
エネルギー省.....	180
エピステミック・コミュニティ (Epistemic Community)	72
エミュレーション	15
エリザベス1世.....	28
エンパワーメント (empowerment)	25, 138, 208, 243
オ	
オーストラリア.....	187
オーバーストレッチング.....	9
欧州評議会.....	116

欧州評議会条約	117
王政復古	28
大蔵省	135, 137, 165, 178-179, 184
沖縄開発庁	179
小渕首相	171
小渕政権	171
オムニバス方式	120
オランダ	29, 187
オンライン・バンキング	69
オンライン・プライベート・アライアンス	129

カ

カーター	62
カール対外経済関係総局分野別通商問題担当	234
海運力	28
海軍力	28-29
海上保安庁	179
海底ケーブル	31, 33-34, 36, 42-43, 226
外務省	71, 178-179, 184
鍵リカバリー・システム (Key Recovery System)	141, 149, 150-151
鍵供託システム (Key Escrow System)	148-149, 151, 156
家族重視 (pro-family)	95
科学技術庁	166-167, 176, 179
霞が関WAN (Wide Area Network)	159
ガッタパーチャ	31
カナダ	187, 217-218
ガバナンス	18-19, 21, 23-24, 26, 60-61, 74, 240, 242
ガバナンス型意思決定・合意形成	61
ガバナンス型情報国家	18, 22-23, 26, 48, 77, 141, 159, 212, 242-243
ガバメント	18, 21-22, 26, 60, 74, 242
ガバメント型意思決定・合意形成	60
ガバメント型情報国家	18, 24, 28, 46, 48, 242-243
カルタゴ	29
環境庁	176-179
関係の時代	26
関税	69
カウンター通商代表	222
関東大震災	72

キ

キー・リカバリー	154
基本電気通信サービス交渉	215, 217, 226-227, 231
気象庁	179
教育省	107, 168, 182
金泳三	188
行政管理予算庁	123

行政情報化	212
行政情報化の第三段階	185
ギリシア	29
キリスト教徒同盟 (Christian Coalition)	95
ギルピン (Robert Gilpin)	15
記録除外事由 (exclusion)	189
ギングリッチ (Newt Gingrich)	248

ク

クオモ	62
ググリエルモ・マルコーニ (Gglielmo Marconi)	39
草野厚	21
グッドラッテ議員 (Bob Goodlatte : 共和党、バージニア州)	148
公文俊平	12, 15
グラスレー議員	79-80, 84
グラハム (Lindsey Graham) 議員	86
グリーンSPANFRB (Federal Reserve Board : 連邦準備制度理事会) 議長	67
クリッパー	148
クリッパー (Clipper)	148
クリミア戦争	31
クリントン	62-64
クリントン政権	9, 11, 16, 58, 62-64, 71, 73, 105, 123, 130, 146, 148-150, 153, 156, 165, 171, 191, 207, 217, 237, 249
クリントン大統領	63-64, 69, 99-100, 104-105, 126-127, 146-147, 150-151, 169, 192, 226, 228, 235, 239
グローバルな暗号政策に関する民間政府会合 (Business Government Forum on Global Cryptography Policy)	151
グローバルな電子商取引のための枠組 (Framework for Global Electronic Commerce)	73, 111, 122, 123
グロマー回答	190-191
グロマライゼーション (glommarization)	190

ケ

ケーブル・アンド・ワイアレス社	40, 43-45, 231
ケーブルテレビ	227
ゲーム論	23
経済企画庁	177, 179
警察庁	176, 178-179
ケネス・ダム (Kenneth Dam)	149
ケネディ大統領	10, 14, 189
ゲレン (Pete Geren) 議員	85
建設省	166-167, 177, 179
憲法修正第一条	77, 94, 100, 188
言論の自由	77, 92, 105, 108

コ

ゴー・チョクトン首相	219
コールバック・サービス	214, 231
ゴア・ドクトリン	9
ゴア上院議員	58, 62
ゴア副大統領	10, 62-64, 71, 108, 111, 126-128, 130, 137, 148, 150, 169, 217
公開鍵	140, 143-144
構図 (マッピング)	24
合成型安全共同体 (amalgamated security community)	17
厚生省	107, 167, 176-179, 204
公正取引委員会	179
構造の時代	26
公聴会	79
「高度情報通信社会推進の基本方針」	161
高度情報通信社会推進本部	161
高等研究計画局 (ARPA)	51
公民権運動	189
国際デジタル通信 (IDC)	231
国際レジーム (international regime)	19
国際海底ケーブル保護協定	38
国際公専公接続	231
国際情報通信レジーム	217
国際清算料金	227-228, 231
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター (GLOCOM)	164
国際電気通信レジーム (International Telecommunications Regime)	213
国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunications Union)	10, 46, 60-61, 212-213
国際電信会議	35, 38-39, 42
国際電信協定 (万国電信協定)	42, 213
国際電信電話会社 (KDD)	212
国際電信連合	32, 46
国際貿易機関 (ITO)	220
国際無線電信会議	39, 41
国際無線電信協定	40, 42, 213
国際無線電信予備会議	39
国際無線電信連合	40
国税庁	179
国土庁	179, 182
国防総省	14, 51-53, 59, 71, 167, 191
国民データバンク構想	123
『国民の知る権利 (The People's Right to Know)』	188
国民国家 (nation-state)	3, 21
『国民最優先 (putting people first)』	63
国務省	107, 122, 149-151, 168, 180
国連憲章	49
ココム (Coordinating Committee for Export Control)	142, 152

ココム（敵・味方識別）型	141, 148, 156
個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約（欧州評議会条約）	116
個人データ処理に関する欧州議会及び理事会の指令（EU指令）	117
個人データ保護法（行政機関の保有する電子計算機処理に係わる個人情報の保護に関する法律）	111, 133
個人情報保護マーク	135
国家	3
国家安全保障局 [NSA]	140
国家暗号政策研究委員会（Committee to Study National Cryptography Policy）	149
国家情報基盤（NII）	217
「コンピューター・ポルノから子供を守るための法案（Protection of Children from Computer Pornography Act of 1995）」	79
コンピューター予約システム（CRS: Computer Reservation System）	70
コンピュサーバ（Compuserve）	85
サ	
『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ』	11
サービス産業連合（Coalition of Service Industries）	121
サーフウォッチ（SurfWatch）	85
サイクル	15-16
サイバー・コマース	145
サイバー・ビジネス	145
サイバースペース（cyberspace）	4, 22-23, 86, 94, 102, 108, 130, 157
サイバースペース独立宣言（A Cyberspace Independence Declaration）	78, 93, 99
サイバービジネス協議会	133
サイバーポルノ（cyberporn）	79
「サイバーポルノ - インターネットの裏通りから子供たちを守る - 」	84
サイバネティクス（cybernetics）	17
財務省	183
サミット（先進国首脳会議）	215, 217-219
産業革命	28
サンテールEU委員長	234-235
シ	
シーパワー（sea power）	15
ジェンダー（gender）論	25
ジェンダー論	25
資源エネルギー庁	179
シスコ・システムズ社	154
システム	19
自然独占（natural monopoly）	49
自治省	167, 176, 179
時程（スケジューリング）	24
自動的公開原則	189

司法委員会	79
司法省	51, 97, 103-104, 107, 196-197, 201, 214
社会の情報化	2
首相官邸	169-170, 178-179
修正第一条	92, 108, 188
修正同意審決 (MFJ: Modified Final Judgement)	51, 214
住宅・都市開発省	168, 182
自由貿易	29
ジョージ・オーウェル	153
ジョージ・ブッシュ・ジュニア (George Bush, Jr.)	64
情報	10
情報スーパーハイウェイ	63-64, 73, 111-112
情報スヌーパーハイウェイ (Information Snooperhighway)	111
情報の厚み	169
情報革命	11
情報基盤整備	138
情報技術 (IT: Information Technology)	16, 48
情報技術協定 (Information Technology Agreement)	70, 214-215, 217, 226, 233
「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言 (Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products) 」	237
情報公開	118, 187
情報公開法	187
情報公開法案	209
情報国家	3-4, 10, 26, 28, 30, 46, 48, 242
情報産業論	10
情報自由法 (Freedom of Information Act)	173, 207
情報社会に関する関係閣僚会合	219
情報社会論	4, 10
情報通信サミット	215, 219, 239
情報通信産業 (information and telecommuni-cation industry)	49
情報文明論	4, 10, 12, 246
商務省	107, 122, 127, 143, 149-150, 154, 180
ジョセフ・S・ナイ (Joseph S. Nye)	9
ジョン・P・バーロー (John P. Barlow)	78
ジョン・ペリー・バーロー (John Perry Barlow)	99
ジョン・ペンダー (John Pender)	43
ジョン・マッケイン (John MacCain) 議員	106
ジョンソン大統領	189
シリコン・グラフィクス社 (SGI)	63
シリコンバレー	62
シンガポール	30, 33-34, 48, 70, 109, 219, 222, 225-227, 233-237
人工衛星	71
シンボリック・アナリスト (Symbolic Analyst)	11

スーパー301条	226
スウェーデン	118, 187
趨勢	15-16
スクール・フィルタリング	79, 107-108
スターTV	21
ステート・ペーパーズ (State Papers)	42
スピン・オフ (spin-off)	14
スプートニク (sputnik)	51
スペイン	29
スペイン無敵艦隊撃破	28

セ

制度主義	15
『政府なきガバナンス - 世界政治における秩序と変化 - (Governance without Government: Order and Change in World Politics) 』	18-19
誠実な代理人	24
世界情報基盤 (GII: Global Information Infrastructure)	10, 64, 156, 217
『世界政治における戦争と変化 (War and Change in World Politics) 』	15
世界半導体会議 (WSC)	234
世界貿易機関 (WTO)	70, 215
セグメント方式	120
先進国首脳会議 (サミット)	215, 239

ソ

総合案内クリアリング・システム	178
相互主義	227
相互浸透モデル	21
想像の共同体	22
総務庁	159, 176, 178-179, 185
総務庁統計局	179
総理府	179
ソフトパワー (soft power)	9, 12-13
存在応答拒否処分	190

タ

タイタニック号	39
太平洋ケーブル	34
大英帝国	28-29, 31-32, 34-35, 39-42, 45-46, 48
大英帝国の神経システム (nerve system)	41
大航海時代	28
『大国の興亡』	9
多元型安全共同体 (plural security community)	17
大統領選挙	62
大北電信社 (Great Northern Telegraph Company)	33
第一次世界大戦	41-42
第一段階の行政情報化	159

第三の波	11
第三段階の行政情報化	160, 184, 207-208
第二次世界大戦	49
第二段階の行政情報化	160-161
脱工業時代	11
ダン・コーツ (Dan Coats) 上院議員	106
短波無線	39-40

チ

知識産業論	11
智のゲーム	12
チャールズ・ウィートストーン (Charles Wheatstone)	31
チャールズ・グラスレー (Charles E. Grassley) 上院議員	79
チューダー朝	28
中小企業庁	179
「著述と出版の自由に関する1766年12月2日の憲法法律」	187

ツ

通産省	133-135, 137, 166-167, 176-177, 179, 222, 232, 239
通商代表部	232
通信機械工業会	228
通信主権	226
通信品位法 (Communications Decency Act)	78-79, 92, 95, 97, 107, 131, 159
通信法	77
ツェンペル (Ernst-Otto Czempel)	18
塚原俊平通産相	233
強いアメリカ	62

テ

データ保護 (data protection)	112
データ保護法	118
データ法 (Data Act)	118
デービッド・アーン (David L. Aaron)	150
帝国チェーン (Imperial Chain)	40
帝国無線・ケーブル会議 (Imperial Wireless and Cable Conference)	40
帝国無線電信委員会	40
「提供される情報」と「公開される情報」	208
出来事 (イベント、ファクト)	24
適用除外事由 (exemption)	189, 205
テクノヘゲモニー (techno-hegemony)	15
デジタル	49
デジタル署名	144
鉄製蒸気船の導入	28
テレウェイ	231
テレグローブ	231
テレグローブ社	231

テレワーク	70
電気通信・情報産業閣僚会議	219, 225
電気通信省	212
電子データ交換 (EDI: Electronic Data Interchange)	145
電子権利章典 (Electronic Bill of Rights)	126-127
電子商取引	67, 69, 73, 122-123, 125, 130, 135, 138, 141, 145-148, 151, 155-156, 219, 240
電子情報自由法 (EFOIA)	171, 184-185
「電子情報自由法改正 (Electronic Freedom of Information Amendments of 1996) 」	160, 188
電磁波	39
電信	28, 30-32, 34-36, 38-43, 45-46, 48-50
デンマーク	187
電話	38, 49
ト	
ドール (Robert Dole)	64
ドイチュ (Karl W. Deutsch)	16
ドイツ	120, 187, 217
盗聴	152
特許庁	179
独裁体制	17
独占型情報国家	18, 24, 48, 141, 242
トフラー	248
トフラー (Alvin Toffler)	11
富のゲーム	12
ドメイン・ネーム	65
ナ	
ナイ	10
内閣法制局	179
内務省	120, 168
内務省 (Home Office)	120
内容規制	77, 97
ナショナル・キャリアー (National Carrier)	212
ナショナル・パフォーマンス・レビュー (NPR: National Performance Review)	71, 207
ニ	
日米オレンジ交渉	21
日米電子商取引共同声明	147
日米半導体協定	232-233
日米半導体新協定	232
日本データ通信協会	134
日本テレコム	231
日本情報処理開発協会 (JIPDEC)	133-134

日本電信電話公社（電電公社）	212
ニューエコノミー	16, 67
ニューライト	95
『ニューロマンサー』	22

ネ

ネットスケープ・ナビゲーター（Netscape Navigator）	161
ネットスケープ社	150
ネットワーク・ウィザーズ（Network Wizardz）社	64

ノ

農林水産省	167, 177, 179
-------	---------------

ハ

ハードパワー	9, 13
バートン（Joe L. Barton）議員	87
バーミングガム・サミット	146
バーンズ上院議員（Conrad Burns：共和党、モンタナ州）	148
ハイテク・セネター（high-tech senator）	62
ハインリッヒ・ヘルツ（Heinrich Herz）	39
パケット	52
覇権	29
バシェフスキー通商代表	146, 239
バシェフスキー通商代表代行	226, 234-235
橋本首相	170, 228, 234-235
橋本政権	171
橋本通産相	222
発展系	245
バナー（banner）広告	69
ハノーバー朝	28
パリ条約	28
ハロルド・クロス（Harold Cross）	188
阪神淡路大震災	72
ハンズ・オフ（Hands - Off）・アプローチ	122
ハント委員長	226
半導体	232
半導体工業会（SIA）	232
半導体主要国政府会合	239
「万人の万人による闘争」	15

ヒ

ビクトリア朝	28-29
ビザ・インターナショナル	68
非対称性	24
ビッグ・ブラザー	153
日野郵政相	225

秘密鍵暗号	140, 143-144
表現の自由	131

フ

ファインゴールド (Russell D. Feingold) 議員	80-81, 104
フィードバック	14, 17-18
フィラデルフィア連邦地裁	78, 100, 102-103
フィリップス通商代表補	234
フィル・ジンマーマン (Phil Zimmermann)	152
フィルタリング・ソフトウェア	106
フィンランド	187
フェニキア	29
不拡散型	142
不完全性	24
復号あるいは復号化 (decryption)	143
双子の赤字	16
ブッシュ	62, 64
『不滅の大国アメリカ (Bound to Lead)』	9
プライバシー	112, 122, 148, 152-153, 156, 159
プライバシーマーク制度	134
プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会 勧告 (OECD勧告)	115
プライバシー法	189, 196
プライベート・ドアベル (private doorbell)	154
ブラウザ (browser)	161
フランス	29, 120, 187, 217
ブリタンEU副委員長	234
ブリタン欧州委員会副委員長	222
ブリタン副委員長	234
ブルー・リボン・キャンペーン	78, 93-94, 103, 106-107
ブルー・リボン・キャンペーン (Blue Ribbon Campaign)	102
ブルートン欧州理事会議長	235
プレスラー委員長 (Larry Pressler : 共和党、サウスダコタ州)	149
プロジェクト・ゲーテンベルグ	90
プロッキング・ソフトウェア	78, 85
プロッキング技術	81
ブロック通商代表	218
プロディジー (Prodigy) 社	86
文化庁	179

へ

ベイ・ネットワークス社	154
兵器管理枠組	148
兵器登録制度	142
米国厚生省	200
米国通商代表部	232

米国標準技術協会 [NIST]	143
ヘゲモン (覇権国)	15
ベスト・エフォート	52, 214
ベトナム戦争.....	16, 189
ベル	50
ベル (Daniel Bell)	11
ベル (Graham Bell)	49
ベル電話会社.....	38, 50
ペンダー	44
変容性.....	24
ヘンリー7世.....	28
ヘンリー・ハイド (Henry Hyde、共和党、イリノイ州)	95
ホ	
ボーイング社.....	70
ポール・ケネディ (Paul Kennedy)	9
法務省	118, 165, 176, 178-179, 182
防衛庁	178-179
北米郵便遞送特許汽船会社 (British and North American Royal Mail Steam Packet Company ; 現在のキューナード汽船会社)	30
保健教育福祉省.....	124
保守革命	62
ポスト・オフィス・ビーム・ワイアレス (Post Office Beam Wireless)	40
北海道開発庁.....	179
ホップズ	15
ポルノ	77-79, 103, 108
ホワイハウス.....	169-170
マ	
マー・ボータン運輸通信相	237
マイクロソフト社	64, 150, 161
マガジナー (Ira Magaziner)	123, 125, 130
マクラーレン国際貿易相	222
マスメディア.....	24, 192
窓口閲覧制度.....	208
マハティール首相	235
マハループ (Fritz Machlup)	11
マラケシュ閣僚会議.....	220
マラケシュ協定.....	220
マリリン・モンロー	197
マルコーニ	39-40, 44
マルコーニ・ワイアレス・テレグラフ・カンパニー	39
マルチメディアコンテンツ振興協会	68
ミ	
未成年者の保護.....	92

三つの社会ゲーム	12
ミニマム・アプローチ	122
ミレニアム・ラウンド	220, 240
民主主義体制	18, 22
ム	
無線電信	38-42
村山首相	170
メ	
名誉革命	28
モ	
モース (Morse : モールスともいう)	50
モザイク (Mosaic)	161
モデルスキー (George Modelski)	15
モトローラ	232
モレラ (Constance A. Morella) 議員	84, 86
文部省	165, 167, 179
ヤ	
薬師寺泰蔵	15
ユ	
ユーリウス・ロイター	45
ユーリウス・ロイター (Jurius Reuters)	44-45
輸出管理型	142
有害情報	159
郵政省	60, 133, 135-137, 167, 176-179, 213, 223, 225-227, 231
郵電省	40
郵便	30
ユニバーサル・サービス	219-220
ヨ	
四極通商会議	215, 217-218, 222, 233-235
ラ	
ライシュ (Robert Reich)	11
ラフィダ通産相	235
ランド研究所 (RAND Corporation)	53
リ	
リアリズム	15
利益集団	93
理想主義	15
リベラリズム	15

ル

ルトコウスキー (Anthony Rutkowski) 85

レ

レーガン 16, 62, 232

レーガン・デモクラッツ (Reagan Democrats) 62

レーティング (格付け) 105-106

レイヒー (Patrick Leahy) 議員 79

レイヒー議員 81, 83, 150, 191

レジーム 29, 46, 73, 213, 215, 240

連邦最高裁 78, 188

連邦通信委員会 (FCC) 94, 97

ロ

ローズノー (James N. Rosenau) 18, 23

ロード国務次官補 235

ローマ 29

ロイズ保険組合 39

ロイター通信 (Reuters) 44-45

労働省 107, 165, 167, 178-179

ロシア 217

ロビーイング (lobbying) 93

ロフグレン (Zoe Lofgren) 議員 86

ワ

ワールド・ワイド・ウェブ 59, 161

ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム (W3C) 60, 130-131

ワールドコム社 231

ワイアード・マガジン (Wired Magazine) 153

ワイアレス・テレグラフ・アンド・シグナル・カンパニー 39

ワッセナー協約 (Wassenaar Arrangement) 151-152

湾岸危機 62

湾岸戦争 52, 62

ワンストップ・オプトアウト (One Stop Opt-Out) 127

謝辞

1970年、BBN社のRay Tomlinsonが二つのマシンの間で最初の電子メールを送信した年に私は生まれた。しかし、私が初めて電子メールを送ったのは大学院の修士課程に入った頃だった。20年数年間、私は電子メールを知らなかったのだ。実は、記憶をたどると電子メールのことを聞いたのはその数年前にさかのぼる。北欧のフィンランドに旅行に行ったとき、ヘルシンキ経済大学の学生から「電子メールを使っていないのか」と聞かれたのだ。私はそれが何なのか全然わからなかったのだ。ただ使っていないと答えたり忘れていた。その時すでにヘルシンキ経済大学では学生全員に電子メールアドレスを配っていたのだ（1992年夏のことである）。

初めて自分で買ったパソコンは、アップル社のノート型パソコン、Macintosh PowerBook165だった（教育機関限定モデル）。アップルのパソコンはそれまで使っていたコンピューターとは全然違うものだった。そこから何か新しいものを作り出そうという気概、そして60年代末から70年代の社会変革の息吹が聞こえてきそうだった。ローリング・ストーンズやビートルズなど、その時代の音楽ばかりを聴いていた私は、マック（Macintosh）にもまたのめり込んでしまった。

もともとは私は日米半導体摩擦を研究していたのだが、半導体技術への興味と重なり、研究分野は徐々に、情報通信技術が社会や国際関係に与える影響へと移っていく。そして、パソコンを毎日いじりながら、友人たちにパソコンを買わせて電子メール仲間を増やそうと「布教」に励んだ。

私はインターネットの開発時期の20数年を何も知らずに過ごした。しかし、世の中が1995年のウィンドウズ95発売に伴うインターネット・ブームにわき出すわずか前にインターネットに接することができたのは幸運であった。少なくともインターネットとはこんなものだということを友人に説明できたからだ。本論文は、そうしたインターネットとはいったい何なのか、それをどうやって位置づけていったらいいのかと考えるところから始まった。

本論文をまとめるあたって多くの方々にお世話になった。全ての方の名前を挙げることは到底できないにしろ、特にお力添えをいただいたの方々についてここで謝意を表させていたきたい。

まず、私の指導教授として常に励ましと適切なアドバイスを下さった慶應義塾大学総合政策学部の草野厚先生に感謝したい。先生の研究に対する並ならぬ情熱は、そばにいただけで研究意欲をかき立てるものであった。時に拡散しがちな私の関心に方向性を与えて下さったのも先生である。

また、最初に私を大学院に受け入れて下さり、研究者への道を切り開いて下さった慶應義塾大学常任理事の薬師寺泰蔵先生にもお礼を言わなければならない。先生の直感の鋭さと豊富なアイデアは学生の知的好奇心を刺激してやまない。

目白大学の石井貴太郎先生もまた、良き兄貴分として、先達として常に励まして下さった。先生の力強いお言葉に研究者としての喜びを見いだすことができた。

私の情報通信への関心を引き出して下さったのは国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）の公文俊平先生、山内康英先生、木村忠正先生（現在は東京都立大学科学技術大学）である。グローコムへアルバイトとして通い始めた頃は、先生方が何の話をしているのかさっぱりわからなかった。それだけグローコムは研究の最先端を走っているのである。そんな私を特に木村先生は熱心に指導して下さい、二人の研究成果として『ネットワーク時代の合意形成』（NTT出版、1998年12月）を公刊できたことは大きな喜びであった。三人の先生方だけでなくグローコムの多くの研究員・スタッフのみなさんにも大変お世話になった。

私は大学院の後期博士課程から、日本のインターネット研究においてグローコムと並んで最先端をいく慶應義塾大学の湘南藤沢キャンパス（SFC）の大学院政策・メディア研究科へと移籍した。グローコムと同じくSFCもまた常に新しい何かが起きており、最初の一年間はSFCにおける自分の研究の位置づけすらわからず、途方に暮れることもあった。しかし、研究指導グループの田村次朗先生（現在は法学部）、安村通晃先生、小島朋之先生その他、大学院の国際開発協力プロジェクトでお世話になった香川敏幸先生、彦谷貴子先生などのアドバイスによってどうにか自分の研究に一区切りつけることができたことに感謝したい。また「日本のインターネットの父」である村井純先生にも「政策・メディア21」プロジェクトを通じて接することができたことは大きな収穫であった。

多くの同僚にも恵まれた。オーストラリア国立大学大学院の阿久津博康さんは丁寧に本論文のドラフトを読んでくれ、多くの改善点を示してくれた。分かりやすい議論になったすれば彼のおかげである。他にも、草野研究室の野本啓介さん、池田洋一郎さん、田中靖人さん、中山実花さんの各院生をはじめ、多くの学部生と共に学べたことは励みになった。学部時代からの友人として、三枝木明美さん、原克利さん、西友紀さん、堀井信浩さん、佐川桂子さん、大澤淳さん、堀真奈美さん、花輪幾夫さん、荒井さとみさん、沖田美香さんたちには折に触れてアドバイスをもらうことができた。感謝してもしきれない。

家族の協力なくして研究を続けることはできなかつたらう。父と弟は何も言わず支えてくれた。

最後に、本論文は、愚息の成果を何も見ることもなく天に向かった母に捧げることにはしたい。

1999年2月

土屋 大洋